

令和4年9月定例会（9月5日開会
9月21日閉会）

池田町議会会議録

令和4年9月池田町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1 5
応招・不応招議員.....	1 6

第 1 号 (9月5日)

議事日程.....	1 7
本日の会議に付した事件.....	1 8
出席議員.....	1 8
欠席議員.....	1 8
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 8
事務局職員出席者.....	1 8
開会及び開議の宣告.....	1 9
諸般の報告.....	1 9
会議録署名議員の指名.....	2 0
会期の決定.....	2 1
町長あいさつ.....	2 1
認定第1号より認定第6号まで、議案第27号の一括上程、説明.....	2 2
報告第16号、報告第17号の一括上程、報告.....	5 6
監査委員による令和3年度の決算審査意見について.....	5 7
認定第1号より認定第6号まで、議案第27号の質疑.....	6 5
散会の宣告.....	6 9

第 2 号 (9月6日)

議事日程.....	7 1
本日の会議に付した事件.....	7 1
出席議員.....	7 2
欠席議員.....	7 2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	7 2
事務局職員出席者.....	7 2

開議の宣告.....	7 3
議案第 2 8 号の上程、説明、質疑.....	7 3
議案第 2 9 号より議案第 3 1 号まで、一括上程、説明、質疑.....	7 4
議案第 3 2 号より議案第 3 6 号まで、一括上程、説明、質疑.....	7 5
認定第 1 号より認定第 6 号まで、議案第 2 7 号より議案第 3 6 号まで、各委員 会に付託.....	8 8
請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託.....	8 9
散会の宣告.....	8 9

第 3 号 (9 月 8 日)

議事日程.....	9 1
本日の会議に付した事件.....	9 1
出席議員.....	9 1
欠席議員.....	9 1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	9 1
事務局職員出席者.....	9 1
9 月定例議会一般質問一覧表.....	9 2
開議の宣告.....	9 4
一般質問.....	9 4
大 厩 美 秋 君.....	9 4
中 山 眞 君.....	1 0 5
薄 井 孝 彦 君.....	1 1 9
服 部 久 子 君.....	1 3 7
横 澤 は ま 君.....	1 5 2
散会の宣告.....	1 6 9

第 4 号 (9 月 9 日)

議事日程.....	1 7 1
本日の会議に付した事件.....	1 7 1
出席議員.....	1 7 1

欠席議員.....	171
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	171
事務局職員出席者.....	171
開議の宣告.....	173
一般質問.....	173
大出美晴君.....	173
和澤忠志君.....	185
矢口稔君.....	203
松野亮子君.....	224
倉科栄司君.....	229
散会の宣告.....	239

第5号（9月21日）

議事日程.....	241
本日の会議に付した事件.....	241
出席議員.....	241
欠席議員.....	242
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	242
事務局職員出席者.....	242
開議の宣告.....	243
各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑.....	243
認定第1号より認定第6号まで及び議案第27号について、討論、採決.....	262
議案第28号について、討論、採決.....	265
議案第29号より議案第31号について、討論、採決.....	265
議案第32号より議案第36号について、討論、採決.....	267
請願・陳情書について、討論、採決.....	269
日程の追加.....	270
議案第37号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	271
議案第38号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	272
議案第39号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	273

同意第 2 号について、上程、説明、採決.....	2 7 4
同意第 3 号について、上程、説明、採決.....	2 7 6
同意第 4 号について、上程、説明、採決.....	2 7 7
発議第 6 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 7 8
発議第 7 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 7 9
福祉総務委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件.....	2 8 1
日程の追加.....	2 8 2
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件.....	2 8 2
日程の追加.....	2 8 2
議員派遣の件.....	2 8 3
町長あいさつ.....	2 8 3
閉議の宣告.....	2 8 4
議長あいさつ.....	2 8 4
閉会の宣告.....	2 8 4
署名議員.....	2 8 5

池田町告示第93号

令和4年9月池田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年8月24日

池田町長 齋 聖 章

1.期 日 令和4年9月5日(月) 午前10時

2.場 所 池田町役場議場

応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	松野亮子君	2番	大厩美秋君
3番	中山眞君	4番	横澤はま君
5番	矢口稔君	6番	大出美晴君
7番	薄井孝彦君	8番	服部久子君
9番	和澤忠志君	10番	那須博天君
11番	倉科栄司君	12番	矢口新平君

不応招議員（なし）

令和 4 年 9 月 定例 町 議 会

(第 1 号)

令和4年9月池田町議会定例会

議事日程(第1号)

令和4年9月5日(月曜日)午前10時開会

諸般の報告

報告第10号 議長が決定した議員派遣報告について

報告第11号 議員派遣結果報告について

報告第12号 例月出納検査結果報告(6・7・8月)

報告第13号 寄附採納報告について

報告第14号 令和3年度池田町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第15号 令和3年度池田町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

会期 - 9月5日(月)から21日(水)までの17日間

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 認定第 1号 令和3年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2号 令和3年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3号 令和3年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4号 令和3年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5号 令和3年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6号 令和3年度池田町水道事業会計決算の認定について

議案第27号 令和3年度池田町下水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について

一括上程、説明

- 日程第 5 報告第 16 号 池田町財政健全化判断比率の報告について
 報告第 17 号 池田町公営企業会計における資金不足比率の報告について
- 日程第 6 監査委員による令和 3 年度の決算審査意見について
 決算審査意見に対する質疑
- 日程第 7 認定第 1 号より第 6 号、議案第 27 号まで、質疑

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	松野亮子君	2 番	大厩美秋君
3 番	中山真君	4 番	横澤はま君
5 番	矢口稔君	6 番	大出美晴君
7 番	薄井孝彦君	8 番	服部久子君
9 番	和澤忠志君	11 番	倉科栄司君
12 番	矢口新平君		

欠席議員（1名）

10 番 那須博天君

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	麩聖章君	副町長	小田切隆君
教育長	山崎晃君	総務課長	宮澤達君
健康福祉課長	宮本瑞枝君	振興課長	大澤孔君
会計管理者兼 会計課長	丸山光一君	学校保育課長	寺嶋秀徳君
生涯学習課長	下條浩久君	総務課長補佐 兼総務係長	井口博貴君
監査委員	吉澤暢章君		

事務局職員出席者

事務局長	山岸寛君	事務局書記	矢口富代君
------	------	-------	-------

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

議長（矢口新平君） おはようございます。

令和4年9月池田町議会定例会が招集されました。御多忙の折、御参集願ひ、大変御苦労さまでございます。

本定例会は令和3年度一般会計及び特別会計の決算の認定等を審議願う予定になっております。

各位の御協力をいただき、順調な議会運営ができますよう、よろしく願ひ申し上げます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年9月池田町議会定例会を開会いたします。

なお、10番、那須博天議員療養中のため、今会期中、蜜澤住民課長療養中のため、今会期中欠席との届出がありました。

また、吉澤監査委員所用のため、午前中欠席との届出がありました。

会議に入る前にお諮りします。

本会議の発言で不適切な用語等があれば、その部分については言い間違えとして、議長において会議録を修正させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（矢口新平君） 諸般の報告を行います。

報告第10号 議長が決定した議員派遣報告について。

この報告については、急を要する場合として、池田町議会会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しましたので、お手元に配付した資料のとおり報告します。

報告第11号 議員派遣結果報告について。

この報告については、派遣議員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第12号 例月出納検査結果報告（6月、7月、8月）について。

この報告については、監査委員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第13号 寄附採納報告について。

この報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第14号 令和3年度池田町水道事業会計予算繰越計算書の報告について報告を願います。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） おはようございます。9月定例会、御苦労さんでございます。

それでは、報告第14号について説明を申し上げます。

これは、令和3年度水道事業会計予算の建設改良費を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

今回、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、繰越しをした建設改良費は、水道中央監視システムの更新工事で、資材調達に日数を要したことにより、7,040万円を翌年度に繰り越したものであります。

なお、繰越予算に係る財源は、損益勘定留保資金及び建設改良積立金を充てることとしております。

以上、報告第14号の説明をいたしました。

議長（矢口新平君） 報告第15号 令和3年度池田町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について。

この報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

会議録署名議員の指名

議長（矢口新平君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、4番、横澤はま議員、9番、和澤忠志議員を指名します。

会期の決定

議長（矢口新平君） 日程2、会期、日程の決定を議題にします。

会期、日程については、議会運営委員会を開催し、あらかじめ審議を願っております。

議会運営委員長からの報告を求めます。

矢口稔議会運営委員長。

〔議会運営委員長 矢口 稔君 登壇〕

議会運営委員長（矢口 稔君） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る8月29日に開会いたしました議会運営委員会において、令和4年9月池田町議会定例会の会期及び議事日程について協議をいたしました。

会期は、本日9月5日から9月21日までの17日間とし、議事日程はお手元に配付のとおりといたしましたので、よろしく願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告を申し上げます。

議長（矢口新平君） ただいまの委員長報告に質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本定例会の会期、日程については委員長の報告のとおりとしたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙、会期日程案のとおり決定しました。

町長あいさつ

議長（矢口新平君） 日程3、町長あいさつ。

甕町長。

〔町長 麩 聖章君 登壇〕

町長（麩 聖章君） 9月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、御出席をいただき、御礼申し上げます。

ロシアによるウクライナへの侵攻はいまだ収束を見ず、世界中をエネルギー問題、食料問題に巻き込み、世界の国々の分断が深刻化しております。我が国でも新たな内閣がスタートいたしました。内政、外交とも難しいかじ取りが求められております。当町でも、町民の生活や業者の皆さんへ少なからぬ影響を受けているところであります。

また、依然新型コロナウイルスの感染が止まりません。十分注意してまいりたいと思います。

本議会では、令和3年度の決算の状況を御報告いたしますが、交付税の増加等もあり、数値的には改善が見られます。しかしながら、財政の厳しさは続いておりますので、今後安定した財政運営ができるよう十分配慮してまいりたいと考えております。

本定例会は、令和3年度の各会計の決算議案の認定を中心に、また令和4年度後半に向けての行政執行に必要な補正予算等を提案いたしますので、御審議、御決定をお願いいたします。

今議会に提案いたします議案は、報告案件8件、認定案件6件、条例改正案件等5件、補正予算案5件の合計24件であります。提案いたします議案については、十分御審議をいただき、認定及び御決定をいただきますようお願い申し上げます。

なお、最終日には追加案件も予定しております。

以上、開会に当たってのあいさつといたします。

認定第1号より認定第6号まで、議案第27号の一括上程、説明

議長（矢口新平君） 日程4、認定第1号 令和3年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和3年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和3年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和3年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和3年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和3

年度池田町水道事業会計決算の認定について、議案第27号 令和3年度池田町下水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） それでは、認定第1号から認定第6号及び議案第27号の一括提案理由の説明を申し上げます。

この認定等案件は、令和3年度の一般会計ほか4つの特別会計並びに上下水道事業会計の予算執行結果の認定と下水道事業会計の剰余金処分の議決をいただくため、提案するものがあります。

地方自治法の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけ、併せて主要な施策の成果説明書も提出いたしましたので、御審査、御審議をお願い申し上げます。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、財政の指標となる健全化判断比率及び資金不足比率については、この決算認定とは別に報告をいたします。

以下、決算の主要事項を報告し、提案説明といたします。

初めに、認定第1号 令和3年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和3年度池田町一般会計予算では、新型コロナウイルス対策に係る各種事業、子育て世帯や住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業、災害復旧事業、てるてる坊主のふるさと応援寄附金経費などにおいて10回の補正を行い、総額9億7,687万円の追加補正予算を編成いたしました。

決算額は、歳入総額54億9,278万3,852円、歳出総額54億1,537万7,744円で、歳入歳出差引残額は7,740万6,108円となり、翌年度へ繰り越すべき財源は2,557万3,000円、実質収支額は5,183万3,108円で、そのうち地方自治法に基づく基金積立金として、財政調整基金に2,600万円の積立てを行う決算となりました。

決算の主な項目について申し上げます。

歳入では、町税の収入済額は9億1,776万4,756円、前年度対比3.1%の減で、歳入全体の16.7%を占めました。

町民税は、収入額4億4,435万1,623円で、前年度対比、金額で1,732万4,933円の減となり、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける状況の中、個人分は減少したものの法人分は増収となりました。

固定資産税は、収入額 3 億8,056万311円で、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者への固定資産税の特別措置などで、前年度より1,718万718円の減となっております。また、軽自動車税及び町たばこ税は、前年度よりそれぞれ増加となっております。

地方譲与税は6,382万3,000円で、前年度対比2.2%の増、地方消費税交付金は 2 億3,207万8,000円で、前年度対比8.3%の増となりました。

地方交付税は23億9,081万6,000円で、歳入全体の43.5%を占め、自治体に対する国からの配分が全体的に高くなったため、前年度対比では13.6%と大幅な増となっております。

分担金及び負担金では5,580万8,869円で、前年度対比1.6%の減となりました。

使用料及び手数料は5,706万4,532円で、住宅使用料やバス使用料が減少したことにより、前年度対比6.3%の減となりました。新型コロナウイルス感染症対策による公共施設の休館やイベント中止などの影響による減収については、多少の改善が見受けられました。

国庫支出金は 7 億6,111万4,211円で、前年度対比 8 億5,450万3,321円、率として52.9%の減となり、歳入全体での割合は13.9%でございました。減少の主な要因としては、令和 2 年度の特定期額給付金給付事業に係る国からの補助金が非常に多かったためであります。

県支出金は 3 億1,180万4,129円で、前年度対比20.5%の減となりました。減少の主な要因は、農地耕作条件改善事業及び地域支えあいプラスワン消費促進事業などの補助事業が終了したことによるものでございます。

財産収入は、収入額2,154万9,749円で、前年度対比60.9%の減となりました。減少の理由として、令和 2 年度に解散したことによって生じた池田町土地開発公社解散残余金が令和 2 年度の収入としてあったことが主な要因となります。

寄附金は 1 億1,578万5,000円で、ふるさと応援寄附金の増加により、前年度対比57.0%の増となり、ふるさと応援寄附金は初めて 1 億円を超える収入実績となりました。

繰入金では2,031万4,000円で、前年度対比73.3%の減となりました。減少の主な要因は、社会資本整備総合交付金事業及び農地耕作条件改善事業等の大型事業の終了により、令和 3 年度は財政面での負担が少なかったこと、また、予算編成時において、経常経費及び継続事業等について抜本的な見直しを行い、支出を抑えることができたことで基金からの繰入金が少なく済み、令和 3 年度も財政調整基金からの繰入れはありませんでした。

町債は、農林水産業債、土木債、災害復旧事業債などを主なものとして 3 億1,020万円の収入となり、前年度対比50.6%の減でございました。全体収入の割合は5.7%となっております。

歳入全体では、令和2年度と比較し10億5,750万1,842円、16.1%の減の54億9,278万3,852円の決算となりました。

次に、歳出について主な項目を申し上げます。

議会費は、支出済額5,728万5,502円、前年度対比6.8%の減でした。任期終了までの議員報酬を減額するなどしたことが主な減少の理由です。

総務費は、11億9,896万5,022円で、前年度対比39.2%の増となり、歳出全体の22.1%でございました。主な支出として、庁舎管理費の経常経費のほか、てるてる坊主のふるさと応援基金への積立て、移住・定住補助金などで、増加の主な要因としては、減債基金や公共施設整備基金への積立額が大きかったためであります。

民生費は15億9,400万4,648円で、前年度対比32.4%、額では7億6,452万8,820円の減となり、歳出全体に占める割合は21.3%でございました。減少した理由として、特別定額給付金事業、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、子育て世帯等応援給付事業など、給付対策規模の違いが大きな要因となっております。

衛生費は3億7,638万7,658円で、対前年度比35.7%の減となり、歳出全体での割合は29.4%でした。減少した主な要因は、穂高広域施設組合新ごみ処理施設建設負担金がなくなったことによるものでございます。

労働費は563万6,069円で、主なものは勤労者生活資金等預託金に関連する支出となっております。

農林水産業費は3億771万4,726円で、前年度対比28.4%の減でございました。減額の主な要因として、農地耕作条件改善事業など事業の終了に伴い工事費がなくなったことや、各種補助事業及び負担金において支出が少なかったためでございます。

商工費では1億3,364万9,807円、前年度対比66.1%の減でございました。減少の主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策として実施した中小企業経済対策支援事業補助金、商品券発行事業など、各種事業が縮小またはなかったことによるものでございます。

土木費は4億3,647万5,609円で、前年度対比14.3%の減となりました。減額の主な要因は、道路舗装工事及び交通安全対策事業に係る工事が少なかったためでございます。

消防費は1億7,621万6,894円で、前年度対比0.6%の増となりました。北アルプス広域連合常備消防費負担金や各分団への交付金などが主な支出であります。

教育費は4億7,305万3,779円で、前年度対比で1.2%の減となりました。主な支出としては、教育委員会各施設の維持管理のための経常経費のほか、新型コロナウイルス対策事業に

係るGIGAスクール構想推進費用や学校など公共施設の自動水洗化、美術館指定管理料、池田松川施設組合負担金があります。令和3年度は池田松川施設組合の負担金が少なかったことで、前年度より減少となりました。

公債費は5億7,307万4,668円で、前年度対比3.5%の減でございました。

災害復旧費では8,291万3,362円で、前年度対比146.07%の増でございました。町道300号線及び691号線の災害復旧工事によるものが増加した主な要因でございます。

なお、令和3年度へ繰越しをして事業を実施するための繰越明許費は、事業費ベースで総額1億9,013万9,000円となりました。

以上、令和3年度一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げます。

次に、認定第2号 令和3年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入は、前年度からの繰越金608万5,240円、歳出は、事業執行がありませんでしたので、そのまま同額を令和4年度へ繰り越す決算であります。

次に、認定第3号 令和3年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額は11億1,505万7,093円、歳出決算額は11億1,253万1,335円で、歳入歳出ともに前年度対比2.8%増でございます。差引残額は252万5,758円で、このうち150万円を国保支払準備基金へ積み立てることいたしました。

歳入では、国税収入は1億7,973万1,363円で、前年度対比3.9%減となりました。

県支出金は8億3,525万6,591円の収入済額で、前年度対比2.6%の増、歳入全体で占める割合は74.9%となりました。

基金繰入金は2,000万円を国保支払準備基金より繰り入れております。

歳出は、保険給付費が8億1,478万1,587円で、前年度対比2.9%増となりました。

次に、認定第4号 令和3年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入決算額は1億5,287万7,275円で、前年度対比2.6%増、歳出総額は1億5,256万1,715円で、前年度対比2.4%の増となり、差引残額31万5,560円の決算となりました。

歳入の主な内容は、保険料と一般会計からの繰入金、歳出は、後期高齢者医療広域連合への納付金となります。

次に、認定第5号 令和3年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

であります。

歳入総額1,659万1,852円、対前年度比60.1%の増、歳出総額1,646万6,273円、対前年度比60.9%の増で、差引残額は12万5,579円の決算となりました。

歳入の主な内容は、一般会計繰入金、水道使用料、歳出は、施設修繕料、広津簡易水道の維持管理のため行った借入金の元利償還となります。

次に、認定第6号 令和3年度池田町水道事業会計決算の認定についてであります。

それでは、決算状況を申し上げます。

収益的収入では、水道事業収益2億4,831万2,393円、支出では、水道事業費1億7,081万4,887円、資本的収入322万3,000円、資本的支出は6,217万8,875円でありました。令和3年度の純利益は7,436万6,716円で、令和3年度末処分利益剰余金は4億8,441万4,177円となりました。

このうち、条例第5条による処分額として利益積立金に2,500万円を積立てし、差引翌年度繰越利益剰余金は4億5,941万4,177円の予定でございます。

次に、議案第27号 令和3年度池田町下水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定についてでございます。

本議案につきましては、決算剰余金の処分について議決が必要とされ、単年度に発生した剰余金を資本金に組み入れることを議決いただくこととなります。

それでは、決算状況を申し上げます。

収益的収入では、下水道事業収益5億3,820万8,795円、支出では、下水道事業費4億2,212万6,673円、資本的収入3億1,307万2,500円、資本的支出は5億803万3,078円でありました。

令和3年度の純利益は1億1,608万2,122円で、令和3年度末処分利益剰余金は1億3,611万5,736円となりました。

剰余金処分額として、議会の議決による資本金への組入額は100万2,000円でございます。また、条例第5条による処分額として、減債積立金に680万円を積み立てし、差引翌年度繰越利益剰余金は1億2,831万3,736円の予定でございます。

以上、認定第1号から議案第27号まで、一括提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御認定及び議案第27号中の剰余金処分について御決定をお願い申し上げます。

なお、補足の説明は、会計管理者及び担当課長に致させます。

議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

補足の説明を求めます。

認定第1号より第5号までについて。

丸山会計管理者兼会計課長。

〔会計管理者兼会計課長 丸山光一君 登壇〕

会計管理者兼会計課長（丸山光一君） おはようございます。

それでは、認定第1号から認定第5号までの補足の御説明を申し上げます。

決算書につきましては、事項別明細書により金額の大きなものを中心に御説明申し上げます。

なお、町長の提案説明と重なるところもあろうかと思いますが、よろしく申し上げます。

それでは、認定第1号 令和3年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算書8ページを御覧ください。

歳入、款1町税でございますが、町税全体の収入済額は9億1,776万4,756円で、対前年比3.11%の減、金額では2,942万9,561円の減となっております。また、徴収率は97.23%で、対前年比0.02%の減となっております。不納欠損額は161件分の185万1,234円を処分しております。収入未済額は2,429万3,317円となり、翌年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。

次に、町税の主な内訳を申し上げます。

項1町民税、目1個人の収入済額は3億9,834万8,323円で、徴収率は97.72%、対前年比0.16%の減でございます。不納欠損は65件、額にして55万4,717円の処分を行っています。

目2の法人の収入済額は4,600万3,300円で、対前年比0.56%の増、額にして600万5,600円の増となっております。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税の収入済額は3億7,695万411円で、徴収率は96.33%、対前年比0.02%の増でございます。不納欠損は67件、額にして75万6,825円を処分しております。

次に、項3軽自動車税の収入済額は3,910万9,000円で、徴収率は96.60%、対前年比0.03%の増でございます。不納欠損は21件、額にして11万592円を処分しております。

次に、9ページを御覧ください。

項4町たばこ税は、令和3年10月より税率が上がったことにより、対前年比7.68%増で、収入済額は5,374万3,822円となりました。

款 2 地方譲与税の収入済額は6,382万3,000円で、対前年比2.2%の増となっております。譲与基準は、項 1 の地方揮発油譲与税、項 2 の自動車重量譲与税ともに一定の割合を町道の延長及び面積で案分されて国から譲与されるものでございます。

項 3 森林環境譲与税は、対前年比0.3%の減でした。

10ページを御覧ください。

款 6 法人事業税交付金は、対前年比183.9%増で998万6,000円の収入となりました。

款 7 地方消費税交付金の収入済額は 2 億3,207万8,000円で、対前年比8.3%の増となっております。これは、県に納付されます地方消費税の 2 分の 1 相当額が市町村に対して交付され、交付基準は国勢調査人口及び事業所統計の従業者数で案分されて交付されるものでございます。

11ページを御覧ください。

款 9 地方特例交付金では、収入済額が1,719万2,000円で、そのうち、項 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金では907万6,000円の収入がありました。

款10地方交付税の収入済額は23億9,081万6,000円で、対前年比13.6%、額にして 2 億8,633万5,000円の増となっております。当町の地方交付税は歳入決算額の43.5%を占め、歳入の中では一番大きな財源となっております。

次に、12ページを御覧ください。

款12分担金及び負担金の収入済額は5,580万8,869円で、対前年比1.6%の減となっております。

項 1 負担金、目 1 民生費負担金、節 5 の保育料負担金は、対前年比1.2%の増、また、節 6 延長保育料負担金は30.8%増となっております。

13ページを御覧ください。

款13使用料及び手数料の収入済額は5,706万4,532円で、対前年比6.3%の減となっております。減少の要因として、目 1 総務使用料、節 1 バス使用料や、14ページ、目 6 土木使用料、節 3 住宅使用料などの収入が減ったためでございます。

15ページを御覧ください。

款14国庫支出金の収入済額は 7 億6,111万4,211円で、対前年比52.9%、額にして 8 億5,450万3,321円の減となっております。大幅な減少となった主な理由として、令和 2 年度では特別定額給付金給付事業の補助金収入額が 9 億8,190万2,836円あったためでございます。

また、収入未済額の8,609万9,285円につきましては、災害復旧事業などの費用として翌年

度への繰越明許費の未収入特定財源となります。

項1 国庫負担金は3億2,888万2,560円の収入で、前年対比47.4%の増でございます。主なものとしまして、16ページ、目1 民生費国庫負担金、節2 障害者福祉費負担金は、対前年比9.5%増の1億3,178万7,864円が収入済額で、障害者総合支援法に基づく介護給付費や補装具等の支出に対して2分の1が国庫負担となっております。また、節4 児童手当負担金は7,683万1,332円の収入であります。

16ページ、目2 衛生費国庫負担金、節5 新型コロナウイルスワクチン接種負担金では、追加接種分も含め5,823万8,510円が、目3 災害復旧費国庫負担金では4,680万3,390円がそれぞれ収入となっているとともに、国庫負担金が増えた要因であります。

次に、項2 の国庫補助金は4億1,797万1,364円の収入となっております。主な収入として、新型コロナウイルス対策に係りまして、目1 総務費国庫補助金、節5 地方創生臨時交付金では1億2,426万2,000円が、目2 民生費国庫補助金では節7 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金として1億1,493万3,000円、18ページ、節8 住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業費補助金として9,020万円が収入となっております。

また、目3 衛生費国庫補助金、節3 新型コロナウイルス接種体制確保事業費国庫補助金では3,704万9,000円が、19ページ、目5 教育費国庫補助金では繰越分を含め1,454万円が新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種や学校における情報通信ネットワークの環境整備の補助金としてそれぞれ収入となっております。

なお、国庫補助金の前年対比では、特別定額給付金に関する補助金の有無の差により69.9%の減となっております。

20ページを御覧ください。

項3 委託金、目1 総務費委託金、節3 国政選挙委託金では、衆議院選挙に係る委託金として1,181万4,354円が収入となっております。

次に、款15 県支出金の収入済額は3億1,180万4,129円で、対前年比は20.5%の減となっております。減少の主な理由として、農地耕作改善事業、産地パワーアップ事業、地域支えあいプラスワン消費促進事業に係る補助金が令和3年度にはなかったためであります。

なお、収入未済額の300万円につきましては、翌年度への繰越明許費の未収入特定財源となります。

主なものは、項1 県負担金、目1 民生費県負担金、節4 障害福祉費負担金、説明欄障害者総合支援給付金等県費負担金で、介護給付費等に対して県費4分の1が負担金の収入となり、

前年対比7.4%の増となっております。

21ページを御覧ください。

項2 県補助金、目2 民生費県補助金では、節3 福祉医療給付事業費補助金が10.93%増の1,904万8,000円、節5 子ども・子育て支援交付金1,135万6,000円で、主な収入となります。

22ページを御覧ください。

目4 農林水産業費県補助金は、備考欄に記載の中山間地域直接支払補助金、農業次世代人材投資資金、多面的機能支払交付金が主な収入となります。

24ページ上段を御覧ください。

項3 委託金は、目1 総務費委託金、節2 徴税費委託金の収入が主なものとなります。

次に下段、款16財産収入は2,154万9,749円で、前年対比60.9%減となっておりますが、令和2年度は土地開発公社解散残余金があったため大きく減少しています。

なお、項2 財産売却収入、目1 不動産売却収入では1,433万9,640円と、前年対比119.9%の増となっておりますが、専門学校寮に関する建物の売買に伴う譲渡代金が収入となったためであります。

25ページ中段、款17寄附金の収入済額は1億1,578万5,000円で、対前年比57.0%の増となっております。

項1 目2 ふるさと応援寄附金では、取扱サイトを増やすなどの対応をした結果、収入済額は1億1,368万5,000円と、初めて1億円を超え、前年対比56.9%、額にして4,122万7,045円の増となりました。

款18繰入金の収入済額は2,031万4,000円で、対前年比73.3%の減となりました。令和3年度は公共施設整備基金について繰越明許費分として1,900万円の繰入れを行いましたが、財政調整基金については繰入れをせずに済むこととなりました。

26ページ中段をご覧ください。

款19繰越金の収入済額は3,735万1,475円で、前年と比較し繰越事業が少なかったため、対前年比59.1%の減となっております。

なお、繰越金の詳細は備考欄に記載のとおりでございます。

27ページ、款20諸収入の収入済額は1億5,242万1,131円で、対前年比4.9%の増であります。主なものとしては、28ページ上段の項3 受託事業収入、目1 介護保険地域支援事業受託収入、28ページ、節1 介護予防事業受託収入1,027万2,000円、節2 包括的支援事業任意事業受託収入2,994万7,000円で、また、項4 雑入では6,607万3,257円が収入となっております。

雑入についての詳細は、備考欄に記載のとおりでございます。

31ページを御覧ください。

款21町債の収入済額は3億1,020万円で、対前年比50.6%、額にして3億1,740万円の減となりました。収入未済額の4,610万円は、翌年度への繰越明許費の繰越財源であります。主なものは、32ページ、項1町債、目2土木債、節2道路整備事業債、備考欄の辺地対策事業債7,520万円、目4の臨時財政対策債は1億5,580万円の収入であります。交付税措置率は100%で、交付税の補完的財源となっております。

32ページの歳入合計ですが、予算現額56億6,077万3,000円、収入済額54億9,278万3,852円で、収入済額の対前年比は16.1%の減となっております。不納欠損額は185万1,234円、収入未済額は1億6,361万2,372円となっております。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

33ページを御覧ください。

款1議会費の支出済額は5,728万5,502円で、対前年比6.8%の減となっております。主なものは議会運営経費で、定例会及び臨時会における会期内の委員会等の経費で、主なものとしては12名分の議員報酬であります。財政状況等を踏まえ、報酬を10%減額して支給されています。また、減額されたことに伴い、備考欄4共済費、1町村議会議会議員共済会負担金に反映され、負担金は前年対比で15.1%の減となっております。

その他につきましては、例年と特に変わらず、議会会議録の作成や議会報の発行のための経費を支出してございます。

次に、34ページ中段を御覧ください。

款2総務費の支出済額は11億9,896万5,022円、対前年比は39.2%の増で、翌年度繰越額は473万円となっております。

項1総務管理費、目1の一般管理費は11億745万3,636円の支出でございます。一般管理経費、庁舎管理経費、職員の人件費等で、職員の雇用に関わる経費や庁舎の維持管理のための経費など、経常的な経費がほとんどでございます。主な支出として、備考欄の4共済費、60社会保険料から80労働災害保険料は会計年度任用職員等に係る保険料として、二重丸庁舎管理経費では光熱水費、各種保守に係る委託料、土地及び事務機器など借上料のほか、37ページ下段、二重丸、公共施設自動水洗化事業では、コロナウイルス感染拡大防止のため、コロナ交付金を活用して庁舎内5か所の洗面台について自動水洗化を行った費用を支出してござ

います。

続きまして、38、39ページを御覧ください。

目2 文書広報費は1,425万5,098円の支出でございます。備考欄二重丸、文書管理経費では、郵便料、起案文書等の文書管理、条例等の更新に伴うデータ作成及び法規・例規の検索など含めた例規システムの利用に関する経常経費を支出してございます。

目3 財政管理費は104万5,000円を新地方公会計業務委託料として支出を行い、統一的基準による財務書類を作成してございます。

目4 会計管理費では、窓口収納手数料など経常経費のほか、節17備品購入費ではOCR機器の更新のため、町単独で機器を356万4,000円で購入し、そのうち水道企業の使用分を案分し、負担金として水道企業会計より140万2,500円を収入としています。

目5 財産管理費 5億3,532万2,682円支出してございます。前年対比では、額にして4億8,731万5,739円で、大幅に増えています。理由として、40ページ備考欄上段、二重丸、基金積立金等経費が増えたためであります。特に公共施設等整備基金積立金において4億2,200万円の積立てがあったためでございます。また、減債基金は1億500万円、福祉基金へは議員報酬を減額した相当額291万円を積み立てております。

次に、目6 企画費は2億4,840万1,162円を支出してございます。備考欄二重丸、てるてる坊主のふるさと応援給付金経費は1億1,368万5,000円の支出でございます。寄附金の返礼等に関する経費につきましては、1210ふるさと納税業務委託料で4,619万4,082円を支出し、2410池田町てるてる坊主のふるさと応援基金積立金では6,117万1,682円を積み立て、出納閉鎖未での残高は1億3,402万円となりました。

その下の備考欄二重丸、企画一般経費1,967万260円を支出してございます。令和3年度に設置した行財政改革推進委員会の委員報酬、北アルプス広域連合や連携自立圏に係る負担金を支出したほか、外国人留学生の生活支援のため、1人月額1万円、総額で277万円の補助金も支出してございます。

41ページを御覧ください。

備考欄二重丸、情報処理費3,173万5,240円を支出してございます。17備品購入費では、計画的に業務用ノートパソコン11台などを購入し、12委託料、13使用料、18負担金は、窓口業務及び住民サービス等を適切かつ安定的に行うため、システム・機器等の保守や使用等に係る支出であります。

42ページ二重丸、ブロードバンド設備管理事業は、広津、陸郷地区の光ファイバー設備管

理に係る経費として、次の二重丸、広報広聴経費は、広報いけだの発行、町ホームページの保守管理などの経費をそれぞれ支出してございます。

その下の備考欄二重丸、地域おこし協力隊活動事業では243万7,516円を支出しておりますが、池田町への移住者の増加を図るため、地域おこし協力隊員を雇用し、移住・定住の促進を行いました。

43ページ備考欄下段、二重丸、移住・定住推進事業では2,827万6,420円を支出してございます。移住体験ツアーの実施、移住のPRをするため、移住パンフレットやホームページにPR動画を掲載、また、移住希望者を募り体験ツアーを実施しました。主な支出として、ページ最下段、1830移住・定住補助金では、新築・中古住宅購入等に対する補助を行い、2,528万7,000円の支出を行いました。ただし、移住・定住の補助金については、令和3年度は補助額を下げるとともに、状況によって経過措置を設けて補助を行った結果、前年対比で額にして3,671万4,000円、率にして59.2%の減となっております。

44ページ二重丸、移住PR事業では、地方創生臨時交付金を活用し55万円を支出して、ふるさとCMをネットのCM枠で配信を行い、移住・定住のPRをしました。

次に、目7の自治振興費は1,863万7,500円の支出でございます。主なものとして、備考欄18負担金補助及び交付金の10自治会活動費交付金は、各自治会へ平均割、世帯割による支出をし、活動を支援しております。

その下の15元気なまちづくり事業補助金は、まちづくり事業と建設資材支給事業に取り組んだ7自治会及び2団体の9事業への補助金でございます。

45ページ上段、17コミュニティ助成事業助成金690万円は、宝くじの収益金による助成金ではありますが、採択となりました2自治会、1自主防災会へ交付されております。

目8交通安全防犯対策費では、備考欄二重丸、交通安全対策経費の1062施設修繕料において、通学路グリーンベルトの設置など、安全対策として125万700円を支出しました。

46ページを御覧ください。

目9のバス等運行事業費は5,626万665円の支出でございます。主な経費は、節12委託料で、町営バス6路線のバス運転業務委託料として4,521万円を支出しております。乗客数の状況は、対前年比8.7%減の3万9,812人、また、定期券の販売枚数は前年度より7枚多い1252枚で、安曇野線及び町内循環線で実績が増えております。

次に、47ページを御覧ください。

目11防災対策費は563万1,494円の支出でございます。備考欄1215防災行政無線保守管理委

託料など、経常経費のほか、1410工事請負費につきましては、防災行政無線非常用電源装置蓄電池交換等のため168万8,300円を支出してございます。

その下の項2 徴税費は5,621万9,832円の支出でございます。

48、49ページになりますが、目2の賦課徴収費は、課税・収納業務に係る固定資産税管理システムや電算委託料、地方税滞納整理機構への負担金と町税過誤納還付金等の経費でございます。地方税滞納整理機構への移管した件数は6件、256万1,365円でありました。

次に、項3 戸籍住民基本台帳費は2,190万6,522円の支出でございます。戸籍事務、住民基本台帳事務、住基ネットワークシステム、マイナンバー事業等に係る経費であります。戸籍謄本及び抄本の証明書等の交付件数は、有料が9,346件、無料が2,941件の交付状況となりました。また、マイナンバーカードの交付状況は、交付枚数1,239枚、年度末累計交付枚数では3,456枚、交付率は36.4%で、前年度より13.4%増えてございます。

次に、50ページから52ページにかけてであります。目4 選挙費は1,253万2,554円を支出しています。令和3年度に衆議院と参議院議員に関する選挙が執行されたことに伴う経費であります。

少し飛びますが、53ページを御覧ください。

款3 民生費の支出済額は15億9,400万4,648円で、対前年比32.4%の減となっております。

項1 社会福祉費、目1の社会福祉総務費は1億4,477万7,764円の支出でございます。備考欄二重丸、社会福祉一般経費では、経常的な各種負担金のほか、54ページ、備考欄最上段、19扶助費では灯油等購入助成金を支出していますが、75歳以上の高齢者などを対象とした438世帯に1万円を助成してございます。

55ページを御覧ください。

上段、備考欄二重丸、学生応援臨時給付金では、コロナにより収入減少などの影響を受けている学生の生活を応援するため、対象となる168人に対して、1人1万円の支給を行いました。

次に、目2の高齢者福祉費は1億8,991万7,864円の支出でございます。高齢化率は40.2%と、前年比で0.7%増となり、独り暮らし高齢者は678人と年々増えている状況であります。これらの状況を踏まえ、緊急通報システム、福祉輸送サービスの業務等を引き続き行っております。

また、主な事業としまして、備考欄二重丸、高齢者福祉事業、56ページの19扶助費、1 養護老人ホーム等入所措置費で、鹿島荘関係の措置費を支出し、利用者からは負担金として町

へ納入をいただいております。

56ページ中段の二重丸、後期高齢者医療事業では、後期高齢者医療療養給付費負担金として、後期高齢者医療広域連合へ保険基盤安定分と事務費分として、後期高齢者医療特別会計へ繰り出ししております。

目3 障害者福祉費は2億8,533万7,134円の支出でございます。本年度末で障害者手帳を所持されている方は1,031人でございます。自立支援、生活支援に関わるサービス等を行い、障害者が日常生活並びに社会生活を送れるようサポート事業を行っております。

備考欄13委託料、15の地域生活支援事業委託料は、8事業所の利用者28人の日中一時支援を委託しております。

57ページ、備考欄の19扶助費、27の介護給付費訓練等給付費につきましては、前年対比で7.6%増、額にして1,815万1,571円の増となっております。入浴、食事等の居宅介護、施設における生活介護、施設入所支援等の介護給付金及び就労継続支援、自立支援等の訓練等のため給付金を支出していますが、特に介護給付と訓練等給付の費用が増えています。

次に、目4の介護保険費は1億8,074万7,372円の支出で、北アルプス広域連合への介護保険広域連合負担金が主な支出でございます。町での要支援、要介護者数は、1号、2号合わせまして、年度末時点で627人が認定されております。

58ページを御覧ください。

目5 地域包括支援センター運営費は5,316万8,564円の支出でございます。備考欄中段下二重丸、介護予防支援・第1号介護予防支援事業では、主な支出として、備考欄12委託料、21介護予防支援事業委託料において、要支援1、2及びA型を対象としたケアプラン策定のため、町社協をはじめとした24の事業所へ1,312件を委託し、583万7,540円を支出してございます。

60、61ページを御覧ください。

目6 介護予防・日常生活支援総合事業費では、61ページ備考欄二重丸、介護予防・リハビリテーション活動支援事業において、ゴム体操の普及活動を行い、17団体、延べ人数で881人の実績がありました。

目7の医療給付事業費は6,848万1,965円の支出でございます。

62ページ、節19扶助費の備考欄1福祉医療給付は5,348万8,638円を支出し、前年対比では3.4%の増で、1,675人の受給者に対して延べ1万9,548件の給付を行っております。

目8の総合福祉センター管理費は3,137万9,791円の支出でございます。総合福祉センター

の光熱水費や施設管理委託料など、センター全般の管理経費であります。

施設の利用状況は、入浴施設、会議等合わせて3万3,400人で、利用実績は前年度より下がったものの、施設利用料の収入は増え、令和元年度に近い数字まで回復しております。

次に、63ページ最下段から64ページを御覧ください。

目10の福祉企業センター費は2,443万6,715円の支出でございます。指導員6人の会計年度任用職員の報酬及び期末手当と30人の作業員賃金が占めておりまして、企業11社からの工賃収入と県からの授産施設事務費負担金等を財源に、福祉企業センターの事業運営を図っております。また、工賃収入は848万9,562円で、前年対比9.3%の増となっております。

65ページ、目11の多世代支援事業費は1,547万8,258円の支出でございます。センター長以下5人の職員体制で相談に応じ、延べ相談件数は7,442件、実相談人数は465人の実績がありました。

66ページ、目12子育て世帯生活支援特別給付金事業では、新型コロナウイルスの影響により収入の減少に直面している低所得の子育て世帯へ児童1人当たり5万円を、対象となる児童62人、総額310万円を給付しました。

67ページ、目13住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業では、新型コロナウイルスの影響により困難に直面した方が生活・暮らしの支援を受けられるよう、国の政策として住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり10万円の給付を行い、支給決定となった937世帯に対し、総額で9,370万円の給付を行いました。

68ページを御覧ください。

項2の児童福祉費は4億8,565万9,508円の支出で、対前年比20.7%の増となりました。

目1児童福祉費総務費は2億3,593万1,889円の支出でございます。保育園児は前年度より20人少ない1194人をお預かりし、職員数は、正職員13人、会計年度任用職員36人の計49人で保育業務に当たってまいりました。

備考欄二重丸、保育園運営事業は、光熱水費、施設修繕及び保守管理など、施設の維持管理に係る経費のほか、給食材料費の購入などが主な支出となります。経済的負担の軽減施策としては、3歳児以上の副食費は免除とし、約853万2,000円を町が負担しました。また、第3子以降の3歳児未満児を対象に月額6,000円を上限に減免を行いました。

70ページ中段二重丸、保育認定事業では、主に施設型給付費として、1820子ども・子育て支援給付負担金331万4,770円を支出してございます。

71ページを御覧ください。

中段の下二重丸、公共施設自動水洗化事業では、トイレ、手洗い場に自動水洗を取り付け、最下段池田保育園エアコン設置事業では、保育室4室にエアコンを設置するため、設計監理に係る委託料を45万5,600円、工事請負費として517万円をそれぞれ支出してございます。

次に、73ページであります。目3の児童福祉費は1億1,247万4,700円の支出で、節19扶助費の児童手当が主な支出となりますが、延べ1万284人に給付してございます。

目4児童センター費であります。74ページ中段下の備考欄二重丸、公共施設自動水洗化事業については、新型コロナウイルス感染症対策として池田児童クラブに7か所、会染児童センターは6か所自動水洗の取付けを行いました。

目6子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費の支出済額は1億1,451万9,500円でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯の生活を支援するため、対象の子供1人につき10万円、支給総数1,128人、支給総額1億1,280万円を臨時特別給付金として支給を行いました。

75ページを御覧ください。

款4衛生費の支出済額は3億7,638万7,658円で、対前年比35.7%減となっております。

項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は8,937万4,203円の支出で、主な支出は、備考欄二重丸、保健衛生一般経費、18負担金補助及び交付金に記載のあります安曇総合病院増改築工事補助金3,000万円で、7年目の支出となります。

76ページ、目2の予防費は1億4,149万4,893円の支出で、病気の予防、早期発見、健康基盤形成のための事業費でございます。各事業とも予防接種や検診等の委託料の支出が主なものとなっております。委託料は総額で6,636万7,479円の支出をしております。

次に、79ページから80ページを御覧ください。

令和3年度は新型コロナウイルスワクチンの接種体制の確保を継続してきました。中段備考欄二重丸、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業では、医師報酬等人件費に係るもの、通知文書に係る郵便料などの役務費、データ等の管理及び医療廃棄物に係る委託料、保健センター空調に係る工事費など合わせて2,258万1,931円を支出してございます。

81ページ上段では、備考欄二重丸、新型コロナウイルスワクチン接種事業として、医師等の謝礼、個別接種の委託料を主なものとして4,279万8,087円を支出してございます。

また、81及び82ページ中段では、ワクチン追加接種分の体制確保と接種の費用として1,318万6,458円、1,575万2,400円をそれぞれ支出しています。年度末での1回目から3回目までの接種延べ人数は、12歳以上の一般は2万2,539人、5歳から11歳の小児は18人の実績

がありました。

82ページ下段、感染拡大防止体制整備事業では、消毒用アルコールを購入し、各施設への配布と備蓄を行いました。

目3環境衛生費は1,015万5,119円の支出で、不法投棄の監視に関わる報酬、賃金、池田松川施設組合葬祭センター分の負担金、生ごみ処理器の設置補助金、太陽光発電システムの設置補助金などの経費でございます。

83ページ備考欄下段二重丸、地球温暖化対策事業の太陽光発電システム補助金は9世帯へ支給しております。

84、85ページを御覧ください。

目7給水施設費では、支出済額3,820万7,312円のうち、85ページ、節27繰出金で546万2,000円を簡易水道特別会計へ繰り出しております。

備考欄二重丸、水道料金軽減事業では、新型コロナウイルス対策事業に関連して、受益者の負担軽減のため、令和3年8月から11月分の水道料金4か月分について減免を行いましたので、減免分及び料金システム改修費について、関係する各会計へ負担金として2,919万1,370円を支出しております。

項2清掃費、目1清掃費は9,587万6,358円の支出で、前年対比77.2%の減でございます。減額となった主な理由として、穂高広域施設組合負担金については令和2年度に支出した約3億4,000万円の新ごみ処理施設建設負担金がなくなったためであります。

備考欄13委託料、10一般廃棄物収集委託料では、可燃物、不燃物合わせて1,418トンのごみ収集を行いました。これは1人およそ146.9キログラムになり、前年度より約3キロ増えております。

87ページ、款5労働費は、備考欄最後にあります2010勤労者生活資金等預託金の支出が主なものでございますが、令和3年度の預託金は前年度の2分の1の額となっております。また、新入社員の歓迎会は、新型コロナウイルス感染の影響により本年度も開催を中止することになり、記念品のみの配布を行っております。

次に、款6農林水産業費の支出済額は3億771万4,726円で、対前年比28.4%の減となっております。翌年度繰越額1,788万7,000円につきましては、関係する事業で申し上げます。

項1農業費、目1の農業委員会費は1,210万8,961円の支出で、農地法申請、農地転用の許可等や農用地利用集積事業で農地の貸し借り等について意見決定をするなど、農業委員会運営に関わる経費でございます。農地法申請に伴う許可件数は26件、農地転用許可面積は

6,579平方メートル、農用地利用集積件数は328件となっており、年度末現在の利用権設定総面積は83万3,850平方メートルとなっております。

89ページを御覧ください。

最下段、目3農業振興費は7,838万2,702円の支出でございます。主な支出として、備考欄二重丸、農業振興事業、90ページ、19負担金補助及び交付金、46の中山間地域直接支払補助金は1,500万9,739円の支出であります。農地保全と遊休荒廃化防止のため、県費3分の2補助にて7地区に交付金を支出しております。この事業も第5期対策の2年目となっております。

71農業次世代人材投資資金は、就農者3人、家族4組に対して1,237万5,000円を給付してございます。

次に、二重丸、花とハーブの里づくり事業の主な支出は、委託料1,353万3,552円で、指定管理料、ハーブガーデン等管理委託料となります。また、ハーブセンターの施設修繕は、ガラス温室枕木の修繕や桑茶乾燥機に係る修繕などで104万3,603円を支出しております。

1810花の里づくり推進補助金は46件の申請があり、補助金交付をしました。

次に、92ページ最上段、公共施設自動水洗化事業であります。多目的研修センタートイレの自動水洗化するための工事を行い、支出してございます。

また、その下の二重丸、ハーブセンタートイレの感染防止対策事業であります。既存施設のフロア、便器等を新しくするとともにレイアウトを変えるなど、感染防止対策のための設計監理及び工事に係る費用1,799万8,200円を支出しました。

目4から目6の事業費については、協議会等団体の人件費または活動費等の補助やシステム利用に必要な経常経費の支出でございます。

次に、93ページを御覧ください。

目7の土地改良費は1億5,132万2,822円の支出でございます。翌年度繰越額1,425万6,000円は、農業農村整備管理事業の委託料及び工事請負費などとして翌年度へ繰越しします。

94ページ、備考欄上段二重丸、農業農村整備総務費、18負担金及び交付金、10農業農村整備事業負担金は6,741万9,349円の支出となりました。経営体育成基盤整備事業会染西部地区負担金として県へ支払ってございます。

備考欄中段、78多面的機能支払交付金は、農業生産基盤を守る取組を農家、非農家が一体となって実施したので、農地維持資源向上支払交付金として池田町農業再生協議会へ支出してございます。

その下の備考欄二重丸、農業農村整備管理費の1810農業農村整備事業負担金は、多面的機能支払交付金で対応できない水路改修を行った池田町土地改良区に、366万4,200円の補助を行っています。

95ページを御覧ください。

項2 林業費の支出済額は1,504万3,044円で、前年対比31.5%の減となっております。

目1 林業振興費では、備考欄二重丸、林業振興事業、2240間接補助金返還金については、大北森林組合からありました補助金返還額122万円のうち91万5,000円を県へ返還してございます。また、24積立金では、池田町森林環境譲与税基金へ334万8,440円の積立てを行ってございます。

96ページ上段を御覧ください。

備考欄二重丸、松くい虫被害対策事業、1270森林整備委託料は、町道や住宅などに近接する被害木の倒伏防止のため、被害木95本を伐採し、180万4,600円を支出してございます。

その下、二重丸、有害鳥獣対策事業では、大型捕獲おりの設置やGPS首輪装着等、サルに対しての複合対策事業や研修、講習会、電気柵資材の購入補助などで303万4,000円を支出してございます。

款7 商工費の支出済額は1億3,364万9,807円で、対前年比66.1%の減でございます。

項1 商工費、目1 商工振興費は1億1,348万7,335円の支出でございます。

96ページ備考欄上段二重丸、商工振興事業、18負担金補助及び交付金、64から66の3事業については、それぞれ目的を持ち、町商工会に対して事業費補助を行ったものでございます。

1870池田町住宅リフォーム促進事業補助金は、町内業者により施工される改修工事の10%、上限10万円の補助を行い、334万9,000円の支出がありました。

備考欄中段二重丸、地域おこし協力隊活動事業では、協力隊員1名を雇用し、特産品開発活動や住民交流講座の実施等に従事しました。

98ページを御覧ください。

備考欄最上段二重丸、1810創業支援事業補助金ですが、創業支援として申請2件、商業振興対策として申請4件があり、合わせて243万6,000円の補助を行いました。

次に、最下段備考欄二重丸、中小企業継続支援給付事業から99ページ中段二重丸、新型コロナウイルス対策事業では、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受け、前年、あるいは対象期間の前年と同時期の収入が一定の基準を下回った業者に対して、第1次、2次、3次と経済的支援を行いました。合わせて208件の申請がありました。

また、指定管理者使用料事業では、減収のあった指定管理者の支援を行い、県町制度資金等借入支払利子補給金では26件の申請があり、合わせて3,140万9,301円を事業者への支援として行ってございます。

次に、目2 観光費は1,565万8,787円の支出で、主な支出として、観光組織の育成として、二重丸、観光一般経費、100ページ備考欄、76池田町観光協会補助金への980万円、印刷広告費等について、池田町観光推進本部負担金として424万2,147円が支出済となっています。

続きまして、款8 土木費の支出済額は4億3,647万5,609円でございます。対前年比14.3%の減となっております。翌年度繰越額1,443万円につきましては、道路橋梁に係る舗装、個別施設修繕事業の工事請負費、クラフトパーク管理経費に関する一般修繕の財源として翌年度へ繰越しします。

101ページを御覧ください。

項1 土木総務費では、経常的経費の支出となりますが、備考欄二重丸、土木総務一般経費、中段、1240道路台帳整備委託料126万5,000円が主な支出となります。

102ページを御覧ください。

項2 道路橋梁費は1億3,144万8,927円、目1の道路橋梁維持費、備考欄二重丸、道路維持経費、1250除雪委託料については、主要な生活道路として一次除雪117路線、二次除雪85路線の除雪を委託し、1,532万5,910円を支出しております。

備考欄下段二重丸、道路橋等の定期点検事業、1210道路橋等定期点検業務委託料は、20橋の点検で462万円を支出しています。

103ページ、備考欄上段の1410工事費ですが、道路橋の修繕を4か所で行い、565万4,000円を支出してございます。

103ページ、目5 道路改良費は7,531万7,000円の支出でございます。繰越事業として町道登波離橋線、町道八代線の2か所において道路改良事業の工事を実施しました。

なお、財源は辺地対策事業債となります。

次に、104ページを御覧ください。

項4 都市計画費では2億8,483万6,738円を支出してございます。

目1 都市計画総務費、備考欄二重丸、都市計画事務費一般経費、備考欄の12委託料では、土地利用調整基本計画策定のための委託料149万6,000円を令和2年度からの繰越分として支出してございます。

105ページ、目2 公園事業費、備考欄二重丸、クラフトパーク管理経費では、年数経過に

よる経年劣化が各所で進み、主な支出として、61一般修繕では、公園南側排水管修繕、クラフトパーク複合遊具の修繕などで103万7,945円を、その下の80一般修繕料繰越明許分として、地下ポンプの取替修繕で66万円を支出してございます。

また、106ページ備考欄中段、公共施設自動水洗化事業は、クラフトパーク内北側トイレ、美術館トイレ、手洗い場などの自動水洗化等の工事を実施し、86万9,000円を支出しております。

106ページの中段を御覧ください。

目3公共下水道事業費であります。下水道事業会計の負担金として2億6,500万円を支出してございます。

107ページを御覧ください。

款9消防費の支出済額は1億7,621万6,894円で、対前年比で0.6%の増となっております。

項1消防費、目1常備消防費は、北アルプス広域連合常備消防費に対する負担金で、対前年比1.8%増の1億4,287万9,000円を支出してございます。

目2非常備消防費は2,297万9,729円の支出で、消防団員への報酬、分団活動及び訓練等の経費、公務災害補償等共済基金への負担金が主なものでございます。令和3年度は消防団の主な出動として、豪雨対応が1件、火災対応が2件ございました。

108ページを御覧ください。

目3消防施設費では、備考欄1810消火栓設置負担金として148万1,700円を支出しておりますが、消火栓の工事費用などの負担金で、新設1件、取替えは3件ありました。

目4災害対策費では808万3,552円を支出してございます。新型コロナウイルス感染症対策として、備考欄二重丸、防災活動支援事業及び二重丸、災害時備蓄用品整備事業において、消耗品または備品購入費で食料などの災害用食料備蓄品、衛生用品などの購入のほか、ポータブル蓄電池、エアベッドの購入を行っております。

109ページを御覧ください。

次に、10教育費の支出済額は4億7,305万3,779円で、前年対比で1.2%の減であります。翌年度繰越額の128万1,000円につきましては、創造館の一般修繕料の財源として繰越いたします。

項1教育総務費、目2事務局費、備考欄中段二重丸、教育委員会事務局一般経費、4共済費は、会計年度任用職員の社会保険料、雇用保険料、労働災害保険料を支出しております。

備考欄12委託料、6ICT支援業務委託料については280万8,000円を支出してございます。

学校に支援員を配置し、学校事業でのタブレット端末活用推進や小・中学校教員のICT活用能力の向上を図りました。

111ページを御覧ください。

備考欄中段、1870池田工業高校補助金として100万円を支出していますが、創立100周年記念事業に際し、魅力ある学校づくりや教育環境整備を進めていくために補助金を交付しています。

その下、1910就学援助費では、要保護準要保護者の経済的負担軽減のため、準要保護者75名に学用品や給食費等の補助を行い、456万9,635円を支出してございます。

112ページを御覧ください。

備考欄上段二重丸、新型コロナウイルス対策事業では、児童・生徒1人1台端末の使用前提に通信ネットワークを整備し、併せて周辺機器の購入を行い、備品の充実を図るため3,080万円を繰越事業として支出してございます。

その下の二重丸、公共施設自動水洗化事業から二重丸、GIGAスクール推進事業まで、コロナ交付金を財源としている事業であります。公共施設自動水洗化事業では、小・中学校の手洗い場などに設置するため、自動水洗を購入しました。教室消毒支援事業では、小・中学校の教室等の清掃、消毒業務を委託し、児童・生徒が安心して授業を受けられるよう、感染防止に努めました。感染拡大防止体制整備事業においては、非接触式体温検知器、消毒用品等の購入を行いました。

次の学校の臨時休業に伴う学習等の支援事業は、中学校修学旅行取消料の補助であります。

次に、GIGAスクール推進事業は、タブレットのアダプター購入と小・中学校等のウェブサイト作成や教職員の研修等の費用に対して支出してございます。

以上、これらコロナ交付金に関係した事業の支出額は、合わせて1,211万4,388円でありました。

113ページ中段二重丸、スクールバス運行事業費については、会染小のスクールバス、高瀬中のスクールタクシーの経費で、435万3,470円を支出しております。

114ページを御覧ください。

項2 小学校費は6,402万7,045円の支出でございます。

目1 池田小学校管理費では、施設修繕、光熱水費、各種業務、保守関係の委託料など、経常経費の支出となります。主なものでは、115ページ最下段から116ページ工事請負費であります。1階女子トイレの一部を多目的トイレに改修し、また、児童の安全確保のため、中

庭等に防犯カメラを4基設置するなど、合わせて223万3,000円を支出してございます。

116ページ、目2池田小学校教育振興費、備考欄二重丸、池田小学校教育振興経費では、主なものとして、下段1352教育パソコンリース料、また、117ページ備考欄上段、人件費のうち教育支援員4名分の報酬687万8,536円を支出してございます。

続きまして、117ページ、目3会染小学校管理費であります。1,226万7,621円の支出でございます。

備考欄二重丸、会染小学校管理経費、1061一般修繕料は105万3,483円支出してございますが、温水器の取替え、2階階段手すり取付け、消火栓、給水管などの修繕を行っております。

その他につきましては、池田小学校の決算と重なる部分が多くありますので、その部分についての説明は省略させていただきます。

目4会染小学校教育振興費であります。1,857万5,884円の支出でございます。池田小学校と同じに、教育支援員4名を配置するなどしております。

120ページを御覧ください。

項3中学校費は3,940万7,901円を支出してございます。

121ページ、目1学校管理費、備考欄二重丸、中学校管理費では1,458万4,602円の支出で、主なものとして、120ページ、1061一般修繕料では教室カーテンの取替えを行い、136万9,920円を支出してございます。

また、1062施設修繕料では、ガス警報連動工事を行い165万6,260円を、被服室、調理室はLEDに照明を替え、31万7,900円をそれぞれ支出してございます。

121ページを御覧ください。

目2教育振興費では、教科指導講師3名を配置し、充実した学習及びきめ細かな支援を行い、986万327円を支出してございます。

備考欄1210部活動指導委託料については、県の補助金を活用して野球部顧問として部活指導員1名を配置し、教員の負担軽減と指導の充実を図りました。

122ページを御覧ください。

項4社会教育費の支出済額は1億718万4,425円で、前年対比5.4%減となっております。翌年度繰越額の128万1,000円は、創造館の修繕の財源として繰越します。

目1の社会教育総務費は4,630万1,284円の支出であります。人件費関係が主な支出となります。

目2公民館費の支出は1,519万2,677円であります。

123ページ備考欄二重丸、公民館事業活動経費では、1810分館事業交付金を33分館へ支出してございます。

125ページ上段備考欄二重丸、感染拡大防止体制整備事業、次の二重丸、新型コロナウイルス対策事業では、配信用機器など及び必要な附属品などを消耗品または備品として購入し、合わせて136万3,581円を支出しました。

次に、目3文化財保護活用推進費であります。主な支出は、会計年度任用職員3名分の報酬で、文化財保護業務及び資料整理を行っております。

次に、126ページを御覧ください。

目4の図書館費は1,427万6,547円の支出でございます。

備考欄二重丸、図書館一般経費、1810図書購入費では2,259冊の図書資料を購入するとともに、1,164冊の図書資料の寄贈を受けました。図書館をより魅力的なものとするため、図書資料などの購入と並行して除籍も行い、年度末蔵書数は7万7,938冊となっております。

127ページ、目6美術館費は、主な支出として、備考欄1220美術館指定管理料で2,279万5,300円、その下の二重丸、感染防止配慮型レジシステム導入事業では、17備品購入費でレジシステム一式とiPad2台を購入しました。

128ページ、目7創造館費では、支出済額282万236円で、備考欄1061一般修繕料では、経年劣化によりエレベーターバッテリー交換、FF暖房器具の入替えなどを行っております。

次に、128ページ下段を御覧ください。

項5保健体育費は、支出済額が1億2,303万813円となり、前年対比4.7%増でございます。

目1保健体育総務費では、132ページ、備考欄二重丸、保健体育一般経費、1862池田松川施設組合負担金の給食センター分について7,980万9,000円の支出をしました。

次に、目2の総合体育館費は3,515万6,411円の支出でございます。主なものとして、備考欄二重丸、総合体育館経費、129ページ、1062施設修繕料は216万9,134円支出しておりますが、大型カーテン、自動火災報知機など6件の修繕を行っております。

130ページを御覧ください。

下段、工事請負費繰越分であります。総合体育館駐車場整備工事として舗装などを行い、1,893万1,000円を支出してございます。

目3体育施設費は所管する各施設の経常経費であります。合わせて466万7,187円の支出がございました。

133ページを御覧ください。

款11公債費の支出済額は5億7,307万4,668円で、対前年比3.5%の減となっております。対前年比について、目1元金では3%減、目2利子は22.1%減であります。

款12災害復旧費の支出済額は8,291万3,362円で、対前年比146.1%の増であります。

項1公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費は8,268万2,362円の支出でございます。

備考欄1410工事請負費は、町道300号線中之郷地籍、町道会染小学校線滝沢地区に関するもので、5,614万5,000円を支出しました。

その下、1480工事請負費繰越明許分については、町道691号線日野地区、町道624号線有明地区に関するもので、1,402万5,000円の支出となりました。

項2農業用施設災害復旧費は23万1,000円で、花見1地区、2地区農地復旧工事に関しての測量調査、設計監理委託料でございます。

災害復旧費1億2,265万円は繰越事業として翌年度へ繰越しします。

135ページ、最下段の一般会計の歳出合計でございますが、予算現額56億6,077万3,000円、支出済額54億1,537万7,744円、予算執行率は95.76%、支出済額の対前年比は16.59%の増となり、翌年度繰越額は1億9,013万9,000円で、14事業を翌年度へ繰越しいたしました。

次に、136ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

1、歳入総額54億9,278万3,000円、2、歳出総額54億1,537万7,000円、3、歳入歳出差引額7,740万6,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源の(2)繰越明許費繰越額2,557万3,000円、5、実質収支額5,183万3,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定により基金繰入金2,600万円でございます。

基金繰入額につきましては、基金条例に基づいて、当該年度の実質収支額の2分の1以上の額を翌年度中に財政調整基金へ繰り入れることが規定されておりますので、決算承認後に積立てをいたします。

次に、137ページ御覧ください。

令和4年3月31日現在の財産に関する調書でございます。

1、公有財産、(1)土地及び建物の関係でございます。

土地につきましては増減なく、年度末現在53万6,078平方メートルとなりました。建物につきましては、木造、非木造とも増減がなく、延べ面積の年度末現在は6,728万6,000平米です。

次に、138ページを御覧ください。

左上の(2)有価証券及び(3)出資に関する権利でございますが、前年度から増減はありませんでしたので、年度末の現在高は、有価証券が8,642万7,000円、出資金等出資による権利については6,794万1,000円でございます。

次に、2、物品につきましては、公用車両の関係でございますが、車両の購入、廃車等による増減がございまして、合計で1台減少し、年度末現在73台となっております。

次に、一番下の3、債権でございますが、池田町小企業振興資金あっせん預託金につきましては、八十二銀行と松本信用金庫にそれぞれ1,500万円の資金を預託し、勤労者生活資金等預託金については、500万円を長野県労働金庫へ4月の年度当初に預託し、3月の年度末に返還していただく手続をとっておりますので、年度末現在においてはゼロとなっております。

次に、右側の4、基金でございますが、表の区分に記載してございますとおり、13の基金を保有しております。各区分2段に記載されておりますが、決算年度中の増減高は、上の段が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの増減高、下の段が令和3年4月1日から令和4年5月31日までの出納整理期間中の増減高でございます。

各基金の増減高、現在高は御覧のとおりですので、説明のほうは省略させていただきます。

13ある基金の合計は、3月31日現在で6,626万6,000円増加し、年度末現在は14億2,925万7,000円でございます。

参考までに、5月31日現在では20億251万4,000円となっております。

以上が一般会計の決算でございます。

議長（矢口新平君） 説明の途中ですが、暫時休憩とします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

議長（矢口新平君） 休息を閉じ再開いたします。

休息前に引き続き、認定第1号から第5号の補足説明について。

丸山会計管理者兼会計課長。

〔会計管理者兼会計課長 丸山光一君 登壇〕

会計管理者兼会計課長（丸山光一君） お疲れさまです。

それでは、引き続き説明をさせていただきます。

それでは、続きまして、認定第2号 令和3年度工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について。

143ページを御覧ください。

歳入につきましては、前年度繰越額608万5,240円のみでございます。

次に、144ページになりますが、歳出での支出はございません。

145ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

1,000円未満は端数処理されていますが、1、歳入総額608万5,000円、2、歳出総額ゼロ円、3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額はそれぞれ608万5,000円となっております。

以上が工場誘致等特別会計の決算でございます。

次に、認定第3号 令和3年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての御説明を申し上げます。

令和3年度末の国民健康保険の加入世帯数は1,470世帯、被保険者数は全て一般被保険者の資格区分で2,203人であります。対前年比で世帯数は35世帯、被保険者数は102人それぞれ減となっております。

150ページを御覧ください。

歳入でございますが、款1国民健康保険税の収入済額は1億7,973万1,363円で、対前年比0.55%の減となっております。不納欠損は139件、額にして121万900円を処分しております。収入未済額3,129万938円は、翌年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。全体の徴収率は84.69%で、対前年比0.55%の減となっております。

次に、151ページを御覧ください。

款4県支出金の収入済額は8億3,525万6,591円で、対前年比2.6%の増となっておりますが、款6繰入金金の収入済額は8,609万6,821円で、対前年比19.3%の増となっております。

目1一般会計繰入金金は、国保財政等安定化のため、一般会計からの繰入れを行っております。

目2基金繰入金については、令和2年度より1,800万円多い2,000万円の繰入れを行い、被保険者の負担軽減を図っております。

次に、152ページ、款8諸収入の収入済額は1,195万1,659円で、対前年比55.8%の増となっておりますが、153ページ、目6雑入、説明欄、国保連合会返還金が多かったためであります。

153ページの最下段になります。

歳入合計は、予算現額11億1,370万7,000円、収入済額11億1,505万7,093円、収入済額の対前年比は2.8%の増となっております。不納欠損額121万900円、収入未済額3,129万938円の歳入決算でございます。

次に、154ページ、歳出を御覧ください。

款1 総務費の支出済額は、対前年比10.1%減の460万589円で、国保の事務の効率化、適正化及び賦課徴収のための経常的な経費を支出してございます。

155ページを御覧ください。

款2 保険給付費の支出済額は8億1,478万1,587円で、対前年比2.9%の増となりました。ただし、項4 出産育児諸費については、出産件数の減少で対前年比は下回っています。

項1の療養諸費の支払済額は7億1,301万6,008円で、前年対比2.6%の増、また、項2 高額療養費も対前年比6.7%の増となっています。現在のところまだ確定はされていませんが、令和3年度の国保保険者別1人当たり医療費の速報値では、当町の1人当たりの医療費は41万5,725円、対前年比4.6%増で、県内順位は11位となり、令和2年度の51位から順位が上がっている状況であります。よって、保険給付費で関係する支出科目においては、総体的に支出が増えていることとなります。

次の157ページを御覧ください。

款3 国民健康保険事業費納付金の支払済額は2億6,063万1,336円で、対前年比0.6%の増となっております。各納付金の状況ですが、前年対比では、項1 一般被保険者医療給付分は1.5%の減、項2 後期高齢者支援金等分も1.5%の減、項3 介護納付金分は1.3%の減となりました。

款4 保険事業費では2,181万1,348円で、対前年比で13.5%の増でありました。主な支出は、項2 特定健康診査等事業の説明欄に記載の1260特定健診等委託料、1810人間ドック補助金となります。令和3年度の特定健康診査の年度末現在の状況は、受診者数1,153人、受診率66.1%、人間ドックは1泊、日帰り、脳ドックを合わせて187名の受診実績がございました。

159ページ、160ページを御覧ください。

款6 諸支出金は、支出済額1,065万7,475円でありましたが、主なものは、目3 償還金で、160ページ、備考欄記載の227保険給付費等交付金償還金1,021万2,675円であります。

一番下の歳出合計でございますが、予算現額11億1,370万7,000円、支出済額11億1,253万1,335円、予算執行率は99.9%となっております。

161ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

調書の関係ですが、1、歳入総額11億1,505万7,000円、2、歳出総額11億1,253万1,000円、3、歳入歳出差引額及び5実質収支額それぞれ252万6,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金は150万円でございます。国保条例に基づいて当該余剰金の2分の1以上の額を基金へ繰り入れるものでございます。決算承認後、国保財政調整基金へ積立てをいたします。

以上が国民健康保険特別会計の決算でございます。

次に、認定第4号 令和3年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての御説明を申し上げます。

後期高齢者医療における平均被保険者数は年々増えており、令和3年度2,098人でありました。

166ページを御覧ください。

歳入でございます。

款1後期高齢者医療保険料の収入済額は1億1,499万200円で、対前年比3.4%の増となっております。収入未済額は114万3,080円で、翌年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。全体の徴収率は99.02%で、対前年比0.03%の減となっております。

款3繰入金の収入済額は3,770万8,381円で、対前年比0.2%の増となっております。一般会計からの繰入金で、内訳は事務費に係る繰入分と、保険料軽減に関する保険基盤安定のための繰入れでございます。

次の167ページの最下段を御覧ください。

収入合計は、予算現額1億5,257万2,000円、収入済額1億5,287万7,275円、収入済額の対前年比は2.6%の増となっております。

続きまして、168ページの歳出を御覧ください。

款1総務費は被保険者の資格、給付申請事務、保険料決定通知、納付書発送などの事務的経費の支出でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は1億5,196万1,081円で、対前年比2.8%の増となっております。県広域連合への事務費負担金、基盤安定負担金、保険料負担金を納付しているものでございます。

最下段を御覧ください。

歳出の合計でございますが、予算現額1億5,257万2,000円、支出済額1億5,256万1,715円、

予算執行率は99.9%となっております。

169ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

1、歳入総額 1億5,287万7,000円、2、歳出総額 1億5,256万1,000円、3、歳入歳出差引額31万6,000円、5、実質収支額31万6,000円でございます。

以上が後期高齢者医療特別会計の決算でございます。

次に、認定第5号 令和3年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての御説明を申し上げます。

174ページを御覧ください。

歳入でございます。

款1 使用料及び手数料の収入済額は293万1,360円で、対前年比34.6%の減となっております。収入未済額27万7,750円は翌年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。給水世帯は前年度と変わらない142世帯で、給水人口については、前年対比3人減の72人でありました。水道使用料の徴収率は91.34%でございます。

款2 繰入金の収入済額は546万2,000円で、対前年比6.7%の減となっております。簡易水道事業債の元利償還を補給するため、一般会計からの繰入金でございます。

款4 町債は公営企業会計適用債により620万円を収入済としています。

款5 県支出金であります。県道改良簡水布設替え工事負担金として187万3,300円が収入済みとなっております。

最下段であります。歳入合計は、予算現額1,659万円、収入済額1,659万1,852円、収入済額は町債及び県支出金により対前年比は60.1%の増となっております。

次の175ページの歳出を御覧ください。

款1 簡水総務費の支出済額は1,110万9,047円で、対前年比127.7%の増となります。年間9,235立方メートルの給水を行い、飲料水の安定供給に努めるための経費として支出をしてございます。

目1 簡水管理費、説明欄12委託料の60企業会計移行委託料では、簡水特別会計が企業会計に移行していくため、業務委託を行い、627万円を支出してございます。また、61設計委託料及び1410工事請負費でございますが、県道災害復旧工事に伴い、配水管移転工事としてそれぞれ支出を行っています。

款2 公債費の支出済額は前年度と同額の535万7,226円で、年度末現在の未償還元金は、前年度より452万343円減り、3,851万405円となっております。

最下段、歳出合計でございますが、予算現額1,659万円、支出済額1,646万6,273円、予算執行率は99.3%となっております。

176ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

1、歳入総額1,659万1,000円、2、歳出総額1,646万6,000円、3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額は12万5,000円でございます。

以上が簡易水道事業特別会計の決算でございます。

以上、認定第1号から認定第5号までの補足の説明を申し上げました。よろしくお願いたします。

なお、事業の成果につきましては、お手元でございます成果説明書に事業ごとに報告もされておりますので、そちらのほうも御覧ください。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 続きまして、認定第6号、議案第27号について。

大澤振興課長。

〔振興課長 大澤 孔君 登壇〕

振興課長（大澤 孔君） 認定第6号 令和3年度池田町水道事業会計の決算の認定について御説明申し上げます。

それでは、決算書179ページの決算報告書を御覧ください。

決算報告書の決算額は消費税込みの金額、損益計算書等の財務諸表につきましては、消費税抜きの金額となりますので、お願いたします。

まず、収益的収入及び支出につきまして、収入の決算額は2億4,831万2,393円、支出の決算額は1億7,081万4,887円でございます。

次に、180ページの資本的収入及び支出につきまして、収入の決算額は322万3,000円、支出の決算額は6,217万8,875円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,895万5,875円につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、181ページの損益計算書について御説明いたします。

1の営業収益は1億9,959万9,010円で、2の営業費用は1億5,297万199円ですので、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は4,662万8,811円でございます。3の営業外収益は2,282万756円で、4の営業外費用は108万2,951円ですので、差引き2,773万7,805円となり、これによりまして、経常利益は7,436万6,616円でございます。5の特別利益に100円を計上いたしましたので、当年度純利益は7,436万6,716円でございます。

また、前年度繰越利益剰余金は4億1,004万7,461円ですので、当年度純利益を加えた当年度未処分利益剰余金は4億8,441万4,177円でございます。

次に、182ページの剰余金計算書について御説明いたします。

剰余金計算書中段、当年度変動額の欄でございますが、表左側、資本剰余金は加入分担金が293万円、表右側の利益剰余金は、当年度純利益7,436万6,716円が未処分利益剰余金の当年度変動額となり、繰越利益剰余金を加えた当年度末残高は4億8,441万4,177円でございます。

この未処分利益剰余金につきましては、下段の剰余金処分計算書において、条例第5条による処分で、未処分利益剰余金のうち2,500万円を決算認定後に利益積立金へ積み立てるものでございます。

次に、183ページの貸借対照表について御説明いたします。

まず、資本の部について、1の固定資産は20億319万8,947円で、2の流動資産は8億4,047万3,966円ですので、資産の合計は28億4,368万8,823円でございます。

次に、負債の部でございます。3の固定負債は433万9,370円、4の流動負債は2,210万7,976円で、5の繰延収益は6億6,862万1,948円ですので、負債の合計は6億9,506万9,294円でございます。

続いて、資本の部でございますが、6の資本金は9億7,006万5,729円で、7の剰余金が11億7,855万3,800円ですので、資本の合計は21億4,861万9,529円となり、負債資本の合計は28億4,368万8,823円でございます。

184ページ以降はキャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収入支出明細書を記載してございますので、後ほど御覧ください。

水道事業では、給水人口の減少による有収水量の減少などの厳しい経営環境にある中、漏水箇所の早期発見、改善により有収率が向上したことで前年並みの給水収益となり、純利益約7,436万円を計上することができました。

令和3年度事業といたしましては、主なものとして吾妻町地区の配水管布設替え工事を行いました。

また、繰越事業のため、次年度の決算になりますが、中央監視システムの更新も行っております。

今後につきましても、耐用年数を経過した施設の計画的な更新及び経営改善に積極的に取り組み、引き続き健全経営を維持しながら、安全で良質な水道の安定供給に努めてまいります。

す。

令和3年度池田町水道事業会計決算の認定については以上でございます。

次に、議案第27号 令和3年度池田町下水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

決算書189ページを御覧ください。

決算報告書の決算額は消費税を含む金額、損益計算書等の財務諸表は消費税抜きの金額となりますので、よろしく願いいたします。

まず、収益的収入及び支出につきましては、収入の決算額は5億3,820万8,795円、支出の決算額は4億2,212万6,673円でございます。

次に、190ページの資本的収入及び支出につきましては、収入の決算額は3億1,307万2,500円、支出の決算額は5億803万3,078円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億9,496万578円につきましては、当年度分損益勘定留保資金1億1,329万8,603円をはじめ、減債積立金、繰越利益剰余金及び当年度純利益で補填いたしました。

191ページの損益計算書について御説明いたします。

1の営業収益は1億7,817万9,188円で、2の営業費用は3億5,602万1,285円ですので、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業損失は1億7,784万2,097円でございます。3の営業外収益は3億4,224万3,245円で、4の営業外費用では4,583万5,586円ですので、差引き2億9,640万7,659円となり、これによりまして、経常利益は1億1,856万5,562円でございます。5の特別損失に248万3,440円を計上いたしましたので、当年度純利益は1億1,608万2,122円となり、これに前年度繰越利益剰余金1,903万1,614円、その他、未処分利益剰余金変動額100万2,000円を加えた当年度未処分利益剰余金は1億3,611万5,736円でございます。

次に、192ページの剰余金計算書について御説明いたします。

剰余金計算書中段、当年度変動額の欄につきましては、利益剰余金の未処分利益剰余金は、当年度純利益1億1,608万2,122円に減債積立金100万2,000円を加えた1億1,708万4,122円が当年度の変動額となり、繰越利益剰余金を加え、当年度末残高は1億3,611万5,736円となります。

この未処分利益剰余金につきましては、下段の剰余金処分計算書(案)において、当年度未処分利益剰余金1億3,611万5,736円のうち、減債積立金を取り崩した100万2,000円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、条例第5条に基づく処分では、未処分利益剰余金のうち680万円を決算認定後に利益積立金へ積立てを行うものでございます。

次に、193ページの貸借対照表について御説明いたします。

まず、資本の部について、1の固定資産は85億94万991円で、2の流動資産は7,263万6,424円ですので、資産合計は85億7,357万7,415円でございます。

次に、負債の部でございます。3の固定負債は33億1,792万602円、4の流動負債は5億3,824万3,311円で、5の繰延収益は42億1,038万4,620円ですので、負債合計は80億6,654万8,533円でございます。

続いて、資本の部について、6の資本金は1億8,303万8,225円で、7の剰余金は3億2,399万657円ですので、資本合計は5億702万8,882円となり、負債資本合計は85億7,357万7,415円でございます。

194ページ以降は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収入支出明細書を記載してございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

下水道事業は長期的に安定した事業を運営していくために、地方公営企業法を適用し、企業会計へ移行して2年が経過いたしました。期末現金残高が初年度より増加するなど、僅かではありますが、安定した経営になりつつあります。

今後とも恒久的財産である下水道施設を適切に維持するとともに、その企業的性質を生かしながら、より一層経営の効率化、健全化に努めてまいります。

令和3年度池田町下水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定についての説明は以上でございます。

議長（矢口新平君） これをもって、提案説明を終了します。

報告第16号、報告第17号の一括上程、報告

議長（矢口新平君） 日程5、報告第16号 池田町財政健全化判断比率の報告について、報告第17号 池田町公営企業会計における資金不足比率の報告について、以上、報告第16号、第17号を一括して報告を願います。

穂町長。

〔町長 穂 聖章君 登壇〕

町長（齋 聖章君） 報告第16号及び報告第17号について一括報告をいたします。

まず、報告第16号 池田町財産健全化判断比率の報告についてであります。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づき算定した財政健全化判断比率を監査委員の審査に付し、議会へ報告するものであります。

財政健全化判断比率の判断4項目のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字がないため数値は発生しませんでした。実質公債費比率は、昨年比0.5%増の12.6%であります。今後の動向を注視してまいります。

その下の将来負担比率は、地方債などの将来負担額を充当可能財源等が上回るため、数値は算出されませんでした。

以上、いずれの比率につきましても、早期健全化基準に達しておりませんことを御報告させていただきます。

次に、報告第17号 池田町公営企業会計における資金不足比率の報告についてありますが、これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づき算定した公営企業における資金不足比率を監査委員の審査に付し、議会に報告するものであります。

当町における公営企業会計は、簡易水道事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の3会計であります。いずれの会計も資金不足比率の数値が発生せず、経営が健全であることを報告いたします。

以上でございます。

監査委員による令和3年度の決算審査意見について

議長（矢口新平君） 日程6、監査委員による令和3年度の決算審査意見について報告を求めます。

吉澤代表監査委員。

〔監査委員 吉澤暢章君 登壇〕

監査委員（吉澤暢章君） 御苦労さまでございます。

それでは、令和4年8月4日、町長に提出いたしました令和3年度池田町各会計決算及び

各基金の運用状況等の審査意見書について報告をいたします。

今回の監査につきましては、倉科監査委員と私吉澤 2 名で行っております。

地方自治法第233条第 2 項及び地方公営企業法第30条第 2 項の規定により、令和 3 年度池田町各会計歳入歳出決算及び証拠書類、その他政令で定める書類並びに地方自治法第241条第 5 項の規定により、各基金の運用状況並びに財政健全化の状況を示す書類について審査した結果、次のとおり意見を付します。

1、審査の概要

(1) 審査の対象

令和 3 年度池田町一般会計歳入歳出決算から 令和 3 年度財政健全化の状況を示す書類までを審査の対象といたしました。

(2) 審査の期間

令和 4 年 7 月 11 日から令和 4 年 7 月 22 日まででございます。

(3) 審査の手続

審査に当たりましては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況を示す書類及び財政健全化の状況を示す書類について計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適切か及び予算の執行については、関係法令に従って効率的になされているか等に主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施した。

2、審査の結果

審査した一般会計、特別会計、公営企業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿と照合した結果、誤りのないことを確認した。

各基金の運用状況及び財政健全化の状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないことを確認した。

(1) 総括

決算規模

一般会計及び特別会計の決算は次のとおりである。

決算歳出額は前年度と比較して、一般会計で10億7,705万6,475円、率にして16.59%の減、特別会計では4,049万5,230円、率にして3.26%の増となっている。

特別会計のうち金額の大きいものでは、国民健康保険特別会計が3,070万9,900円の増とな

っている。

この決算額のうち、一般会計から特別会計への繰り出しは1億926万7,202円、また、一般会計の基金繰入額は2,031万4,000円となっている。

決算収支

総計決算における歳入額は67億8,339万5,312円、歳出額は66億9,693万7,067円、歳入歳出差引額は8,645万8,245円の黒字となっている。

この内訳は、一般会計7,740万6,108円、特別会計905万2,137円である。

令和4年度への繰越明許費総額は、一般会計の1億9,013万9,000円で、このうち一般財源は2,557万3,000円であった。

決算剰余金のうち、地方自治法等の規定により一般会計は財政調整基金へ2,600万円、国民健康保険特別会計では国保財政調整基金へ150万円の積立で予定となっている。

予算の執行状況

歳入決算額は総予算額に対し1億6,633万1,688円の減であり、収入率は97.6%で前年度97.7%に対し0.1ポイント下回っている。未収金は、令和4年度への災害復旧事業費の未収入繰越と町税及び国保税の滞納が主なものとなっている。

予算額との比較の中では、一般会計の町税及び国保会計の国保税の収入が予算額を超えて収入されている。歳出決算額は総予算額に対して96.4%の執行率で前年度の96.9%に対し0.5ポイント下回っている。

財産に関する調書

地方自治法施行規則第16条の2に規定する財産に関する調書により示された財産の内容については次のとおりで、特に問題なく処理されていた。

公有財産

決算年度中の土地と建物の増減はない。

有価証券及び出資による権利

有価証券の決算年度末現在高は8,642万7,000円で、決算年度中の増減はない。

また、出資による権利の決算年度末現在高は6,794万1,000円で、決算年度中の増減はない。基金については後述する。

(2)会計別意見

一般会計

歳入総額54億9,278万3,852円、歳出総額54億1,537万7,744円、差引残額7,740万6,108円と

なっている。

イ、歳入

歳入総額は、前年度に比べ10億5,750万1,842円、率にして16.14%の減である。

歳入構成比については、第1位地方交付税43.5%、第2位町税16.7%、第3位国庫支出金13.9%等となっている。基金からの繰入金として、公共施設等整備基金1,900万円、スポーツ振興基金17万9,000円、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金113万5,000円をそれぞれ取り崩した。

ロ、歳出

予算総額56億6,077万3,000円に対して、支出済額は54億1,537万7,744円で、予算執行率は95.7%である。翌年度への繰越明許による繰越額については、総務費の473万円、民生費2,816万6,000円、衛生費99万5,000円、農林水産費1,788万7,000円、土木費1,443万円、教育費128万1,000円、災害復旧費の1億2,265万円となり、総額1億9,013万9,000円である。

公債費は5億7,307万4,668円で、前年度に比べて2,080万2,778円の減となり、歳出全体に占める割合は10.6%となっている。

令和3年度決算審査に当たり例年と同じく委託料、備品購入費、工事請負費、負担金補助金について重点を置き審査を実施したが、適正な処理がなされており問題はなかった。

特別会計

イ、総説

水道事業及び下水道事業会計を除く4会計の歳入総額は12億9,061万1,460円で、前年に比べて3.2%増、歳出総額は12億8,155万9,323円で、対前年度比3.3%の増である。

各特別会計収支の状況につきましては、下記の表のとおりである。

ロ、各説

池田町工場誘致等特別会計

歳入総額は前年度繰越金608万5,240円で、歳出はなかった。

池田町国民健康保険特別会計

令和3年度の池田町国民健康保険特別会計の収支状況は以下のとおりである。

歳入合計額は11億1,505万7,093円で、そのうち国保税の収入額については1億7,973万1,363円となり、対前年度比で3.8%の減となった。また、収納率は94.91%となった。収納率全体では前年度を僅かに上回っているが、滞納繰越金は依然として多額であり、引き続き徴収努力を継続して収納率の向上につなげていただきたい。

歳出合計は11億1,253万1,335円であり、保険給付費の支出額が8億1,478万1,587円で、歳出全体の73.24%を占める。保険給付費は、医療費のうち保険者が負担する費用であるが、構成割合は前年度とほぼ変わらない状況であった。特定保健指導により、治療の長期化、医療費の高額化となる生活習慣病の予防効果が表れてきている。

決算認定後、決算剰余金の2分の1以上となる150万円を国保財政調整基金へ積み立て、残額の102万5,758円が次年度へ繰り越される。

国民健康保険事業の大部分を占める保険給付については、計画的な事業執行は困難であるが、引き続き予防事業との連携により医療費の抑制に向けた取組に努められたい。

池田町後期高齢者医療特別会計

令和3年度の決算状況は、歳入合計が1億5,287万7,275円である。歳入の内容は、保険料、一般会計繰入金等である。保険料の現年分は71.39%が特別徴収で、28.61%が普通徴収である。現年分の収納率は、特別徴収が100.04%、普通徴収が98.51%、合わせて99.60%で、滞納繰越分の収納率は32.83%であった。

歳出合計額は1億5,256万1,715円であり、後期高齢者医療広域連合への納付金が歳出全体の約99.61%を占めている。歳入歳出差引残高31万5,560円が決算剰余金として次年度へ繰り越される。

池田町簡易水道事業特別会計

水道使用状況は、給水世帯数42世帯、給水人口72人で、年間9,235立方メートルの使用があった。施設の老朽化の進行に対応し、施設の更新に意を尽くしている。今後も水源の確保を図り、水の安定供給に努められたい。

(3)池田町水道事業会計

イ、営業

給水戸数3,989戸、給水人口9,361人、有収水量は87万5,539立方メートル、有収率89.8%であった。給水収益は、税抜きで1億9,716万5,963円、前年度より7万5,617円の減となった。受託工事収益は前年度より150万9,800円減の134万7,000円となり、営業収益全体では1億9,959万9,010円で、前年度より178万1,661円の減となった。

ロ、経理

地方公営企業の独立採算の趣旨に沿った運営と合理化に努められた。税別で総収益2億2,841万9,866円に対し、総費用は1億5,405万3,150円となり、7,436万6,716円の純利益を生ずる決算となった。また、年度末の利益剰余金は8億2,460万11円となった。

水道の基本は、いつでもどこでも安心して飲める水を十分に供給することであるので、この基本に沿った安定供給に一層努められたい。

(4)池田町下水道事業会計

令和2年度より下水道事業は公営企業化された。

イ、営業

接続戸数3,557戸、水洗化人口8,392人、年間総処理水量は97万2,011立方メートル、有収水量82万3,842立方メートルで、有収率は84.8%であった。

使用料収益については1億7,786万6,088円で、前年度より134万4,812円の増となり、営業収益全体では1億7,817万9,188円で、前年度より137万4,012円の増となった。

ロ、経理

地方公営企業の独立採算の趣旨に沿った運営と合理化に努められた。税別で総収益5億2,042万2,433円に対し、総費用は4億434万311円となり、1億1,608万2,122円の純利益を生ずる決算となるが、企業債償還に充てているため、実際の現金増加分は2,273万1,830円となった。

下水道事業では、高瀬浄水園をはじめとする諸施設の維持管理に努めた。

池田町の下水道水洗化率は93.4%である。水洗化率は高止まりの傾向にあるが、少しでも接続件数が増えるように引き続きつなぎ込みの啓発を推進するとともに、使用料の未収についても適正な徴収業務に努力されたい。

今後も企業債償還残高の減少が進むよう努められたい。

(5)基金について

基金額の増減について、決算年度中に増額となった基金は、財政調整基金2,060万2,000円、国民健康保険財政調整基金5万2,000円、てるてる坊主のふるさと応援基金3,125万円、公共施設等整備基金936万1,000円、森林環境譲与税基金312万7,000円、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金240万6,000円である。また、減額となった基金は、てるてるぼうず作詞者浅原六朗基金46万6,000円、スポーツ振興基金6万6,000円がそれぞれ減額となった。

出納整理期間中では、財政調整基金9万2,000円、減債基金1億500万円、福祉基金291万円、てるてる坊主のふるさと応援基金6,117万2,000円、公共施設等整備基金4億2,200万円、森林環境譲与税基金334万8,000円がそれぞれ増額され、国民健康保険財政調整基金1,995万1,000円、スポーツ振興基金17万9,000円、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金113万5,000円が減額となった。

令和4年5月31日の現在高は20億251万4,000円である。厳しい財政状況であるので、基金の取崩しは最新の注意を払っていただきたい。

各基金の額は次のとおりである。

令和3年度財政健全化審査意見書

1、審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)個別意見

実質赤字比率、連結実質赤字比率については、当町は黒字決算につき該当しない。

実質公債費率について

令和3年度の実質公債費比率は12.6%となり、早期健全化基準の25.0%と比較すると下回っている状態にあるが、昨年度より0.5ポイント伸びている。

引き続き公債費負担の抑制を図られたい。

将来負担比率について

令和3年度末の将来負担額よりも充当可能財源等のほうが多いため、将来負担比率はない。

(3)是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和3年度公営企業会計経営健全化審査意見書

1、審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)個別意見

資金不足比率について

当町は該当しない。

(3)是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

最後に、令和3年度決算審査意見書

実質公債費比率は12.6%となり、令和2年度の12.1%より増加となっている。厳しい財政状態が続き、令和7年度には16.0%まで上昇すると試算されており、長期的な財政状態の分析を行っていただきたい。

なお、単年度の実質公債費比率は、令和元年度14%、令和2年度12.6%、令和3年度11.2%となっている。

町の町債残高は、普通会計が49億7,944万9,211円、特別会計については簡易水道事業会計のみで4,471万405円、企業会計は38億5,599万6,077円となっている。普通会計は歳出に占める公債費の割合が高いので、借入れについては計画性を持って行っていただきたい。

令和3年度も新型コロナウイルスの影響で取りやめになった事業もあり、財政調整基金の取崩しをせずに済んでいる。令和4年度は財政調整基金に頼らない予算編成となっており、当初予算編成の考え方にに基づき、細心の注意を払って予算執行に努めていただきたい。

行政の使命は最小限の費用で最大限の効果を上げることである。その使命に沿って創意工夫を持って業務に取り組んでいただきたい。

町の財政状態は依然として厳しい状況が続いている。行政、議会が一丸となって、町にとって何が一番重要な施策なのかを共通認識とし、町民の信頼に応えるよう行財政運営に取り組みられることを望み、監査報告とする。

以上です。

議長（矢口新平君） ただいまの決算審査意見報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

以上で決算審査意見報告を終了します。

認定第1号より認定第6号まで、議案第27号の質疑

議長（矢口新平君） 日程7、認定第1号より第6号まで及び議案第27号について、各認定、議案ごとに質疑を行います。

認定第1号 令和3年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

初めに、歳入関係、続いて歳出関係の順に行います。

まず、歳入全般、8ページから32ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出について、各款ごとに質疑を行います。

第1款議会費、33ページから34ページ、第2款総務費、34ページから53ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費、53ページから75ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

次に、第4款衛生費、75ページから87ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

次に、第5款労働費、87ページ、第6款農林水産業費、87ページから96ページ、第7款商工費、96ページから100ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

次に、第8款土木費、100ページから107ページ、第9款消防費、107ページから109ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

次に、第10款教育費、109ページから133ページについて質疑はありませんか。

7番、薄井孝彦議員。

7番（薄井孝彦君） 会染小学校のスクールバスの委託の関係ですけれども、決算そのものではなくて、ちょっと関連してお聞きしたいと思うんですけれども、昨年9月決算議会でも、会染小学校のスクールバスの積算の方法について、月割計算から日割計算にすべきではないかという意見がありまして、日割計算が可能かどうか契約方法を見直すと、あるいはスクールバスの委託についても、入札方式により選定をするというような回答がなされているわけですけれども、その後どうなったのか。今年の予算も含めて、やり方も含めて御回答をお願いをしたいと思います。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） すみません、決算には直接関係ない御質問でございますけれども、今年度の方針につきましては、令和4年度につきましては入札方式を取らせていただいて、委託の算出につきましても見直しのほうをさせていただいてございますので、今までの算出方法をできるだけ分かりやすいような形に見直しをさせていただきましたので、御報告させていただきます。

議長（矢口新平君） その関連でよろしいですか。

薄井議員。

7番（薄井孝彦君） そうすると、日割計算になったということによろしいのでしょうか。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） すみません、特別委員会のほうで細かいお話をさせていただければと思いますけれども、よろしくお願いいいたします。

議長（矢口新平君） 予算の件です。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

次に、第11款公債費、133ページから134ページ、第12款災害復旧費、134ページから135ページ、第13款予備費、135ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

以上で歳出について、各款ごとの質疑を終了しますが、認定第1号の全般について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって認定第1号について質疑を終了します。

認定第2号 令和3年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第3号 令和3年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 国保会計について、1点お尋ねします。

先ほど説明の中で、1人当たりの実際医療費が4.7%上昇してしまったという報告がございました。また、県の順位も11位ということで、かなり一気に上がってしまったなという感じがするんですけども、この辺は全体的に通してどのような原因があったのか。コロナの影響もあって様々なところで教室等も行われなかったりとかする可能性もあるんですけども、町としてどのような要因でこのような原因になったのか。特定健診の受診率は、見るところ67%ということで、非常に町民の皆さんに協力していただいたんですけども、それとこういったところがうまくかみ合っていないかなというところがあるもんですから、その点についてどのような見解か、お聞かせください。

議長（矢口新平君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） ただいまの御質問ですけれども、高額医療の部分で分析しますと、伸び率がとても高かったのが、がんによる医療費というのが昨年に比べて大幅に増額しております。そういう中でも、消化器系のがんでありますとか、特に大腸がんでありますとか、そこら辺のところについても、結構重症化されている方というのもあります。ですので、がん対策を十分できていなかったということが大きな影響ということで1つ捉えています。あと、循環器疾患につきましても、健診の未受診の方で高額の医療になってしまっているというところもありますので、今後も引き続き未受診者対策というところ、ここ2点をやっていく中で医療費のほうの抑制という形に努めていきたいと思っております。

以上です。

議長（矢口新平君） 副町長、補足はよろしいですか。

副町長（小田切 隆君） ないです。

議長（矢口新平君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第4号 令和3年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第5号 令和3年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第6号 令和3年度池田町水道事業会計決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第27号 令和3年度池田町下水道事業会計剰余金処分及び決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

以上で認定第1号より第6号まで及び議案第27号の質疑を終了します。

散会の宣告

議長（矢口新平君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 2時05分

令和 4 年 9 月 定例 町 議 会

(第 2 号)

令和4年9月池田町議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年9月6日(火曜日)午前10時開議

日程第 1 議案第28号 池田町議会議員及び池田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について

上程、説明、質疑

日程第 2 議案第29号 池田町創造館条例の制定について

議案第30号 池田町公共施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第31号 池田町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

一括上程、説明、質疑

日程第 3 議案第32号 令和4年度池田町一般会計補正予算(第4号)について

議案第33号 令和4年度池田町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第34号 令和4年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

議案第35号 令和4年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第36号 令和4年度池田町水道事業会計補正予算(第1号)について

一括上程、説明、質疑

日程第 4 認定第1号より第6号まで、議案第27号より第36号まで

各委員会に付託

日程第 5 請願・陳情書について

上程、朗読、各常任委員会に付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	松野亮子君	2番	大厩美秋君
3番	中山眞君	4番	横澤はま君
5番	矢口稔君	6番	大出美晴君
7番	薄井孝彦君	8番	服部久子君
9番	和澤忠志君	11番	倉科栄司君
12番	矢口新平君		

欠席議員（1名）

10番 那須博天君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	麩聖章君	副町長	小田切隆君
教育長	山崎晃君	総務課長	宮澤達君
健康福祉課長	宮本瑞枝君	振興課長	大澤孔君
会計管理者 兼会計課長	丸山光一君	学校保育課長	寺嶋秀徳君
生涯学習課長	下條浩久君	総務課長補佐 兼総務係長	井口博貴君
監査委員	吉澤暢章君		

事務局職員出席者

事務局長	山岸寛君	事務局書記	矢口富代君
------	------	-------	-------

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

議長（矢口新平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議案第28号の上程、説明、質疑

議長（矢口新平君） 日程1、議案第28号 池田町議会議員及び池田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） おはようございます。

それでは、議案第28号 池田町議会議員及び池田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

公職選挙法が改正され、町議会議員及び町長の選挙運動費用の一部を公費負担とすることができるようになり、これにより候補者の費用を節減し、選挙運動の機会均等を図るため、本条例を制定するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

なお、補足の説明は担当課長にいたさせます。

議長（矢口新平君） 補足の説明を求めます。

宮澤総務課長。

総務課長（宮澤 達君） それでは、議案第28号 池田町議会議員及び池田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の補足説明を申し上げます。

公職選挙法の規定により、町議会議員及び町長の選挙において、条例で定めるところによ

り、選挙運動用自動車、ビラ及びポスターについて公費負担できることとされております。

第1条では、それを根拠に必要な事項を定める旨の規定をしております。

選挙運動用自動車の公費負担、手続等に関しましては、第2条から第5条で規定されており、第2条ただし書で、供託物が町に帰属することにならない場合、公費負担できる旨が規定されております。

また、選挙運動用ビラについては第6条から第8条で、選挙運動用ポスターについては第9条から第11条で規定されており、公費負担できる場合につきましては、それぞれ第2条ただし書の規定を準用しております。

議案第28号の補足説明は以上であります。

議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第29号より議案第31号まで、一括上程、説明、質疑

議長（矢口新平君） 日程2、議案第29号 池田町創造館条例の制定について、議案第30号 池田町公共施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 池田町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第29号から第31号までを関連する議案として、一括提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第29号につきまして説明いたします。

当町は、池田町創造館条例を新規に制定するものであります。

提案理由といたしましては、創造館の管理を指定管理者へ委託することを可能とするため

のものであります。現段階で方向性は確定しておりませんが、仮に指定管理を行うこととなった場合、条例が制定されていないと公募ができないため、あらかじめ定めておくものであります。

なお、指定管理を行わず、引き続き町直営で行うことも可能な内容となっております。

次に、第30号につきまして説明いたします。

池田町公共施設使用料徴収条例の改正となります。

提案理由といたしましては、さきの池田町創造館の制定に伴い、創造館使用料についての規定を池田町創造館条例に移したことによる改正となります。

なお、クラフトパーク休憩施設使用料を変更することを可能にするための改正も併せて行っております。

次に、第31号につきまして説明いたします。

池田町都市公園条例の改正となります。

本改正も、池田町創造館の制定に伴う改正となります。

提案理由といたしましては、創造館の管理は創造館条例によるものとするについての規定の追加となっております。

いずれも施行期日は、令和4年10月1日からといたします。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第32号より議案第36号まで、一括上程、説明、質疑

議長（矢口新平君） 日程3、議案第32号 令和4年度池田町一般会計補正予算（第4号）
について、議案第33号 令和4年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につい

て、議案第34号 令和4年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第35号 令和4年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第36号 令和4年度池田町水道事業会計補正予算（第1号）についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第32号から議案第36号について、一括提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第32号 令和4年度池田町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ1億4,813万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ52億9,956万7,000円とするものであります。また、地方債は、公共施設等適正管理推進事業債を追加するとともに、公共事業等債、公共土木施設災害復旧事業債及び臨時財政対策債の限度額を変更するものであります。

歳入の主なものとして、款10地方交付税の2,407万7,000円の増額をはじめ、款14国庫支出金では、新型コロナワクチン接種負担金、公共土木施設災害復旧費負担金及び新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の増等で9,162万円の増額、款19繰越金では、前年度一般会計決算により2,083万3,000円を増額いたしました。

一方、歳出の主なものとして、款2総務費では、新型コロナウイルス感染症対策として、庁舎内エアコンの更新及び行政業務継続性確保事業として、オンライン会議に対応するためのパソコン購入・LAN配線敷設替え工事等を主なものとして2,200万6,000円、款3民生費では、高齢者支えあい拠点施設の改築工事及び新型コロナウイルス感染症対策として、池田・会染児童センターへのエアコン設置工事を主なものとして2,340万6,000円、款4衛生費では、新型コロナワクチン5回目の接種への対応を中心に3,082万9,000円、款6農林水産業費では、産地パワーアップ事業としてパイプハウス購入等への補助、林道中島線補修等に260万9,000円をそれぞれ増額計上いたしました。

款7商工費では、新型コロナによるイベント中止に伴う130万円の減額、款8土木費では、自治会要請に対する道路舗装工事等に1,433万円、款10教育費では、小・中学校の地下タンクの修繕、総合体育館関係で、2階会議室改修工事及び研修室エアコン設置工事を中心に、増減ありますが、189万6,000円をそれぞれ増額するものであります。また、款12災害復旧費

では、今年度事業費見込みに伴い、5,435万7,000円を増額いたしました。

次に、議案第33号 令和4年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ69万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ11億3,709万1,000円とするものであります。

歳入では、県支出金16万5,000円及び令和3年度決算による繰越金52万5,000円を、歳出では、未就学児均等割減額に伴う国保電算システム改修委託料として、総務費に16万5,000円及び予備費に52万5,000円をそれぞれ増額計上いたしました。

次に、議案第34号 令和4年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ31万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億5,944万4,000円とするものであります。

歳入では、令和3年度決算による繰越金31万4,000円を、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金に同額の31万4,000円をそれぞれ増額計上しました。

次に、議案第35号 令和4年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ12万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ827万3,000円とするものであります。

歳入では、令和3年度決算による繰越金12万4,000円を、歳出では、簡水総務費に広津桃の木ポンプ場残塩計修繕費用として同額の12万4,000円をそれぞれ増額計上いたしました。

最後に、議案第36号 令和4年度池田町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、本年度当初の人事異動に伴う職員手当等の人件費について、予算第3条に定めた収益的支出の予算額を17万8,000円増額し、第1款水道事業費の支出予定額を2億510万4,000円と定めるとともに、豊町地区の配水管布設替え工事に要する費用として、予算第4条に定めた資本的支出の予算額を1,600万円増額し、第1款資本的支出の予定額を7,031万4,000円と定めるものであります。

なお、工事費用の財源は、当年度分損益勘定留保資金を充てることとしております。

以上、議案第32号から議案第36号まで、一括提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定をお願いいたします。

なお、議案第32号につきましては、補足説明を担当課長にいたさせます。

議長（矢口新平君） 補足の説明を求めます。

議案第32号中、歳入と総務課関係の歳出について。

宮澤総務課長。

総務課長（宮澤 達君） それでは、議案第32号 令和4年度池田町一般会計補正予算（第4号）につきまして、歳入全般と総務課関係の歳出の補足説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,813万3,000円を追加し、総額をそれぞれ52億9,956万7,000円とするものであります。

最初に、4ページを御覧ください。

第2表で債務負担行為の補正を行っており、町道548号線花岡地区の道路災害復旧工事を令和4・5年の2か年で実施したいため、工事費等の限度額を3,700万円としました。

次に、5ページを御覧ください。

第3表で地方債の補正を行っており、内川地区の農業水路等長寿命化・防災減災事業の公共施設等適正管理推進事業債として170万円追加し、橋梁修繕の公共事業等債の限度額を70万円増額、町道548号線ほか2地区の公共土木施設災害復旧事業債の起債限度額を1,320万円増額しました。今年度の事業費見込みによるものが主な要因でございます。

また、臨時財政対策債は、発行可能額の確定により限度額を860万円減額しました。

続きまして、歳入関係ですが、8ページを御覧ください。

款10地方交付税では、普通交付税を2,407万7,000円増額しました。

款13使用料及び手数料では、土地改良区から町に寄附採納があった水路の使用料について、4万6,000円増額をいたしました。

款14項1国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン5回目接種の事業費負担金、町道548号線ほか2路線の公共土木施設災害復旧費負担金の増で4,733万5,000円の増額。

続きまして、9ページにいただきました。項2国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助として人件費補助、あと橋梁修繕として道路メンテナンス事業補助金、GIGAスクール整備事業費として公立学校情報機器整備補助金等、計4,428万5,000円を増額、款15県支出金では、みんなで支える里山整備事業補助金内示による減額、産地パワーアップ事業補助金では、アスパラ用パイプハウス購入及び白ねぎ収穫・出荷調整機械のリース等補助で、増減ありますけれども、計42万1,000円増額しました。

続きまして、10ページ、款19繰越金では、令和3年度一般会計決算による余剰金のうち、基金積立て後の残金2,083万3,000円を増額、款20諸収入では、高齢者支えあい拠点施設自治会協力金、児童センターの遊具として子ども活動支援補助金、にぎわい拠点施設の令和3年度分の使用料、大北地区森林祭開催地維持管理としての助成金等で413万6,000円、款21町債では、地方債の補正でも申し上げましたとおり、4件の起債につきまして、増減ありますが、700万円増額をいたしました。

続きまして、総務課関係の歳出関係です。

11ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、新型コロナウイルス感染症対策として、庁舎内の大会議室、中会議室、協議会室及び委員会室のエアコンを更新するものであります。

続いて、目5財産管理費の財産管理一般経費では、公共施設敷地内の樹木の枝払いに係る委託料に27万8,000円を増額、目6企画費の企画一般経費では、総合計画策定支援としまして、第6次後期に向けたアンケート調査で128万1,000円増額、情報処理費は、電算室のエアコン更新で49万5,000円の増額、地域おこし協力隊事業は、所属替えによります予算の組替えであります。

コロナ交付金の行政業務継続性確保事業は、オンライン会議に対応するためのパソコン購入、ウェブカメラ、無線LANアダプタ等の購入、LAN配線敷設替え工事等で、役場庁舎、総合福祉センター、教育会館を実施予定であり、902万4,000円増額いたしました。

最後に、一般人件費の関係ですが、12ページと21ページにつきましては、先ほどの地域おこし協力隊の所管替えの関係であります。

それから、13ページの款3項1目5地域包括支援センター運営費は、介護支援専門員1名雇用によるものであります。

それから、14ページの款3項2目2特別保育費につきましては、一時保育の保育士の勤務時間の延長によるものであります。

それから、款4項1目2、15ページ以降になりますけれども、その予防費にありますけれども、それは新型コロナウイルスワクチンの5回目の接種の関係でございます。

総務課関係の補足説明は以上であります。

議長（矢口新平君） 議案第32号中、住民課関係の歳出について。

大澤課長。

振興課長（大澤 孔君） それでは、住民課関係の補足説明を私のほうから申し上げます。

12ページをお願いいたします。

款2 総務費、項1 総務管理費、目8 交通安全防犯対策費の11万9,000円の増額補正ですが、鶴山自治会から要請のあった横断歩道反射標識2基分の購入費でございます。

また、目9 バス等運行事業費では、バスセンター車庫のシャッター不具合に伴う修繕料を20万2,000円追加補正いたしました。

その下、項2 徴税費、目2 賦課徴収費では、93万6,000円を増額いたしました。これは、町税の現時点での過誤納還付金約64万円に今年度末までの見込額を加えた額でございます。

続いて、15ページをお願いいたします。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目6 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費ですが、令和3年度に実施した子供1人当たり10万円の給付事業の確定に伴う過年度国庫補助金返還金として、5人分50万円の補正をお願いするものでございます。

最後に、16ページをお願いします。

最下段、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目5 墓地公園事業費では、公園内の遊具の修繕費として5万5,000円を追加補正いたしました。

住民課関係は以上でございます。

議長（矢口新平君） 議案第32号中、健康福祉課関係の歳出について。

宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、健康福祉課関係の補足説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会総務費300万円の増額です。説明欄二重丸、医療介護総合確保基金事業による2丁目、堀之内公民館改築費工事請負費の補正をお願いするものです。

目5 地域包括支援センター運営費222万6,000円の増額です。コロナ交付金による社会福祉施設等燃油高騰対策支援金を、入浴施設のあるあづみ病院分を補正しました。

目8 総合福祉センター管理費234万2,000円の増額です。説明欄二重丸、施設修繕費と次のページ、コロナ交付金で、総合福祉センター内デイサービスセンター厨房のエアコン工事請負費増額によるものです。

15ページをお開きください。

中段下、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費3,077万4,000円の増額です。オミクロ

ン株に対応した予防接種実施に当たり補正するものです。

健康福祉課関係は以上であります。

議長（矢口新平君） 議案第32号中、振興課関係の歳出について。

大澤振興課長。

振興課長（大澤 孔君） それでは、振興課関係の補足説明を申し上げます。

予算書17ページをお願いいたします。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費は、183万4,000円の増額です。主な内容は、農業振興協議会開催に伴う委員報酬や視察旅費等の経費をはじめ、薬草セミナー講師謝礼、栽培用ハウスや農機具購入に対する産地パワーアップ事業補助金でございます。

続きまして、目7 土地改良費は、土地改良区が実施する内鎌地区の排水路改修に伴う負担金196万1,000円の増額でございます。

次に、項2 林業費、目1 林業振興費は、118万6,000円の減額補正でございます。主な内容は、森林振興費では、昨年度森林祭を開催した箇所の森林整備委託料をはじめ、18ページでは、森林経営管理制度促進事業負担金の増額及び当初予算に計上した森林環境譲与税基金積立金を全額減額しました。減額した積立て相当額は、本年度の関連事業に充ててまいります。

また、松くい虫被害対策事業では、危険木の伐採処理として森林整備委託料を、町単林道整備事業では、鷓山ほうき沢の橋補修等の作業委託料をそれぞれ計上いたしました。

次に、款7 商工費、項1 商工費、目2 観光費では、新型コロナウイルス感染拡大防止によるふるさと祭り中止に伴い、補助金を130万円減額いたしました。

19ページを御覧ください。

款8 土木費、項2 道路橋梁費、目1 道路橋梁維持費は、461万円の増額補正でございます。主な内容は、自治会要請対応の舗装修繕をはじめ、今年度修繕を予定している橋梁の測量結果に伴う工事請負費増額分でございます。

続いて、目2 道路舗装費の700万円の増額は、自治会要請対応として3路線分の工事請負費、また、目3 交通安全施設整備事業費に192万円を計上いたしましたが、電気代値上がりに伴う道路照明の電気料をはじめ、自治会要請対応となるカーブミラーやガードレール等の工事費等でございます。

続きまして、項3 河川費、目2 排水路費では、自治会要請対応として、排水路改修に伴う工事請負費80万円を計上いたしました。

22ページをお願いいたします。

款12災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費として、4,929万7,000円を増額いたしました。本年5月から7月にかけて、豪雨の際に被害を受けた町道3路線の工事請負費をはじめ、災害認定に至らなかった町道2路線分の復旧経費を計上いたしました。

最後に、23ページをお願いいたします。

項2農林水産業施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費として、506万円を計上いたしました。これは、本年5月の豪雨で被害を受けた中島地区排水路の復旧事業費でございます。

振興課の補足説明は以上でございます。

議長（矢口新平君） 議案第32号中、学校保育課関係の歳出について。

寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 続きまして、学校保育課関係の補足説明を申し上げます。

予算書の14ページ中段をお願いいたします。

款3項2目1児童福祉総務費27万6,000円の増額補正を計上いたしました。

まず、保育運営事業の施設修繕料7万2,000円につきましては、池田保育園で大雨が降った際に、といから水が溢れてしまう箇所があり、修繕費用としての予算計上であります。

次に、コロナ交付金事業の庁用器具・機械器具購入費20万4,000円につきましては、コロナ感染症対策として、遊具の洗浄用に高圧洗浄機を池田・会染各保育園に1台ずつ、会染保育園に保育室を利用目的に合わせて区切るためのパーティション4台購入のため、予算計上するものでございます。財源につきましては、地方創生臨時交付金を充当いたします。

次に、目4児童センター費1,468万7,000円の増額補正を計上いたしました。まず、児童センター管理経費の保育材料費25万3,000円につきましては、絵本やボードゲームなどの教材を更新し、さらに、児童の環境を整えるための予算計上であります。

次に、会染児童センター電動不凍栓操作盤の故障に伴い、一般修繕料27万円を予算計上、次に、池田児童クラブ屋外に滑り台1基、シーソー1基を設置するための工事請負費101万円を予算計上するものでございます。

なお、財源につきましては、公益財団法人ライフスポーツ財団より交付されますこども活動支援補助金100万円を充当いたします。

次に、放課後子ども教室管理経費の保育材料費3万円の増額補正を計上いたしました。先ほど説明申し上げました児童センター管理経費の保育材料と同様に、児童用の保育教材を更

新するための予算計上であります。

次に、予算書の15ページ上段をお願いいたします。

児童センター・クラブ施設コロナ感染対策事業の設計監理委託料108万2,000円と工事請負費1,182万9,000円の増額補正を計上いたしました。池田児童クラブと会染児童センターの遊戯室にエアコンを新規に2台ずつで4台、また、会染児童センターの集会室に新規に1台、また、同じく会染児童センターの集会室と事務室のエアコンが経年劣化しているため、それぞれ取替えに2台、計エアコン7台分の工事費用と、それに伴う設計監理委託料を予算計上するものでございます。

次に、庁用器具・機械器具購入費が21万3,000円の増額補正をお願いいたします。池田児童クラブ事務室のエアコンを新規に設置するものです。

以上の予算につきましては、地方創生臨時交付金を充当いたします。

次に、予算書20ページ上段をお願いいたします。

款10項1目2事務局費35万1,000円の増額補正をお願いいたします。内容につきましては、教育会館の屋根に堆積している土砂や樹木の枯れ枝等の清掃費用として、予算をお願いするものです。足場を組み、清掃作業を行う予定でございます。

次に、項2小学校費、目1池田小学校管理費55万1,000円、目3会染小学校管理費35万3,000円の増額補正を計上いたしました。それぞれ一般修繕料を予算計上するもので、池田小学校の修繕は、消防設備点検により地下タンクのオイルギアポンプ1台の交換、地下タンクにローリーアース設置のためのものでございます。また、会染小学校の修繕につきましても、消防設備点検による地下タンクにローリーアースの設置と、体育館東口の避難口誘導灯不良による修理のためでございます。

最後に、項3中学校費、目1学校管理費38万2,000円の増額補正をお願いいたします。こちらも小学校2校と同様に、一般修繕料の予算計上であります。内容につきましては、地下タンクにローリーアース設置と、パソコン教室を別の目的で教室利用できるようにフロアの配線撤去等の修繕作業を行う予算計上でございます。

学校保育課関係説明、以上でございます。

議長（矢口新平君） 議案第32号中、生涯学習課関係の歳出について。

下條生涯学習課長。

生涯学習課長（下條浩久君） それでは、生涯学習課関係の補足説明を申し上げます。

21ページ下段を御覧いただきたいと思います。

款10項4目6 美術館費、施設修繕料19万5,000円の増額をお願いするものです。これは、安曇野アートライン協議会に加盟しております当町も含めた6市町村で、平成11年、管内に合計10基の安曇野アートライン案内看板を設置した経過がございます。町では、安曇野市明科押野の県道穂高明科線沿いに設置をしてございます。その看板文字が、経年劣化により剥がれているため、経費の面から文字板の撤去のみを今回行うため、計上させていただきました。

次に、目8 多目的研修集会施設管理費12万3,000円の増額です。施設修繕料11万円は、消防立入検査におきまして、オイルタンクの設置場所が法令上適していないと指摘されたため、タンクの移動をするための費用でございます。

次に、庁用機械器具購入費1万3,000円は、多目研の事務所の電話機が経年劣化により故障しましたので、電話機1台を購入するものでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

目2 総合体育館費の工事請負費121万円の増額でございます。これは、2階研修室のフロアシートの劣化に伴う改修とカーテンの設置を行うものでございます。

次に、コロナ交付金で、同じ体育館内の施設コロナ対策事業として220万円をお願いするものです。先ほどの管理経費と同じく、研修室のエアコン2台を設置するもので、設計監理委託料とエアコン設置の工事請負費となっております。

次に、目3 体育施設費、テニスコート・プール等施設管理経費の施設修繕料12万4,000円の増額です。これは、テニスコート場の屋外時計が経年劣化により故障しているため、これを修繕するものでございます。

最後に、農村広場の関係です。施設修繕料18万4,000円の増額です。これは、ナイター照明の安定器が故障しまして、一部点灯していないということでもありますので、修繕をするものでございます。

生涯学習課からは以上です。

議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

各議案ごとに質疑を行います。

議案第32号 令和4年度池田町一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、服部久子議員。

8番（服部久子君） 歳出11ページなんですけれども、地方創生臨時交付金で庁舎内のエア

コン、それから、その次が、コロナ交付金で行政業務継続性ということで、インターネットを十何台買うとか、そういうところに使っているんですけども、今、コロナがずっと続いていまして、非常に生活が大変な方が増えています。

それで、各長野県の自治体の使い方を見ますと、期間を限定して給食費を無料にするとか、それから、子供さんに1人幾ら幾らというふうに工夫して、コロナ禍の中で大変な生活を支援するという、行政が試みて実施をしております。そういうことも考えてもいいのではないかなと思うんですが、町長のお考えをお聞きします。

議長（矢口新平君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 自治体によって、いろいろな考え方あると思いますが、今回エアコンが結構中心になっておりますけれども、これも密を避けるとか換気等の問題により、コロナ感染防止という観点から設置をするものであります。生活費等々の問題はありますけれども、また今回につきましては、この交付金につきましては、このような使い方をしていきたいということで決めたところであります。

以上です。

議長（矢口新平君） 8番、服部久子議員。

8番（服部久子君） エアコンでコロナ対策というのは分かるんですけども、今、非常に逼迫している世の中なので、この際エアコン替えてしまおうという雰囲気も見え隠れしますので、何とか直接住民の支援に役に立てるような、そういう交付金の使い方もしてはどうかと思って、一般質問でもやりますけれども、そういうことをちょっとお考え願いたいと思います。要望です。

議長（矢口新平君） ほかに質疑はありませんか。

7番、薄井孝彦議員。

7番（薄井孝彦君） すみません、ちょっと、17ページの産地パワーアップ事業ですね、これ、もう少し詳しく説明していただけないでしょうか。どういう内容なのか。

議長（矢口新平君） 大澤課長。

振興課長（大澤 孔君） 産地パワーアップ事業補助金149万5,000円の内訳でございますけれども、産地パワーアップ事業につきましては、北アルプス地域で推奨品目というのがございまして、それが白ネギ、アスパラとかシャインマスカットとか、そういう品目があるんですけども、それに向けて取り組んでいただけるような農家を選定した結果、アスパラの作付のためのパイプハウス5畝、5アール、これにつきましては、補助金が66万6,000円とい

うことです。2分の1ということでございますので66万6,000円。

そして、もう一つ、白ネギの品目でございますけれども、これが20アールということで、掘り取り機とか葉切り機とか、そういうものを購入した経費の2分の1、82万9,000円を、いわゆるトンネル補助という、県から来た分を農家に助成すると、補助するというような内容でございますので、よろしく願いいたします。

議長（矢口新平君） 他に質疑はありませんか。

5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 1点お伺いします。5ページの地方債補正の関係であります。なかなかふだん触れないところでありますので、触れさせていただきます。

追加と、あと変更ということで、2点あるわけですが、なかなかこういったところが、議会側としても災害復旧事業債と、また何とか債、何とか債ということで、補正がどんどん組まれてくるわけでございます。これが今後、財政にどのような影響を与えてくるのか、そういったところも、ちょっと見極めていかなければならないと感じております。

その点について、今、このところにも書いてありますけれども、利率なんですけれども、低金利時代になっておりまして、3%以内というのは、過去10年くらいから、ずっとこの数字変わってきておりません。実態に合った数字になるべく、利率3%以内といっても、かなり今高い数字になって、多分借りるとしても1%未満で、行政は借りられると思いますので、こういったところのしっかりとした、やはり見極めもしていかなければいけないかと思っております。

それと、もう一点、なかなか分かりにくい臨時財政対策債についてであります。臨時財政対策債、補正前は5,000万円ということだったんですけれども、4,140万円ということでした。このような内示なり、国からの指示があったということですが、どのような経過でこういうふうなものが、タイミング等も見計らってくるのか。

これに対して、実際、臨時財政対策債は第2の地方交付税、また、ある方が言えば、赤字地方債の一つであるということも言われておりますけれども、こういったところが減らされることによって、どのような影響が町に出てくるのか、その点をお聞かせください。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

総務課長（宮澤 達君） 起債の利率につきましては、入札をしますので、これが限度ということで、それぞれ低い利率になるかと思っております。

あと、臨時財政対策債につきましては、地方交付税の金額によりまして、借りられる額と

いうものが決まっております。今回、地方交付税のほうが増えたということで、それに伴いまして、借りられる限度額が減ったというところでございます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 他に質疑はありませんか。

5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） もう少し詳しくお聞かせいただきたいんですけども、要するに事業債等々の利率の関係ですけれども、3%というのは、高金利時代のときの3%だったので、もうちょっと実態に合ったものに今後見直す考えはあるのかという点、また臨時財政対策債は、結局は交付税が増えたので、臨時財政対策債に頼らなくても、そのまま財源としては町は変わらないという考えで、もう一度確認だけお願いします。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

総務課長（宮澤 達君） 利率につきましては、やはり入札を、先ほど言いましたけれども、入札によりまして、幾つかの金融機関のほうから、利率につきましては入札結果で決めておりますので。

ただ、こここのところの3%というものにつきましては、どのようなところか、まだ私も勉強していないところがありますので、また予算決算特別委員会等でもお話ができればと思いますし、臨時財政対策債につきましては、先ほど議員のおっしゃるように、交付税が増えれば借りられる限度額が減ってくるというところでございます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 他に質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第33号 令和4年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第34号 令和4年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑

を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第35号 令和4年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第36号 令和4年度池田町水道事業会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

以上で、議案第32号より第36号までの質疑を終了します。

認定第1号より認定第6号まで、議案第27号より議案第36号まで、

各委員会に付託

議長（矢口新平君） 日程4、認定第1号より第6号まで、議案第27号より第36号までを各委員会に付託したいと思います。

職員をして、付託表を朗読させます。

山岸議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（矢口新平君） ただいまの付託表により、各委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会に付託することに決定しました。

請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託

議長（矢口新平君） 日程5、請願・陳情書についてを議題とします。

職員をして、請願・陳情書の朗読をさせます。

山岸議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（矢口新平君） これについて、各常任委員会に付託したいと思います。

職員をして、付託表の朗読をさせます。

山岸事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（矢口新平君） お諮りします。

請願・陳情書は、付託表により各常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会に付託することに決定しました。

散会の宣告

議長（矢口新平君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前10時51分

令和 4 年 9 月 定例 町 議 会

(第 3 号)

令和4年9月池田町議会定例会

議事日程(第3号)

令和4年9月8日(木曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	松野亮子君	2番	大厩美秋君
3番	中山真君	4番	横澤はま君
5番	矢口稔君	6番	大出美晴君
7番	薄井孝彦君	8番	服部久子君
9番	和澤忠志君	11番	倉科栄司君
12番	矢口新平君		

欠席議員(1名)

10番 那須博天君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	麩聖章君	副町長	小田切隆君
教育長	山崎晃君	総務課長	宮澤達君
健康福祉課長	宮本瑞枝君	振興課長	大澤孔君
会計管理者兼 会計課長	丸山光一君	学校保育課長	寺嶋秀徳君
生涯学習課長	下條浩久君	総務課長補佐 兼総務係長	井口博貴君

事務局職員出席者

事務局長	山岸寛君	事務局書記	矢口富代君
------	------	-------	-------

9月定例議会一般質問一覧表

番号	質 問 者	質 問 要 旨
1	2番 大厩美秋議員	1. 町外からの誘客増加に向けた池田町の活性化について
2	3番 中山 眞議員	1. 池田町がどういう方向に進むのか、2期目集大成としての甕町長の重点施策とビジョンを問う 2. 人口減少問題対策の基本は池田町のブランド力を上げること、その対策は
3	7番 薄井孝彦議員	1. 消防団員の処遇改善を 2. 災害時の避難対策は 3. ハーブセンター東側のビジョン明確化を 4. 満蒙開拓平和記念館の自治体パートナー制度を活用した平和のまちづくり充実を
4	8番 服部久子議員	1. 県の子どもの医療費補助を町の補助に反映を 2. コロナ感染症による生活困難者の支援体制を求める 3. 町立美術館の運営について聞く
5	4番 横澤はま議員	1. 日本一の「美しいまち」を目指す甕町政に問う 2. 明るい未来を考える行財政改革について 3. 次代を担う子どもの心と体の豊かな成長を願って
6	6番 大出美晴議員	1. 行財政改革推進委員会の答申について町長の考えを聞く
7	9番 和澤忠志議員	1. 岡麓終焉の家の今後の運営管理について 2. 行財政改革に関する第三次答申美術館について 3. 町の農業を守るための戦略について
8	5番 矢口 稔議員	1. 来年度以降の財政運営の見通しと総合計画に基づいた町政運営について 2. 若者・子育て世代へのまちづくりの参画について 3. 自治会への加入促進とゴミステーションの在り方について

9	1番 松野亮子議員	1. 持続可能な農業のための町の方針について
10	11番 倉科栄司議員	1. 行財政改革推進時における人事異動について 2. 桜の植栽について

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（矢口新平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

吉澤監査委員、所用のため欠席との届出がありました。

会議に入る前に、お願い申し上げます。発言される際は、できるだけマイクに向かってお話しいただきますようお願いいたします。

一般質問

議長（矢口新平君） 日程1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、質問の順序は通告順とします。

職員をして一般質問一覧表の朗読をさせます。

山岸議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（矢口新平君） これより一般質問を行います。

大 厩 美 秋 君

議長（矢口新平君） 1番に、2番の大厩美秋議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） ただいまより、2番、大厩美秋、令和4年9月池田町議会定例会一般質問を始めます。

今回は、1点、町外からの誘客増加に向けた池田町の活性化についてお聞きしていきます。

令和2年、年初から新型コロナウイルス感染症が拡大し始め、現在は第7波といまだに終息が

見えない状況であり、人の動きは不安や迷いをもちながら消極的な行動が続いていると思われる。全国各地で観光客が減少する中、池田町においても、観光地利用者延べ数はコロナ禍前の令和1年度は40万人、令和3年度は22万9,000人と大幅な減少となっています。厳しい状況はまだ続くと思われませんが、アフターコロナを見据えて観光等池田町の魅力の発信をし続け、公共施設の管理は維持していかなければならないと考えます。

今回は、観光面における誘客増加と関連した提案について、町長をはじめ考えをお聞きしていきます。

それでは、最初の質問としまして、池田町を観光地としてどう捉え、どうあるべきか、町長の考えをお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） おはようございます。

一般質問、御苦労さんでございます。

それでは、ただいまの大厩美秋議員の御質問にお答えしたいと思います。

観光地としてどう捉えるかとの御質問でありますけれども、池田町は大型観光資源はないものの、北アルプスと田園の景観は一級のものであると考えております。また、中小の資源は多く点在しており、現在それぞれの資源を磨き高めていく方向で取り組んでいるところであります。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） 活性化についてこれからの観光地として、町長、どう捉えているかといったところなんですけれども、いかに多くの観光者に来ていただいて満足していただき、四季を通して何回も来訪してもらうことが重要と感じます。そのために町が担う魅力づくりは定期的に調査し、改善していくことが必要と考えます。こちらの質問のほうはまた後のほうにも関連するところがありますので、次の質問に移らせていただきます。

北アルプスと田園の景観、一級のもので今お答えになりましたけれども、そういった観点からも、拠点の一つとしてクラフトパークについても重要な拠点と考えます。総合公園として平成2年度から平成11年度までの10か年計画であづみ野池田クラフトパークが完成しました。北アルプスや安曇野を一望できる絶好の場所であり、町への誘客拠点の一つでありま

す。完成から23年ほどたち、公園エリアは整備されていますが、施設の部分で老朽化や改善を要するところが出てきています。そういった中で、最初に、創造館駐車場上部にあるパターゴルフ場は1ラウンド500円、町民は250円ということですが、用具の貸出し100円でプレーができます。平成29年340人、平成30年378人、令和1年317人、ここからコロナの影響が出てきているところで令和2年181人、令和3年で256人の人たちに利用されています。公園の施設として有料施設としては唯一の存在であります。

ここで質問ですけれども、パターゴルフ場の施設運営と利用者増加に向けた町の考えをお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 下條生涯学習課長。

生涯学習課長（下條浩久君） それではお答えいたします。

近年、コロナ禍の影響によりまして、パターゴルフ場の利用者数が落ち込みましたが、現在、今年度回復傾向にあります。今年もゴールデンウィークには中学生以下利用料を無料にする企画などで、集客を図ってまいりました。引き続きコースの管理を徹底し、情報発信にも力を入れ、利用者増を図っていきたいと考えております。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） 前向きな取組をされているというところは感じました。ゴールデンウィークでの無料企画等、集客増加に取組はされていることは分かりましたけれども、先ほど言ったように有料施設ということであり、収入面においての取組についてもお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 下條課長。

生涯学習課長（下條浩久君） お答えいたします。

収入減の関係は、実際、今年も予算額は10万円ほどなんですが、既にこの夏で10万円近くまで収入は回復してきているということでありまして、ゴールデンウィーク中に利用料、そのようなサービスをやったんですが、秋にも、利用料の無料デーを設けるなどで収入を増やしていきたいというように考えております。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） 分かりました。

今言われたように、今年度は年間使用料として10万円を見込んでいますけれども、こうい

ったところ数字で効果が見える部分でもあり、先ほど言われたとおり、コース整備の維持向上はしていただきながら、PRも力を入れて取組をお願いしたいと思います。また、町民にもより利用してもらうために、再度広報等でPRも有効と考えるので、さらなる取組をお願いいたします。

続いて、ちびっこ広場に設置されているコンビネーション遊具は、平成9年から利用開始となり、25年が経過しています。令和3年に滑り台1か所が老朽化により撤去されました。このままでは老朽化の進行により遊具の縮小が続くばかりです。休日などは子供連れの家族で最もにぎわう場所でもあります。

質問ですけれども、公園内で特に人が集まる場所でもあるちびっこ広場の遊具の老朽化をどう捉えて、今後どう対応していくのか、町長の考えをお聞きます。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ただいまの御質問にお答えいたしますが、ちびっこ広場の遊具についての御質問であります。設置から25年が経過し、定期点検では危険箇所の指摘が増えているのが現状であります。現在修繕を行いながら使用しておりますが、将来的には新規更新が必要となってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） 将来的には建て替えが必要といった今の回答ですけれども、この遊具、複合ということで、相当な予算がまた必要とされてくるかと思えます。現にこの遊具は年数の経過により部品もなく、破損部分の交換ができないということですが、こういったところを修繕を行いながらといっても、もう取替えする部品がないといった現状をどう考えているのか、こちらのほう、少なくとも建て替えまでにどういった維持をしていこうとするのか、そういったところを具体的にお答え願います。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 詳細につきましては担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

議長（矢口新平君） 下條課長。

生涯学習課長（下條浩久君） お答えします。

現状としましては、修繕という事態になりましたら、昨年度末にも行いましたけれども、その部分を撤去していくしかないというような状況でありますし、残った部分に関しまして

は、使える限り使っていくというようなことでやっていくしかない、現状はそのような状況です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） 修繕しながら規模は縮小をし続けるといった現状、こちらのほうはしっかり受け止めていただいて、どういった対応をしていくのかということは早急に考えていただきたいと思います。

そういった中で、町なかを活性化ということで、かえで広場への遊具新設と会染西部圃場の非農用地への遊具新設も考えておられますけれども、こういったところ3か所に増える予定について、現在あるクラフトパークの遊具の重要度、重要性をもう一度お聞きいたします。町長をお願いします。

議長（矢口新平君） 町長。

町長（鴫 聖章君） これは全協等でお答えをしておりますけれども、町なかの遊具設置につきましては長年の町民の要望というふうに捉えております。ということで、最優先で設置をしてみたいというふう考えておりますし、また、非農用地の遊具につきましては一度構想でお示しいたしました。これは一面では南のほうに、今の状況ですとクラフトパークの遊具が老朽化してまいりましたので、新規に南の皆さんへの対応として遊具のある公園の設置ということで考えておりますし、その次にはクラフトパークの遊具の更新というところの順番になるのかなというふうには考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） いずれにしても、非農用地のところでもまだ可能性としては残っているとところはお聞きしましたけれども、とにかく、今、現状あるものをしっかり見ていただいて、重要度、再確認していただいて、今後の取組のほうをお願いしたいと思います。

あと、老朽化といったところの関連したところで1点、南側のステンレストイレの改修も、こちらは令和6年度の実施計画に計上されています。こちらユニットトイレということで部品交換ができずに、修復工事の繰り返しにより持ちこたえているのが現状です。改修の必要性は認識されていることなので、余裕を持った準備と研究を望みますけれども、現在の考えを町長にお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それではお答えいたしますが、計画に沿って今、検討しているところ
であります。前には早急にということでありましたが、今、不自由ながらもやむを得ず使っ
ているということでもありますので、計画に基づいた更新をということでは考えております。
以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

2 番（大厩美秋君） トイレは今の時代、きれいに保たれて気持ちよく使われる場所である
ことが本当に常識的となってきたております。こちらのほうも誘客増加に影響される部分でも
ありますので、対応のほうを引き続きお願いいたします。

続いて、美術館の裏側に身障者及び高齢者用の駐車スペースがあります。階段を使わずに
車椅子で入館でき、身障者の方はもとより、高齢者の方にも親切な駐車場となっております。
しかしながら、入り口の部分が舗装でないために、進入に迷いが生じていることも事実であ
ります。

質問に入りますけれども、誘導看板は設置されていまして配慮はされていますけれども、
道路標示等のさらなる工夫を提案することと、また駐車場に区画線がないので、設置の提案
をします。町の対応をお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 下條課長。

生涯学習課長（下條浩久君） お答えいたします。

道路及び案内表示につきましては、現場を確認しましたところ、より分かりやすい表示が
可能かなと思いますので、改善に向けて検討してまいりたいと思います。

また、議員のおっしゃられたとおり、美術館建物東側の高齢者・身障者用の駐車場には現
在区画線はございません。区画線があれば、混雑時も駐車しやすくなると思いますが、区画
線を引く経費を抑えるためには、ほかの区画線工事が発生した場合に併せて実施を考えてい
きたいというように考えております。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

2 番（大厩美秋君） 誘導案内については理解していただけたのかなとも思います。実施に
向けての研究をお願いいたします。

駐車場の区画線につきましては、今言われましたように、経費を抑えることも重要であり

ますので、行政内担当係間で情報共有をしていただき、少しでも早い対応をお願いいたします。

続いて、道の駅としてハーブセンターとハーブステーションがあります。地元農産物を豊富に取りそろえているほか、食用ハーブから観賞用ハーブ、地元日本酒やワイン等様々商品を購入することができます。また、様々なハーブを鑑賞できるエリアもあります。町民はもとより、多くの観光客が訪れる場所となっています。また、より観光客増となっていかなければならない場所でもあると考えます。

質問ですけれども、現在、ハーブステーションには休止中の足湯があります。当時費用対効果が悪く経費削減から休止とした施設であります。足湯としての再開は依然厳しい状況ですけれども、来訪者の休憩場所として入場できるよう開放を提案いたします。町長の考えをお聞きします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それではお答えいたします。

足湯につきましては、まきボイラーと足湯ということで、令和2年度まで運用しておりましたが、令和3年度に一般会計当初予算の修正により、管理に要する経費が削減となり、現在まで休止しております。この施設につきましては、国庫補助金を活用した施設であるため、まきボイラーの耐用年数が経過する令和10年度までは廃止できません。それまではいつでも再開できる状態にしておく必要があるため、多用途への転用については慎重に考えるべきと認識しております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） 今の回答では、耐用年数経過する令和10年度まで廃止ができないといった回答でしたけれども、これは10年までの間で再開できる状態にしておくと言いましたが、私の言っているのは、現状の状態で開放はできないかといったことにつきましてはどうお考えでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 御提案いただきましたので、先ほど慎重に考えるべきということでお答えいたしました。その辺も含めまして活用ができるものなのか、活用の提案につきましては十分検討してまいりたいというように考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） こちらにつきましても、やはり現状をしっかりと見ていただいて、対応のほうをお願いします。参考で、写真もついていますけれども、本当に建物はまだしっかりした状態でありまして、夏場は特に日よけとして使用できる場所でもあります。そういったところで、来訪者、地元の方々、ハーブティーやソフトクリーム食べながらでも座ってくつろげる場所といったところで、早く開放の方向へしていただくようお願いをいたします。

続きまして、道の駅クラフトパーク、これから紅葉のシーズンを迎え、最も来訪者が期待される七色大かえでも観光の拠点であると考えます。そのほかにもたくさんの観光スポットがあり、町のホームページや観光協会から情報発信がされています。来訪者の観光の起点はそれぞれでありますけれども、複数の観光スポットを訪れていただき、買物、飲食等で消費していただくことを考えていかなければならないと考えます。

質問に入りますけれども、来訪者の観光を点から線への移動、要は1か所だけではなく、複数の箇所を見て訪れていただくということをするための動線強化も重要と考えます。

誘客増加に向けた町長の構想をお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 観光推進についての御質問でありますけれども、御指摘のとおり、点在する観光資源をつないでいくということは観光推進に重要な要件であります。町では、今年度から専門的に観光推進を担ってもらうために観光協会が独立いたしました。民間の事業者となれば事業の自由度が増し、現在観光業の資格取得に向かって取り組んでおります。観光業の資格が取れますと、点在する観光資源を移動しながら線で結ぶという発想も生まれてまいります。さらに面的な展開も可能となるのではないかと期待しております。

以上であります。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） またこちらのほうも後で触れる部分でもありますけれども、観光協会へ期待する部分は確かに多くなってくると思います。ただ、町としての取組についての構想、そういった部分では、町長どうお考えでしょうか。

議長（矢口新平君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 今までは町が絡みまして観光協会と観光推進本部という形で観光事業のほう推進してまいりました。そこにいろいろ不具合も生じたので、また、効果を上げるという意味で、観光協会は独立したということでもありますので、町はその事業に対しまして、人件費等補助をいたしまして、観光協会の機能を高めていくということで、行政としては考えているところであります。町として、観光事業にどうするという点もありますけれども、直接的に行うということについては非常に人の問題、また費用の問題等ありますので、観光協会の自由な発想でこの事業を展開してもらいたいということで今進めているところであります。

以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） 観光協会が4月から独立したところで、ちょっとその辺のところ、すみ分け的なもの、まだはっきり自分の中でも把握できていない部分もあるんですけども、例えばクラフトパークの公園管理委託料だけでも年間580万円かかっています。それで来訪者がクラフトパークだけの滞在で終わることは誠にもったいないことであるとも考えております。

一つ案なんですけれども、クラフトパークの駐車場、七色大かえでの駐車場、そしてハーブステーション、先ほど言った足湯が開放していただくことになれば、そういった中へも拠点となる場所へ観光マップやガイドブックの設置や、あとは来訪者目線に立った誘導看板の見直し、あと新設も有効と考えます。こういったところ、これは観光協会の仕事なのか、ちょっと分からないんですが、町長、この辺についての考えをお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） そういった点につきまして、今までも町として取り組んできましたけれども、どういった施設が必要であるのかというところは観光協会がこれから十分調査しながら、また動きながら、そういうところを見いだしていただけるものと考えております。

その事業が決まりますと、基本的には補助金の取り方ということにもなるかと思いますが、観光協会で申請したほうがいいのか、あるいは町として申請していったほうがいいのか、その辺は観光協会と十分協議をしながら、有効な手段として進めてまいりたいと、その事業を推進してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） 今の回答につきましては最後の質問のほうにも関連するところもありますので、とにかく、誘客に当たって増加に当たりましては、先ほど私が例えで言ったことでもあります。あと、ほかにも創造館入り口の南側にある池田町の合併50周年を期した合併記念標柱があります。こちら、平成17年に建立されましたけれども、刻まれた標高634メートル、こちらはその7年後に完成した東京スカイツリーの高さとも同じということで、ちまたではちょっと話題にはなっているそうですけれども、こういった注目を浴びるようなところというのもうまくPRのほうをしていただけたらいいかなとも思います。

先ほどから言われていますが、今年度4月から観光協会は一般社団法人となり、独立した経営団体となりました。今回の一般質問の調査をするに当たり、どこまでが行政が受け持つ範囲なのか、迷うことがありました。6か月経過したわけですけれども、行政と観光協会が明確に担当の区別ができているのか、心配にもなりました。

最後の質問になりますけれども、町と観光協会の双方で業務分担が明確にされているのか、状況と課題をお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ただいまの御質問お答えいたしますが、観光協会との業務分担ということではありますが、さきの御質問にお答えいたしましたように、観光推進について専門的に取り組んでいただくために行政から独立したものであります。事業運営につきましては自由度が増し、新たな事業展開を画策、準備しているところであると認識しており、大いに町の観光推進に資する活動ができることを期待しております。

町との業務分担は明確になっておりますが、町の事業として位置づけられている事業につきましては、町として行うべきものは行い、委託すべきは委託するという形態になるかと思えます。

問題点ということではありますが、スタートしたばかりでもあり、コロナ禍の中、思うような活動ができないことの課題はありますが、現在はコロナ後のために準備を進めている状況かと思えます。

以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

2 番（大厩美秋君） 課題につきましては、私も最初に言ったとおり、アフターコロナ見据えての対応はもう早めにやっていかなければならないことと思いますので、こちらは同じに考えていただいているということで理解をいたします。

あと、誘客に関する面はやはり観光協会が占める部分あると思うんですけれども、最初の質問 1 で町長お答えになりましたけれども、それぞれの資源を磨き、高めていく方向で取り組むといったところで、やはりこういった魅力づくりについては町が受け持つ、やるべきことの部分でもあると思います。

そういった中で、組織上では、今年度から商工係に観光係が加わった形になって、商工観光係となっております。業務上、負担を多く感じる場所ありますけれども、現状はどうか、お聞きします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 確かに、商工と観光と両方受け持つということは結構ハードかなというふうには考えておりますが、観光協会が独立したことによって、そういう点では精神的には負担はかなり減っていることだろうというふうには考えております。商工については従来どおりでありますので、それに観光についての担当者の負担がいかがかということにはなりますが、情報発信等につきましては観光協会のほうで十分やっておりますし、町ともリンクをしたり、ホームページ等で観光についての発信もしておりますので、そういう点は大いに連携を取りながら、担当者にはできるだけ負担のないように、観光事業推進していきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

2 番（大厩美秋君） 先ほどから、町との業務分担は明確になっているとお答えをされましたけれども、こちらについて最後になりますけれども、具体的にどういったところが分担が明確になっているのか、お聞きいたします。

議長（矢口新平君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） まずは、観光業といいましても、イベントだけが観光業ではありません。ですから、専ら直営でイベントをするのはもう観光協会ということになってまいります。行政の観光の役割は、例えば大系線の存続でありますとか、行政でしかできない問題

点も観光行政の一つになっております。こうしたものは町のほうで受け持って対策立てて、あるいは協力していくという体制をつくっていくということでもありますので、そういったことでしっかり区分けをするというふうに考えております。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） 係、組織替わりまして新しいスタートで6か月経過しております。そういったところ担当者のほうもそういった区分け的なところ、明確に自分の受け持つというところはまた商工に観光が加わっていることは事実でありますので、そういったところをちゃんと認識していただきながら、スムーズに業務が行われることをお願いいたします。

依然として町の活性化は重要な課題ではありますが、観光という視点での町の活性化も重要と感じ、今回は質問させていただきました。

行政と観光協会が良好な連携を取り、取組をお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わりといたします。

議長（矢口新平君） 以上で、大厩美秋議員の一般質問は終了しました。

中山 眞 君

議長（矢口新平君） 一般質問を続けます。

2番に、3番の中山眞議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 3番、中山眞です。

9月定例会一般質問を始めさせていただきます。

引き続き甕町長に質問が集中するかと思いますが、お願いします。

今回は2つのテーマ、池田町はどうなっていくんだろう、大きなテーマです。それから付加価値をつけたブランド力、これを池田町に持ってこない、あるいは自分たちでつくり上げないと、池田町の将来はだんだんすぼんでいくんじゃないか。この2点についてお聞きしていきます。

最初に、甕町政の重点施策とビジョンについて。

甕町政は2期目あと1年少しです。2期8年続く甕町政の集大成として、先ほど言いまし

たように、今後につなげるビジョン、これを町長自身の言葉ではっきり聞きたい。そういう時期に差しかかっていると思います。この2期で池田町はどう変わったのか。今後どう変わっていくのか。次の若い世代、次世代につなげる池田町の在り方はどうなのか。そういう明確な展望を町民に知らしめていく必要があるのではないのでしょうか。今そういう時期だと思っています。

今の課題は、町の財政事情、それから先ほど言いました次世代に重くのしかかる公共施設管理、担い手がなくなる農業就業問題、インバウンドを含めた観光事業や町なかのにぎわい、その中でも町民が、1万人弱の町民が生き生きと暮らしていける、そういうビジョンを示していただきたいんです。それがこの残り1年半の舊町政の優先課題だと私は思います。それは、我々議員にも言えることなんです。この4年間で舊町政と携えて何を残してきたのか。どういう提案をして、何が変わったのかが町民から問われています。行政も議会もそうですが、町民の声や希望をいかに酌み取ってきたのか。これは二元代表制の根幹であります。問題点をはっきり町民に示し、町民が考える、判断する、あるいは議論する場にしていく必要が我々にはあると思います。そういう観点から以下に質問をしていきます。

まず最初に、役場庁舎の今後の展望についてです。

3年前にも私は提案しました。役場庁舎の再建問題、資料にありますが、これはやはり長期計画を立てて、今から基金積立てをしていかないと次世代に重くのしかかります。そういう提起をしました。はっきりした展望がなければ修繕がかさむだけなんです。町長はあと20年はこの建物でという見解をずっと示しています。築70年になります。全国どこにも見当たりません、築70年の庁舎で。こういったことをどう町長は捉えているのか、お聞きします。今もその見解に変わりはないのか。それから負の遺産を将来に残さない、そのための施策、どう舊町長が判断しているのか、そこをお聞きします。

議長（矢口新平君） 舊町長。

〔町長 舊 聖章君 登壇〕

町長（舊 聖章君） それでは、ただいまの中山議員の御質問にお答えいたします。

役場庁舎についての御質問であります。公共施設個別計画が策定されておりますので、庁舎につきましては令和15年に大改修を行った場合、令和35年建て替えという想定になっております。大改修の程度についてはその時期の精査によるものでありますが、改修をして長寿命化を図る方向で考えております。また、他の公共施設もありますので、視野に入れながら、その財政状況も見極めながら検討してまいります。見通しといたしまして新庁舎につき

ましては20年後を想定しております。

以上です。

議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 庁舎に限らず、長寿命化という言葉で全部一くくりにしているんですけども、要は納得する言葉なんだけれども、長寿命化とは何なんだろうということなんです。一つの建物についてしっかりした数字や見解を示さない限りは、全部を一くくりに長寿命化を図っていきます、これじゃ何も町民は分かりません。しかも20年後に想定していますとおっしゃっていますけれども、20年後に、じゃ、これから庁舎をどうするのかと議論が始まるんですか、あるいは20年後には新しい庁舎が建っているんですか、その点だけでもお聞かせください。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 20年後には間違いなく新しい庁舎ということで考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） その言葉をどう受け止めるかなんですけれども、そうすると少なくとも10年後にはもう計画を立てて、町民の意見も聞いていかなければいけないということもあるんです。

甕町長が言っている、その20年というくくりがよく分からないんです。20年後に財政は非常に好転して池田町は潤っています、そのときに庁舎を建てますというぐらいの説得力があればいいんですけれども、ずっと町長がおっしゃられるその20年ということがよく分からないんです。

これは資料にもありますけれども、役場庁舎をどう捉えるかということなんです。住民の交流とか憩いの場、住民のための庁舎であるということが大前提です。それから災害本部としてしっかり機能する建物、それから職員がワークスペースとして利便性、効率性がある、そういう施設、そういったことを町民に提案して、今後の議論の場をつくっていかねばいけないと思うんです。どこに建てるのかも分からない。一部今取り沙汰されています学校校舎を利用するのか、全国であまり聞いたことのない例ですけども、庁舎を学校の建物で使うということは、これも議論の場になるかと思うんですけども、いずれにしても、今後

20年間、今の職員の人たちにこういう不安な状態で仕事をさせるのか。窓口に来た住民に暗いこういう庁舎の中をあと20年強いるのか。そういったことも考えれば、もう今からでも議論しなければいけないんです。そういう議論をする、率先していくのが町長自身の考えなんです。役場庁舎を池田町のこういう顔にしたい、そこから始まると思うんですけども。

町長にお聞きしますけれども、町長はこの庁舎、池田町の今の庁舎をどう捉えているのか、少しでも分りやすくお答えできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 庁舎をどう捉えているかということではありますが、まず、公共施設いろいろあります。その公共施設全体を常に考えながら、これは個別計画で全部それは示されておりますので、これは基本的な考えになります。その考えで今進んでいるところでありますので、庁舎につきましては、先ほどお話ししましたように、令和15年に大改修と、そうすることによって、長寿命化が図れるということでもあります。

また、現在の庁舎をどう考えているのかということではありますが、いろいろな御意見ありますけれども、古くなったということは否めない事実ではありますが、行政事務事業の執行につきまして不足のある庁舎とは考えておりません。イメージはそれぞれ違うと思いますけれども、ここでもって行政執行するために不都合があるというふうには考えておりません。先ほど防災の問題出ましたけれども、これはハザードマップが非常に厳しい規格になって初めて発生した問題であり、これについてどうするかについては議論する必要あるかと思えますけれども、相当な課題で、大きな課題であるとは感じておりますが、今どうするかということができるわけではありませんので、これから新しい総合計画等の中でこの庁舎についての考えも示していければなというふうには考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 資料の写真にもありますけれども、築45年の庁舎が熊本地震の震度6で瓦礫になっているんです。築70年で震度5の地震が来たとき、職員不安じゃないですかと思います。幾ら耐震構造を図っていると言っても、基礎から変わっているわけじゃないんです。万一そこに住民が窓口で大勢来ているときに、地震が起きたらと不安ではないでしょうかと私は思います。だから早急にこの議論を進めていって、少なくとも10年後には何とかしたいとかと私は思いますけれども、これはあくまでも町長自身の考えですので、今回はそう

いったことで次に移りますけれども、どちらにしても、今の町民にとってみて、これが20年後になるのか、5年後になるのかでは大きく変わってくるんですということだけ、ちょっと認識していただきたいと思います。

次に、会染保育園の今後の展望ですけれども、行財政改革推進委員会で提出された資料では、4年後に池田保育園、会染保育園、両保育園の園児数は120名と試算されています。今の両保育園のいわゆる定員数というのは270名なんです。この数字をどう捉えるかということです。もちろん単に数字では判断できない会染保育園の再建問題ですけれども、建て替えか統合か、あるいは地域文化、利便性を会染保育園に求めるのか、あるいは統合して年間約9,000万円かかっている人件費や物件費、維持費、会染保育園のです。その分をもっと保育の充実、送迎バスとか、施設保育の充実に充てていくのか、もうそろそろこのぐらいの議論をして結論を出していく必要があるんじゃないでしょうか。今、幾ら園児の保護者の人たちが声を上げて要望しても、その園児は、もうとっくに結論が出ているときには卒園しています。そういう繰り返しがここ十何年も来ているということなんです。だから結論出すのは時期尚早じゃないんですということ踏まえていただきたい。

そこには、町長自身が先ほどの庁舎の問題もそうですけれども、こうしたいという意思表示、そこから議論が始まると思うんです。各委員会とか住民の判断に委ねますという、こういう言い方ではなくて、自分としてはこうしたいんだけど、皆さんどうでしょうか、そういう提案をして、そこから始まっていくと思うんです。そうでないと、この問題、またなかなか結論出ないと思います。そういう意味で質問しますけれども、町長自身の会染保育園に対する考え、あるいは自分がリーダーシップを取って自分の任期中には結論を出したい、そういう考えがあるのかどうか、お聞きします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ただいまの会染保育園についての御質問でありますけれども、方向性を定める時期として、令和5年度中に結論を出すということで進めております。今、盛んに情報収集等を行っているところでありますが、特に行革審からの答申等もありますので、加味しながら検討を重ねてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、令和5年度中には結論を出すということでは間違いございません。

以上です。

議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番(中山 眞君) 行革審では、ここ数年、様子を見て園児数の推移で統合を決める。そういう方向になっていると思うんですけども、それに従うということなんですか。その意見を尊重すると、そういう意味合いなんでしょうか。そこら辺の町長自身の行革審の提案に対して町長がどう思っているのかというのをもう少し分かりやすく教えてください。

議長(矢口新平君) 甕町長。

町長(甕 聖章君) 行革審では大変熱心に御検討いただいておりますけれども、一つの行革審としての答申でありますので、これも先ほどお答えいたしましたように、この答申も加味しながらということで、ほかからもいろんな提案が来ております。そこら辺も含めして期限として令和5年度中には出すということでお答えしたわけでございます。

以上です。

議長(矢口新平君) 中山委員。

(3番 中山 眞君 登壇)

3番(中山 眞君) 行革審とか検討委員会とか、そういった形で答えは出てくるとは思うんですけども、やはりその中に何度も言いますけれども、町長自身の考えも織り込んでいかないと、ただお任せします、行革審で決められたことだから、言われたことだから、こういうふうになりましたじゃなくて、やはり町民を納得させるには、町長自身の考えで、けれども皆さんの意見はこうです、結果こうになりました、そういう説得力のあるそういう行動を示していただきたいと思います。

とにかく、会染保育園についてはもう十何年続いた問題ですので、もうそろそろはっきりさせる、方向を。方向をとということは、今、町長が答えられるように平成5年度中に結論を出すんじゃないかと、もう今からだって結論出せるじゃないですか。町長自身が結論を出して、それを議会や町民に発信していく。そこでようやく1年かかって決まるんです。1年後にその検討委員会で決まりましたからと、そこから議論始まると、またこれは先送りになりますと思います。だから、役場庁舎もそうです、会染保育園もそうなんです、今結論を出さなければどんどん先送りになってしまう、そういう危機感を抱いています。

次に、会染西部園場整備事業のいわゆる非農用地運動公園の展望ですけれども、一番最初、当初出された事業計画では、用地費で9,700万円です。運動公園としての工事費等で4億6,900万円、そのほか、監理委託料等がこれも8,000万円です。計6億4,700万円の総事業費で、その広場にミニサッカー場、バンブトラック、アスレチック遊具、ストリート系競技場、外周ランニングコース、多世代広場健康遊具、子供遊具という提案を出されています。

その後議会や町民から疑問の声が上がって、その御再考するという事で今に至っていますけれども、たしか国に対してこれをはっきり展望を示す、あるいは完成しなければいけない期限があると思うんです。そういうふうにお聞きしています。

そこら辺で関連した内容で3つの質問をしていきますけれども、まず、今現在、町が考えるその運動公園をどうしようと。その後の計画とそれが変わっているとすれば、どのような形に変えていっているのかという、具体的なことがあれば、お聞きします。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

昨年、11月の町づくり懇談会や昨年12月から今年1月にかけて実施しましたパブリックコメント等通じまして施設に対する意見、要望をいただいております。その中では、今の町の財政状況から多額な事業費を心配する声や多目的広場の有効活用について等の意見が寄せられました。現在の状況としては、いただいた御意見を参考にしながら設置する施設の検討を行っている段階であります。各方面からいろんな提案、また御意見いただいておりますので、それを一つ一つ精査しながら、どのような提案がいいのか、活用する方向がいいのか、また改めてお示ししたいというふうに考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） これ決定するのは国に対しての申請期限というのがあるかと思うんですけれども、いつまでなのか。いつまでに設計図を出して、いつまでに完成させなければいけないのかという点です。それから、変更も加味してというふうにおっしゃられました。どの程度変更が利くのか。4億6,900万円、これを1億円に減らす、例えばです。そういったことができるのかどうか、実際に。その具体的なことをお聞きします。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） それではお答えいたしますが、期限につきましては圃場整備事業の計画において、令和5年度に換地計画の決定が予定されております。そのため、令和5年度が期限となりますが、設置する施設の内容については令和4年度内をめどに決めていきたいというふうに考えております。

また、申請内容の計画変更についての御質問ですが、多目的広場、スポーツ振興と健康増進、そして防災機能を併せ持つ施設として圃場整備事業の計画で位置づけがされております。

国・県段階での協議・調整が調うことが前提となりますが、その位置づけが変わることのない範囲での変更は可能であると考えております。

最低限抑えられる費用はとの御質問につきましては、計画の概算費用の中で工事費が多くを占めておりますので、施設の内容、規模等検討する中で工事費の圧縮についても検討してまいります。

以上です。

議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 私が心配しているのは、当初用地費含めて6億5,000万円近くの申請です、国に対しての。例えばこれが財政事情でトータルで3,000万円にしますと。運動広場にしますと、憩いの場にしますと、3,000万円かけて。これが果たして国に対して通るのかどうか、その度合いなんです。もちろん今の時点では分からないと思うんですけども、そこをはっきり示してもらわないと、我々や町民も意見の出しようがないんですということがあります。令和5年度中には完成ということは、さっきの話と同じように、もう間に合いませんよ。早く具体的に数字を出して、それを議論の場にしていかないと、とても5年度中に果たしてできるのかどうかという心配も出てきます。

質問の5にもありますように、どのように結論を出すのかという質問に対して、今お答えいただいて、令和4年度中に結論を出すと。令和5年度に完成させるということのようなんです、ここら辺をどういうふうに持っていくのかという、そこを具体的に早急に議会に今後のそういう展望を示していただきたい。それをもって住民の判断を確認していきたい。そういうふうに思います。

議長（矢口新平君） 大澤課長、替わったばかりですが、その進捗状況についてちょっと説明を。

大澤課長。

振興課長（大澤 孔君） 先ほど町長が申し上げたとおり、住民の皆さんから、まちづくり懇談会、パブリックコメントを通して様々な意見が出ました。それを担当で集約し、県とも打合せをしながら、具体的な造成内容について検討している状況でございます。令和5年度に換地計画の決定が予定されており、それまでに整備内容を決定していく必要がございますので、今後の予定といたしましては、今年度中をめどに整備内容を決めまして、令和6年度には用地を取得し、令和7年度調査・測量、令和8年度設計で、令和9年度、10年度にかけ

て工事を行うという、このようなスケジュールを予定しておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） それでは、私のほうで若干補足をさせていただきますが、まず、変更協議の内容によって、国へ持っていくのか、県へ持っていくのかということが分かれてまいります。これは決して金額ベースでの区分ではないということです。ですから、当初運動広場、多目的広場ということで国へ書類が上がっておりますので、これが部分的に変更になるというような計画内容であれば、県庁の本庁内協議で済みます。ところが、これが所期の目的をがらっと変えたもの、例えば一例を申し上げますと、その場でソーラーシステムだとかそういうことをやりますというように、内容ががらっと変わるものにつきましては国との協議が再度必要だということになります。ですから、あくまでも事業費ベースでの判断ではなく、内容での判断でどこまでの協議が必要かということが変わってくるというようなことで、お願いしたいと思ひます。

ですから、金額が下がったからいけないとかそういう判断は国のほうではしません。あくまでも所期の目的に対して今の、今度の計画がどうなんだということが判断基準ということになってまいります。

議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 分かりました。

換地計画というのは、要は設計図案を令和5年度中に出すという理解で大澤課長、よろしいでしょうね。運動公園そのものが完成じゃなくて、どういったことをどういうふうに変えましたという図案を県やあるいは国に出すのが、令和5年度いっぱいという解釈でよろしいでしょうか。

議長（矢口新平君） 大澤課長。

振興課長（大澤 孔君） 換地計画は、造成後にそれぞれ所有者を特定する計画となります。非農用地についても換地計画に沿って換地処分がなされますので、使い道を決定しなければなりません。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番(中山 眞君) いずれにしても、もう早急の事案だと思いますので、早めに結論なり方向性を出して我々に示していただきたい。そういうふうに要望します。

次に、美術館の展望ですけれども、いわゆるその美術館を存続をさせるのかどうかという議論よりも池田町の文化財産をどのように継承していくのか、どのような形にしていくのか、これが課題だと思います。

今の段階で美術館、創造館を一体管理で、今年度中に契約満了となる指定管理者を公募で新たに再考する。その移行期間中に修繕工事等を計画しているというふうに聞いていますけれども、この美術館の存続問題、美術館単独ではなくて、美術館、創造館、あるいはクラフトパーク一帯を一元管理していくような、そして町内外の誘客を図っていく。先ほども出ましたけれども、そういう人の流れをつくっていく。そういう拠点になるのがあそこのクラフトパーク一帯だと思うんです。

これも町長自身のお考えで結構なんですけれども、美術館云々よりも美術館とか創造館、クラフトパークの自然の景観、これをどのように生かして、どのように管理していけば一番ベストなのか。もし町長自身の考えがあれば、お聞きします。

議長(矢口新平君) 甕町長。

町長(甕 聖章君) お答えいたします。

クラフトパーク一帯についての御質問でありますけれども、この一帯につきましては、議員御指摘のように、町にとって最大の観光資源であるというように認識しております。そしてそのブランド力を高めることは大きな課題であると考えております。

町といたしましては、今ある資源を大切に、施設については長寿命化を図りながら、また、観光協会と連携を取りながら、他の観光スポットと線で結び、世界に誇れるような北アルプスと安曇野の原風景の景観を生かした町づくりを続け、ブランド力を高めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても一体管理という御指摘は大変私も共感するところでありますが、まず手始めに、美術館と創造館と一体的な管理を目指していくということで今考えているところであります。

以上です。

議長(矢口新平君) 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番(中山 眞君) 今、町長がおっしゃられるように、今後も含めてですけれども、指定

管理者も含めてですけれども、あそこ一帯をどうしたいのか、池田町は。そういうところから指定管理者を選定していくという手法もあるかと思しますので、ぜひそこら辺は町長自身の考えをその時点でしっかり持っていただきたいと。

今、町長が言われるように、自然の景観があります。町民の憩いの場であります。ブランド力を今後高めていきます。後ほど触れますけれども、ブランド力というのはそこにいかに付加価値をつけるかなんです。「立派な自然があります」と言っているだけでは、全国の人たちがあそこはすごいなと決めるのがブランド力なんです。我々がいかに立派な自然がありますよ、文化がありますよと言ってもブランドにはならないんです。これは後ほどまた触れますけれども、だから美術館、創造館、あるいはクラフトパークをどういうふうに価値をつけるのか、つけていくのかという、そこが行政の手腕になってくると思うんです。そこをぜひ期待しています。

5番目ですけれども、今後10年の池田のビジョンはということで、大枠な大ざっぱな質問ですけれども、町長自身の考えで、財政は今後こうなっていくですよ、あるいは農業の法人化を図って担い手の育成をこういうふうにやっていきますよ、あるいは、町なかの活性化を含めたシャッター街にならないような、そういう商業・観光展望はこういうふうに持っています、あるいは今の池田町の若い人たち、若者にとってどう魅力のある町にしていくのか、これは大きな課題になりますけれども、それが人口減少対策の真っ先の課題になると思います。

その他、町長自身で自分のお考えがあるようですので、いずれにしても、その一つでもいいですので我々に示していただきたい。池田町は今後こういうふうに変わっていきます、そういうビジョンがあったらお聞きします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ビジョンについての御質問でありますけれども、いろいろ上げていただきましたが、財政につきましては、当面はシミュレーションにお示ししたとおりであります。将来に向かっては今後の状況でありますけれども、起債残高が年々減少していくこと、また基金の積立てが額については分かりませんが、毎年積立てが可能な状況が見通せること、それに伴い投資的経費の増加が見通せること等、安定した財政運営が可能となるものと考えております。

農業につきましては、喫緊の課題となってまいりましたので、協議会を立ち上げ、担い手の確保、育成について検討を始めたところでありますが、できるだけ早い時点で方向性を示

してまいりたいと考えております。

また、町なかの活性、観光の展望につきましては、さきの議員のほうにお答えいたしましたとおり、観光協会を独立させ、専門的に町なか活性、観光振興に当たっていただくことにしております。魅力ある町づくりと人口減少対策につきましては子育て支援、福祉の充実等に取り組んでいるところでありますが、併せてコンパクトシティー化を目指し、住みやすい町づくりに取り組んでまいります。ただ、住宅が少ないという課題がありますので、空き家対策など推進しているところであります。

私といたしましては、取り組む課題といたしましては、2つの宣言をしておりますので、ゼロカーボンシティの実現と健康長寿の町づくりをさらに進めてまいります。また、農業問題に関係しますが、オーガニックの町づくりも課題として取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 唯一ほっとしたのが、投資的経費の増加が見込まれるということは今後住民、自治会要請にも十分応えていける、そういう池田町になりそうだということ、それをお聞きしただけでもまだ明るい材料なんですけれども、いずれにしても農業問題は協議会で、観光問題は観光協会の独立でというふうに、町長自身の考えがそこに何も無いということなんです。だから、観光協会や協議会で決められたとおりにしますというのだと、行政の指導力というのがないような気がするのです。私まだ新人議員ですので、よく分からないんですけれども、そういったことを行政のトップがまず示して、それから各委員会だ、協議会だ、その問題についてこういうふうに議論してくれと、あるいは町民にそれを示していく。そういう姿を想定していたんですけれども、今までのずっとそういう話でいくと、どうも違うなと。周りのいろんな組織で決めていく。もちろんそうですけれども、なのかなというふうに、よく私も分かりませんので、そういうものなのかなということで判断はしていますけれども、ちょっとおかしいような気もします。こんな言い方失礼ですけれども、します。

冒頭にも話しましたがけれども、人口1万人弱の小さな町です。1万人の住民がもっと元気になる。財政が厳しい、役場庁舎もあと20年はもたせなければいけない。その中でも町民が生き生きとする、そういう姿をもっと具体的にこういうふうにしたい、そういう展望を町民に知らしめていくのが行政のトップではないかと、私はそう思いますけれども。

次に、2番目の人口減少対策は池田町のブランド力を高めること、これは私が3年前に議

員に立候補したときのメインテーマに掲げています。地域ブランドというのは、特定の地域で生まれる特産品とか伝統文化、これを生かした技術、あるいは観光サービス、自然とか、温泉地とかリゾート地とかといったことです。ブランド力というのは、いわゆる発信者じゃなくて消費者が決める判定なんです。いかに我々が立派な施設があります、立派な自然がありますと言っても、これは決めるのは全国の住民、国民なんです。

どのようにそういった資源を生かしていくのかというところで、自治体間の格差が生まれてきます。いわゆるブランド力というのは、それを体験したその人が決めるものだということ、これが大前提です。だから池田町の特産品はこれとこれです、そういうのはブランド力ではないんです。そこにいかに付加価値を与えていくのか、これが行政の手腕になってくるんです。そこが一番私の考えるブランド力というのはポイントだと思います。

このブランド力を上げていくには、やはり戦略と戦術、目指す方向性、池田町の。それからその戦略を加速させるためのいろんな施策、これが戦術です。これが必要になってきます。風光明媚、自然豊かなだけではブランド力は小さいんです。それをどのように膨らませていくのかが今後の池田町の課題にもなってくると思います。全国、今、テレビでいろいろ放映されています。池田町よりも小さな自治体がそれぞれの特色を生かしたブランド力を上げた成功例が幾つも上がっています。今はもう求める価値というのは、昔と全然違うという意味合いです。今も言いましたように、人が決めるんです。我々が決めるのではなくて、ちょっと何を言っているのか分からないと思いますけれども、その人の価値があれば、北海道の誰も人が寄りつかないような雪原の中のテントでサウナ体験する、しかも1泊10万円だという、価値があるとそこへ行くんです。ブランド力というのはそういうものだ、そういうふうに思います。

町長は謙遜して、池田町は何もない町と以前表現しています。だけれども、北アルプスがあって、そこに田園風景が広がって、観光資源がある。伝承してきた文化、学問があります。こんな小さいエリアにも保育園や小学校、中学校、大きな病院や医療機関が多くあります。大型スーパーとか都市部以上のコンビニの店舗数、生活しやすい、住みやすい町だと私は思っています。あとは、そこに暮らす我々がどのように生き生きと生活をしているのか、それが若者から見たUターンの決め手にもなるんです。町外からの移住を検討している人たちの判断にもなってくるんです。最終的にはそこに住んでいる人たちがどんな生活をして、どんな明るい顔でというところが最終的には決め手になるんです。

だから、もう冒頭からずっと言っていますけれども、池田町が今後どうなっていくのか、

その中でも町民は生き生きとした活力のある、そういう姿を見せていくのに必要なんです。これがブランド力なんです。最終的には人なんです、そこに住む人、これがブランド力と私は思っています。これは人口減少対策、一番重要なことですがけれども、あるいはふるさと納税等財政面にも大きく寄与してきます。今の池田町にとって適正財政運営を図っていくという、これが最重要課題だと思いますけれども、今後はそこにいかに収入を上げていくか。その収入を上げる根拠がブランド力なんです。今後は財政をいかに縮小していくかというよりも、もっと収入を上げて、活性化した池田町を築いていくのか、そういう議論の方向にぜひとも持って行ってもらいたい。そのためには甕町長自身の発信というのが非常に大事になってきます。

それは、町長も我々議員も選挙を控えています。その場で議論になり得る。今まで言ってきたことは、議論になり得る提案をそれぞれがしていって町民がそれを判断する。そういう材料を町民に提示する。池田町のビジョンをはっきりさせる。これは町長だけじゃなくて、我々議員の問題でもあると思うんですけれども。

漠然とした最後質問になりますけれども、町長は本当にこの池田町をどのようにしたいのか、お聞きします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、池田町は多くの地域資源が存在しております。私自身もメディアからインタビュー受けますと、紹介し切れないほどあります。

先日も町外の方がお見えになりましたが、池田町は大変ポテンシャルが高い町ですねとの感想を聞かせていただきました。この資源を魅力あるものにするために磨きをかけていく必要があります。ビジョンにつきましては、前の御質問にもお答えしたとおりであります。歳入の増加については、一つは税収増につながる町内事業者の発展や人口増、一つは観光人口増による消費額の増加、また目に見えるものとしてはふるさと納税による寄附金となりますが、昨年度は目標を大きく超え、1億円を突破しましたので、継続できるよう努めてまいります。

いずれにいたしましても、一つ一つの事業所、また活性化を図っていくという必要があるうかと思えます。現在それに取り組んでいるところであります。

以上です。

議長（矢口新平君） 中山議員。

〔 3 番 中山 眞君 登壇 〕

3 番（中山 眞君） おっしゃるとおりです。だけれども、それをどうするかが我々の手腕なんです。ふるさと納税の寄附金を上げるとか、もちろんそうです。この池田町の資源を魅力あるものにする、もちろんそうなんです。そのために何をするのかと。そこが一番肝心で、そこをお聞きしたかったんですけども、今回はこのぐらいにしておきますけれども、いずれにしても、池田町の財政も含めて、これは池田町に限らず、全国小さな自治体どこでも問題を抱えています。人口がどんどん減少していく中、我々のような小さな自治体ではもう自力では賄い切れなくなってきているんです。自分の池田町の財産だけでは発展しにくくなってくる。これはもう現状です。そこに今、全国的に展開しているのは民間企業と連携、あるいは産官学連携の産業振興で地域活性化を図っていかなければならない。そういう成功事例も多々全国にはあります。だから、もっと目を広げて、10年後に池田町はこうなりたい、そのためにこれとこれとこれをやります、そういう展望を町長も我々議会も示していく必要があるんじゃないかと、そういうふうに思います。

質問終わります。

議長（矢口新平君） 以上で中山眞議員の一般質問は終了しました。

この際、暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 28 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（矢口新平君） 休憩を閉じ、再開いたします。

薄 井 孝 彦 君

議長（矢口新平君） 一般質問を続けます。

3 番に、7 番の薄井孝彦議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

7 番（薄井孝彦君） 7 番、薄井孝彦です。

今回は4つのテーマでお聞きします。

まず1点目、消防団員の処遇改善の問題であります。

総務省、消防庁は災害の激甚化、頻発化に対応するため、消防団員の処遇改善を図る条例改正、これは地方自治体に対する条例改正を求める通知を令和3年4月13日に都道府県に出し、その中で、各市町村に令和4年3月末までの条例改正と今年の4月1日からの施行を求めています。

具体的な内容は次の2点です

1点目、消火活動や災害救助に従事した消防団員に支払う手当を出動報酬と位置づけ、1日当たりの額を8,000円を標準とすると。現在、町は1,500円となっております。

2点目は、一般団員の年額報酬の標準額を3万6,500円とし、報酬は団員個人に自治体が直接支給をするの2点であります。年額報酬は現在2万3,000円となっております。国は自治体の改善を求め、令和4年度から交付税措置をしているとしております。県下の約半分の自治体が今年の4月から改善をしているというふうに聞いています。

表の1を御覧ください。これを見ても分かりますように、白馬村、小谷村、生坂村、安曇野市、松本市については既に出動報酬、年額報酬、あるいは直接支給とも実施もうされております。しかしながら、池田町、松川村、大町市についてはまだという状況にあります。

町の消防団員定数230名を満たしているもの、これ現在は2人欠けまして228名だそうですが、若年層の加入が減り、高齢化が進んでいると聞いています。財政厳しい当町であります。若年団員の確保、あるいは消防団員の定数確保のためにも、消防団員の報酬アップと団員の直接支給は必要と考えます。町の考えをお聞きします。

また、団員個人への直接支給になりますと、分団の管理運営が困難になるおそれもあります。分団への管理運営費の検討も必要と考えますが、併せて町の考え方をお聞きします。

議長（矢口新平君） 麿町長。

〔町長 麿 聖章君 登壇〕

町長（麿 聖章君） それでは、ただいまの薄井議員の御質問にお答えいたします。

町といたしましても、近年災害の多発化、激甚化が進み、消防団員の役割は重要なものであると認識しております。団員確保のための処遇改善は必要であると考えております。報酬と出動手当の増額は近隣市町村の動向を踏まえ、全国的な標準金額を参考にしながら検討してまいります。

また、分団運営費につきましても、これまでの運営方法と今後の運営方法を比較し、なる

べく分団運営のしやすい方法とし、団関係者に負担の少ない方法で検討中であります。現在、消防団の各分団にも相談しているところでございます。

今後、団員の確保がより難しくなると思いますので、団員が加入しやすく、活動しやすい消防団となるようにしたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 総務課長にお聞きしたいと思いますけれども、これをアップした場合、全額アップしたということを仮定した場合、今の予算よりもどのくらい予算増えるんでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮澤総務課長。

総務課長（宮澤 達君） 各団員の年報酬と出動の際の報酬を合せまして試算しますと、600万円程度は増えるという試算でございます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 新たに600万円ということですね、今までプラスアルファで600万円ということですね。ちょっとした額だと思いますけれども、消防団員を確保していくために処遇改善を図っていくということは必要なことだと思いますし、財政厳しい折でありますけれども、やはり来年度から実施する方向で予算組みをしていくというふうにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。町長にお聞きします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 先ほどお答えしたとおり、ちょっと精査いたしまして、そのような方向で検討したいと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひそういう方向で実施していただきたいと思います。

実施するということでいきますと、やはり手続とかいろいろなものが必要になってくると思いますけれども、その辺のタイムスケジュールについて、課長、どうお考えでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮沢課長。

総務課長（宮澤 達君） 具体的な時期はまだ決めていないんですけども、今後としまして、この消防団の処遇等につきましては、町長が消防委員会のほうに諮問をして答申を得ることになっていきますので、その結果を踏まえまして特別職の給与条例の改正と予算措置をするようなスケジュールになるかと思えます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

7 番（薄井孝彦君） そうなりますと、やはり時間がちょっとそれなりにかかると思えますんで、これは早めに決断をしていただいて、その準備に取りかかっていたいただければと思えますけれども、町長、その辺はいかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 今、課長お答えしたとおりであります、早急に検討していきたいと思えます。

以上です。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

7 番（薄井孝彦君） 分かりました。ぜひその方向でよろしくお願いいたします。

では、次の質問の災害時の避難対策についてお聞きしたいと思います。

まず、（ 1 ）国の福祉避難所の確保・運営ガイドライン改定に伴い、避難要配慮者が福祉避難所へ直接避難できる取組をについてお聞きします。

町の福祉避難所開設運営マニュアルでは、避難要配慮者、「避難行動要支援者」とも言えますけれども、は、町の指定避難所へ避難した後、指定避難所での生活が著しく困難な方は福祉避難所に移ることになっております。国は昨年 5 月福祉避難所の確保・運営ガイドラインを改定し、避難要配慮者の個別避難計画で指定福祉避難所との事前マッチングができた場合は、指定福祉避難所へ直接避難ができるとしました。今回の改定は避難要配慮者が約 470 人くらいいらっしゃるわけですけども、及びその家族の負担軽減につながるよい措置と考えます。町でも直接避難できるように進めてほしいと考えます。町の取組をお聞きします。

また、今までに事前マッチングできた方は何人か。また、そのことは避難支援者や自主防災会に知らされているのかをお聞きします。また、今後の取組の考え方についてお聞きしま

す。

参考までに、池田町の指定避難所の受け入れる場所と収容人数などでございますけれども、特別養護老人ホーム高瀬荘及びライフで各10人、それからいけだデイサービスセンター高姫で50人、白樺の家時計台ホールで27人、ワークセンターしらかばで4人、総合福祉センターやすらぎの郷で60人となっております。町の考え方をお聞きします。

議長（矢口新平君） 宮沢総務課長。

総務課長（宮澤 達君） お答えいたします。

現在、町では個別避難計画の作成を自主防災会に依頼しまして130名の個別避難計画の提出がありました。福祉避難所の対象者を考えるときに、自ら、または家族等により避難することが可能な方と、自ら避難できない方に分け、それぞれをさらに一般避難所でも避難生活が可能の方と福祉避難での生活が適当である方に分けて考えます。

このうち、自ら避難可能で一般避難所で生活が可能の方を除いたほかの3つのケースの方の名簿を作成するとともに、福祉避難所での避難生活が適当な方の抽出を行い、個別避難計画に盛り込まなくてはならず、この際にマッチングが必要となり、まだマッチングのほうはできておりません。

また、災害時に円滑かつ迅速に避難対象者を抽出するための方策として、県社会福祉協議会が推奨します「防災福祉カンタンマップ」というアプリを使いたいと思います。そして対象者には防災福祉カンタンマップで管理をするため、町社会福祉協議会に情報提供すること、また福祉避難所へ避難するためには必ず同意が必要であることを改めて文書等で説明をし、理解を求める必要があることから、現在健康福祉課及び社協と協同して作業を進めております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 健康福祉課と総務課のほうでやっていらっしゃるということですが、直接担当されています健康福祉課長の今の課題、この問題での課題、そういったことについてお聞きしたいと思います。

議長（矢口新平君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 一番今、丁寧にやっていかなければいけないと思っていることは、現在、要配慮者名簿に同意していない方の中に、そうは言っても直接福祉避難所に来

たいという方がいるかと思しますので、そういうところの理解をしっかりとした上で、今後同意するかしないかというところを丁寧にやっていく必要があるというところが一番の課題だと思っております。

以上です。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 大変かと思えますけれども、時間をかけて丁寧にやっていただいて、なるべく早めに具体的に福祉避難所にこの人数の制限ありますけれども、家族も含まれますので、そんなに多くはないと思しますので、1人でも1家族でも早く直接福祉避難所に避難できる方が早めに実現する方向で取り組んでいただければと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。

2番目、災害時、逃げ遅れゼロへ、マイタイムライン避難行動計画表の作成状況と今後の進め方についてお聞きします。

昨年の6月、風水害が起こる可能性があるときに、町民それぞれが身を守るためにどんな行動を取るかの防災行動を時系列で整理するマイタイムライン、避難行動計画表用紙を作成し、全戸配布し、作成を町は呼びかけました。現在までのマイタイムラインの作成の取組の現状、作成に取り組んだ自主防災会数、作成されたマイタイムラインの軒数及び課題、今後の取組について考え方をお聞きします。

また、町の想定最大規模降雨時のハザードマップによれば、高瀬川沿いの平地の大部分が水深0.5メートルから3メートル未満となり、平家や家屋倒壊氾濫想定区域の住民、避難要配慮者、福祉避難所へ避難する方は除くんですけれども、避難先を明確にしないと命に関わる危険性があります。また、大雨時には土砂災害警戒区域の方々も避難先を決めておく必要があります。以上、述べたような対象者に対して優先的にマイタイムラインを作成していただくよう、町から自主防災会へ要請を行ってほしいと考えます。町の考え方をお聞きします。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

総務課長（宮澤 達君） マイタイムライン作成の取組としましては、令和3年度に全戸配布しておりますが、さらに今年度に入って、2つの自主防災会で全戸配布したいとの申出がありました。講習会につきましては、前回答弁と変わらず、1自主防災会のみとなっておりますが、本年度開催しました災害時住民支え合い推進講座及び自主防災会連絡会議におき

まして、自主防災会長等にマイタイムラインについての理解を求め、要望があれば、町としても支援したい旨を説明しております。今後も機会を得ながら重要性を伝え、講習会等の要請があれば支援してまいりたいと思います。

また、優先的にマイタイムラインを作成するよう自主防災会の要請ということですが、自主防災会と話す機会がありましたら、そのときに考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） マイタイムラインというのは非常に私は重要な取組だと考えます。それで、やはり計画性を持って、例えば1年じゃ無理だと思いますけれども、二、三年のうちには少なくとも半数以上の方から、マイタイムラインを自主防災会に出していただくというような取組を、町としても指導していく必要があると思いますけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

総務課長（宮澤 達君） マイタイムラインにつきましては、個別に作成するものではありませんけれども、重要性もありますので、引き続き作成するよう推進するように考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 町長にお聞きしますけれども、逃げ遅れゼロを実現するというので、町長も信毎のたしかアンケートの欄に「できる」というふうにお答えがあったかと思えますけれども、そういうためにもマイタイムラインをやはり計画的に作成していくという、そういう取組を自ら発信していただいて、取組を強めていくということが必要なんですけれども、と思うんですけれども、私は。そういう意味で町長の決意というんですか、こういうふうなマイタイムラインはいつまでにどのぐらいを作成しましょうというような、そういう呼びかけというものをやっていく考えがあるかどうか、お聞きします。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 池田町でつくりましたマイタイムラインは、国のほうでも高く評価されております。そういう点からいきましても、つくっただけでは意味がありませんので、実

際に、それぞれの町民の皆さんが活用していただくということが大事なかなと思いますので、大いに推進してまいりたいというように考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひ、2年後ぐらいには50%ぐらいは作成済みというような方向で取り組んでいただきたいと思います。

次の質問もありますので、次の質問に移りますけれども、また、町として指定避難所ごとに避難する人数を把握しておく必要があるため、自主防災会から指定避難所ごとに避難する人数を報告いただく取組も必要と考えます。

町の考え方をお聞きします。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

総務課長（宮澤 達君） 指定避難所は災害により家が倒壊するなど、居住場所を確保できなくなってしまった避難者が一定期間滞在することができる施設であります。災害種別や避難対象区域によっては避難の必要がない場合もあり、状況に合わせて開設する指定避難所を住民等へ適切に周知することとしています。また、1,000年に1度の確率のハザードマップを作成した際から地区の指定はしておりません。これは想定最大規模降雨浸水の可能性を町全体とした場合に、全町民を収容できるだけの指定避難所の容量がないという現実によるものであることから、仮に人員報告をいただいたとしても調整することはできません。災害時には防災行政無線など、あらゆる広報媒体を使って避難所の収容情報等を住民周知したいと考えておりますが、あらかじめ安全な場所の2階以上の建物や知人宅、ホテルなどは家族で決めておいていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 今の答えですと、別に報告は求めないというお答えかと思うんですけども、やはり実際問題として、最大想定降雨の場合、命を守らなければいけませんので、一応その定員というのか、各指定避難所の収容する人員が決まっていたとしても、それをオーバーして避難するということは多分ないと思うんで、それを駄目だということは絶対言えないと思うんですけども、やはりそういう事態が起きたときにいろんな問題が出てくると

思うんです。

その場合、やはり特にある程度、指定避難所ごとにどのくらい集中するのかということ把握しておいたほうが、そういう様々な問題に対して対応しやすくなるんじゃないかというふうに考えて、こういうことをやったらどうかという提案をしているわけなんですけれども、その辺のところ、ちょっとやはり自主防災会とも相談していただいて、私は必要だと思うんですけれども。

そのことを把握することが、また避難所以外のところ、別のところに避難しようということにもつながって来たり、あるいは在宅避難です、高いところに、2階、3階に移ろうという、そういうところにもつながっていくと思いますんで、マイタイムラインをいずれにしても自主防災会としても集約する中で、大体どこの指定避難所にどの程度行くかというのは把握できるわけですから、それを数値として町として把握しておくということは、今後の対策を立てていく上で私は必要なことだと思うんですけれども、その辺は再検討する考え方、ないですか。

議長（矢口新平君） 総務課長。

総務課長（宮澤 達君） 災害時はいろんな想定がされると思いますけれども、また、先ほども言いましたとおり、自主防災会等も話し合う機会があると思いますので、また議題としたいと思います。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひ、御検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

（3）避難所運営委員会の再開についてお聞きします。

指定避難所の運営は平常時から町の避難所担当、施設管理者、自主防災会で指定避難所に合った避難スペースの確保、こだわりやレイアウトなど、資料、次のページにありますけれども、そういったものを事前に検討しておく必要があるかと思います。以前は避難所運営委員会を開催し、運営本部長を地区の輪番で決めていたところもあったと聞いております。

この件について、本年6月の一般質問でお聞きし、町は検討すると返答いたしました。指定避難所の運営委員会の再開について、町の検討状況をお聞きします。

参考までに、指定避難所の地区割を表2に示しました。これは計画規模降雨時の地区別指

定緊急避難場所を基に作成したものであります。町の考え方をお聞きします。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

総務課長（宮澤 達君） お答えいたします。

48時間で234ミリの降雨で想定されます計画規模降雨浸水想定、いわゆる100年に1度の確率の洪水災害発生時において、緊急的に避難し、身の安全を確保する指定緊急避難場所は議員の御質問にあるとおりとしておりますことから、自主防災会間の共同作業が必要であると考えております。そこで、本年度計画しております避難所運営訓練の際に、自主防災会同士の顔合わせの場所を設けることとしております。

一方、災害の危険性がなくなるまで、または災害により家に戻れず、一時的に滞在するための指定避難所の地区指定は行わないこととしておりますので、議員御指摘の区割りとは合致しない場合があることを御理解いただいた上で、各自主防災会同士が1年に1度、年度当初にでも御提案の指定避難所で打合せをするようお願いをしたいというように考えております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 自主防災会同士の顔合わせを本年度していただいたり、あるいは年度当初に自主防災会同士の打合せをやるということで、いい取組だと思っておりますので、ぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、避難所の運営ということになりますと、町の避難所担当職員、それから施設管理者、その方も含めた1年に1回打ち合わせるときに、自主防災会だけじゃなくて、避難所担当の町職員、それから施設管理者を含めて、ちょっとレイアウトなんかを含めて検討いただくということが必要と思っておりますけれども、その辺はそういうふうにしていただけませんか。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

総務課長（宮澤 達君） 今、絶対にそうするとは言い切れませんが、またちょっと考えたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） やはりレイアウトとか、そういうことについては施設管理者の方の意

見も聞いて、それでやっていく必要があると思いますので、ぜひレイアウトなんか常々もうやっていかないと、いざ、災害起きたときから、これからどうしようなんて言うことでは実際にはもう間に合わないと思うんです。しかも、マニュアルによりますと、それは自主防災会の代表がやるという話になっていますんで、町がやるとは書いていないんで、その辺のところは施設管理者とか町の防災担当も含めて、避難所ごとにやっていく必要があると思いますんで、ぜひそういう方向で取組をお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。

3番目、ハーブステーションの運営ビジョンの明確化を。(1)ハーブステーションの将来ビジョンの検討状況は。

花とハーブの町の拠点とも言うべきハーブステーション、ハーブセンター東側は町観光の重要な施設です。ハーブステーションが指定管理から委託管理となり、3年目となりました。顧客の増加など、前進面、あるいはレモンガラスのボランティアの会がガーデンをするなど、前進面はあるものの、花とハーブの町の中でのハーブステーションの位置づけやハーブステーションのビジョン、目指していく姿、それが明確でないとは私は考えております。

この件について、本年3月の議会の定例会で、議会はハーブガーデンの将来ビジョンが見えず、委託料の精査も必要であるとし、町長に回答を求めました。町長は令和4年度中に内容を検討し、令和5年度以降の体制を検討したいと答えました。ハーブステーションの将来ビジョンについての検討状況についてお聞きします。

私はハーブステーションは訪れた方がハーブを見て香りを楽しみ、効能、利用法、栽培方法などが分かり、ハーブ体験、ハーブティーなどの喫茶や摘み取り、リース体験などができる場所であってほしいと考えます。

町長の考え方をお聞きします。

議長(矢口新平君) 甕町長。

町長(甕 聖章君) ハーブステーションのビジョンについての御質問ですが、議員御指摘のとおり、ハーブに関するあらゆる情報の研究、発信に取り組む場であり、観光拠点としても来訪者に感動や発見、そして池田町のおもてなしの心や安らぎを感じてもらえるような、そんな場であることをビジョンとして考えているところであります。

以上です。

議長(矢口新平君) 薄井議員。

[7番 薄井孝彦君 登壇]

7番（薄井孝彦君） ちょっと基本的なことを町長にお聞きしたいと思うんですけれども、花とハーブの町というふうに池田町が30年たっているわけなんですけれども、現在、本当に花とハーブの町と、誰が来てもそう思うような町になっているのかどうか、里になっているのかどうか、その辺について町長の考え方はいかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 花とハーブの町づくりにつきましてはもう30年以上取り組んでいるところでありまして、紆余曲折しながら今日に至っております。私といたしましては、花づくりににつきましては、代表するのはラベンダーでありまして、時期的なものもありますので、その時期には花の町というようなイメージもできるかと思いますが、一年中咲いているわけではありませんので、なかなか花のイメージというのは難しいなというふうには考えております。

しかしながら、ハーブにつきましては、前の議員の質問にもお答えいたしました。年々関心が高まっておりまして、ハーブ専門の施設を持っているというのは県内でも池田町以外にはないんじゃないかというふうに言われております。

そういうことで大変町外からハーブに対する問合せ等があるし、来訪者も年々増えているというように認識しております。あとは、町民の皆さんにハーブについても大いにアピールし、生活の中に溶け込んでもらえるような、そんな施策をこれから展開していかなくちゃいけないなというふうには考えているところであります。

以上です。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 今年の7月の広報に奈良県から移住された方で、ハーブに非常に興味があって、町のホームページで花とハーブのあることを知り、どんな風景が広がっているのかということ期待して来たけれども、現実には思い描いたものとは違っていたと。そういうことと、それで自分でハーブをもっと知らせようということで、ハーブ園を開いたと。これからの夢は花とハーブの里、池田町の完成をさせること、それから町民の生活の中に気軽にハーブを取り入れるような町にしていきたいというふうな広報の中で書いてあるわけなんですけれども、そういう等を見ても前進面は確かにあると思うんですけれども、まだまだ町全体で、あるいは町民全体でハーブを活用しているという状況ではまだないというふうには私は考えておりますので、ぜひ、もう少し取組を強める必要があるんじゃないかと思うんですけれども、

そういう中で、花とハーブの町の中でハーブステーションの位置づけというのについては、町長どんなふうにお考えでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） ハーブステーションが今現在、ハーブ専門にいろいろ研究、先ほどお話ししましたように、研究したり、また情報発信をしたりということで取り組んでいるところであります。私としてはハーブの町づくりの核になる施設というふうに考えておりますし、委託先の業者の皆さんももうほとんどハーブを中心とした栽培や、また加工品等々の研究開発等に取り組んでいるというふうに認識しております。これからの池田町のハーブの町づくりについて中心となっていく施設にしたいというふうには考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 要するに、花とハーブの私は拠点的な施設だと、町長の認識と一致していると思いますけれども、来た方がハーブを見て楽しんで、そして特にハーブティーなんかも含めて楽しんで、それを生活の場に活用したいというふうに思える、そういうふうになることがこのハーブステーションの役割で、そのことがハーブを広げていくということだと思えます。そういう点でいけば、花とハーブの情報発信ということをおっしゃいましたが、もう少しハーブの活用法とかそういったことが分かるような、例えばパネルで見ていただくとか、あるいはビデオで見ていただくというような、そういうビジョンを具体化する、そういう施策というのは私は必要ではないかと思えます。

また、先日もガーデン見てみましたが、非常によく管理されているとは思いますが、花の名前は書いてあるんですけども、効能とかそういったことは一切書いていないので、そういうことも分かるような看板表示、そういったことをやっていただければ、来た方がハーブのことを分かって生活のほうに生かそうとか、それからハーブの苗を買っていただくとか、また来てハーブのことを相談しようとか、そういう気になっていくと思えます。ですからぜひビジョンだけじゃなくて、それを実践するようなそういう具体策、その施策、そういったものを示してほしいと思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 3年目を迎えておりますので、いよいよそういう方向で具体的な発信あるいは具体的な施策に展開していくという時期には来ているかなと思えます。大変協力者

が増えてきておりますので、ハーブガーデンに来て、大変楽しめるお客さんも年々増えてきているという話は聞いておりますので、そういう方たちに分かりやすいようなハーブの説明ができるような、そんなことも考えていきたいというように考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひそういう方向性を具体的に、Polaris Actともよく相談をしていただいて、一步でも前進していくというところが見えるようにしてほしいと思うんです。ですから、ぜひその辺のところを進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

ハーブステーション、ハーブセンターの東側の在り方等について町民参加で検討し、方向づけを。

池田町行財政改革推進委員会は、第4次答申の中で、ハーブステーション、ハーブセンター東側について、下記のような問題点の対応策を指摘しています。

問題点1、町による業務委託と使用許可による収益業務が混在し、区画整理も厳格に行われていない。2番目、業務委託に当たっての維持管理の積算根拠が不明確であり、妥当性を欠くおそれがある。3番目、花とハーブの里の拠点としての位置づけや計画が不明確で西側地区と東側地区の一体感がなく、場当たりの運営となっている。4、町による農地の借入れ、貸出しが農地法の許可を得ず行うなど、農地法に抵触するおそれがあることから、圃場等について早急に問題点の解消を図る必要がある。

対応策、ハーブガーデン、ハーブセンター東側の役割、コンセプトを明確にし、委託業務内容を大幅に見直した上で、指定管理者制度を導入する。また、早急に東西両地区を一体とした将来構想を検討する。2、指定管理の導入に当たっては施設管理に真に必要な経費を積算した上で公募するとともに、独自事業との区画整理を厳格に行う。併せて、その活動業績については第三者を含めた客観的かつ厳格なモニタリング評価を行う。

3、当面早急に業務の必要性を精査の上、不要な農地を返還するとともに、引き続き借り入れる農地については実勢価格を勘案して借入料の引下げ交渉を早急に開始する。

4、特に耕作地については農地法に抵触するおそれがあることから、早急に借入れ方法を検討し、必要があれば農業委員会の許可の下、耕作者が直接借り入れる方法などに改める。

以上の問題点と対応策について、町は真摯に受け止めて回答してほしいと思います。

回答に基づき、ハーブステーション、ハーブセンターの東側の在り方ビジョン構想について、町民参加で検討し、方向づけをしていく場を設定してほしいと考えます。

町長の考え方をお聞きします。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） それでは、ただいまの御質問ですが、先ほどお話ししましたように、委託管理も3年目を迎えて、実際にはようやくハーブガーデンが整い、圃場等も整備が進んでいるところであります。今後行革審の答申もありましたので、大いに町民の皆さんからの御意見を伺う場を設けたり、パブリックコメントを募集したりしながらビジョン確立を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 検討会議は立ち上げないということですが、意見を聞く場とか、そういうのは場を設けるのでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） いずれにしても、町民の皆さんがどのように見られているか、そこら辺の意見収集はしていかなければならないというふうに考えておりますので、町民の皆さんの意見を聞く場は設けていきたいというふうに考えております。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひ先ほど紹介しましたように、移住された方でもやはりそういう意見を持っておられる方もありますし、それから行財政の推進委員の方々にも、非常に熱い思いも持って、よくしようという立場からこういういろいろな問題点や提言をしていると思いますので、ぜひその辺を、回答をつくった段階で意見聞く場を、町は行革に対してこういう回答をしましたということを示した上で意見を聞くと、そういう場をぜひ設定していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そういう中で、やはり来年度予算に向けて全てはできないと思いますけれども、来年度はこういうことをするんだという、今までと違って例えばハーブティーの場を設けるとか、そういったような具体的な施策、その辺のところをできれば予算編成、早めに示していただければと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 先ほどお話ししましたように、整備が大分整ってまいりましたので、必要な施設ということであれば、予算づけをしながら整備をしていきたいというふうを考えています。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひあそこに安らぐというか、あそこでちょっと休むところないんです。ですから、やはりハーブティーを飲めるような、そういう場所があれば、やはりゆっくりして楽しむこともできると思いますんで、そこにパネルなんか置いていただければいいと思いますんで、ぜひその辺のところ、予算もあると思いますけれども、検討いただいて、前向きに少しでも前進するように、お願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。

4番目、満蒙開拓平和記念館の自治体パートナー制度を活用して平和のまちづくりの推進についてお聞きします。

当町は昭和63年6月23日に「核兵器廃絶・軍備縮小・平和の町」宣言、資料3に示してありますので、後ほど御覧になっていただきたいと思います、を行い、小・中学校での平和学習、平和首長会議加盟、原水爆禁止、大北地区国民平和大行進、反核平和の日リレーへの協賛、戦没者追悼式、上原良司を守る会の式典（共催）などの平和の町づくりを行ってきております。

満蒙開拓の歴史を伝えている下伊那郡阿智村にある一般社団法人満蒙開拓平和記念館は本年度から自治体に向け協力会員を募集する自治体パートナー制度を始めました。同制度には長野県及び30の市町村が加入しています。6月30日現在、中信地区参加自治体は、安曇野市、生坂村、築北村、木曾町、南木曾町、木祖村、大桑村であります。先日、8月19日付の信濃毎日新聞には、大町市市長も参加をするというような記事が載っておりました。

自治体パートナー制度では、1口年5万円の協力金を払えば、次のような特典があります。1つ、パートナー自治体デーの実施、設定された期間、例えば中信地区を見ますと、来年の2月20日から2月26日の1週間の町民の入館料を無料とすると。参考までに、この平和記念館の入館料は小・中・高生は300円、それから一般は600円となっています。ただし団体の場合、10名以上の場合にはそれぞれ100円引きとなっています。2番目の特典としましては、パートナー自治体との共催イベントの企画ということで、記念館が持っている資

料、そういったものを提供したり、映像パネルの貸出しを行うということだそうです。それから3番目に、会報「山河」を2か月ごとに送付する。4番目に、満蒙開拓平和記念館のホームページに自治体パートナーを掲載すると、そういう内容であります。

池田町誌による当町関連の満蒙開拓者の生死をまとめてみました。そうしますと、池田町、会染村、七貴村、陸郷村、広津村から一般開拓団で34家族125名、それから義勇隊開拓団で97名の総計222名の満蒙開拓者が行ったわけでありませぬけれども、無事に帰国された方は113名、死亡が確認された方は102名、これには爆死だとか、チフス、はしか、栄養失調、病死、戦死などがあります。それから現地残留が3名、不明、未記載が4名となっております。このように、池田町ともつながりのある満蒙開拓の歴史を教訓として次世代に伝えていくことは、平和学習に役立つと考えます。池田町として、満蒙開拓平和記念館の自治体パートナーに参加し、小・中学生や町民の満蒙平和記念館の見学及び小・中学校の平和学習及び平和イベントなどで同館の資料を活用し、平和のまちづくりの推進を図ってほしいと考えます。

教育長、町長の考え方をお聞きします。

議長（矢口新平君） 山崎教育長。

教育長（山崎 晃君） 平和学習の大切さについては十分理解をしているという前提でお答えをさせていただきます。

前に勤務した小学校では、コロナ禍の中、修学旅行先を見直し、満蒙開拓平和記念館を2年連続で訪れました。児童は、満蒙開拓が自分たちの地域でも無関係でないことに気づき、悲惨としか言いようのない事実を知ること、平和や人権について深く考える機会を得ました。

一方で、パートナー制度を活用するということは、学校に平和学習の教材として満蒙開拓を扱うように求めることになりかねません。先ほどの例で修学旅行先に決めたのは、担当するその学年の教師たちです。学習は、子供たちの実態や教師の願い、教材の価値等を総合的に考慮して計画実施されます。実際定まった教科書のない平和学習は、様々な教材を用いて行われることとなります。広島原爆を扱うこともあり、松代の地下壕跡を訪れることもあり、上原良司を扱う場合もあります。

満蒙開拓の歴史を知ることは大切ですし、満蒙開拓平和記念館がとても有意義な施設であることは確かです。しかし、だからといって必ず学校の授業で扱うようにとまでは言えません。それは子供たちの学習に直接的に責任を持つ教師の役割だからです。仮に満蒙開拓平和記念館を利用したいとなれば、パートナー制度に関係なく利用していきたいと思っております。

したがって、現時点ではパートナー制度を活用するということは考えておりません。

以上です。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 私に対する質問でもありますので、私といたしましては、ただいま教育長お答えしたとおり、教育長の判断を尊重したいというように考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 断っておきますけれども、満蒙開拓の歴史資料の重要性はもちろんでありますけれども、そのことを学校でやれと押しつける気持ちはさらさらありませんので、ただ、せっかくこういういい制度ができたものですから、お互いにそういうものを利用して、町民だとか、当然子供も入るかと思えますけれども、行って勉強するということは必要なことじゃないかというふうに考えて、こういう質問をしたわけです。

多くの自治体がもう既に30近く入っていますし、県も参加しておりますので、そんなに押しつけるとか深い意味で言っているわけじゃございませんので、多分、これは財政的な満蒙記念館がコロナの中で来館者が減ってきたものですから、財政的に助けてもらいたいという意味も、表面には出しておりませんが、多分あると思えますので、そういうことも含めて考えてみたらどうかということですので、御理解をいただきたいと思えます。

そういうことで、ぜひ満蒙開拓についても、池田町からこれだけ多くの人が行って半数近い人が帰ってこなかったということでもありますので、やはりその歴史というのを知っていくということは私は重要なことじゃないかと思うんですけれども、特に今、80代のいわゆる戦争体験者がどんどん高齢化しておりますので、その戦争体験者の話を今、聞かないと、その戦争体験の教訓というのを次世代へつなげていくことができないというふうに私は考えますので、別に満蒙開拓だけでなく、例えば戦没者の慰霊祭、そういうところで例えば戦争体験者の話をしていただいて、そこに一般町民も参加したり、お子さん方も場合によって参加していただくというような措置が取れば、平和学習に役立つと思えますので、ぜひ何かやはり平和の町づくりとして、こういうのを機会に、ちょっとそんないわゆる戦争体験者の経験を聞くというような、そういうことを戦没者追悼式で併せてやったらどうかというふうに私は考えるんですけれども、その辺のところは、町長、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麿 聖章君） 大変悲惨な戦争でありましたので、いろんな体験があると思います。これ一遍にあれもこれもというわけにいきませんので、そういう点では戦争体験者、これは前にも行っておりますし、また折を見てそういう機会あればつくっていききたいと。いずれにいたしましても、そういう経験者がどんどん減っていく中でありますので、貴重な体験を聞くということは大いに意義のあることかなというようには考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひ本当にもうどんどん亡くなっておりますので、やはりその戦争体験者の声を聞くということが平和の学習にも役立つと思いますので、ぜひまた、小・中学校さんの教育も含めて一般も含めてぜひそういう機会を来年度つくってもらいたいということ要望いたしまして、一般質問を終わります。

議長（矢口新平君） 以上で、7番、薄井孝彦議員の一般質問は終了いたしました。

服 部 久 子 君

議長（矢口新平君） 一般質問を続けます。

4番に、8番の服部久子議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 8番の服部久子です。

一般質問をいたします。

今回は3点です。よろしくお願いいたします。

まず、県の子供の医療費補助を町の補助に反映をということでお尋ねいたします。

県は、令和4年度から子供の医療費無料化の対象年齢を未就学児から小学校3年生まで拡大しました。それによる町の負担軽減は、前回の回答では令和3年度実績から試算すると約160万円になるということでした。池田町は18歳まで医療費無料化を実施していますので、県の補助を生かして自己負担金をなくし、窓口完全無料化を前回求めましたが、町はできないとの回答でありました。

他の市町村は、県の医療費の補助を受け、松本市、塩尻市、安曇野市は医療費無料化の年

齢を中学3年生から高校卒業までに拡大しました。また、上伊那の8つの全市町村も窓口で完全無料化を実現しています。特に、伊那市と駒ヶ根市は無料の対象を中学3年生から高校卒業までに拡大し、自己負担金500円も8月から無料にしています。

県の子供の医療費無料化の施策を進めるためにも、この補助を池田町の子供の医療費無料化補助に反映させ、無料化を進めることを求めてお聞きいたします。

コロナ禍で子育て世帯の困窮世帯が増えております。失業になったり、家族が感染して休業せざるを得なくなったりして減収になり、またその上、物価高騰でますます経済的に追い詰められている子育て世帯が増えております。コロナ感染の見通しも立たない現状で、経済的に苦しい子育て世帯にとって不安感が増すばかりです。

県の子供の医療費軽減に向けた補助金を少しでも保護者の負担軽減になるようにする考えはないか、町長のお考えをお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

〔町長 甕 聖晃君 登壇〕

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの服部議員の御質問にお答えをいたします。

6月定例会の完全無料化についての御質問でもお答えいたしましたが、町の財政負担の増加、県下で自己負担金500円の市町村が全体の約6割を占めている現状や、近隣市町村の状況等を勘案し、現時点では子供の医療費の一部負担金軽減についても考えておりませんので、御理解お願いいたします。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 今回、6月議会で再度6月議会でも取り上げて、またこの9月議会でも取り上げた理由がありまして、3月議会で原油高騰によって、福祉施設への補助を求めたんですけれども、そのときは、町は補助はしないというような答えが返ってきました。しかし、その後、福祉施設の補助123万円、原油高騰に向けての補助がありました。そして、今回、補正で出てきておりますが、あづみ病院などにも高騰対策約90万円が提案されておりますので、もう一度取り上げました。

県の補助がこのように反映されなければ、そのお金はどのように町は処理するのでしょうか。

議長（矢口新平君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） それでは住民課長不在でございますので、私のほうからお答えさせていただきますが、ひとつ誤解をなさらないようお願いしたいんですが、町はもう18歳までずっと無料化でやっております。県はそこまでやってこなかった。補助対象でなかったということでもありますので、それはある程度県が補助対象の年齢を拡大したということになりますと、町の持ち出し分が減るということになっています。その事実のみということになっております。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 持ち出し分が減った分、幾らか楽になるということでしょうけれども、でも県の趣旨は、このコロナ禍で非常に子育て世帯が大変なときに、この政策を打ち出したというその意を酌んで、町もそれを生かすような、そういう政策を考えるということはどうでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 今、副町長お答えしたとおり、今までも既に先行して町はやってきております。それを県が今コロナということで追随をしたということでもありますので、そこでどのぐらい費用が浮いたか、だからほかに回すという、そういう発想とはちょっと違うのかなというふうに考えております。

議員のおっしゃることも分からないではありませんけれども、先ほどお答えしたとおりで、既に池田町ではもう長い間18歳までの無料化行っているところでありますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 前回、町がこの自己負担金を無料にすると500万円かかると。そうすると、県から約160万円の補助を差し引いても340万円の町の負担がある、というふうに回答されました。そうすると、もし県の補助を反映させるために、幾らか自己負担金を安くすることも可能ではないかと思うんです。例えば自己負担金を200円下げて300円にすると町の負担金は大分減ると思うんです。非常に極端な場合、町の負担金をゼロにするためには自己負担金を340円にすれば、160万円入ってくるんですから町の負担はゼロです。ちょっと極端な例ですけども、そういう幾らか県が来た意を酌んで負担金を少し下げるということも可

能だと思っんですが、そういうことはできないでしょうか。

議長（矢口新平君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） 今、議員のおっしゃった負担金がなくなる、減るというところで、その500万円というのは負担する額そのものではなくて、この500円の窓口無料化するシステム改修が必要です。そのシステム改修にかかる費用という部分が多く含まれておりますので、200円だ300円だという金額での問題ではないと。それをやるにしてもどっちみちシステム改修をするということになりますと、この部分は定額でお金がかかるという意味合いで前回担当者のほうで答えていると思います。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） これはこの前の回答では、自己負担金をゼロにすると500万円かかるということは自己負担金が500万円かかるということではなくて、そのシステムを変えることにお金がかかるという意味でしょうか。

議長（矢口新平君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） そういうことでいいと思います。

要は、今までの部分につき、町が取りあえずもう出しているという事実なんです。保護者の方から町負担を納めてもらっているということじゃないので、前回担当者の言ったのはそういう窓口をゼロにするにはシステム改修が必要で、それが500万円かかるという意味合いのことだと思います。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） また非常に残念だなと思います。駒ヶ根市とか、あっちの南の伊那のほうでは、やはり中学校から高校まで無料にして、その上自己負担金も無料にしたという自治体もあります。何か池田町、財政難だという理由で、この500万円がかかるというこのところを非常に何というんですか、重きを置いて、今大変なときにここをやればうんと皆さん助かるんだろうなと思うんですが、そうはいかないということらしいので、じゃ、次に進みます。

コロナ感染による生活困難者の支援体制を求めるということをお願いします。

コロナ感染が拡大して、私たちの生活が厳しくなっております。国の施策である住民税非課税世帯への臨時特別給付金や新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免、子育て世帯

生活支援特別給付金について、町の現状と対応についてお聞きいたします。

健康福祉課で確認した数字では、7月までの住民税非課税世帯への確認書送付件数は1,159件、申請書方式の申請受付件数は7件でした。また、家計急変世帯の申請数は5件でした。合計1,171件の確認書と申請が出ています。現在の非課税世帯分の確認書の返送数や申請数、また家計急変世帯の申請数はどのようになっていますか、お聞きいたします。

議長（矢口新平君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、お答えします。

8月末現在ですけれども、非課税世帯確認書返送数は1,083件、非課税世帯分申請者数は8件、家計急変申請者数は5件となっております。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 2月と7月に非課税世帯に確認書送付しておりますが、8月のときの未返送数、これは103件あると思うんですが、現在の未返送数は何件でしょうか。また、2月に送付した分の返送期日は8月末までと聞きましたが、どうなっていますか、お尋ねします。

未返送の方には7月に送付した確認書の返送期日は11月末なので期日の延長はできないか、お聞きいたします。

また、未返送のひとり暮らしの高齢者の方もおられると思いますが、返送されていない方が必ず返送できるよう対応を求めますが、どのように進めていきますか、お尋ねいたします。

議長（矢口新平君） 宮本課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、お答えいたします。

8月末現在ですけれども、未返送件数は76件となっております。返送されてこない2月送付分については、今年度に入りまして、健康福祉課で関わっている方、ひとり暮らし高齢者などの方には丁寧に連絡をして対応してきました。7月送付分についても同様の対応をしていきます。

先ほど、服部議員のほうから、2月送付分については8月とおっしゃいましたけれども、要綱上3か月となっております。送付してから3か月となっておりますので、8月という月というところは要綱上になっておりませんので、年度早々に2月分については電話・訪問対応しましたので御承知おきください。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） すみません。そうすると、2月に送付した分の返送の期日はもう過ぎてしまったということでしょうか。そうすると過ぎてしまった件数が76件ということですね。

議長（矢口新平君） 宮本課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 2月分と7月分と合わせた件数が76件です。この76件中7月送付分についてのまだ返送してこない家庭に対して、独り暮らしであったり、障害持っていらっしゃる関わっているケースについては、今後連絡、訪問等しながら対応していくという状況です。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） そうすると、2月に送付して未返送な世帯はもうそれは、何というんですか、町は対応もう済んだというか、対応しないということによろしいんですか。

議長（矢口新平君） 宮本課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 対応しないというよりは、対応した結果、御本人が返送しないということになっていらっしゃると思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 次に、お尋ねします。

家計急変世帯の7月までの申請件数5件ですが、非常に少ないと思います。コロナ感染が原因で減収された方も多くおられますので、町民には広く知らせる対応を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮本課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 住民への周知につきましては、ホームページ、広報紙等で行っているほか、各種相談、健診結果説明会、訪問活動の中で仕事が減ってしまった、コロナで仕事を休んだため給料が減ってしまって困っているなどの話があると、多世代相談センターにつないでおります。また、ワクチン接種会場では、多世代相談センターの周知も実施しました。

令和3年度は多世代相談センターへの各種相談延べ件数が7,442件、そのうち就労に関することは1,212件、経済困窮等のことについては1,050件となっており、相談件数の3割がお金に直結する内容でした。そのような中で家計急変の申請の対象となる可能性がある場合については周知を図り、申請につなげています。また、主訴が経済的困窮ではない相談であっても、経済面について困っていないか、丁寧なアセスメントを行い把握するようにしておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 今のお話では、しっかりと申請につなげていくような、相談者に対して対応しているということで、ぜひよろしくお願いいたします。

それから、令和3年度の成果説明を見たら、生活保護がそんなに増えていないというか、あまり増えていないんですが、生活保護を要望するような相談はあるかと思うんですが、それはどういうふうになっていますか。

議長（矢口新平君） 宮本課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 生活保護の直接的な相談というよりは、ぜひ仕事につきたいとか、お金の困っているという相談でした。令和3年、令和2年、コロナが始まってから相談を受けまして、その中で経済的なことで相談を受けまして、実際に一般就労、企業センター等にもつなげた方が28名おります。ですので、たまたま結果として生活保護にならずに一般就労でありますとか、企業センターとかにつながりまして生活保護になっていないということだというふうに想定しております。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 次に、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免の申請要件はコロナ感染による主たる生計維持者の死亡または重篤な傷病を負った世帯、または事業収入の減少額が令和3年度の事業収入の30%以上となっております。町は申請数は令和3年度は五、六件、令和4年度は1件と回答しました。令和4年度現在の申請数はどのようになっていますか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） それでは、私のほうからお答えいたします。

御質問の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免等につきましては、国から令和4年度においても前年と同様の要件を満たした世帯の減免に要した費用を財政支援の対象とする旨の通知があり、当町でも引き続き実施しているところであります。被保険者の皆様には広報いけだ7月号及び町ホームページによる広報を行い、8月末現在で1件の申請をいただいております。

なお、周知徹底を図るため、時期を見て防災無線等での広報を行う予定であります。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 広報とか無線は皆さん聞いておられる方もいるけれども、耳の遠い方は聞こえないし、目がちょっと不自由な方は広報も見られないということで、やはり町は長年の町民の経済状況が分かっておられるので、国保税の減免になるかならないかというのは大体分かると思うんですけども、町のほうから出かけていって申請はどうしますかというふうな、そういう対応はできないでしょうか。

議長（矢口新平君） 副町長。

副町長（小田切 隆君） まず、町の所得の把握の状況なんですけれども、どうしても1年たってから総所得という形で把握するということになってまいりますので、極端な話、1年間の時期がずれてきます。この方がもうコロナで減収になりましたというのは、町として正確な情報をつかむのは次年度の所得が確定するまではなかなかできないということがありますので、予想を立てて町のほうからお伺いして話すというのはなかなか難しい面があるのかなというふうに捉えております。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 国民健康保険というのは事業者、経営者とか、それから農家の方、それからバイトの方とか、そういう方です。そういう方はコロナの減収になっておられる方、もうたくさんおられると思うんです。特に農家の方なんかは原油高騰だとか、肥料の高騰、そういうことで大変苦労されております。

令和4年度、国保減免対象が30%以上の減収という要件ですが、国が厚労省は令和2年度の制度の創設時に3割以上の減収にならなくても財政支援の対象になると判断を示して、令和3年度では自治体の判断で個別の事情に応じて減免することは可能だと回答しております。

また、厚労省は都道府県宛てに減免を行った場合、その費用を特別調整交付金の財政支援の対象にするとし、国保の保険者が減免を実施した場合、保険料の減収分を国が全額補填するとしております。

令和4年度の保険料の減免を行った場合、市町村に3つの基準で国の特別調整交付金を10割、6割、4割の割合で財政支援を行うとしております。減免の対象者に国が方針を出したように、個別に判断して、被保険者の利益になるよう対応をお願いしたいと思いますが、お聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 先ほど、副町長がお答えいただきましたが、実態把握につきましては、時間かかることであります。こちらといたしましては、実態が分かれば、すぐその対応をしているということでは取り組んでいるつもりでありますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 町民の方は大変なときに、一生懸命生活しておられます。町も大体分かると思うんです。この家庭はどうだとか、それでいつも保険料滞納される方もおられるでしょうし、それから滞納ぎみという方もおられます。そういう方に町のほうからお声をかけて、こういう制度がありますけれども、申請しませんかという声かけでも一度できると思うんですけれども、そういう声かけをしていただけないでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 広報していくということでは必要かというふうには感じております。大いに住民の皆さんに周知できるように工夫をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 次に進みます。

子育て世帯生活支援特別給付金の支給は7月で、ひとり親世帯、申請不要の世帯の59世帯、それからひとり親世帯以外の申請不要の世帯が23世帯に対応して家計急変世帯の申請が1件ということでした。9月現在、件数はどのようになっていますか、お聞きいたします。

議長（矢口新平君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 8月末現在になりますけれども、ひとり親以外の家計急変等の申請件数は1件となっております。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 家計急変になって、児童扶養手当受給水準になった方へは申請が必要であることなどを折に触れて、学校とか保育所などで分かりやすい町がチラシをつくって保護者に配付するとかそういうことができないかなと思います。そして6月以降に住民税の申告をした方で申請が必要な世帯には支援給付金を知らない場合がありますので、町は対象世帯の判断ができると思いますので、お知らせして申請期間、令和5年2月末までですので、申請を促すという対応をしていただきたいと思いますのですが、どうでしょう。

議長（矢口新平君） 宮本課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 個別の相談の中で、家計急変が起こっている場合には先ほどと同様で周知しているところがございますが、今後申請の周知につきまして保健センター、学校保育課、課税係と連携してより周知していきたいと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 具体的にどういうふうに、各一人一人届くように、こういう制度がありますというふうに届くようにしていただきたいんですが、どのようにされますか。

議長（矢口新平君） 宮本課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 未申告で6月以降に申告した方については窓口でチラシを配布という形で窓口という形です。

それから、学校保育課については、今後学校保育課とどのようにしていくかというところではありますけれども、年代的に若い方ということもあります。それから、メール配信等何か工夫できることはないかということで協議していきたいということで考えております。

また、保健センターについては、乳幼児健診で来ているお子さん等のお母様方等にそのようなチラシを併せてお渡ししていくというところで協議しているところがございます。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） ありがとうございます。

ぜひ具体的に一人一人に届くような、そういう広報をしていただければと思います。

じゃ、次に進みます。町立美術館の運営について、お聞きいたします。

戦後、文化行政は文部省の社会教育局、現在生涯学習局所管となり、1968年に文化庁が発足し、時代が進むにつれて、地域の町づくりと結びついた文化芸術の振興、暮らしを豊かにする文化的活動が注目されてきました。しかし、その後の経済の落ち込みで、文化予算が削減され、文化行政が下火になっております。しかし、暮らしを営む上で、文化の営みを切り捨てることはできません。特に池田町は歴史的に文化の香りが高い町であると認識されております。町立美術館について町の考えをお聞きいたします。

行財政改革推進委員会の美術館に関する第3次答申が出されましたが、内容について、町長の考えを聞かせてください。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、お答えいたします。

議員が御指摘のように、文化というのは人間の暮らしに不可欠なものだというふうに私も認識しております。

その中で、美術館の問題が浮上しておりますけれども、行革審の答申の対応についての御質問にお答えしたいと思います。

既に、議会、行革審でお答えしてはおりますが、美術館の運営体制は指定管理制度を継続し、創造館と一体化して経費の削減とともに、活性化を図ること、また館自体は縮小せず、現状を維持し、老朽化した電気設備を省エネタイプに更新すること、未完成の作品等展示できない作品については整理をして、保管環境が必要な作品のみにすること等お示したところであります。

美術館は観光誘客の核となる施設であると考えておりますので、最少の経費で最大の効果上がるよう取り組んでまいります。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 今、町長が保管が必要な作品、これはどのような基準で判断していく

んでしょうか。

議長（矢口新平君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 預かった作品につきまして、やはり精査しますと、未完成というものが大分あるようです。あるいはスケッチ等、描く段階以前の準備段階の作品等についても含まれているようでありますので、まだその精査ができておりません。そういったものを仕分けをして、必要な作品のみ保存環境のいい場所に移すということでありますので、御理解いただきたいと思います。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 7月に美術館を担当職員に案内していただいて、見せていただきました。経費削減に向けて、美術館の照明のLED化と、それから収蔵庫の収蔵品を整理して面積を縮小し、空調に係る電気代の削減を図ると説明を受けました。工事にかかる期間、費用、どのぐらいか、お聞きいたします。

議長（矢口新平君） 下條生涯学習課長。

生涯学習課長（下條浩久君） お答えいたします。

企画展示室2部屋では298本の蛍光灯を設置してあります。この部屋を優先して照明のLED化をした場合の工事費、8月に出てきたんですが、1,243万円、税込みの見積りをいただいております。

収蔵庫改修につきましては先ほども出ておりましたが、内壁で仕切るということで空調を効かせる面積を縮小した上で業務用のエアコンを設置、照明をLED化を検討しているというところでございます。

それから、収蔵庫の部屋の内壁工事に約90万円、これも税込み価格ですが、かかるという見積り、それからエアコン設置には約870万円、それから照明のLED化に関しましては122万円と、合計1,082万円かかる見込みの見積りをいただいております、工事期間に関しましては約2か月間を必要という想定であります。

なお、この工事を実施した場合、現在、該当する部屋だけに約300万円かかっている電気料が、年間約120万円減額の180万円になるとの試算をしているところでございます。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 収蔵庫の縮小なんですけれども、令和3年度の成果説明を見ますと、

収蔵品1,975点のうち小島孝子さんの作品が1,191点というふうにあります。それで、完成途中の作品もあったり、スケッチ程度というか、作品にする前のスケッチのような、そういうものもあるというふうに、今お聞きしましたけれども、収蔵庫を縮小するための作品を選ぶ基準だとか、それを判断するのは、どなたが判断するのですか、お聞きいたします。

議長（矢口新平君） 下條課長。

生涯学習課長（下條浩久君） 収蔵庫に収蔵してあります作品に関しましては、以前池田美術協会という団体があるんですが、そこの皆さんに見ていただいて、実際のところ、この作品はこの収蔵庫の空調の効かせないところでも保存は可能だというものを全て見ていただいてあります。ですので、これを実施するということになれば、直ちに空調の効かない部屋も倉庫がありますので、そのようなところに移動が可能であると。それに係る日数も二、三日でできるのではないかとこのように想定しております。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） それと、私がここで聞きたいのは、小島孝子さんの作品がほとんどです。半分以上ですか、1,975点のうち1,191点ですから。これは未完成の作品とかスケッチのような作品は除いていくというふうに言われましたけれども、もう一つ芸術的な観点で見ると、そういう判断はしないのでしょうか。

議長（矢口新平君） 下條課長。

生涯学習課長（下條浩久君） その点につきましては、総合的に判断していただいてありますので、やはり一番空調を効かせる意味というものは、特に絵画、油絵なんですけれども、温度の変化ですとか、湿度の変化というのをなるべく少なくしたいということがありますので、作りかけの作品も全てあそこに入っている状態ですので、そのような作品はもう別の部屋に移したいという予定でございます。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） それから、美術館、企画展を開催している短さ、今の美術館で企画展を開催されている美術家の皆さんは、できるだけ休館をしないようにというふうに求めておられます。議会協議会で出された資料ありましたが、LED化の工事と、それから収蔵庫の改修、それは冬季の休館中に工事をすれば休館は避けられるというようなことを言われたんですが、今あれしますと、2か月どうのこうのという、工事がかかると言われました

が、これは休館しないで工事を進めるということでよろしいのでしょうか。

議長（矢口新平君） 下條課長。

生涯学習課長（下條浩久君） その修繕工事に関わりましては、全てを一気にやるという予定にはならないと思います。まず優先するのは収蔵庫の空調の関係とか、年度を分けてやっていくようなことになってくるかと思いますので、それは冬期間、12月の中旬から2月いっぱいには毎年冬期休館しておりますので、その間に計画的に実施していけるようにしたいと考えております。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 町立美術館は大北地域では本格的な美術館だと思います。それで大北地域の美術家や工芸家など、物づくりに携わる方が多く活動されておりますが、町内外の地域を超えた作品展も開催されております。美術館を他市町村と共同で運営することを可能かと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） ただいまの御質問であります。他町村との共同運営ということでありましてけれども、現状では他町村とほとんど関わりはありません。共同運営するという機運は醸成されておられませんので、現在は考えておりません。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） それから、指定管理で持っていきたいというような町長のお考えでしたけれども、指定管理にする場合は、告知が8月中とか審査が9月中とかというような計画は前出されましたが、来年度はどのようにされるのでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 基本的に休館ということを考えないということで、来年度4月も継続して開館をしていくという基本に立ちますと、いろいろ日程等計算しますと、10月いっぱいの募集がリミットだろうというふうに考えております。

そうということで、これから今、アンケートの整理もしておりますけれども、そんな町民の皆さんの御意見を伺いながら、指定管理の公募に向かって整備をしていきたいというように考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） それからちょっと前の質問になったんですが、大北全体の美術家さんたちは今連絡を取り合って、ぜひ池田町の美術館を継続してくださいというような熱い思いで何人からも声を聞きました。何というんですか、町立美術館というのは池田町にとっては非常に大きいものですが、大北全体から見ると、非常にちょうどいいなというような大きさなので、これから、すぐには多分駄目だと思いますが、そういうような方針でぜひ経営をしていただけないかと思います。

それから最後にちょっと要望があるんですが、今回の補正に出てきております国のコロナの対応交付金、これは庁内のエアコン更新、それからオンライン業務を進めるために備品購入するとか言って、合わせると1,500万円か1,600万円ぐらいになるんですが、今、困窮世帯が非常に増えている中で、直接生活支援になるようなことをぜひ考えていただきたいと思うんです。例えば県内の自治体では山形村、それから川上村、南牧村、青木村などは一時的ではありますが、令和4年度いっぱいまで学校給食を無料にするという方針も出しております。ぜひこういうこともやっていただけないかなと思うんですが、交付金の使い方に対しての見直しというか、そういう考えはないでしょうか。

議長（矢口新平君） 服部議員、質問外ですので、町長、答えられるでしょうか。

町長（鴫 聖章君） 今回につきましては御提案したとおりの使い方ということで、これは感染予防の観点から、空調等の設備につきましては整備をしていくということで御提案しているところでありますので、御理解いただきたいと思います。

議長（矢口新平君） 意見として。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 終わります。

ありがとうございました。

議長（矢口新平君） 以上で服部久子議員の一般質問は終了しました。

この際、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2 時 3 9 分

再開 午後 2時50分

議長（矢口新平君） 休憩を閉じ、再開します。

8番、服部久子議員の一般質問の中で、副町長より意見を求められていますので、許可をします。

小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） 先ほど服部議員の質問の中で、窓口無料化に关します質問ございまして、500円のをゼロにした場合、町に500万円の負担がかかるということの話をしたときに、私のほうでシステム改修が主な費用であるというふうにお答えしました。実際に、私が住民課長していたときは、その当時、そのシステムを改修するにはやはりそのぐらいの金額がかかるということは事実としてあったものですから、その思いで答えさせていただきましたが、今、休憩中に担当者に確認したところ、その当時のシステムはもう違っていますということで、今のシステムを変更する場合にはそんなにお金はかからない。500万円という根拠につきましては、その500円をあくまでゼロにした場合の金額ですということでありましたので、服部議員の数字のほう为正しかったということでもありますので、訂正したいと思います。

横 澤 は ま 君

議長（矢口新平君） 一般質問を続けます。

5番に、4番の横澤はま議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 令和4年度9月の一般質問、4番の横澤はまでございます。

今回は3点お尋ねしたいと思います。

先ほど来からこの課題について、私が申し上げる課題については中山議員の質問を参考にさせていただきながら、ダブるかもしれませんが、御容赦願いたいと思います。

1、日本一の「美しいまち」を目指す甕町政に問うということであります。

まず、リーダーとして魅力あふれる美しい町づくりの集大成についてであります。

議会もあと半年となりました。また2期目の甕町政は任期1年半となりましたけれども、

甕町長が大事にする人が輝き、自然を守る美しい町づくりを推進すると公約を掲げ、残すところ任期1年半となったわけであります。「美しいところには人が集まる。人が集まれば活力が生まれる。活力が生まれると町が活性化する」と述べられ、「判断力、決断力アップ、強いリーダーシップで事業を推進します。池田町は一つ、性別や年齢、地域を超えて心一つの町にします」と明言され、希望あふれる町を目指すスタートされました。

しかしながら、町長の自治政策を主導し、活気ある行動の姿が町民の目には映ってまいりません。財政危機に陥り、新型コロナ感染拡大の中だからこそ、町の暮らしに足を運び、小さな声にも耳を澄ませてほしいものであります。それが心一つの町を生み出すことにつながるのではないのでしょうか。残された任期にリーダーとして自ら取り組み、町の活性化、魅力づくりにどう達成されていかれるのか、町長にお伺いいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

〔町長 甕 聖晃君 登壇〕

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの横澤議員の御質問にお答えいたします。

事前に答弁書が行っているようで、言いたいことは山ほどあるんですが、簡潔にということなので、省略しながら進めてまいります。

魅力ある町づくりについての御質問でありますけれども、さきにお答えしましたように、池田町は非常にポテンシャルが高いというような町だというふうにも外からも見られておりますし、私もそのように感じております。

地域資源が非常に多く、これをどう生かしていくのかというのが課題かなと思いますが、観光関係では、クラフトパークを訪れる人を魅了する景観でありますし、中心となります美術館は夏の企画展では1万3,000人を超す入場者があり、町内外から多くの来訪者が見え、大盛況でありました。また、先日訪問いただいたお客様からは、ハーブの町と先ほどもお答えしましたが、そんな話を聞きました。ハーブについても大変認知度が高くなってきたなというところを感じているところであります。

また、観光資源につきましては、コロナ禍の影響等もあり、来訪者は減少しておりますが、観光事業の活性化ということで観光協会を独立いたしましたし、また、専門的に取り組んでいただくことにより、大いに観光面での活性化も図れるというふうに考えております。

また、製造業では大変製造業の皆さん頑張ってくださいまして、大手の事業所では大型工場の増設が具体化してきており、製造業の活性化と雇用面での増加が期待できるところであります。

商業面では新規にドラッグストアの建設が進められておりますし、このたび、日用雑貨のホームセンターの出店も決まったところであります。本当にくぎ一本買えない町だと大変町民の皆さんから強い要望があったわけではありますが、このたびホームセンターが決まりました大変私も安堵しているところであります。

農業関係では、会染西部圃場の整備が進められておりまして、一部にはブドウ栽培に取り組む農業就業者も確保されました。着々と準備が進められております。また、農業関係では多くの課題を抱えておりますけれども、この圃場整備を機会に活性化を図ってまいりたいというふうに考えております。また、このたびは町内初めてのワイナリーで、3年目にして日本ワインコンクールで金賞、銀賞受賞という快挙を成し遂げました。現在まで池田町産のブドウで金賞を受賞したことがない中、池田町のブドウの品質が高く評価され、後に続くワイン醸造志望者に大いなる希望を感じさせたことと思います。より一層のワインの町づくりを目指してまいります。

庁内では、財政危機をきっかけに、職員一同、歳入増とイメージアップに真剣に取り組み、歳入面では、ふるさと納税寄附金が過去最高となる1億円を突破し、大いに財政に貢献していただきました。町をアピールする面では、初めてふるさとCM大賞でも最優秀賞に輝き、昨年度は知事賞をいただくなど、2年連続で大賞をいただきました。池田町の知名度を大いに上げたものと感じております。

福祉面では、「健康長寿の町づくり」を目指して特定健診の受診率を上げるよう取り組んでおりましたけれども、このたび、全国で受診率第9位となり、厚生労働大臣から感謝状をいただいたところであります。さらに受診率を上げるべく取り組んでまいります。また、社協では、放課後デイサービスの拠点づくりの準備を進めており、長年の要望に応えられるものと考えております。

教育面では15年プランをはじめ、新しい教育大綱により、着々と現場での共有や浸透が図られ、成果を上げてきております。また、GIGAスクール構想もいち早く整備され、教師や生徒に活用が進んでおります。

文化面では、このたび、全国唯一無二の「てるてる坊主のふるさと」として池田町をアピールすべく、テレビ番組の制作に取り組んでおります。大きな地域資源として光を当て、これも池田町の知名度アップにつなげていきたいと考えております。まだまだ上げられるものがあると思いますが、持てるそれぞれそれぞれの地域資源をよりブラッシュアップし、大いに町の活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 町長が今まで苦労された1期目、そして2期目、いよいよ後半になったわけなんですけれども、麩町政一体「美しいまち」とは何でしょうかと、いまだに町民の皆さんからも話を聞きます。

今、町長が述べられたこんなにいいところが池田町あるのに、こんな功績を得るのにというふうな思いが何か今、行財政で隠れてしまっているような、そんな思いがします。

最近ちょっと資料を見ましたら、ちょうど麩町政2期目のリーフレットが出てまいりました。ここにもやはり麩町政の町づくりということで、8つ取組されておりまして。今言われた町長のそのとおりだと思います。1つは、人口減少、少子化にブレーキがかかりますよという、そういう発信であります。そこには空き家対策とか、それから定住・移住、子育て支援を上げられております。まさにこれも大きな課題だと思います。それから気候非常事態の町宣言、これもされました。そして、人生100年の減塩から健康いきいき、そして議会からは食育条例が出まして、ますます健康で迎えられるような老若男女が本当に幸せな町をという、そういうことでまさにスタートしておるわけです。

そして、まだまだ問題が山積はしております。農業振興、あるいは産業の活性化、災害、そんな中での8つを取り上げておりますが、町長、あと残された期間で御自分が掲げられた中でのどのぐらいの達成感を得られておるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 先ほど申し上げましたように、私といたしましては、いろんな分野で大変皆さんの御努力によって、町は私としては活性化しつつあるというふうに認識しております。これをさらに広げていきたいというふうに考えておりますが、まだまだ課題が残されております。それは今回の一般質問で大いにありますけれども、農業問題、また保育園問題、小学校問題もあるでしょう。財政問題もあるでしょう。その辺を残された任期でしっかりと方向づけをしていきたいというのが私の今の当面の課題かなというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 本当に大きな問題残っておりますので、町長、本当に全力疾走でやら

ないと、なかなか目標達成できないと思います。その中でぜひぶれない行政、これを私どもは期待をしたり、また望むというところであります。

次のところにまいりたいと思います。

持続可能な社会に向かって魅力あるまちづくりについてです。

少子化対策について、町は働く場所の確保、住宅の確保、子育て支援の充実、交通のインフラや生活の利便性、住宅地の確保の難しさなどに加え、空き家の増加が大きい課題であると述べておりますが、令和10年には人口9,000人と設定され、20年後には7,000人の可能性とも言われております。将来推計人口によると、特に生産年齢人口（15歳から64歳）が大幅に減る予想となっており、地域経済の減速、働く場や税収の減少が懸念されております。

3月の答弁では、少子化対策の残された施策として子育て環境を整えるなど、支援策を充実させる。将来展望では、住宅の確保に開発可能地域での開発の推進をしていくと答弁されておりますが、小手先の施策では解決できません。この町が魅力を感じ、住みたくくなるような持続可能な社会の実現に向けた環境や経済政策を改めて分析し、その施策を見だし、実行していくことが必要と考えますが、町長の見解をお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問であります。持続可能な地域づくりということではありますが、町の魅力づくりについてはさきの御質問でお答えしましたように、持てる地域資源に磨きをかけ、魅力をさらに高めていくことと考えております。

人口減少につきましては、再三御質問いただいておりますし、重複するかと思いますが、移住・定住の条件として若年層に限りますと、住むところ、働くところ、子育て支援の充実などが大きな要素となっております。働くところ、子育て支援につきましては、何とか対応してきておりますが、住むところにつきましては、住宅、宅地の不足は大きな課題であります。町有地につきましてはほとんど処分し、現在、業者を通して全て宅地として住宅化しております。公共用地の先行取得する必要がなくなったことから、土地開発公社が解散し、同公社がサイドビジネス的に行ってきた直営の住宅造成は行いませんので、現在は空き家対策事業に力点を置いているところであります。

今後につきましては、当町の利点として、半径500メートル内にほとんどのインフラが整備されておりますので、町なかに集約するコンパクトシティー化を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） この今のコンパクトシティー、これは町長が前からそういう願いがあったというふうに私は解釈しております。現実として今、池田町町内、本当にもうお店が閉まってしまって、なかなか商工会の皆さんやそれぞれ御苦労されております。足を運ぶという場所がもうないわけです。極端に言いますと、生活そのもの自体のお店も南のほうに行くというような高齢者は非常に大変であります。その中で、このコンパクトシティーというのを町長、具体的にこんなふうというようなものがお考えであれば、お聞きしたいと思いたすが。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 私は池田町の非常に大きな特徴と考えております。これだけ集中してインフラがそろっているという町はあまりないのではないかなと思いますし、そういう意味では町に人口の集約を行っていくと。確かに現在、空き家等ありますけれども、この空き家も先日業者の皆さんから言わせると、更地にするとすぐ買手がつくというような話も伺いました。なかなか空き家登録していただかないと話が進んでいかないというのが現状でありますので、この辺につきましては大いに持ち主に対しまして空き家登録していただきたいというところで働きかけているところであります。

そんなことで、この半径500メートル以内に、住宅についても、農地もありますけれども、これも住宅地に造成する可能地がかなりまだありますので、その辺も業者の皆さんと話し合いをしながら、開発というところで進んでいきたいというふうに考えております。

地方がこれから生きていくには、どうしてもコンパクト化していかないと、行政効率というのがありますので、この効率を高めるには、やっぱり集中して人の住むエリアを絞っていくということが大事な施策じゃないかなと。これがいいか悪いかはいろんな考えあると思いますが、私はそのコンパクトシティー化を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 今、町長の思いをお聞きしました。

それで、要はやはり住むところ、そして子供が生まれなければ増えないという、こういう施策をコンパクトシティーに関連をして狙いを、やはり重点的に人口が増えないと、この町

も本当に力強く未来の子供たちに託すわけにいかないわけです。そういう施策を、住宅の増設、それから子供をどう増やすかというような、そんなことも考えたコンパクトシティの中で、一つこれは私の願いでもあるし、実行というか守っていただきたい。

というのは、池田町の中には文化が物すごくあります。これは町長御存じだと思います。そういう文化を、文化財、これをどういうふうにして守って、そして魅力ある池田町に、行ってみよう、足を運んでみよう、ああいうところで住みたいなという、本当に例えば1丁目でも2丁目でも古いお宅がございますし、残したい。そして池田町は昔の池田鉄道がありました。映画館、芝居小屋がありました。その中で私はずっと育ってきましたので、何かそういう文化、香りのする町づくりというのも一つ大事なことでないかなと。もう古くなって潰されてしまって、さあ、後々と言っても何も子供たちに語るものはございません。

それから、池田町の美術館のところには北安曇郡歌という郡の歌があります。それも碑があるんです。池田町は昔から、五穀豊穡ではありませんけれども、非常に栄えたそのぐらいの歴史のある、歌にもものるほどであったんです。だけれども、今はどうかというと、本当に想像もつかない、もう衰退をしていく一方であります。それをやはり若い人に伝えていくような、文化の一つの発祥した町をぜひつくっていく必要があるではないかと。それから、養蚕、繭の町、歌に残っているわけです、登波離橋。

そういうことの中で、これからの若い人たちが胸を張って町の文化、こんなことだよ。それから教育の町であります。そういうところの意識をこれからの若い人たちにも伝えていくには守っていかなければいけないというところで、これは私の要望でありますので、ぜひ町長、その辺のところも検討いただければというふうに思っております。

次に、まいりたいと思います。

明るい未来を考える行財政改革についてであります。

行財政改革の答申に対する行政の対応についてです。

行財政改革推進委員会が発足してから1年が経過し、27回の委員会を経て、このほど4回の答申書が提出されました。町の健全財政への道筋をつけるべく精力的に検討され、我が町の安心・安全な豊かな生活の根幹となす健全な行財政改革に真剣に取り組む委員の皆様のお力は大変なことと拝見します。発足当時、山沖会長が、行財政改革には痛みが伴う。痛みだけではなく、町のために明るい未来を考え、議論していきたいと述べられております。しかしながら、行革委員会は町に目標の確実な達成と検証を求めているにもかかわらず、行政の対応が体系的に示されないとして、町長自らの説明を求めたという経過があります。町の前向

きな鋭意の取組をされているのでしょうか。委員会の答申を重視して行財政改革の推進に尽力いただきたいという切なる願いに対し、町長はどう受け止めておられるのか、お聞きいたします。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 行財政改革審に対する対応についての御質問でありますけれども、私からの諮問に対しまして大変多くの時間を費やし、熱心に御議論いただいていることに対しまして、心から敬意を払うものであります。

いただきました答申に対しましては、真摯に受け止め、精査し、実現に向けて取り組む考えでありますが、具現化するに当たりましては、常に町民益を念頭に置き、精査しているところであります。その中で、事柄によっては答申どおりに具現化できないものもあるかと思っておりますが、今後もそのような姿勢で臨んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 「真摯」という言葉は前回もよく聞きました。ちょっと大変痛いところを掘り起こすような話でございますけれども、過ぎたことですが、もう一度振り返ってほしいと思います。

というのは、今、財政の逼迫の責任という問題でございます。財政難の一つの要因とは、予算編成時に財政のコントロールができていなかったと指摘されているわけです。その根拠は当初予算時からの多額の基金繰入れ、これが平成29年1億5,600万円、平成30年は2億4,400万円になっています。それから令和元年は3億3,600万円、令和2年が2億7,300万円、合計しますと、10億900万円予定している。

決算でも、平成30年度、令和元年度には2億円を超える財調からの取崩しを行い、財調を取崩しながら5億3,000万円、そして公共基金取崩しが6億3,000万円、合わせて取崩しが11億6,000万円と聞いております。これは町民の皆さん、本当によく分かっておりません。このような結果を生んだのは、財政調整基金は何にも使える。もちろん貯金として財調頼みの基金運営をしてきたという、そういうふうに捉えておりますが、特定目的基金をしっかりと積むことができない。今までの緊縮予算とは考えられない予算計画を立ててしまったからだと、こういうことも言われております。このような財政のかじ取りを誤ったのは行政をつかさどる経験豊かな理事者はじめ行政の皆さん、これは重大な大変責任だというふうに思っており

ます。第4次までの答申に対し真摯に向き合う姿勢、その後の財政立て直しに本気度が本当に感じられないわけでありませぬ。

ここで副町長にちょっとお尋ねしたいと思ひますが、当時、副町長は平成29年には財政の担当課長でありました。そしてその後、副町長として現在に至っておられ、誠に経験豊かと受け止めておりますが、しかし、この行為過程の中で責任の重要性というものをどのように副町長、考えておりますでしょうか。

議長（矢口新平君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） まずは、その当時の基金の取崩しを振り返ってみますと、これは前にも申し上げましたけれども、当然そのときの大型事業が重なってきまして、一般家庭で言えば、うちを増改築するときには貯金だけでなく、借金もしなければできないということと同じように、そのときも大型事業がございました。ただそこで一番全反省しなければいけないのは、大型事業があるにもかかわらず、ほかの予算につきましても通常型で組んであるということがやはりあるかと思ひますので、そういう面におきましては大型事業があることが分かっているときには、他の通常の予算配分に戻すべきであったということにつきましては、私個人としての思いでありますけれども、恐らく予算に係る全職員がそのような思いでいるのではないかなというふうに思っています。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 私どもはよく財政のことは分かりませんが、その辺のところ、大型事業があった云々というそのところのかじ取りがどうだったのかなと、いまだにちょっと今お話を聞いてみて、納得しかねるちょっとお話だったんですが、これを一つのばねとしてぜひ頑張りたいのが、やはり財政の貯金、これをためていくという、家庭の中で言えば、いわゆるこの貯金は、この貯金あるけれども、でもあれを買いたい、でもこれは我が家の財政は非常に困ると、そういうやはりかじ取り、それは大事だと思うんですが、家庭と同様なんです。だから、池田町の財政がここまで来たということについては、ひとつしっかりと目に置いて、これからどう向かっていくのかという、そういう姿勢かというふうに思っています。

次にまいりたいと思ひますけれども、ハーブガーデンの東側の対応です。

第4次答申で「公共施設の管理運営」の中で、ハーブガーデン東側について、農地の又貸しについて農地法に抵触するおそれがあると指摘されました。ハーブ園は町が地権者から借

りて管理してきましたが、近年、この土地を団体に貸し付けて管理を行わせております。行政としてどうしてこのようになったのか、経過を説明していただきたい。そして行政自ら法律に触れることを行うことは大変問題であります。この間の事務処理を検証すべきであります。また、今後ハーブ園をどのように管理運営していくのか、お聞きいたします。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） ハーブガーデン東の対応ということではありますが、農地法に抵触するおそれがあるとの御指摘でありますけれども、この施設は池田町振興公社の時代からの施設であります。精査いたしましたところ、一部圃場について、グレーと指摘されるような点を確認されました。現在、指定管理者が耕作している圃場、第三者に使用を許可している圃場があります。今後はグレーな状況を解消するため、地権者、実際の耕作者、町とまた県の見解も伺いながら、協議してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） これも先ほどの薄井議員のほうからも出た問題でありますけれども、今グレーという話が出ましたので、これをどのように解消していくのか、その細かい、いつやられるのか、そして具体的などのような管理運営をされていかれるのか、分かればお聞きしたいと思います。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 既にもう検討始まっておりますが、これから耕作者の皆さんと協議をするということで、今年度中には方向性が定まるだろうというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 違和感のないというか、疑問を持たれないようなすっきりした対応をぜひ望みたいと思います。今年度中ということですので、そのまた結果も報告をお願いしたいというふうに思っております。

次にまいりたいと思います。

財政危機対応緊急期間の財政改革の取組についてであります。

行財政改革推進委員の方から次のような指摘がされております。「人件費の大胆な見直し、

補助費などの無駄な洗い出し、経常経費等と投資的経費のバランスの訂正を早急に行うことが肝要、今必要なことは、この期間中は新しい借金をしない、空き土地など町有財産の処分を進める。将来に向けた目的基金を意識的にためるなどの緊急措置です」と述べ、財政構造の根本的な是正こそ財政危機対応緊急の優先課題でないかと指摘されております。

しかし、甕町政の町づくりに静から動へと決意を表されたわけですが、町長の決断力や実践力を発揮する姿勢がはまだ町民に伝わってきておりません。真摯に受け止めた行財政改革の取組をどのように捉え、進められるのか、改めてお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 行革審の答申に対する取組の姿勢についての御質問ですが、さきに御質問でお答えしたとおりであります。答申における未来の点につきましては、議会終了後、精査検討してまいります。その上で方向性を見いだしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） ぜひはっきりと早々をお願いをしたいと思います。その中で私は行革委員会を傍聴していますが、感じましたことは、月2回、3時間以上行われ、山沖会長以下、各委員が本当に財政立て直しに熱心に真剣に意見を語っております。その気持ちの熱さが伝わってきます。しかし、このところ委員会からは、答申しても実行しないなら委員会は必要ではないのではないかとと言われております。先日も、第28回の行財政改革推進委員会が開かれ、補助金について熱い議論が交わされていきました。この状況をぜひ町長、副町長以下はじめ行政の皆さん、聞いていただきたい。

実行するのは、行政の皆さんです。職員の給与削減の話があったことを思い出しますと、モチベーションの話がありましたが、正直、行政の皆さんが発する言葉なのかと情けなさを感じました。もっと発奮し、希望ある豊かな町づくりに尽力してほしいわけです。ですから、答申を受け、実行する町長以下行政の皆さんからは、残念ながらいまだにその熱き気持ちが見えないというわけです。ぜひ、行政改革を実行するには、行革委員会以上にかかる熱きものや意欲、知恵がないと断行できません。今後、答申を真摯に受け止め実行することを切望いたします。

次にまいりたいと思います。

人口減少に向けた町づくり総合プランと財政計画についてであります。

人口減少が加速化する中で、それに備えた町づくりの方向づけを総力を挙げて行うべきである。住民が安心して暮らせ、将来に希望をつなぐことができる町の財政的土台をつくるのが今、財政改革に求められる究極的な課題と言っても過言ではないと、やはり行革委員の方から人口減少に向けたまちづくりの総合プランと財政計画の必要性を求めています。

着実に人口減少が進む中、池田町の将来が憂慮されてなりません。総合計画は経済政策の直接的な課題であるがゆえに、将来の池田町の方向性をどのように描き、住民主役による協働の町づくりをどう進めていくのか。人口減少期に向けた町づくりを描くランドデザインや町づくり総合プランによる、未来につなぐ夢と希望ある安心・安全な町づくりの方向性を町民に示してほしい。また、町の根幹となす財政的な土台づくりに今こそ全力投球で事に当たるべきであります。町の考えをお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 御質問のお答えですが、御指摘のとおり、プランニングは町づくりの重要な要件であります。町では、総合計画を策定しておりますが、5年目を迎え、後期計画策定期間となっております。今月末から実施計画の検討にも入りますし、前期総合計画の検証結果も踏まえ、御指摘の要件を反映できるように組み立ててまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 今の町長のお答えに対して、こういうことでぜひお願いしたいと思っております。

第4次答申が8月に提出されました。ここで示されている内容については、少子高齢化が進む中での公共施設、そしてインフラの老朽化等に対応した財政需要の増加が見込まれることを踏まえ、公共施設全体について身の丈に合った規模にするとともに、各市設置間の連携を図り、役割や必要性を吟味し、ランドビジョン、いわゆる将来構造を検討する必要があると述べております。それに伴う早急な町づくりの総合プランを示すべきでありまして、今の町長がこれから早急に始めるという話ではありますが、机上の論理ではなく、実ある中での町民と共に進めていくことが私は大事だというふうに思っております。

答申の中でも、保育園、小学校の統合の問題、シェアスペース、そしてハープセンター、ハープガーデン、創造館等々社会教育関係施設に係る課題等対応が示されておりますので、どうか、地域の声を聞き入れながら進めてほしい、そのようなこれからのかじ取りを、方向性

を持っていただきたいと思います。

もう一度町長の決意というか、お言葉をいただきたいと思います。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） さきの御質問にお答えしましたが、あくまでも基準となるのは町民益ということになりますし、町のためにということになりますので、その基準を持って行革審のその答申を精査をしてみたいというふうには考えております。実行できるものと実行できないものがあるかと思いますが、それは行政としての方向とお取りいただけたらと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） ぜひ、お願いしたいと思います。

次にまいります。

次代を担う子供の心と体の豊かな成長を願ってということで、まず、早寝早起き朝御飯、体験の風を起こそう運動の推進についてであります。

町は昨年、食育条例が制定され、それに沿った第2次食育推進計画を策定し、生活リズム、生活習慣、朝食、体験活動、食文化、食の循環と環境など、基本目標を掲げ、施策が展開されております。特にその中でも、成長期の子供の朝食欠食が問題で、平成28年より令和3年は欠食が増加しているという実態であります。町は朝食欠食は学力低下や活動低下につながることから、バランスよい朝食を取る習慣の必要性を指摘しております。

昨年3月に、早寝早起き朝ごはん全国協議会が早寝早起き朝御飯の効果に関する調査研究の結果報告を公表しました。最近、子供の貧困が社会問題となっておりますが、この調査報告によりますと、子供の頃からの家庭の経済状況に関わらず、規則正しい生活習慣、早寝早起き朝御飯の実践をはじめ、規則正しい生活習慣に関する親からのしつけや様々な体験活動の取組状況、さらに体験活動の質が大人になった現在の資質、能力、いわゆる自尊心、あるいはへこたれない、頑張ると、そういう大いに関係していることが報告されております。

また、脳科学においても、脳の発達にとって、早寝早起き朝御飯が大切であることが立証されております。2006年4月からこの早寝早起き朝ごはん運動が、また2010年から体験の風をおこそう運動が国民運動として展開されているところであり、この報告から今まさに各地域の大人が家庭や学校と連携し、地域の子供は地域で育てるとの意識を持って、子供たちが

規則正しい生活習慣を身につけ、多様な活動が体験できるよう発達段階に即した様々な活動の場や機会の充実に取り組むことが望まれております。

このように、早寝早起き朝御飯という規則正しい生活や体験活動の資質、能力、いわゆる「よく遊びっぷり、付き合いっぷり、食べっぷり」と言いますが、これを高めるために、教育の立場から施策の展開はどのように考え、進められているのか、お聞きします。

なお、資料を2枚提示させていただきますので、その点のことも御覧いただいております。

あわせて、申し訳ありません。その下のところですが、学校と地域、家庭をつなぐ活性化の役割をする学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）への移動を目指した取組が始まりました。こういった今の問題について、次世代を担う子供の心身共に豊かな成長を願った様々な活動を推進していくために、このCSの役割大きいと思います。どう取り組んでいけるのか、併せてお答えいただきたいと思います。

議長（矢口新平君） 山崎教育長。

教育長（山崎 晃君） 資料を見せていただきました。子供の頃の生活習慣が大人につながっているということを改めて思わせていただいたとともに、体験活動の重要性を改めて感じさせていただいたところであります。

御指摘のとおり、早寝早起き朝御飯に象徴される規則正しい生活習慣や豊かな体験活動が子供たちの健全な成長に大きな役割を果たしているということは十分理解をしております。保育園や小・中学校においても、池田町食育計画に記載されているような施策を具体的に進めているところであります。生活習慣づくりについては子供が小さい頃は特に保護者の力添えが不可欠で食育月間や毎月の食育の日にはメール等を使った啓発活動を行ったり、保育園では早寝早起きにつながる前夜の生活リズムへの働きかけについて、周知を図ったりしております。

小・中学校では、生活アンケートを基に、自分の生活を見直しながら、食習慣や睡眠の大切さについて学んだり、家庭科の学習として食生活と栄養について学んだりしております。大切なことは、子供たちが自らそのような生活リズムをつくらうとする意識を持つことで、知識として理解するとともに、実感としてその大切さやよさを自覚できるように進めているところであります。

また、豊かな体験活動については、人とつながること、様々な物や事と関わることを意識して、ふだんの授業も含めて、多岐にわたる体験活動を仕組んでいます。運動会や音楽会、

文化祭といった大きな学校行事をはじめ、生活科や総合的な学習の時間等での活動、児童会や生徒会活動等、様々な学習が展開されております。

ただ、単に体験させる、経験させるという活動をという立場から、子供たちの主体性を持った活動へシフトしているということは以前との大きな相違点であります。子供たちが自ら考え、自ら動く中での発見や気持ちの変化を大切にしようと考えております。

さらに、教育委員会として横澤議員や松野議員にも御協力いただいている土曜ふるさとクラブを開設したり、ふるさとチャレンジ倶楽部や大かえで倶楽部を行ったりと多様な体験プログラムを用意しているところであります。

今後とも、子供たちの豊かな体験活動を推進してまいりたいと思っております。

あわせて、コミュニティ・スクールのことも質問受けましたので、続けて答えさせていただきます。

今年度から文部科学省型のコミュニティ・スクールづくりを推進していることについては、6月議会の一般質問で答弁をさせていただきました。現在各地域のコーディネーターを中心に学校からの要望を受け、例えば中学校では地域の方の協力を得て、家庭科や技術科の授業の補助にあっていただくといった新たな取組が始まっており、これは新聞でも紹介をされております。文科省型のコミュニティ・スクールでは、地域とともにある学校づくりに加え、学校を核とした地域づくりを目的とした地域学校共同活動を進め、学校と地域が双方向的に協議し合い、よりよい学校づくりと同時に、よりよい地域づくりを図っていこうとしているところであります。

学校のための活動という視点だけでなく、地域のための活動といった視点からもどんなことができるのか、試行錯誤を重ねてまいりたいと思っているところであります。

近隣には、コミュニティ・スクールを先進的に取り組んでいる地域もありますので、その取組にも学びながら、池田町としての取組を一步ずつ進めていきたいと考えているところであります。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） まさに教育長の長い教育の道に歩まれた、本当に私たちに訴えるといえますか、大人が考えなければいけない、そういう課題を指摘していただき、本当にこれから教育長を中心とした期待をしております。

その中に地域がどうそれを支えるかという、今コミュニティ・スクール、そういう進めていく中で、私たち大人が子供に経験やそして話や生き方、そういうことをどう伝えていくのかというのが、これは私たち大人の責任だと思えます。その中でぜひ教育長に私たちにも、学校現場の問題とか、そういう地域の人たちにも話をする場をぜひつくっていただきたい。そして教育が随分変わりました。私の頃と、もう15年以上にもなります。その中にどうこれから子供たちがこういうことを課題を抱え、そして問題として、そしてしっかりと生きていくという、そういうことを教育長の経験をぜひ町に話をする機会を大いに持っていただきたいと、そんなふうに思ひまして、お願いしたいと思えます。

それでは、次にまいりたいと思えます。

最後になりますけれども、学校における子供の居場所づくりになります。

文科省の不登校に関する報告書がまとめられました。近年、数において過去最高を更新し続ける不登校の児童・生徒の今後の学習機会の確保、支援の在り方について提案しています。

支援として、学習指導や相談支援をするための校内教育支援センターの設置を求める有識者会議報告書を受け、全国都道府県教育委員会などに通知したと聞いております。通知では、学校内の居場所づくりを掲げ、不登校の兆候が見られる児童・生徒を対象に、校内で安心して心を落ち着ける場所の設置について検討するよう求めたものと聞きます。また、支援ニーズの把握に1人1台端末の活用を示したほか、学校復帰のみにとらわれない指導が必要だとしております。

当町の学校現場の現状と状況と課題は何か、また学校内の居場所づくりは今後どのように考えられていますか、お聞きいたします。

議長（矢口新平君） 教育長。

教育長（山崎 晃君） 担当課長のほうから説明させていただきます。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

今年6月に、文部科学省より不登校に関する調査研究協力者会議報告書が示されました。

議員がおっしゃるとおり、直近のデータであります。令和2年度問題行動等調査の結果によりますと、全国の小・中・高等学校等における不登校児童・生徒数は過去最多となっており、当町におきましても現在、不登校対策は学校教育委員会が取り組まなければならない大きな課題の一つとなってきております。

当町のこの数年の不登校児童・生徒数の推移は、3校合計で毎年約25名程度の一定数で推

移しており、学校、教育委員会では、毎月行われる学校長、園長の月例会議において、年間30日を超える欠席児童・生徒をはじめ、不登校傾向、あるいは不適應児童・生徒について情報共有を図っております。不登校問題解決に向けては学校が中心となり、不登校児童・生徒、それぞれの状況を確認し、その子供の状況に合った指導を保護者の方とも協力して行う必要があると考えております。

不登校の中には、学校には行けるが教室には入りづらい児童・生徒や、一旦不登校になったものの学校に戻りたいと思っている児童・生徒も存在し、学校での居場所として校内の別室を利用した指導支援が有効な場合があると考えられます。

現在、学校での居場所につきましては、会染小学校には以前より「ほっとルーム」と呼ばれる教室があり、高瀬中学校には「学習相談室」と呼ばれる生徒の居場所が設置され、それぞれ職員が指導に当たっております。また、池田小学校につきましても、今年度相談室を設置し、週2回の半日ではありますが、県費による子供と親の相談員による活動を会染小学校と共同で実施をしております。

学校、教育委員会は連携し、今後も児童・生徒の学校内の居場所づくりに取り組みますし、校外における居場所につきましても、フリースクール等の利用場所をできるだけ充実させる方法を課題として研究してまいりたいと考えます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 今、るる説明いただきまして、大体子供たちの傾向、25名いるということであります。

その中で、今答弁された中で一番やはり私、大事なことは、これは学校が中心となるということであります。そこに不登校の児童・生徒、それぞれの状況を確認した中で、さらに指導の先生、そして保護者の方と協力し合うという、これがやはり今の答弁の中では非常に大事な事かなというふうに思います。妙に先走っていくということは危険であります。ぜひ学校を中心としたというこの核をぜひ守っていただいて、そしてまたあるいは地域にも何か協力ができるものがあれば私たちも支援していきたいという、そういう構えでありますので、ここをぜひ、教育の町であります。そういう中で心のある温まる子供たちの接し方、教育をぜひお願いしたいというふうに思っております。

最後に、昨日新聞に出ておりました。これは社協の関係でありますけれども、子供の第3

の居場所がデイサービスの「さくら」というところに考えを持っているということも一つ着実に進んできているなど、ようやくこういう子供さんたちをフォローしていこうかという、これも一つの案かなということで大変注視しながら、子供たちが、とにかく池田町でよかった、こういう子供たちに育てたいと私たち地域も思っておりますので、ぜひこれから臨んでいただければというふうに思います。

これで、私の質問を終わります。

議長（矢口新平君） 以上で、4番、横澤はま議員の一般質問は終了しました。

散会の宣告

議長（矢口新平君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 3時49分

令和 4 年 9 月 定例 町 議 会

(第 4 号)

令和4年9月池田町議会定例会

議事日程(第4号)

令和4年9月9日(金曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	松野亮子君	2番	大 二 美秋君
3番	中山 眞君	4番	横澤はま君
5番	矢口 稔君	6番	大出美晴君
7番	薄井孝彦君	8番	服部久子君
9番	和澤忠志君	11番	倉科栄司君
12番	矢口新平君		

欠席議員(1名)

10番 那須博天君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	麩 聖章君	副町長	小田切 隆君
教育長	山崎 晃君	総務課長	宮澤 達君
健康福祉課長	宮本瑞枝君	振興課長	大澤 孔君
会計管理者兼 会計課長	丸山光一君	学校保育課長	寺嶋 秀徳君
生涯学習課長	下條 浩久君	総務課長補佐 兼総務係長	井口 博貴君
監査委員	吉澤 暢章君		

事務局職員出席者

事務局長 山岸 寛 君 事務局書記 矢口 富代 君

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（矢口新平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議に入る前にお願い申し上げます。

発言される際は、できるだけマイクに向かってお話いただきますようお願い申し上げます。

一般質問

議長（矢口新平君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

大出美晴君

議長（矢口新平君） 6番に、6番の大出美晴議員。

大出議員。

〔6番 大出美晴君 登壇〕

6番（大出美晴君） おはようございます。6番、大出美晴です。

9月議会一般質問を行います。よろしく願いいたします。

行財政改革委員会の答申について町長の考えをお聞きするということをお願いをいたします。

行改革委員会の答申について。

行改革委員会の答申は、今までに4回行われました。健全財政を目指して財政立て直しに多くの提言がなされています。答申は、実施して意味をなしますが、実施しなければ何の意味もなされないわけでありまして。答申を実施すべく町の考えをお聞きます。

なお、今回の質問は多くの答申の中の一部であります。

最初に、庁舎等について。庁舎は建築から50年経過し、老朽化が進み、近い将来建て替えが必要なると思います。行革の答申では、早急に庁舎の建設計画に関する検討を開始し、特定目的基金を造成し、目標額、期限を明示した上で、計画的に積み立てることを答申していますが、町長のお考えをお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 麩町長。

〔町長 麩 聖章君 登壇〕

町長（麩 聖章君） おはようございます。

一般質問2日目、御苦労さまでございます。

それでは、ただいまの大井美晴議員の御質問にお答えをしたいと思います。

庁舎建て替えのための特定基金の設置をとの御質問であります。現在、公共施設等整備基金が設置されており、全ての公共施設の改修、新築等に対応するため積み立てられているものであります。庁舎だけ特定して枠取りしますと、他の施設につきましては、どのようにするのかという問題が出てまいります。町としましては、庁舎建て替えは最優先課題とは考えておりませんので、公共施設全般にわたって対応できるよう特別枠は設ける考えはありませんので御理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（矢口新平君） 大出議員。

〔6番 大出美晴君 登壇〕

6番（大出美晴君） 答申では、庁舎等について問題点として、庁舎については、老朽化、建築から50年が経過が進み、外壁の亀裂や雨漏りなどの問題が生じており、近い将来、建て替えが必要である。

2として、厳しい財政状況の中、庁舎職員駐車場は個人等から借り入れた土地にあり、相応の借料を支払っているにもかかわらず、職員駐車場に関しては、無料で駐車できることとしている。これはまたあとであれしますけれども、対応策として、老朽化や借地の改装など観点から、早急に庁舎の建て替え計画に関する検討を開始し、特定目的基金を新たに造成して、目的額、期限を明示した上で、計画的に建て替えを行うというような対応策も出ているわけで、先ほど町長が優先課題としないと言っていますけれども、私が聞いているのは、行財政改革委員会において、答申が出されたことについて、お聞きしているわけですので、その中で、庁舎について、昨日、同僚議員から質問があったときに20年先に考えるというような考えで、あるいは建てるというような形で答えたと思うんですけれども、それまでにど

ういうふうにしたらいいかということを行財政改革委員会では答申しているわけですので、その点について、町長のお考えをお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ただいまお答えいたしましたとおり、庁舎だけ特定いたしますと、じゃ、他の施設はどうするのかという問題が生じてまいりますので、特定枠という形で庁舎だけの基金の積立てということは行わないということで答弁させていただきました。

そういうことで、広く公共施設に対応していかなければなりませんので、そういう意味で、一般的に融通の利く基金としての積立てを行っていくということでありますので、よろしくお願いします。

議長（矢口新平君） 大出議員。

〔6番 大出美晴君 登壇〕

6番（大出美晴君） それぞれ大事な公共施設ではあるというふうに想像はしますけれども、それをそれぞれ、今からどういうふうにするのかということを考えていかないと、昨日のその20年後という答弁へたどり着かないと私は思うんです。今からやっていかないと、急には想像できないと私は考えます。その点について、町長はどういうふうに考えますか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 公共施設の改修、改築につきましては、公共施設個別計画というのが立てられております。それに基づきまして今、進めておりますが、昨日、答弁いたしましたように、改修時期というのが今定められております。その時期になって、どの程度の改修が必要かというのは、その時期精査をして、判断をしていくということでありまして、今から幾らかかるといえることは言えないかと思えます。

庁舎に関して言いますと、令和15年に大改修ということですが、どのくらい費用がかかるのかは、その時点になって検討するということになりませんが、そのようにして令和35年をめどに建て替えるという、そういう計画になっておりますので、それに基づいて今進めていくということでございます。

以上です。

議長（矢口新平君） 大出議員。

〔6番 大出美晴君 登壇〕

6番（大出美晴君） 私にはちょっと想像がつかないんですけれども、令和15年、そしてまた令和35年という区切りは、それは机上の上ではつくかもしれませんが、実際に、何

かこの間も庁舎、大きな雨漏りがしたというような話も聞いています。確かに、外壁の塗装をすれば、一時的に難を逃れるかもしれませんが、根本的なところは全然解決していないような気がします。根本的に解決するには、どうしても建て替えが私は必要ではないかと、行革委員会の答申と私は同じような考えでいます。

令和15年に大改修といいますけれども、じゃ、そこで何億円かかりますかということ想像できないと町長は言いますが、そういう面で、私は想像してもいいんじゃないかというふうに思います。そこを想像しないと、令和35年に、じゃ、どっからお金が出てくるのかということになります。今からやって、初めて国とか県の何かの補助金に当たるというようなことにつながるわけですので、昔、議員研修であちこちの市町村回ってみましたけれども、その中で、やはり何かをしようということ計画して、ずっとでも金がないと、でも計画はこのまま続けようということやっていたところが、うまい具合に国のそういう、それに合うような補助金が出てきたというような例もあるわけですので、今から考えないとそのとき、二、三年前になって、さてやるぞといっても、何もできないような私は気がします。想像が私はそういう点ではできません。

令和15年に大改修と言いますが、そこで何億円使うのかと。じゃ、そこで何億円使うよりかは、もっと前倒しして、新庁舎を考えたほうが、効率いいし、價格的にも結果的にランニングコストと言えるかどうか分かりませんが、そういうものが安く済むというような私は気がしますけれども、町長のお考えを聞きます。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 先ほどからお答えしていますように、公共施設全般についての基金の積立てというのをやっているわけでありまして。そういうことで、シミュレーションでもお示しましたように、財政調整基金は、5億円程度で収めていくと。そのほかの余剰金については公共施設に回していくということで今、計画しておりまして、令和3年度につきましては、4億円の基金を公共施設等整備基金に積み立てたところでありまして。

そういうことで、そのときになってゼロという発想は全然ございません。今から公共施設整備基金を毎年のごとく積立ていくということで、ある程度の基金は用意していくということですので、御理解いただきたいと思っております。

議長（矢口新平君） 大出議員。

〔6番 大出美晴君 登壇〕

6番（大出美晴君） 積み立てているのはいいんですけれども、目的基金として、今、町長

が言われたように、積み立てて継続して積み立てると、それが私は、正解だと思いますが、限度額を決めるんでなくて、それに向けた目的基金として、それ以上というような考え方もできるのではないかなというふうに思います。じゃ、20億円なら、20億円、それでも足りないと思いますけれども、どっちみち基金を積み立てても最終的な補助金とかそういうのが出てこなければ、結局どこかを削ると。今までずっとそういうようなことをやらざるを得なかったというようなことが続いていると思います。

私ももう議員やって12年目になりますけれども、その間にいろんなものを造ってきていますけれども、そういう中で、一番近々では、多目的ホールのかえで、これについてもなかなか予算額の中に収まらなかったというようなこともあります。以上があって絶対いけないとは言えないと思いますので、基金だとか、積立てについては、かなりそれ以上のものを積み立てていく必要があるのではないかと私は思います。最後にその考え方をお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 何回もお答えをしておりますけれども、公共施設等整備基金全体を積み立てていくと、もうこれが今、基金の積立ての中心となっているということでもありますので、余剰金については、公共施設に回していくということでもあります。どのくらいの額になるかは分かりませんが、毎年、毎年、これ積立てが可能となっていくことだろうというふうには私考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 大出議員。

〔6番 大出美晴君 登壇〕

6番（大出美晴君） これは何度言っても堂々巡りになりますので、これ以上は言いませんけれども、やっぱり想像して、それなりの金額を考えて、それに向けて20年先、30年先というようなことを考えていったほうが私はいいと思います。

これについては以上とします。

続いて、職員駐車場について。

現在、職員駐車場は、年間約121万円を支払い借地です。約40台が使用されています。厳しい財政状況の中、答申では、契約更新時、令和8年度の末には、原則として当該借地を返還する。

なお、契約更新までの期間は使用料として職員から応分の負担を求めると提言しています。

町長の考えをお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 職員駐車場についての御質問ですありますが、過日、行改審から答申をいただきましたので、今後精査の上、方針を定めてまいりたいと考えております。今年度中には方向づけをしたいなというふうには思っております。

以上です。

議長（矢口新平君） 大出議員。

〔6番 大出美晴君 登壇〕

6番（大出美晴君） 先ほど行改審の答申の中で、問題点を言いましたけれども、対応策として借地である職員駐車場については、契約更新時、令和8年の末には、原則として当該借地を返還するとともに、健康増進や環境対策の観点から近隣に居住している職員については、基本的に徒歩、自転車での通勤とする方針を示した上で、車通勤の職員に関しては、近隣の町駐車場を利用するなどの対応策を検討する。

なお、契約更新までの期間は使用料として職員から応分の負担を求めるというふうに多分答申は出ていると思います。検討をするということですので、ぜひ、前向きにやっていただきたいと思います。特に、食育とかそういうこともあります。健康増進にはやはり歩く、走るということが大事ですので、通勤にそういう徒歩ということもいいのではないかなというふうに思います。

ちなみに町長は、徒歩通勤でしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 私はもう当然、徒歩で通勤しておりますので、よろしく申し上げます。

議長（矢口新平君） 大出議員。

〔6番 大出美晴君 登壇〕

6番（大出美晴君） やはり、首長たる町長が率先してそういうことをやっているということですので、ぜひ、前向きに考えて、みんな職員たちにもそういうことを呼びかけていただきたいというふうに思います。

続いて、保育園について。

保育園については、池田保育園へ統合、4億円程度。会染保育園の現在、建て替え7億円程度の2案が出ていますが、令和2年、令和3年の出生率が30人を下回り、急速に少子化が進む中、七、八年後は、現在の6割程度、令和10年には、114人と委員会では推計しています。保育園児数の動向を見極め、10年後ぐらいに改めて保育園の再編について検討し、会染

保育園の建物については、園児の安全な保育環境のため、1億円程度の改修を行う。各地区の子育てに関わる中核的施設であるので、存続できるよう、子育て支援の強化、少子化対策を講じることと答申しています。町長の考えをお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 会染保育園についての御質問ですけれども、この件につきましても、行改審から提言をいただきましたので、町民の皆様の意見等も聞く中で、令和5年度中に結論を出したいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 大出議員。

〔6番 大出美晴君 登壇〕

6番（大出美晴君） 建て替えるのか、統合するのか、いずれにしても子供たちの出生率、要はどれだけの園児を収容できるのかということ。昨日も町長は、コンパクトシティと言っていましたけれども、要は、そのコンパクトシティの中で、いろんな建物にしても、いろいろとコンパクトにして、使いやすさとか、そういうものを追求できるような気がします。予算的にも軽減できるような気がします。

今現在の池田保育園については、これから先、長く使用すると思いますけれども、会染保育園については、いろいろな意見があって、検討材料の中に入っていると思いますけれども、そういう小さな保育園というのも視野の中に入れてはどうかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 先ほどお答えしましたとおり、いろんな御意見がありますので、参考にしながらというよりも、アンケートを1度取っております。この回答等もまた参考になるんじゃないかと思っておりますので、いずれにいたしましても町民の皆様の御意見を伺いながら、方針を定めてまいりたいというところで考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 大出議員。

〔6番 大出美晴君 登壇〕

6番（大出美晴君） ぜひ、いい方向にお願いをいたします。

続いて、6月は私の事情で一般質問をお願いしていたわけですけれども、できなくて、今回、ちょっと併せてお聞きしたいと思っています。今回は、時たま行改審のほうで、答申が

あった中にもこのことが触れてありましたので、一緒に質問をさせていただきたいと思いません。

町所有の施設、土地について。

旧池田北保育園、旧広津小学校など、使用計画のない遊休財産が散見されるとしている。また、交流センターかえで東側スペースについては、社会資本総合整備事業に伴って、商業エリアとして町が購入したものの、何らの活用策も示されず、放置されたままとなっている。このことについて、遊休財産は早急に売却、貸付けを行う必要がある。若者向け住宅も今、案の一つとしています。かえで東側のスペースについては、町なかの活性化のために、活用策を検討する必要があると答申しています。このことについて、町長の考えをお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） その活用されていない町有地についての御質問ですが、まず、交流センター東のエリアは商業用地として整備された用地であります。町では、活用について、いろいろな引き合いがあり、また意見があったりして、延び延びになっておりましたが、目的に沿った使い方をすべきであると考えておりますので、近々商業用地として公募する予定としております。

その他の用地につきましても、いろんな引き合い等の意見がありますので、これも早急にどんな方向づけをするか考えてまいりたいというふうに考えておりますし、広津の旧小学校につきましても、これは解体ということになっておりますので、これはちょっと、費用の面もありますので、予算を見て、その時期を見て解体をするということと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 大出議員。

〔6番 大出美晴君 登壇〕

6番（大出美晴君） 商業エリアについては、6月のときに質問の中で、紙ベースだけでしたけれども、上原跡地についてということで、回答を見ると、今現在交渉中というような形で書いてありました。結果的に、そこにコメリという会社が進出するということが決定したという形で、いい形になったのかなというふうに思います。

いろんな引き合いが多分あるとは思いますが、町として、どのような形といいますか、店なのかといいますか、当然みんな店なんですけれども、ホームセンターはこれで来てしまいますので、それからツルヤもあるしというふうなことを考えて、今、池田町の

町内に必要な店ってどんな店なんだろうということを町長は想像をしていますでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） どんな店をということでありまして、なかなかこういったという方向を考えるのはむずかしいんですが、いずれにいたしましても、これは商業用地として取得した土地でありますので、何らかの形で商業に関わる事業所の誘致をしたいといふうには考えております。

ちょっと今までの中では、動物病院、そんなような話もありましたので、どんなふうにするか、公募をしてみないと全くこれは分からないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 大出議員。

〔 6 番 大出美晴君 登壇 〕

6 番（大出美晴君） 動物病院が商業施設なのかちょっと分かりませんが、いずれにしても、回りからいろいろ私も聞いています。1 つについては、野菜の直売所が池田町にはないと、仮といいますが、しっかりとしたそういうものがないというような、あるじゃないかと私も言うんですけれども、他地区に比べたらしっかりとしたそういうものがないというような意見も出ていました。ですので、やっぱり食べ物を扱うところ、幾つあってもいいし、例えば、ツルヤまでは、要は、スペースゼロではなくて、にぎわいのところもそういった買物弱者のために造られたはずです。

ですので、やっぱり町内にそういうようなちょっとした食べ物を扱うところとか、そういうところ、買物弱者を中心としてまだまだそういう人たちの需要というものはあると思いますので、そんなようなところを中心として考えていただければありがたいかなというふうに思います。これについて答えを求めての多分、いろいろとまた検討するという話になるので、私の思いだけ伝えて、ここについては終わりといいたします。

すみません。もう一つ聞くの忘れていました。戻りまして、旧広津小学校のところを解体というふうなことを今聞きました。解体した後どうするのかと。というのは、あそこに柵があるんですけども、今から何年前か、周りでいろんな作物を作っているところがありまして、その柵から穴が空いていて、鹿とかイノシシとか、そういうものがどうも住んでいるのか、そこを通り道にしているのか、そういうところがあって、作物がうまくできないというような広津の声も何年前かは聞きました。その後は、もう作らないというような方向で生産者はいますので、そういうところも含めて、解体した後はどういうふうにするのか、お聞

きします。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） あの地域は、地滑り地帯でありますので、解体して構造物を造るとい
うのはちょっと無理があるかなと思います。どんな形にするかはまた考えなくてはいい
かと思いますが、いずれにせよ、非常に奥でもありますし、あそこを農業用地として活用
してくれるような人がいれば、それはそれでまた検討できるかなというふうには考えており
ます。

以上です。

議長（矢口新平君） 大出議員。

〔 6 番 大出美晴君 登壇 〕

6 番（大出美晴君） 農業用地としても、結局は獣被害とかそういうようなものが、そう
いうことを解決しないと、解決できないと思いますけれど、そういった獣対策もしてい
かないといけなないので、結構、電柵も含めて、結構なお金がかかると思います。やる
なら本腰を入れてやらなければいけないと思いますし、やるに当たっては、どんな作物
を優先してやるのかということも考えていけなれないと思いますし、いろんな課題があ
ると思っていますので、また慎重にお願いをいたします。

続いて、会染西部地区圃場整備非農用地についてということをお願いをいたします。

会染西部地区圃場整備創設非農用地に関わる活用策については、多額の費用を伴う計
画を示しながら、いまだ町内の合意が得られていない状況にある。このことについて、
将来にわたり、持続可能な活用という観点から、町づくりに資する有効なプランを策
定し、議会、町民の合意を得る必要があるとした答申が出ています。

また、あくまでも会染西部地区圃場整備は、担い手不足の解消と農地の集約化を
図るための先駆的な事業と私は捉えています。町長が農業政策について具体的な考
えを示し、その中で非農用地の活用プランをお聞きします。また、どのよう
な方法で非農用地の計画策定をするのかもお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 会染西部圃場非農用地の活用についての御質問でありま
すけれども、一度町から、構想の提案いたしました。町民の皆様から、様々な御
意見をいただき、参考にしながら検討を重ねているところであります。その後さら
に御意見をいただいておりますが、どのような方向づけをするのか、今年度中
には結論を出したいというふうには考えており

ます。

以上です。

議長（矢口新平君） 大出議員。

〔6番 大出美晴君 登壇〕

6番（大出美晴君） 非農用地にどれだけの予算を投じるのか、今のところは多分、想定されていないと思いますけれども、今年度中、3月いっぱいまでにどういう方向にするのかということで動いているということですから、多分、あれだけの2町歩もあるところをどういうふうにするかということは、簡単に考えられないと、私は思っています。

私のうちからすぐ南に見える土捨場みたいな形で山になったところ、それを想像するに、広い、何と申しますか、庭みたいになって、2町歩のところをそれだけ広く何も無い状態になって、そこに何か遊具という話も出ていますが、それだけで全体を利用できるというふうには、私は思いません。ですので、相当な集中した議論がないとあそこはうまく整備できないのではないかと私は危惧しています。

それからまた、ここの質問の中にありますけれども、これは質問ではありませんけれども、西部圃場については、本当に担い手不足を解消するための集約をした農地だと私は考えております。結果的に水田だったり、ブドウを中心とすると思いますけれども、果樹だったり、それから園芸作物の場所だったりしています。それが、本当に今の状態、今まだ十日市のお宮の西側のところを整備している最中ですが、本当に今の状態でいいのかどうかということも含めて、もう一度検討をお願いしたいんですけれども。

というのは、どういうことかと言うと、担い手が今はいます。結果的に園芸のところは、米作以外のものを作れば園芸になるというような感覚で大豆だとか、麦も含めるかな、よく分かりませんが、そういうものも作ってあげればいいのかというような感覚にしか私には見えません。本当にそこでいろんな園芸、あるいは果樹をしていくんだということ。それからそれに向けた担い手がどれだけいるのかということについては私は危惧しますが、町の考え方をお聞きいたします。

〔「質問じゃありませんでしたよ」と呼ぶ者あり〕

議長（矢口新平君） 大出議員。

〔6番 大出美晴君 登壇〕

6番（大出美晴君） じゃ、質問を変えます。

担い手の不足の解消と農地の集約を図るための先駆的事業という、私はそういうふうに捉

えていると書いてありますので、その点について、それが正しいのかどうかお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） これは、池田町の農業全般に関わることとして、私は捉えております。担い手不足は深刻な状況でありますので、そのために、農業振興協議会を立ち上げまして、今後、どのような体制にしていくのか、その中での、会染西部圃場の位置づけもされてくるだろうと思います。今、担い手がそろってきておりますので、会染西部圃場については、これで、順調に稼働していくんじゃないかというふうには考えておりますが、それでも不安要素はありますので、しっかりとした体制を構築したいというふうには考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 大出議員。

〔 6 番 大出美晴君 登壇 〕

6 番（大出美晴君） そういう中で、非農用地の計画というものをどういうふうにしていくのかということをお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 非農用地については、これ会染西部圃場とは別でありますので、全く農業ができない地域ということであります。そこで、一度提案をさせていただきましたけれども、いろんな御意見いただきましたので、今、その修正、あるいはまた新たな提案も追加しながら、検討を重ねているというところでありますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（矢口新平君） 6 番、大出議員。

〔 6 番 大出美晴君 登壇 〕

6 番（大出美晴君） 町長と私の考えは全然違いますので、これ以上、言ってもなかなかまとまりません。私は、非農用地、やっぱり農業をやる人たちの横にあるわけですので、そういったことも含めての、別に要は使い道、用途が非農地に当たればいいことだと私は思いますので、そういった人たちの憩いの場であったりとか、休む場であったりとか、そういうようなことを私は期待して一般質問を終わります。

議長（矢口新平君） 以上で、6 番、大井美晴議員の一般質問は終了しました。

和 澤 忠 志 君

議長（矢口新平君） 一般質問を続けます。

7 番に、9 番の和澤忠志議員。

和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） 9 月定例会の一般質問をさせていただきます。

9 番、和澤忠志でございます。

私も 6 月に一般質問を予定でした岡麓さんの指定文化財について、できなかったので、今回、同じ内容で質問させていただきたいと思います。

それでは、岡麓「終焉の家」指定文化財としての今後の管理運営についてお尋ねしたいと思います。

岡麓先生は、明治10年、東京の湯島に生まれました。子供の頃は書道を学び、成人してからは歌人、正岡子規先生について短歌を学び、書や短歌を教えながら生活をしていました。東京が大空襲を受けるようになったため、信州に疎開してきました。一時、着いたときには明科の旅館に少しいたということを書いてありますけれども、すぐに内鎌のほうに住むようになりましたと。

内鎌には、亡くなるまでの6年間を奥さん、娘さん、孫さんと生活をしていました。その間に奥さんや娘さんを亡くしています。その間というよりも、昭和26年2月9日に奥さんをなくし、4月27日には三女の愛子さんを亡くし、本人は9月7日に永眠したと、この昭和26年に続けて、一家が亡なってしまったというようなことでありますけれども、そのような不幸もありましたし、奥さんも娘さんも入院したり、いろいろと不幸があったと思いますけれども、本人も体が不自由と非常に動かないというような状況でありましたけれども、そういう不幸にもめげず、歌を作ったり教えていました。

島木赤彦と通じ、アララギ派の長老として重きをなしました。歌と書を通じて、町文化の発展に尽くされた功績をたたえ、「岡麓終焉の家」として町の指定文化財に平成16年に指定されています。内鎌の会染八幡宮の境内には、岡麓先生が亡くなった直後に建てられた歌碑「夏消えぬ 雪のたか山 やや遠に しばしば見とも つねあかなくに」の詩が建っております。非常に、この詩も都会から来た人の本当に感動したという歌詞だと思います。これ、島木赤彦先生も自分が小学校の校長になったときに、初めて池田小学校に赴任してきました。

明治38年だか明治40年頃だと思いますが、池田町のどこに住んでいたか知りませんが、それで、やはり今、中学校の前で歌碑が建ってあります。その内容も「この町の 家ひくくして 道広し 雪の山々 あらわにし見ゆ」、この雪の山々、これやっぱり山、このアルプスの山、これに非常に感動するものがあると、正直にすばらしいというようなことだと思います。そんなような形で、本当に体の具合が悪いのに、いろいろ苦労されて、この6年間、この池田町に住んでいただきまして、本当は東京に帰りたいと思う気持ちが強かったと思いますが、帰れないまま亡くなったということであります。

それでは、質問に移ります。

現在の終焉の家の管理状況をお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 山崎教育長。

〔教育長 山崎 晃君 登壇〕

教育長（山崎 晃君） 町の文化財について御心配いただき、誠にありがとうございます。

現在の終焉の家の管理状態についてお答えをさせていただきたいと思います。

現状ですが、おおむね月1回程度、職員により、敷地内の状況の確認をしており、現地には管理人は置かず、「お問合せ先は教育委員会へ」等の案内表示をしているところであります。

以上です。

議長（矢口新平君） 9番、和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

9番（和澤忠志君） 確かに、これ、管理と言える状況でしょうか。月に1度、敷地内の状況を確認していると。確認した結果、何か提案があっているんですか。木は覆って、全然剪定はしていない。この間、母屋の書物は片づけたんですが、その後、何とか人によると、岡麓さんの終焉の家の中はネズミのふんだらけだと、これ本当に来た人にこれ案内できる状況になっているんでしょうか。ただ、何、管理じゃなくて見ているだけだね。管理と大分違うと思うんですが、どの状況でしょうか。教育長。

議長（矢口新平君） 教育長。

教育長（山崎 晃君） 確かに、今、御指摘のとおり状況が伺えるかなということは確かに思っております。今後、どのように管理をしていくかということについては、教育委員会としてもきちんと検討をしてみたいと思っております。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） 当時、相当、内鎌の皆さん、ボランティアでやったときは、庭木の手入れとか、いろいろして、内鎌の皆さんがもうちょっとできないということになってしまって、町に預けられてきたわけですがけれども、やはりこの指定文化財として、見学者が来て見たいというようなことがあれば見せるということですから、それに対応するような管理をしていかなければいけないんじゃないかとお願いします。一応、これから考えていただくというので、今まではそういう形で年に10万円とか、15万円とか、田中さんが生きていた頃は、金をかけて整理していたわけですがけれども、今はもうゼロに近い状況と、放りっぱなしという状況だと思います。

それでは、次に、今後の保管管理について、担当者に聞くと、終焉の家の修理が必要になっているとお聞きしています。今、いろいろ傷んできているということで、本当は、住んでいた家をまた修理したんですが、またその修理した家がもう何十年もたっているうちに、劣化したということなんで、早急に修理すべきと考えていますが、町のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（矢口新平君） 教育長。

教育長（山崎 晃君） まず、終焉の家の現在の状況でありますけれども、御指摘のとおり、外壁、とよなどの劣化、破損の状況が見られております。修理に係る費用であります。業者に見積りをお願いしたところ、200万円程度ということでございました。当面は必要最低限の範囲で補修をしたいと思っております。

岡麓先生が、池田の地において、数々の作品を残されたこと、また地域の皆様との関わりなど何らかの形で残していかななくてはならないと思っております。具体的な修理についてであります。今後の活用方法や維持管理体制、費用対効果など、また、同一敷地内の町所有の旧田中さんの家の処分方法とも併せて、まず文化財保護委員会にお諮りし検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） 修理をしていただけるといことなんで、一度にしなくても、個々にやりたいと、それは、今後、いろいろ考えていきたいということですが、この文書

の中で、町長の言っていること大分違うことでありますよね。維持管理体制は、費用対効果というようなことも書いてありますけれども、文化財というものは、費用対効果ということを実にしたいと、町長はそういうことをあまり考えていないように思うんですが、この費用対効果というより、文化財を残すということは、10年、20年、池田町の人々の心に、こうやって文化が伝承していくということですから、そういうことを要ははかれないんじゃないかなと、これはちょっとすみません、そんなような気持ちもしますけれども、ぜひ、修理をしていただいて、みんなが見られるような体制にして、本当に岡麓さんの、要は、いた姿、思い、生き方、生きざま、自分のそういうものを、あそこに行くと、自然に我々に感じられるようなパワーのところだと思いますので、ぜひそういう経緯を知っていただきながら、もっと内容を充実して、管理をしていっていただきたいと思います。

それでは、次に、今後の保存方法として、広い敷地を利用して町民の憩いの場とし、また観光ルートとして整備していけばどうでしょうか。この点についてお伺いいたします。

議長（矢口新平君） 教育長。

教育長（山崎 晃君） 先ほどの説明のとおりであります。終焉の家、旧田中さんの家の今後の方向性を決めるに当たり、貴重な御意見としてお伺いをさせていただきます。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

9番（和澤忠志君） よく聞く話なんですが、文化財保護委員会に諮りと書いてあるんですけども、これいつやるんですか。これ、年に1回しからやらないんですか。それで、今年は何回やるんですか。ちょっとそこについて。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 文化財保護委員会の開催につきましては、年1回ということではございません。必要に応じて開催のほうをしておりますけれども、今年度につきましては、具体的に何月ということは今のところ予定しておりませんので、今のところは未定でございます。ですが、必要に応じて、早急に開催をしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

9番（和澤忠志君） 田中さんの家も内物が片づいたということで、全部、あそこは池田町の資産になっていると思います。ですから、一つの形がついたので、早急にとということであ

れば、もう9月ですから、年内といたって、そろそろ頃、計画を立てて、どういう議題でやるか、こういう重大で、金も200万円かかるということですから、早急にやるべきだと考えております。ぜひ、そこら辺を早く相談していただいて、修理も早くやっていただくと、そして、実際、終焉の家が誰が来ても一応の管理されている状態にさせていただきたいと思っております。

それでは、次に移ります。

それでは、行財政改革に関する第3次答申美術館のことについてお伺いいたします。

2020年、令和2年12月28日、大系タイムズに甕町長は美術館が財政の負担になっている、将来的に売却したいとの表明をしました。空調設備の修繕が迫られているが、工事1億7,000万円がかかると見られ、財政悪化によって事業の見通しが立たないと、こういうことを表明しておりました。

ところが、また急に変わってきたわけですが、そういうわけで、また行財政改革委員会の答申内容の趣旨、要は縮小して、複合施設ということを答申しているわけですが、その趣旨は、平成20年の地域振興検討委員会の答申により、それまで過大な財政負担やその運営方法の改善が指摘され、指定管理制度や経費節減等、一定の効果が見られた、確かに指定管理して1,000万円削って、まだ3,300万円かかるというものの、もう対策としては道半ばであるというふうに思い、我々の考えでは、多くの有識者の考えは、この人口1万人の地方の町でこれだけの施設を今のまま維持するのは不可能であると、これまでの、20年の地域振興検討委員会でも指摘しているわけですよ。ましてや、人口が7,000人に減少する予定の町であります。これ税収が減ってくるというような中で、この町は何を考えているんだと。

現在も待ったなしの修繕設備は、空調設備の交換による電気料の節約、高圧ケーブルの交換、照明のLED化等、幾らかかるんでしょうか。恐らく1億円以上かかるでしょうね。その財源はどこから出るんでしょうか。町長に言わせれば、公共施設だから、公共の町民の税金で使って当たり前と、こういうふうな考え方だと思いますけれども。

また、建築30年がたち、あと10年後には長寿命化の改修をしなければなりません。幾らかかるんでしょうか。公共施設個別施設計画によると、6億円の予測です。1年で6,000万円、町民1人当たり6,000円の負担をしていっていかないと大改修はできないと。現在の美術館の経費はどのくらいかかっているんでしょうか。

令和2年度で見ますと、町の支出、指定管理料及び修繕費等を含めると合計で2,600万円、電気料を700万とすると、3,300万円です。修繕費は毎年平均400万円かかっています。これ

は、平成30年から令和2年までの3年間の平均です。1人当たりになると3,300円の負担になります。今までの経費を考えると、美術館の建設費は平成6年に15億9,000万円でした。それから今までの経費、管理累計はおよそ、最低でも11億円はかかってきたと思われます。合計すると約27億円かかっていると思います。28年経過しました。1年間の1人当たりの負担額は9,000円でございます。今後の10年間の1人当たりの負担額を計算すると、今のままで指定管理料を出すとすると経費少なくとも3,000万円以上、それと長寿命化経費年度6,000万円を加えると、年間で1人9,000円負担となります。

誰が考えてもやっていけません。今度こそ本当に町民の知恵を絞って、今後の在り方を時間をかけて検討してく必要があります。行財政改革委員の答申を真剣に受け止め、美術館の在り方を検討委員会を設置して、時間をかけて2,000万円以下の経費と複合施設への検討をしていくべきであると考えます。ここは、じっくり腰を据えて考えないと、今でも大きな負担になっているのに、将来さらに大きな負担がのしかかります。結論が出るまでは縮小して、町の直営とし、館長は教育長とすればどうでしょうか。

そこで、質問をします。指定管理料は、町の規模から考えて、現在の1人当たり年間3,300円の負担が適正だと思いますか。ましてや、今後の長寿命化修繕を考えると、1人当たり年間負担金は9,000円以上です。

参考に、安曇野の美術館関係の指定管理料は年で約1億1,000万円ぐらいかかりますが、約1億円ぐらいだと思います。安曇野市の美術館は、いろいろ市で指定しているところが7か所ぐらいあります。それを合計すると1億円当たりということでございます。

やはり、町の人口規模から考えると、豊科と比較すると1人1,000円、年間1,000万円から1,500万円ぐらいの規模が適正ではないかというふうに考えられるんですが、町のお考えをお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

美術館についてのご質問でありますけれども、私は、基本的に芸術文化というものは、人間だけに与えられた特質であり、人間性を育み、人生を豊かにする大きな要素であると考えております。その点では、町に美術館があることは人間教育にとって大切な施設であると考えております。文化施設は、収益を追求する施設ではありませんし、どのくらい費用をかけるべきかの基準もありません。国や行政によっては、最重要施策の一つとして捉えているところもあります。しかしながら、その維持管理については、無制限というわけにはまいりま

せんので、財政の許す範囲で運営していくことが肝要であるとは考えております。

指定管理の形態について、変更すべきとの御提案ですが、この形態は、平成20年の美術館の今後に係る検討会議において、財政負担の軽減等の観点から、「経営形態は町行政から一定の距離を置くべきであり、最も望ましい施設運営形態は指定管理制度の導入であろう」との提言がされ、現在の制度となっております。指定管理制度になってからは、それまでの町営の時と比較して、1,000万円以上の経費の削減効果が得られております。したがって、町営に戻すことは不合理と言わざるを得ません。町民1人当たりの負担についての御指摘がありますが、指定管理制度導入後、一定の管理料で運営されておりますし、施設の老朽化に伴う改修費は、公共施設である以上必要な費用であると考えます。

安曇野市の例が示されましたが、管理費1億円の根拠は分かりませんが、人口が10倍でありますので、1人当たりの負担は、10分の1ということになります。ちなみに、入館者数が同じくらいの豊科近代美術館では、指定管理料は、電気料を除きますと、管理料は約3,500万円ということになります。また、入館者数の増減は、周辺地域への経済効果に大きく影響いたしますので、単に美術館のみの発想では、はかることはできないのではないかと考えます。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

9番（和澤忠志君） 豊科の3,500万円、これは人口約10万人のまちの指定管理のごく一部の3,500万円でございます。池田町は1万人ということで、比較しておりますので、そこら辺の比較の対象が、ただ金額だけで、その入場料でいくと、比較ということじゃなくて、町のやはり費用対効果ということで、いつも監査して、最少の費用で最大の効果と、これを常に言われているわけですが、町長の昨日何か新聞によると、美術館は最少の費用で最大の効果を生むようにしたいというようなことを書いてありますけれども、実際は、最大の費用で最少の効果しか生まれていないと、これが問題なんですよ。これが。

だから、この差が、ラックが大きいと、だから自分の身の丈に合った、町に合ったその管理料、文化財、芸術文化というものが必要であって、収入に一部の、町民が1万人じゃ、その例えば、10%の人のために、これはもうすごい金を、普通の人がかかると2倍も3倍もかけるというようなことになっているんじゃないかなというふうに思います。いずれにしても質問は続きますので、一応、1人当たり1,000円ぐらいということで町長も言っていますので、

これはこれとして、次に移ります。

町長の考えは、美術館の指定管理について、何を基本にしているのでしょうか。

美術館運委員や関係者の要望を重視するのか、それとか、関係者は本当に町の将来の財政について考えているのか。何か、町長はその美術館運営委員関係者とか、そのほかの関係者の意見を重要視しているということで、町の長として、本当にそれでいいのかというものを一旦、止まって考えていただきたいというのが我々の答申でございます。考えて、止まって、みんなが、いやいいよということになればそれでいいということですから、検討しないまま、すぐ町長の意向で、何しろ指定管理したいんだ、指定管理したいんだというばかりで、そういうふうに向きづけをして、もう検討する時間もなく、自分で勝手に結論出して、方向づけを示していくという態度が、方向というか、考え方がおかしいんじゃないかと。

ですから、美術館運営委員会とほかの関係者は、将来にわたる町の財政負担と町の生活を守ることを責任を持って深く考える立場ではないと。町の将来に責任を持って、決断していくのが町長の責務と責任ではないでしょうか。どちらの方向を向いているんですか。町長は町民の方向を向いているんですか。町民はそんなことは望んでいませんよ。抜本的な改革を望んで、この答申委員会をつくったんですよ。抜本的な改革ですよ。5年間で、対応期間で、それにわたる。それを一連の美術館を身の丈に応じた金額ではないものを自分でさっさと決めて、よく検討もしないうちに、指定管理したいからということが非常に問題ではないでしょうか。町長の例の新聞ですね。将来は売却したいとの考えは、本当に的を得た考えだと私は思います。町長の決断とリーダーシップの発揮を町民は求めています。

質問でございます。美術館の大幅な赤字、縮小の課題と町の税収が減少が予想される中、美術館も複合施設として稼ぐことを考えていかななくてはなりません。即急に時間をかけても検討委員会を立ち上げ、みんなの意見を聞いて、町民の意見を、これで本当にいいのかと町民が納得すればいいと思いますけれども、そうして決めていくべきだと思います。

ですから、何しろ町長が答申委員会つくらないと、もうこっちで一方的にやりたいから、時間がないから指定管理にしたいという一方なんでございますけれども、私はそれについては反対です。その中で、いろんな意見をじっくり検討して、方向づけをできていけばいいと思います。もう一度、町長の回答は決まっていると思いますけれども、町長の考え、本当に町民のための町政なのか、一部の人の町政なのか、そこら辺についてききたいと思います。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 何も考えずに決めたというような御発言であります。アンケートも

十分行いまして、2回これでアンケートを行って今、集計しているところであります。町民の皆さんの御意見、十分伺っているつもりでありますし、行改審におきましても、私の考えは、そういう町民の皆さんの意見をバックにしまして、お答えしたということのつもりであります。また、議会におきましても、こういう方針でいきますと、いきたいということで表明したところであります。たまたま議員はその席には欠席していたということでもありますけれども、私の考えは、決して私だけが考えて決めたものではありません。その辺は御理解いただきたいと思います。

今度、2回目のアンケートを今集計しておりますので、この辺も議会の皆さんにお示しながら、今後の対応ということで考えておりますが、大変、両方総合して考えますと、意見につきましては、もう町民の皆さん賛否両論です。全く分かれているというよりも、いろんな考え方がそのアンケートの中に表明されております。これをまとめるということは非常に極めて難しいことだなと思います。

行政審の答申につきましては、施設を半分にしたらというようなこと等ありますけれども、構造的にもうあの施設は美術館としてできておりますので、半分にしてどうするのという問題が出て、これをやるには、相当の費用をかけて大改造しなければ、これを使うことはできないと、費用対効果ということで創造館と一体として、そして収益の上げられるような企画をしていただくと、そうすることによって両方とも生きていくというふうに、そういう意見もございますし、私もそういう方向で考えていきたいなというふうに考えております。

大変、美術館はさっきお話ししましたように、美術館として建設されておりましたので、水回りもありません。飲食できるような施設にするということは、ほとんど不可能であります。また、いろんな展示ということになりますと、またこれを2つに分けるということになりますと、そのセキュリティーの問題や入り口が1つでありますので、どこに入り口を持っていくのか、2つに分けようがないというような構造になっているのかというふうに考えております。

そういう点から、現状維持しながら、この美術館としての役割を最大限発揮できるようなそういう施設にしていきたいと、昨日にもお話ししましたように、池田町にとりましては、非常に集客の拠点であります。そういう点から考えると、この美術館を十分、町の活力ある拠点というような位置づけにできるような、そういう施設にしていくということは、これから目指すところであろうかというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） 答申に対して、検討結果がいろんな人に意見を募ることが大事だと思うんですよ。ただ美術館運営委員会の人に、いやこれはもう何もできない、水回りができないからできない、駄目だ、効果もないということじゃなくて、大勢の人にじっくり腰を据えてあそこを水回りがなければ、どんな方法があるのか、例えば、リモート、今盛んにやっている地方から来てリモートができるような施設に貸出しをして、そこで仕事をしてもらうとか、そういう感じにしなくても、何しろあそこは景色がいいですから、いろんな利用の形があると思います。だから、みんなの意見を聞いて、何しろ美術館のこの過大な負担、これは当然、公共施設だから、文化施設だからもうこれだけ金かけてきたんだから、俺の時代で落とすわけにはいかないということじゃなくて、やはりまた将来にわたって、この美術館が本当に10年後に大改修しますけれども、あと40年もつかどうか知りません。その間も金がどんどん、要は、これ修理に金がかかるきりなんですよ。だから、本当にこれ町の町民益になるのか、本当にそういう金を一旦見直して、服部さんが言うように、18歳までの医療費、窓口500万円、そのように投資したほうがよほど町民の生活にかなった金の使い方じゃないかなど。

芸術文化も大切です。私はなくせとは言っておりません。2,000万円ぐらいでやってちょうだいねと。規模に応じてやってくださいねと言っているわけですから、それを工夫と創意というものが池田町にはないのでしょうか。ただ、もう指定管理に任ず、町の職員というのは能力ないのかな。町のために、自分たちでやろうとする気がないのかな。そういう気迫がないんですかね。これからの町は、もう本当に、一旦任せると、もうほとんど外注に任せてしまうということじゃいけないと思います。

そういうことで、そこら辺はもう一度アンケートも取って、これから慎重にいろいろ手続があってやっていくと思うんで、議会にもいろいろ報告した中で固まっていくんで、そこら辺は慎重に、よくそこら辺を考えながら、我々と一緒にこの美術館の在り方が時間をかけて検討していけばどうかと思います。

それでは、次に質問に移ります。

その美術館の問題なんですけれども、美術館と創造館の一体管理の提案について町からありました。美術館の経費削減の中の提案として、創造館と美術館を一体管理して1,000万円を削減して、美術館を縮小せず運営していきたいとの美術館運営委員会よりの提案だと思わ

れます。これは、本当は行政も町長も一生懸命考えたということだと思いますが、何となく我々が見ればその美術館の人の提案が主になっていると。創造館の人件費の削減を中心にした提案であり、何の改善策もなく、納得できない。美術館の全体の削減ができて、町の職員を1人、町へ戻すということは、人件費800万円、町へ1人増えるということですよ。そして創造館の1人の代わりに350万円の任用職員を雇うとすれば、町が全体的に、一時的には350万円の経費が増加するわけですよ。そんなことによって、場当たりの、この一体化理論は、理念もない、場当たりのごまかしであると。一体化の理念もなく、町の一番の財産を簡単に民間に任せてもいいんでしょうか。町でもっとこれを生かす方法を考えてはどうでしょうか。

そして、やはり何と言っても、それは文化施設といえども、これだけの過大な投資がかかっているんですから、町にお金が入ることをもっとパターゴルフの10万円だけじゃなくて、もっとほかに多く入ることを考えていかなければならないじゃないでしょうか。本当に経費だけで出ていけば、この美術館が非常に町の重荷になっていると思います。

それで、創造館の経費を考えると芝管理、電気料でおよそ800万円、一般管理費、これで町が指定管理出すと700万円と言っていますから、これを考えると1,500万円ということです。1人当たり直すと1,500円の負担。そしてこれも長寿命化費用は公共施設個別施設計画では、17年後には2億3,000万円かかるとなっています。1年間にすると1,300万円、1人当たり直すと1,300円となります。合計すると1年間1人当たりの負担額は2,800円となります。クラフトパーク全体でおよそです。創造館が2,800円とすると、美術館が9,000円、そうすると、およそ1人の負担額は1万1,800円となり、年間では1億1,800万円の費用となります。

これらを踏まえて、町民の意見を聞き、将来どうするかを先送りではなく真剣に考えていくのが大切と思われます。これこそが改革であります。町長に課せられた使命だと考えております。質問に移ります。

美術館検討委員会の中で、創造館も含めたこれからのクラフトパーク全体を運営管理していくか検討すべきだと考えるが、この小さな町で年間1億2,000万円をかけてよいのか。町民の生活を守るための政策にお金をかけるべきである。自治会要望を優先的に取り組むとか、あるいは、少子化対策をやるとか、農業政策をやるとか、若者定着を考えると、また、これからインフレになって生活がみんな苦しいから、生活格差が広がると、生活弱者をフォローしていかななくてはいけないという重要な問題があります。そういうことで、やはり、この美術館の一体管理、もう主張ですけれども、やはり、もっと費用をかけなくてやっていく方

向を本当に考えていかないと町民の不満は高まっていると思います。これについて、もう一度、町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ただいまの御質問であります。さきの答弁の中で、美術館と創造館の一体管理による経費削減につなげるとのお話をいたしました。そうすることにより、発想によっては、収益事業に大いに取り組めることが考えられます。単独の管理よりも、美術館、創造館ともに活用の範囲が広がり、より効率的な施設となると考えております。その先には、クラフトパーク全体についても繋がる発想が生まれてくるものと期待しております。

いずれにいたしましても、あれだけの大きなクラフトパーク全体の施設を考えますと、相当、経費がかかるというのは、誰が見ても分かることではないかと思われ、我々も精査した中では、その現在の指定管理料、非常に切り詰めた状況の中での管理をしていただいているというふうに解釈しております。これをどこまで切り詰められるかは、また協議する必要はあるかと思われ、非常に集客、あるいは町の活性化、あるいは町の顔として、この美術館の存在の大きさを考えますと、ある程度の経費の必要性は感じているところであります。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） 私も別に、財政が許すならこのままやってもらえればよいとは思いますが、今、町は、どんな状況なんですか。町長と副町長、減給して、町民の皆さんに7,000万円、福祉政策削ってくださいと頭下げてお願いしたわけですよ。そういう状況の中で、本当にこのままだと町はどうなるか心配してしまうということで、町長も自ら、要は、このままではいけないと自分たち町では考えられないから、議会と相談したら、やはり町長自身の考えも行財政改革推進委員を設置して、提言してもらおうと、それに従って、真摯にこの町の将来にわたって考えていきたいから、金を出しても諮問委員会つくったわけですよ。本当にこの人たちは一生懸命やっていますよ。月1回だというのが2回になり、それで、その間に部会があるわけです。その部会は三、四人選んだしょうが、月に4回です。町のために、将来の町のために今じゃなくて、将来10年、20年後のために今から財政基盤を確立しなくてはならないという思うので、町長の諮問に答えようとしているわけでございます。

だから、そこら辺も我々としては不満なんです。行政全般に行財政改革の答申について、

本当に真剣に考えているのかと。行財政改革の推進委員の委員長は、何で委員長に選ばれたかということ、長野県に頼まれたと、池田町が財政が大変だから助けてやってくれと言われて私はなりましたと言ったわけだ。助けてくれと言われてなりました。だから私たちは真剣にやりますと、そのやった答申をその美術館なら、もう答申が出る前から、もうこれは指定管理でこのままいくんだと。よくもじっくりその協議もしないで。そういうことならもっと行革委員会に、その自分の思いをね、行革委員会に話したときにも、縮小せずやっているということは不安だということで、町長に申し上げているわけでございます。

そこら辺もありますので、いずれにしてもこのクラフトパークを含めた全体の中の管理でも、本当にクラフトパークの一体管理にしたらその後、いろいろ生まれてくると、そういうこともいいんですが、やはり、一体化管理すればどんな理念で、将来どういう施策で、どんなような一体管理の中で、町民の町民益に伝えていくかという施策を提案して、仮にでもいいですから、ただ何にもしないで、今先に見えているから、これやっていけば、考えながら歩いていけばいいということかもしれませんが、一つの指針を示してもらわないと、また町民はそれでは納得しないんです。

誰でも一体管理、これ反対じゃありません。ですから、納得いけば、その納得いく理念と施策があればいいわけでございますので、そこら辺の手続をしっかりと町民の皆さんとすり合わせていくべきだと思います。そんなような形の中で、十分私は言いましたので、回答はいりません。

それでは、次のほうへ移りたいと思います。

農業政策について。これも前回やろうと思いましたが、休んでできませんので、続けて、簡単をお願いしたいと思います。

農業政策について、今年度から農業委員が改選されました。改選に当たり、前農業委員会より、農地耕作条件不利地等に関する意見が提出されました。意見の内容について、排水が悪い、機械が入れない、取水口がない等の耕作条件不利地について、借受け者を見つけることが困難である状況である。条件不利地でもあっても、次の耕作者につないでいく必要がありますので、お願いだけだと限界があります。対策が必要と肌で感じております。簡易的な改修で受け手がいる場合は、改修費の支援をお願いしたいという意見が出されておりました。これについての回答をお願いします。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 耕作者が決まっておらず、地権者が貸付けを希望する農地は、農地利

用最適化推進会議で、担当する組織等を決めて、担当となった委員や団体が耕作者とのマッチングを図っております。令和3年度には、農地耕作条件不利地の40筆、4.2ヘクタールを含む全146筆、15.6ヘクタールがこの会議の議題に上がり、そのうち119筆、14.5ヘクタールのマッチングが成立しました。成立に至らず保全管理をお願いしている27筆、1.1ヘクタールのほとんどが条件不利地でありました。耕作条件不利地を借り受けて、継続して耕作されることは、耕作者の善意によるところが大きいと認識しております。

改修費用に対しては、町独自の支援は考えておりませんが、中山間地域直接支払交付金の対象となる地域は、集落単位で締結した協定に従い、特定財源を活用した地域の農業生産活動等を通じて農用地を維持、管理できるよう支援したいと考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

9番（和澤忠志君） 町の意向は分かりましたけれども、農業委員会からの、立派な農業委員会からの提案でございますので、簡単に何か済むというような形じゃないとは思いますが、これでこの町として、その中山間地とか多面的機能支払交付金を使ってでも、そういうことがあればやっていただきたいというものが会議で徹底していただいたんでしょうか。

議長（矢口新平君） 大澤振興課長。

振興課長（大澤 孔君） 中山間地域の関係でございますが、この交付金につきましては、耕作放棄地の発生防止活動などに充てるという趣旨もございますので、耕作不利地が全てこれで解消できるということはないと思いますけれども、交付金を使って少しでも解消するような方向で、各地域も取り組んでいただきたいということで、考えております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

9番（和澤忠志君） ぜひ、その会議で、中山間地農業再生ビジョン会議とか何かありますよね。そういうところで必ず徹底するように言うておいていただきたいと思います。

それでは、次に、またそれとは別に、耕作条件不利地のところ、今言った、1.何ヘクタールだかの折り合いがつかないということと該当するか知りませんが、こういうところを維持管理していくのに農業委員会としては困っていると。だからこれをどうにか改善して、町で考えていただきたいという要望書だと思います。町長どうでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） ただいまの御質問ですが、中山間地域直接支払交付金の対象となる地域は集落単位で、締結した協定に従い、農業生産活動等を通じて農用地を維持、管理しております。町では、農地の耕作者とのマッチングは引き続き力を入れるとともに、マッチングが困難で耕作されていない農地は、周辺農地の耕作へ悪影響を及ぼさないように、年3回の草刈りや耕うんなどの適切な農地の管理を引き続きお願いしてまいります。

また、農業経営基盤強化促進法改正により、町は、地域における農業の将来の在り方等について、協議の場を設け、協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域計画、人・農地プランを令和6年度末までに策定することになっておりますので、地域計画策定の過程で農業上の利用が行われる区域と保全等を進める区域を整理してまいります。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

9番（和澤忠志君） それでは大澤課長にお伺いしますが、この総合的に今度は新しい農地プランを6年度末に制定して、具体的に今言ったように、農業上の利用が行える区分と保全等を進める区域を整理してまいりますということは、米作不適地の小さい田んぼとか、そういうものを具体的な形としては、どんなことが想定されるのでしょうか。米作じゃなくて、例えば、果樹園にするとか、アスパラを作るとか、そういう団地をつくるとか、あるいは、小さいと例えば、林中のまた構造改善をやるとか、何かちょっと具体的に何かあれば、答えができればお聞きしたい。

議長（矢口新平君） 大澤振興課長。

振興課長（大澤 孔君） 地域計画でございますけれども、実は、これについては、まだ国より詳細が示されていないようでございますが農業上の利用が行われる区域と保全を進める区域という、この2つに分けて整理するということでございます。

地域計画をそれぞれ区域に分けて立てていくということでございますので、保全を進めるということになりますと、なかなか通常の耕作には不向きな部分もございますので、それがどのような形になるかは、今後国より詳細に示されてまいりますので、それに基づいて、計画を検討したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） 時間がなくなりましたので、ちょっと早めをお願いしたいと思います。

次に、昨年より化学肥料の高騰が話題になり、ロシアのウクライナ侵攻によりさらに今年
は高騰しました。今年度政府は肥料価格高騰対策事業により、値上がりした価格の7割補償
を打ち出しました。また米価の予想も多少は、去年は2,000円、今年はこのまま2,000円下
がると農家が破綻してしまうということで、多分政策的なものもあると思いますが、この
1,000円くらい上がるんじゃないかというような予想でございます。それであっても農家は
もう98%の農家は赤字経営でございます。10町歩以上やってようやく、農協の試算だと30万
円とか40万円しか黒字にならないと、それが98%でございます。

ですから、質問しますが、今年も昨年の対策のように、補助金10アール当たり4,000円、
上限30万円をしていただきたいと思います。今年も農家が厳しい経営状態が続いているんで、
町の補助金を来年度予算に一般財源でも計上するよう、特定財源がなくても計上するようお
願いしたいと、町長のお考えは。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） それでは、お答えいたします。

今年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に実施し、35経営体、
224.2ヘクタールを対象に総額475万2,000円を7月に交付いたしました。令和5年度につい
ては、現時点では実施を考えておりませんが、特定財源があれば、米価の下落状況や他の施
策との優先度等を鑑みて実施を検討したいと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） 教育長に申し訳ない。時間がないので、質問を飛ばしまして、地産地
消のあれは別にして、私の質問です。

教育長に食育条例推進連盟と教育委員会で、限界だと申してありますので、人間、限界を
感じたらおしまいですから、やはりいいものは目標を持って進んでいくということが必要だ
と思うんで、地場産の使用率向上と食の教育について協議していきたいが、どうお考えで
すか。教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（矢口新平君） 山崎教育長。

教育長（山崎 晃君） 地産地消、あるいは食育教育、大変大事だと思っております。さらなる食育推進のため、協議をさせていただきたいと思っておりますので、様々な視点から御意見やアドバイスをいただければありがたいと思っております。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） 我々も素人なんですけど、やはり学校給食は無理だと思うんで、保育園だけでも自給率、今何%になっているか知りませんが、地元産を60%、70%にしていきたいと私は考えているんで、ぜひまたそこら辺を細かく話し合っ、実現可能なことかどうか我々だけではできませんので、もう町とあるいは農協といろんな方たちとそこら辺を、松川の人とも考えながら地産地消を進めていきたいと思うんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、時間がないので、最後のほうで、質問だけします。

いろいろ町長に朝日村の農業ビジョンというものを差し上げました。町でもやはり池田町農業ビジョンというのをつくらないといけないとは思ひます。そうしないと、1町1農場、あるいは各やっていますけれども、なかなか施策でネギ、アスパラ、作物を増やすといたって、施策で展開で、目に見えないわけですよ。だから、5年後、10年後、10年計画では5年に見直す、安曇野なんかは、第3次農政ビジョンというのができまして、5年ごとに見直して、現状分析と将来の見通し、何をやっていくか、どうやって売上げをしていくか、何を目標に農地を確保したり、多くしていって、農業を守るかというようなのが具体的な冊子になっております。

これが、朝日村農業ビジョンというやつです。安曇野はこういう農村のこういう立派な冊子ができています。ですから、池田町もやはり町民に分かりやすく、農業ビジョンというものをつくっていただきたいと、それで、質問はダブってしまうんですが、今度は、社口原の件について、どうするかということで検討委員会、つくりました。その中で、町長は、そのほか、農業に関することも考えてもらいたいと、一般的に提案してもらいたいということがあるとすれば、部分的にはありますけれども、部分的に池田町農業ビジョンというようなものが提案されるというような気がしますが、そこら辺について、ちょっと町長のお考えを。

議長（矢口新平君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 農業ビジョンについての御質問ですが、現時点では、策定は考えておりませんが、将来の農業の担い手の確保と、高収益作物への転換が最重要課題と捉え、課題解決に向けて前進してまいります。今回ご提案いただきました朝日村農業ビジョンの中には、就農モデルのフローチャートなど分かりやすい資料もございますので、町の就農支援の参考にしてまいりたいと考えております。

なお、社口原につきましては、農業振興協議会を立ち上げましたけれども、その中でも池田町全体の農業についての方向性を検討していただくということにもなっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） そういうことで、農業に取り組む姿勢が出てきたわけですが、今回の社口原農業振興協議会の目的が、委員の皆様がやはり池田町の農業のための提言をしていただきたいということですから、4回でこの提言をするということ、4回で終わりと、その中にどんなような提言が入ってくるか分かりませんが、その提言に基づいて、もう一度池田町の農業に関する指標を集めて、この提言に対してどのように進めていくのかという協議会を当然考えていたと思うんですが、それについて町長、どんな考えでしょうか。

議長（矢口新平君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 4回という区切りありますけれども、その中での提言を受けまして、その後につきましては、また新たな体制づくりということにもなろうかと思えます。これは短時間で結論が出る問題ではありませんので、皆さんの御意見も伺いながら、抜本的な農業政策についてのその体制づくりということで考えいきたいと思えます。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） ありがとうございました。じゃ、終わります。

議長（矢口新平君） 以上で、和澤忠志委員の一般質問は終了しました。

この際、暫時休憩とします。

再開は、午後 1 時より行います。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時00分

議長（矢口新平君） 休憩を閉じ再開いたします。

一般質問を続けます。

矢 口 稔 君

議長（矢口新平君） 8番に、5番の矢口稔議員。

矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 5番の矢口稔です。

2日目の後半ではありますけれども、一般質問をさせていただきます。

今回の9月の定例会の一般質問、3点についてお尋ねをいたします。

1点目から、来年度以降の財政運営の見通しと総合計画に基づいた町政運営についてお尋ねをいたします。

ここ数年、池田町は財政問題がクローズアップされてきました。行財政改革推進委員会などにより、複数回の答申が出され、町の財政を中心に行政改革について、様々な議論がなされています。一方で、町の考え方がなかなか町民の皆さんに伝わっていないことも議員活動をしている中で感じているところでもあります。

そこで、今回は、財政運営の見通しと計画に基づいた町政運営についてお聞きをいたします。

そのうち、まず初めに、具体的で分かりやすい財政状況の説明についてであります。

従前より、財政状況の説明について何度も町民向けに説明会開催や資料等の広報での配布、ウェブ上での公表など、様々な取組をしてきました。しかし、内容について、行政用語が入っていたり、金額の単位が町民の皆さんがふだん使うことがない〇〇千円、〇〇百万円など、なかなかなじみにくい内容になっていたりしております。逆に、新聞等のマスコミの記事のほうで頭の中にずっと入ってきて理解しやすいと感じることもあります。もっと具体的で分

かりやすく財政について伝えることはできないでしょうか。

広報いけだでは、10回にわたり、シリーズで財政問題について掲載がされてきました。確かに具体的ではあるものの、財政用語の説明になっており、町民の皆さんが知りたいのは、何が今問題なのかという点であります。もう少し手法を変えて、行財政改革推進委員会などとの対談形式による紙面の構成、これは行革の方が作られた今回広報いけだにも挟んでありますけれども、Q & A方式による説明、また、最近ではユーチューブ等の動画も含めた説明、これ他市町村でも取組がなされているところも出てまいりました。やはりより一歩進んだ財政状況の説明をお願いしたいと思いますが、町長の考えをお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

財政状況の説明については、行政用語など専門的な用語が使用され、分かりづらいのではないかと感じているところであります。今後は担当課とも相談をし、説明手段については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 広報一つ取っても、ちょっとチェックが甘いかなというふうに感じているところがあります。特に、最近では数字は〇〇百万円とか、〇〇千円というのは少なくなってきたんですけども、ちょっとこういう違う資料を見ると、そういった数字が出てきているのも結構ありますので、ちょっとチェックシートを作って、行政用語がこういう議会の我々に対しては行政用語でも対応できるかと思いますが、町民の皆さんはなかなかなじみが薄いものですから、そういうところのやはりチェックシートを作って、本当にこれ、金額〇〇千円になっていないかとか、本当にそういう難しいような行政が使う言葉が入っていないかということ、そういったところの検証を広報等する際は、チェックをしていただきたいと思いますが、その点については、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） いずれにしても、こちらは、こちらサイドで書いているものですから、皆さんの理解度についてはちょっと不明な点がありますので、御指摘いただいたとおり、大いに御指摘いただければ、その点、十分考慮して改善してまいりたいというふうに考えてい

ます。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） ぜひ、そういったところ、もう指摘もいただいていたたり、結局、分からないから質問もできなかつたりするところもありますので、金額また言葉遣いといいますか、用語のところには、特にちょっと配慮をしていただいて、一人に今、原稿を書いて、広報の担当者に渡すという形だと思えますけれども、その間にどなたか複数のチェックを入れていただいて、分かりやすい言葉になっているかどうかということも検証をぜひお願いしたいと思います。なかなかそういったところが行政とのこういう、何といいますか、行政がしっかりやっても、議会がしっかりやっていたとしても伝わっていない。我々も反省するところもありますけれども、そういったところにつながってくるものと思えますので、ぜひお願いしたいと思います。また昨日の質問とまた重複するところも出てくるかと思えますので、またそれは改めてお聞きしたいと思いますので、お願いしたいと思います。

町長の考える民意の捉え方についてであります。

様々な町政の課題解決を行っている中で、町民の皆さんの民意を大切に酌み取ることが一番だと言えます。民意も団体からの声のみならず、アンケートの声、また個人からの切実な意見などもあります。町政運営を担っている町長として、どのように民意を捉え、施策として実現していくのか、お聞かせください。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えしますが、御指摘のとおり、行政運営に当たっては、町民の皆さんの御意見を十分に伺い、精査する中で、施策に反映していくことが使命であると考えております。御意見の収集に当たっては、身近では議会があり、各種検討会、協議会、委員会、また、町民懇談会、説明会、アンケート、そして、提案箱も用意してありますし、ホームページでは、いつでも投稿できるようコーナーを設けております。ホームページを開きますと、スマホからでも投稿できることになっておりますので、大いにお寄せいただければと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番(矢口 稔君) 様々な方法があると言ったんですけれども、やはり最近のこういう同僚議員の話の聞いても、要望を出された方に有利になったりとか、またちょっとこういうサイレントマジョリティーといいますか、声なき声に果たして応えられているのかというところが疑問になるところもあります。私たちがやっぱり日頃の議員の活動の中で、そういう文章にはならないけれども、これはおかしいんじゃないかとか、様々なことはやっぱりもうちょっと立ち止まって考えるべきじゃないかということで、我々も日頃、発言をさせていただいております。

私たちが、12人議員がおりますけれども、単なる12人の声じゃないということ、この後ろにはやはり数百人の町民の声があって、やっぱり成り立っているということも十二分に御認識をもう一回していただいて、やっぱり我々のこういう発言には、私自身も重きを置かなければいけないなということもありますので、ぜひそういったところもしっかり御認識をいただきたいと思います。

そんな中で、やはり民意の捉え方が、こういういろんな団体もありますけれども、このアンケートを寄せてくださった、また、アンケートといいますか意見を寄せてくださった方々が町政に対して、こういう意見を出して、そのフィードバックというところが見えてこない。要するに、返事もないんですけれども、どうなっていますかということも以前聞かれました。やはりそういった、いつでも提案箱等で答えたものに対して、どのように今、こういうフィードバックされているのでしょうか。

議長(矢口新平君) 甕町長。

町長(甕 聖章君) ちょっと現場の担当者からお答えをさせていただきたいと思います。

議長(矢口新平君) 宮澤総務課長。

総務課長(宮澤 達君) 内容にもよるんですけども、いいような提案につきましても、企画会等で諮りまして、またどのような対応をするかお返しをしていますし、基本的に、お返事はするようにしております。

以上でございます。

議長(矢口新平君) 稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番(矢口 稔君) そんな中で、一つの考え方として、こういう投稿とか、提案箱のところに、ちゃんと公開してもいいかどうかということも置いて、町民に皆さんのキャッチボールを町はしていますよという姿勢も必要じゃないかなと思うんですよね。単なる受け止め

て、その人に返すというところもありますし、こんな意見がありました。それに対して町はこういうふうに対応していきますというところも、町民の皆さんの声とか、町長へのこういう窓口みたいなところで公開しているところもあるもんですから、公開するかしないかは、その意見を寄せていただいた方の配慮も十分にした上で、そういったところの仕組みづくりみたいなものも必要じゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 確かに必要と感じておりますので、御提案いただきましたので、どのような形ですか、また、このことについても検討してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） ぜひ、検討いただけるということですので、費用もかかりませんし、町がそれだけ住民の皆さんに寄り添っているという、いい姿勢にも表れてくると思いますので、ぜひそういったところをこういうキャッチボールをしていただきたいと思います。

続いての質問にまいります。

総合計画に基づく圃場整備事業における非農用地の活用方法についてであります。

町政運営は、計画的に実施されるものだと認識をしております。一番の計画は総合計画であります。総合計画の下に実施計画が策定され、事業が実施されております。少し前に会染西部圃場整備事業の内鎌非農用地の活用方法について、少し議論がりましたが、その後、動きが見られません。町民の方からも非農用地の活用について、どのような事業なら活用できるのか、できないのかははっきりしてほしいとの声も聞きました。事業の終了期限もどんどん迫ってきております。計画との整合性も担保しなくてははいけません。

財政が厳しい折、町民の皆さんが理解していただける方向性をなるべく早く出すべきです。昨日も同僚議員から複数のこのような御意見があったかと思えます。もっとスピードアップをして議論すべきだと思えますが、対応をお聞かせください。

議長（矢口新平君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） ただいまの御質問ですが、この件につきましては、大出議員さんの御質問にもお答えいたしました。町の構想に対する意見を伺った段階で、その後表面化しておりませんが、他の提案が複数あり、御意見も参考にしながら検討を進めているところであ

ります。スピードアップをとの御指摘であります、各種提案に対する精査に時間がかかっているのも現実でありますので、御理解いただきたいと思います。

なお、今年度中には、結論を出したいと考えております。まだどんなふうにするかということで、公表する段階にはありませんので、ちょっと町民の皆さんはそういう点では、やきもきしている点があるかと思いますが、御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） やはり町民の皆さん、意見を募集してくださいといっても、なかなかそのどういった規制があるのかとか、その計画自体をなかなか知らない。全体像が、非農用地だけがクローズアップされて全体像も知らなかったりとか、そういうところもあります。また、議会の中にも、私も含めてなかなかこういう報告が、これ、なかったんじゃないかなというふうに思うんですけども、多目的広場、昨日の中山眞議員の答弁の中で、申請内容についての答弁で、「多目的広場はスポーツ振興と健康増進、そして防災機能を併せ持つ施設として圃場整備計画で位置づけがされております」と言ったんですけども、この議会内にこういった計画で位置づけがされていますという報告が私はちょっと覚えがないんですけども、どの段階でこういう位置づけがなされたんでしょうか。

私の認識では、取りあえず1億円程度の圃場整備の2ヘクタールの圃場整備のエリアと1億円くらい土地購入には費用がかかりますよということで、終わっていたので、それ以降に、こういう、要するに、申請内容等がいつこういうふうになって、国のほうに申請になったのか、教えていただきたいと思います。

議長（矢口新平君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） 手元に資料ございませんので、その具体的な年月日については、お答えすることができませんが、要はそういうところで2ヘクタール使いたいということで、県のほうには出してあります。その先ほど申し上げたそれぞれの要素を文面に落とし込んだのが、この間の町民説明会に用いたものだということで、御理解をいただければと思っております。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） こういったところも、申請内容を我々も正式に聞いていないというよ

うなところもあります。具体的にこういう用途でということが、足かせといいますか、造らなくてはいけないということになっているということも、なかなかこういう表面化されていなくて、いかにやはり昨日もそうですけれども、費用を抑えて、また様々な取りあえずはそこで、こういう耕作放棄地ではないですけれども、限りなくこういう自然に近い状態で残しておいて、またその後考えられることが予算が余裕が出てきたら、そういった考えが設置ができるのか。やはり、私も町民の皆さんと話をしている中で、計画をつくるために事業があるというところに、結構こういう疑問視されている方もあります。

てるてる広場、芝生で非常にきれいなんですけれども、そこも社総交の事業の中で、本当だったら駐車場が必要だよなという議論の中なんだけれども、結局補助金がこれだけ多くつから、芝生広場でなったということもありますし、町民が本当に望んでいるものをつくるのが町の責務であって、何というんですか、この会染圃場の事業の中で、この非農用地は池田町のある程度、確保できたということは非常に評価するんですけれども、そのところに本当の町民の皆さんが望んでいる、今の経済状態、今の財政の状態の中で造らなければいけないという、そこのジレンマもあろうかと思えます。

だけれど、町民の皆さんは、いやいやここにはちょっとわざわざそういう施設は必要ないよと、将来的には必要になれば造れる状態にしてくれれば十分じゃないかと、やっぱりそういった意見も多いわけです。確かに、南部のほうに遊具は欲しいとか、そういった声もありますし、クラフトパークではなかなか使いづらいという方もありますけれども、実際、町民のこういう大きな流れでは、やはりお金を今かけるべきじゃないという大勢が多くを占めていると思えます。

そんな中で、本当にこういった、しかもあの場所は、ハザードマップでもかなりの水位がくるといわれておりますし、各地から子供たちが普通に走って遊びに行ける場所ではない中に、そういったこういうちびっこ広場といいますか、子供たちが集まる施設を造るといこともなかなかこういう今の時代難しいところもあります。やはり、そういったところで、もう一度、どこまでだったら協議が国・県のレベルで変更が利くのか、やはりそこら辺のところ、最大の歩み寄れるところはどこなのかというところをしっかりと改めて議会に示していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） それでは、お答えしたいと思いますけれども、まず、基本的に、従来の公共施設というものは、初めから何々が欲しい。そのためには、このくらいの規模が

欲しくて、この位置に欲しいというところからスタートしてまいります。

ところが、今回は、あくまでも圃場整備ということでありますので、そのエリアの中で、耕作ができないという方が、要は、耕作放棄地にしてはいけないので、それらの土地を全部集めまして、非農用地という位置づけで、そこで町が公共用地として取得をするというところからスタートしております。一番の悩みは用途、先ほどから挙がっております、何がいいんだ、何がいけないんだというのがありますが、一番このネックになってまいりますのが、公共用地を取得するというのが、ちょっと難しい言葉で申し訳ないですが、収用法という税法上のものによりまして、公共用地として取得しますので、売った地権者の方に税金がかからないというシステムになっております。ですから、そうなってまいりますと、よく昔も話ありましたが、住宅難だ、人口増やさなくてはならない。民間のところ建売住宅を造成で売ってしまえばいいじゃないか、民地として売ってしまえばいいじゃないかという話がありますが、民間が開発するということになってまいりますと、この収用法の適用外になってまいりますので、何とか公共用地でできるものをと考えなければいけないということになってまいります。

ですから、最初に申し上げたとおり、どちらかという、ちょっと後出しじゃんけんに利活用を考えなくてはいけないという苦しさはあるわけでありまして。本来は、圃場整備の計画と同時並行でやっていかなければいけなかったわけですが、どうしても本工事のほうの調整が主眼にいきまして、非農用地が後に回ってしまったということも、もうこれは反省してももう時は戻りませんのでいけないわけですが、そういった細かい話も今後、議会の皆さんに話はしていかななくてはいけないわけでありまして、今の前回のお話の中でも、やっぱり非常に金額が高い、そして類似施設がある。それと防災施設といっても一番のネックはあれだけ堤防が氾濫する近くに防災施設というのはどういうことよというような、雨が降ったとき、わざわざそんな近くに行くんですかという面もあったりしまして、今ちょっと半分以上の計画を見直しをかけております。

それには、県との協議もまだまだ進んでおりませので、それが近いうちにははっきりするかと思っておりますので、そうした段階に、議員の皆さん、それと地権者の実行委員の皆さん等にお諮りをしまして、その後にもまた住民説明会というような日程を考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 見通しが少し見えてまいりましたので、ぜひ、そういったところも町長のリーダーシップの下、スピードを上げて取り組んでいただければと思います。

続いて、1丁目の商業等の活性化エリアについてであります。

これも大出議員と重なるところもありますけれども、過日、振興文教委員会で、議会として、中心に美術館、創造館、そして交流センターかえで、東隣の商業等活性化エリアを視察いたしました。活性化エリアについては、担当係長から活用について、公募を含めた検討を今年中に実施したいとのことでした。ようやく少しずつ動き始めていると感じています。このエリアは、昨年秋に実施した商工会やにぎわい創造社などが中心として企画した感謝祭では、予想を超える700人以上の来場者がありました。それだけ活性化エリアが持つポテンシャルは十分にあるとみんなが認識をする事業だったと思います。

現在の社会はなかなか先が見通せない時代です。だからこそ、活性化エリアを活用して、移動販売や臨時販売所、先ほどもありましたけれども、青空市場等のチャレンジできる場所として活用を提案をいたします。建物をまず建てるのではなくて、何の商売が適しているのか、見極めるためにも、町が社会実験的にエリア、これは一部でも貸し出して、民間事業者を活用していただくことこそが、町なかの活性化のこれは第一歩につながるものと思います。

町の見解をお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） この件につきましても大出議員さんの御質問にお答えした通りであります。まずは、使用目的に沿った活用ということで、商業用地として公募するよう検討しているところであります。

結果どうなるか分かりませんが、一応、これは本当に商業用地としての取得をした土地でありますので、その目的に沿ったということで考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 商業用地ということで、そこには、私も賛同するところであります。しかしながら、あの用地は結構広いんですね。一つの事業者としてなかなかこういうやるにはハードルがかなり高い用地だと思います。金額にもよります。たしか取得代金、建物壊して7,000万円ぐらいかかっていました。かなり多額の金額がかかっておりましたので、やはりそういったところも踏まえて、たとえ、こういう公募をして例えば、半分に切って使い

たいとか、4分の1使いたいと、そういったことも可能なのが、公募方法について検討しているということなんで、具体的にこの公募方法について分かれば教えてください。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） まだ結論は出ておりませんが、公募の条件につきましては、これから精査してどんな形で公募すればいいのか、検討してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 多分、今のところ先ほど動物病院という話もありましたけれども、本当にしっかりとした計画がないと、建てたはいいけれども、そのままなかなか人が入らずという施設にもなっても困りますので、そういったところをやはりどういうふうに見極めていくか、公募で決めて、私が思うには、本当にあそこは、商業のチャレンジエリアとして、どっしりとした建物を建ててもらうのではなくて、ちょっと身軽なものの方がいろんな市町村、私も視察した中で、そういったこういう、すぐ移動できるような施設も多々ありました。時代とともに変わってきますので、そういったところも公募の中で、提案の中でそういったものもあれば、うまく採用して活用していけばいいかなと私は思うんですけども、ずっとこういうやってもらうのも大事なんですけども、やはり池田町のこの町の中から見て、またそこでチャレンジしてもらって、よければ空き店舗に入っていただくということも、町なかの駐車場も充実してきましたので、そういったところも考えられると思うんですけども、単なる1個の企業なり、そういったものを誘致するのも一つなんですけれども、もうちょっと柔軟に考えてもいいかなとも思うんですけども、町長いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） その点につきましても、十分考慮して、柔軟に検討してまいりたいというふうに考えています。いずれにいたしましても、活性化というのが大きな目的でありますので、それに準じたやっぱり活用というところが一つの視点になるかなと思いますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 実際、この日程が今年度なのか、今年いっぱいとか、担当係長からお聞きしているんですけども、いつぐらいに、要するに、今のところめどは立っているでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 一応、年内には公募かけたいというふうには考えております。議会終わり次第、早急に検討を進めてまいりたいというふうに思います。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2番目の大きな質問であります。

若者、子育て世代への町づくりの参画についてであります。

若者や子育ての世代への町政への参画について、成人年齢が二十歳から18歳に引下げされました。町の成人式も「二十歳のつどい」として、去る8月14日に昨年と今年の2年分、無事に開催をされました。記念講演として、千本木台出身で大学院生の伊藤将人さんが、「町長になりきって地域のことを考えるワークショップ」を開催して、好評だったとの声をお聞きしています。このような取組をぜひ世代をもう少し広げて、事業化できないでしょうか。

小・中学生の頃から将来について考えるキャリア教育も浸透してまいりました。若者や子育て世代が町政について考える機会の創出こそが人口減少時代に対応した一つの切り札になるのではないのでしょうか。町長のお考えをお聞きします。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） ただいまの御質問であります。成人年齢が18歳に引き下げられたことにより、選挙権が与えられたわけではありますが、一票の選挙権があるということは、しっかりとした判断が求められるということでもあります。18歳以前から、政治に関心を持ち判断ができるよう、教育の中で培っていかねばならないのではないかと考えるところであります。

昨年、高瀬中学校では、総合的学習の時間の中で、地域の有識者を招き、池田町各分野の話を聞き、池田町を知るといふ授業を行っております。私も呼ばれまして話をさせていただきましたが、「町長とはどういう仕事をしているのですか」と素朴な質問もあり、幾らかでも町政に関心を持ってもらえたのではないかと感じております。その後、町長を中心とした寸劇も行われ、町長の役には私の孫が抜擢されたという話も聞いております。

そんな形で、18歳になったから教育しても、もう1票持っていますので、確かに、議員御指摘のように、小・中学校から政治あるいは町、あるいは環境等についての教育というのは私も必要というふうに考えております。今後もキャリア教育の中で、政治についての学習も取り入れていければと願うところであります。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） キャリア教育にも取り組んでいくという話でありました。やはり町も取り組むとなれば、議会も同じように取り組んでいく必要があるのかと思います。私の思案でも、この議場を教室に開放しても十分いいんじゃないかと、放課後も空いていますし、ほとんどのところも空いている。席は整っていますし、マイクもありますし、様々なところで活用をできればなと思う次第であります。

それは議員の皆さんの御理解の下だとは思いますが、いずれにしても教育長にお伺いしたいと思っておりますけれども、どのように、今、町長申し上げましたけれども、キャリア教育、またなるべく若い人たちに町づくりに参画していただきたいという強い思いもあろうかと思っておりますけれども、教育長の考えを少しお聞かせください。

議長（矢口新平君） 教育長。

教育長（山崎 晃君） 選挙権が18歳に下がったということでありまして、これは社会科を中心としての公民教育で十分扱っているものというふうに思っています。それから、池田町のことをどれだけ子供たちが知るのか、理解できるのか、実はそこが一番要ではないかと思うんですね。私、ここへ来てまだ半年たっていないんですが、教育委員会の下に文化財の展示室というのがございますけれども、高瀬中学校の子供たちが非常によく来ているなということをおもっていました。また、あの施設を整えたということは、この子供たちにとっても非常に有意義だったなということをおもっております。

総合的な学習の時間でも非常によく扱っていただいているということを感じておりますので、こういう取組をさらに続けていくということ。それから、矢口議員さんがおっしゃるとおり、子供たちが自分が、例えば町長だったらどうなのというような、そんなような総合的な学習の取組も実際に高瀬中でもやったりしていますので、そのような取組も教育委員会としても応援をしていきたいと思っております。

それから、キャリア教育という言葉が今出ていますが、これは単に、職業選択ということ

だけではなくて、今、小学校でもキャリア教育が大事だということを言われています。その根幹は、自分を知る。だから、どんな活動をしたときにでも、自分はどんな心の変化があったのかということ蓄積しながら、自分を知って、そして将来の自分を描いていくというようなことで、これについても小学校段階から丁寧に進めていきたということを思っているところです。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 今、教育長からもありましたとおり、様々な世代を超えて、キャリア教育なり、この池田町を知るといったこと。やはり、外を知ることも大事なんですけども、なかなか自分の町を知ることってなくて、私も含めて、外に行って初めて池田町はどうなんですかと聞かれるんですね。そういうときに、やはり答えられないことも多々ありますので、そういったところも大事かなというふうに感じております。また引き続き、そういったところにも力を入れていただきたいと思います。

若者に魅力ある町づくりについてお尋ねをいたします。

この町を担っていくのは、若者や子供たちです。コロナ禍の中で卒業式や入学式に児童・生徒が全員一堂に出席することも難しい状態が続いております、そのような状況の中で、町長が考える若者に魅力あふれる町づくりとはどのようなものでしょうか。また、町長が今、若者に伝えたいことは何かお聞かせください。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問であります、魅力というのは、人それぞれ求めるところが違うと思われませんが、若者にとってどうかと言われると、やはり夢が感じられるような、あるいは、子育て環境が整い、交通の便もよく、住みやすい環境などが挙げられると思います。

町づくりについては、為政者の思いによるところが大きいと思いますが、私は、「美しい町」をテーマとして、取り組んでまいりました。そして、私として、魅力とは、次々と新たな取組に挑戦することであると考えておりますし、時代の変化とともに、常に新たな課題が生まれてまいりますが、その課題に挑戦し、変化を起こしていくことが大きな魅力と感じているところであります。若者にとっても、その変化していくこと、さらに言えば、未来志向の変化こそ、魅力と感ずるのではないかと考えております。

また若者に伝えたいことはとの御質問ですが、まさにSDGsの精神の実現に取り組んでほしいと考えております。地球環境は破滅的な状況に突き進んでおりますし、国や民族の紛争を通して、社会の分断が進んでおります。人と人とがいがみ合い、憎みあい、世界は決してSDGsの求めている方向には向かっていないように思われてなりません。次代を担う若者には、極めて大きな課題がのしかかっておりますが、その重さに潰されることなく、強い気持ちで解決に向かって取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 町長の今、若者に向けてのこういうメッセージとありますが、伝えたいこと。これを直接やはり伝えてほしいんですね。やっぱり池田の町長こういうふうを考えているということ。もちろん、成人式のとことや様々なところでありますけれども、やはり文章を読むだけではなかなか伝わらないところもありますので、そういったところを、この後に出てきますけれども、SNSの活用やそういったところに向けて、池田町の若者に向けてのメッセージとして、直接、ぜひ、伝えていただきたいと思います。

こういったところのやはり取組、池田町への愛着形成、池田町ふるさとを愛する、そういった若者への一助にもなろうかと思いますが、こういったものをぜひ表面化して、若者の皆さんにぜひ伝わるような一つのパッケージとして、取組でいただきたいと思います。町長いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ただいま議員から御指摘、御提案いただきましたので、大いに検討して、やはり、発信しなければ伝わらないというのは現代かというふうには認識しております。大いにいろんなツールを使って、発信できるように、検討してまいりたいというふうを考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） ぜひ期待をしておりますので、お願いをいたします。

続いて、今度はデジタルの活用のほうでございますけれども、若者を中心に、今は幅広く、また、高齢者でもSNSの活用が広まっております。その中で、SNSの活用と役場内DX

チームの運営についてお尋ねをいたします。

役場内にデジタル化を推進するDXチームが発足して、約半年がたとうとしています。まだまだ手探りかと思いますが、現状の課題と具体的な事業展開について、お聞かせください。

議長（矢口新平君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） それでは、私、DX推進チームの委員長というものを仰せつかっておりますので、私のほうからこの件について御回答申し上げたいと思います。

今までは、各課システム管理者チームというものがありませんでした。主な役割といたしましては、パソコン上の管理者権限を与えまして、そこでハード及びソフトの更新を行っていたということでもあります。これからは、それらのチームを核といたしまして、新たにDX推進チームが再建築といえますか、編成されたわけではありますが、業務としましては、今までの業務プラス各課業務の問題点の洗い出し、それとそれに対する対応策ということになってまいります。

ですから、これからの答弁につきましては、答える内容、そっくりそのまま若い世代に直結するということではないですが、主な方向性というようなことで、お聞きとしていただければ結構であります。第1回目の会合は、8月5日に行われております。その間、担当しておりました企画係でも順次準備を進めてきてまいりまして、その会議時では、4つの現在進行しているプロジェクトというものの報告をさせていただきます。

まず1点目ではありますが、基幹系端末の更新ということでございまして、これにつきましては、大町にあります情報センター、ここで管内市町村の共同電算処理をしておるわけですが、その共同サーバーが一新されたということを受けまして、それにぶら下がっている、当町の間接サーバーと基幹系の端末、これは全部更新をしたということで8月中に行っております。

2点目、これが一番議員の本丸かと思えますけれども、LINEの公式アカウントの申請ということでもあります。既に町としましては、LINEの公式アカウントは取得しております。ただ、それだと通常版でありますと、情報出しするには1,000件までは無料なんです。それを超えると有償になってしまいますということになっております。ですから、町としては、その一旦は公式アカウント取得しましたので、次のステップに進むということで、そこで出てまいりましたのが、地方公共団体プランというものがございまして。これに現在申請中でありまして、もう間もなく、許可が下りてくるかと思えますが、これを取得しますと、情報出しにつきましては、数は無制限無料化にできるということがございまして。

この特権を最大に生かしまして、従来のプッシュ型情報をやっぱり文字が中心ということになっておりましたが、これからは、画像プラス動画でもそうした情報は発信ができるということが分かってまいりましたので、どのような場面で、どのような情報を発信するかというのは、今、検討に入っているということでもあります。ですから、以前から議員がおっしゃっている町外に出ていった若者への情報発信というものが、やはりここが一番のメインになってくるのかなと思っております。

あと3点目でございますが、庁舎内のWi-Fi化ということでございます。これにつきましては、一般住民向けのインターネットにつきましては、フリーWi-Fi化で、もう整備してございますが、そこに加えまして、業務用のインターネット回線もWi-Fi化することです。これによります一番のメリットは、例えば、今日みたいに議会に出席する方全員にタブレットを配付しまして、そこへ議案集をオンライン配信ができるということが可能になってまいりますので、ペーパーレス化という動きにもなってまいりますし、また、職員自体も自席で使っているパソコン、全部LANケーブルでつながっていますので、持ち運びに難があったわけでございますが、このシステムを構築しますと、例えば、大会議室に持って行って、プレゼンができる、あるいは情報検索がすぐできるということで、業務の効率化につながってまいります。

これにつきましては、費用は今回の補正予算で計上してございますので、詳しくはそちらのほうで説明があるかと思います。

そして、4点目でございますが、これも議員が前からおっしゃっていたとおり、施設予約の構築ということでありまして、公共施設のオンラインによります予約というものを実現するために、ベンダー、いわゆる取扱い業者というふうにとりつけていただいて結構ですが、ここ数社と現在、協議に入っているというところであります。

これは、今後の推進方策としても報告したところでありますが、課題であります。やはり一番は職員のITリテラシーの向上というふうになっています。ここでいうITリテラシーとは、パソコンの通信、情報、セキュリティー、この3つの分野の知識を高めるということになっておまして、これがないと、パソコンはどうしても大小のトラブルありますが、何もできなければ、右往左往して業務が止まってしまうということがありますので、知識を高めながら、そして、この知識がないと初期の目的であります業務の問題解決と話になりませんので、スキルアップしていくということ。それと第2点目としては、情報系のハードの更新、それとソフトの強靱化というようなものが課題として挙がっております。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 様々な取組が始まって何よりであります。また、ぜひ早期に一つずつ実現に向けて取り組んでいただきたいと思いますけれども、今、町長も先日、話されましたマイナンバーの普及率の関係で、これもDXにもひもづけられてくるかと思えますけれども、なかなか池田町、マイナンバー取得しても使う道ないよねという人が多くて、保険証というのがあるんですけれども、私もそうですけれども、持っていて、これを保険証にして、ナンバーを常に持ち歩く、そういったちょっとリスクのほうがちょっと大きいかなというふうに感じてはいますけれども、そんな中で、各地方自治体、今、コンビニでのマイナンバーによる住民票の交付というサービスが始まっておりますけれども、町としては、どのような方向性でいるのか、ちょっと短めにお答えいただければと思います。

議長（矢口新平君） 副町長。

副町長（小田切 隆君） その件につきましても、第1回目の会合で出てきております。取りあえず今、マイナンバーで住民票をコンビニで発行している自治体がございますので、その後追いをすることは、非常に楽なんですけど、もう一つ課題としては、コンビニの税金の収納ということもやりたいということになっておりますので、もう少しソフトウェアが充実してから、うちはそういうところに手を挙げていきたいなというふうに考えております。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 池田町らしいDXの方策を進めて、本当に、そういうメリットがあれば、マイナンバーも増えてきますので、ぜひそういったところも加味しながら、ぜひお願いしたいと思います。

続いて、大きな今度は3番目、最後の質問でありますけれども、自治会への加入促進とごみステーションの在り方についてであります。

自治会の加入状況と現状の課題なんですけれども、自治会の加入状況について、先日、総務課の担当者から説明を受ける中で、池田町も他自治体と同様に、徐々に加入率が減少していることを知りました。平均加入率は過去の調査で平成19年では97.1%、平成25年では92%とのことでした。今回、自治会協議会を通じてアンケート調査を実施しているとのことでもあります。総務省が調査した2020年の全国平均の数字を88.6%にかなり近づくものではないか

との話を聞いて、何か、何とか対策を考えなければいけないと思うとともに、行政だけの問題ではないことも強く感じております。

6月に一般質問の中で、薄井議員がお聞きしたところ、73%という数字も出てきたとお聞きしております。まず、現在の加入状況の把握と課題について短めにお聞きしたいと思います。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） それでは、ただいまの御質問であります。現在の加入状況は自治会アンケートとして現在取りまとめ中であります。結果は12月に行われる自治会協議会にて配付し、議題として扱う予定ですが、自治会各所から脱退の話聞くので加入率は低下していると予想されます。

以前から転入者の自治会未加入問題はありましたが、行政としては転入時に住民課の窓口で依頼、分譲地を造成する業者へは購入者が自治会に加入するよう依頼するなどして加入促進をしてきました。しかし近年では、高齢や役員になりたくないと言った理由から、自治会を脱退する例が散見してきましたので、新規加入者を増すことと脱会者を減らすことが現状の課題であります。

以上といたします。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 課題も認識しているということでございます。自治会未加入世帯の加入促進の、今度方法の見直しについてであります。先日の自治会協議会でも未加入世帯についての議論がされたとのことでした。自治会長さんの御苦勞が本当に伝わってまいります。また、過去の総合計画策定時での自治会の今後のアンケート調査というもの、資料をつけさせていただいたんで、裏面を御覧いただきたいとは思いますが、その結果によると、年齢が若い世代ほど、「希望しない世帯は未加入でもよい」、「組織そのものの見直しが必要である」との回答割合が増加しております。現在は、この割合がもっと高くなっている可能性があります。自治会未加入世帯の課題を先送りすることなく、12月の自治会協議会に向けて、何らかのアクションや加入促進の見直しなど、具体的な行動を起こすタイミングだと思いますが、町の対応をお聞かせください。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） ただいまの御質問ですが、12月の自治会協議会では、アンケートを基

に自治会長の皆さんとで情報共有をし、意見交換してもらおう予定であります。自治会によっては、役職数や仕事を減らす、高齢者の自治会費減免などを行い、自治会員増と減少防止につながる対策をしています。まだ取組を行っていない自治会にとって、そういった情報を得ることは、見直しを行う大きなきっかけになるものと考えております。

例えば、自治会員が減る一つの要因として、行事が多いということがあります。自治会の行事はコミュニティーを形成する上で重要なものである一方、それを運営する方は高齢化などによりお知らせを配付するだけでも一苦勞となり、役職を受けるようなら自治会を抜けるといった事案につながってまいります。他方、ゴミステーションの管理などは自治会の皆さんにお願いしたい最低限の役割であり、自治会未加入の皆さんにもその必要性は理解いただけることだと思います。

いずれにせよ、自治会の皆さんで決めていただくことがメインになるため、その情報を共有する場を提供することが第一と考え、12月の自治会協議会を開催する予定であります。アンケートでは町に求める施策も聞いています。そういったものも参考に、また、SNSなどのITツールの利用も自治会の皆さんの負担軽減につながると思いますので併せて町の支援策を考えていきたいと考えております。行政関係からの依頼される仕事も多いことも認識しておりますので極力依頼を少なくできるよう検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 今、自治会の課題が出てきて、特に、自治会長さんの何と申しますか、労力というのが非常に高まっております。様々なところで、本当は自治会長さん365日、休みなく活動されているんじゃないかなというふうに思います。そういったところを見ていけば見ているほど、自治会の方は、いや、この役員は厳しいなというふうになってきてしまう。先ほど、一番最後にありましたけれども、極力依頼を少なくする。あと、やはり池田町は自治会パートナー制度というのがありますので、やはり、そこがちょっと有効的に活用ができているのかなと思います。やはり、そういったところに役割をちょっとお願いして、分担をしていただく、自治会パートナー制度の見直しについても一言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 自治会パートナー制度を行っておりますが、地域によって、非常に温

度差があるのも事実であります。一生懸命、声をかけていただけたところと、なかなか声をかけていただけないというようなところもありますが、非常に自治会要請等については、パートナーが大きな役割を担っているのかなと思います。その辺も含めまして、自治会からのパートナーとの関係についても要望を伺ってまいりたいというふうには考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） また12月の自治会協議会で、また、自治会長さん1年で代わられる方が、やはりハードなんで1年が限度かと思えますけれども、そういったところも踏まえて、来年度以降のまた自治会長さんへの、こういううまくバトンタッチができるようお願いしたいと思えます。

続いて、今度のごみステーションの在り方についてお聞かせください。

各自治会で管理を行っているごみステーションでありますけれども、自治会未加入世帯が増加すると維持管理についても影響が出てくる可能性があります。各自治体でも対応に苦慮しているケースもあると聞きます。町としてごみステーションの在り方についてどのように考えているのか、まず1点目、お聞かせください。

続けてお聞きいたします。また、加入世帯の減少による自治会の負担増についてであります。やはりごみステーションにも関係してくるとは思いますが、自治会未加入世帯が増加すると加入している人だけが負担増になる可能性もあります。その結果、さらに未加入の方が増えることも予想されます。この問題は、自治会加入者が考える問題ではなく、入居時から入っていない方や以前は入っていたけれども、抜けてしまった人など、未加入世帯の方にも関心を持っていただく必要があります。お互いが理解して初めて住みやすい、安心安全な地域な地域につながります。加入している方の負担増にならないよう、それぞれの間を取り持つ仕組みづくりについて、町の考えをお聞かせください。2点あります。よろしくお願ひします。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） まず、ごみステーションの在り方についての考えであります。池田町開発事業指導要綱第22条というのがあります。その第3号には、ごみステーション、廃棄物集積所の維持管理等について明記されております。そこには、集積所を利用する者の間で責任者を決め、維持管理することとし、利用者は、当該集積所に支障が生じた時は、速やか

に適切な措置を講ずるものとするがあります。これは既存のごみステーションにも適用されます。

以前、自治会未加入者のごみステーションの利用について、自治会長を対象に調査したところ、多くの自治会で掃除当番に加わってもらうことや使用料を払うことを条件にごみステーションの利用を許可していることが分かりました。自治会ごとにごみステーションの設置の経緯や経過が異なるため、全ての自治会において前述の方法が当てはまるとは思いませんが、自治会ごとの考え方で維持管理に努めていただくことが原則だと考えております。

次に、ごみステーションの管理や地域の美化清掃、災害時の安否確認などは、自治会の皆さんにお願いしたい最低限の役割であります。自治会未加入の皆さんにもその必要性は理解していただけたところだと思います。自治会の皆さんにはそういった点も考慮し、自治会活動を最小限にしていくか、準会員などの位置づけを新設し、必要最低限の労力と金銭を負担していただくようなことも一案かと思っております。

地域コミュニティは地域を守る重要な要件であります。全国的な課題ではありますが、地方においては、地域の協力体制を維持し、守っていくことは、必須の条件ではないかと考えております。どのように対応していけばよいのか、自治会の皆さんと意見交換しながら、解決策を模索してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） ごみステーション、また自治会の加入との兼ね合いも関係性は結構深いものがあるかと思っております。その中で、やはり、一度こういう制度をつくってしまうと、いや、ごみ捨てのごみステーションの利用料金だけ払っていただければいいんだという話なれば、どんどんそちらのほうに動いていってしまいますので、そうすると、今度は広報いけだの配布方法なんかが、どんどん影響が出てきてしまう。取りに来てくださいといっても取りに来ない。また、そういったところの情報伝達について、池田町の施策やそういったものがなかなか伝わりにくいといったところも出てくるかと思っております。

池田町は、この1万人弱の人口で、3,000強の世帯がちょうどいい、本当に隣同士が顔が分かるぎりぎりのところだと思うんですね。ぜひこういったところをどのような方法がいいのか、ちょっと先進地も研究するなどして、ぜひ、本当に自治会長さんに、本当に力が一気に来ている状況でもあります。なかなか自治会長さん、時間が取れない中、そういった議

論も行っていただいております。しっかりとした今、自治会で組織をして、なかなかそういう脱会者が出ないといったところもありますし、もう1回出てしまうと、ずっと出始めてしまって、なかなかそういった脱会者が止まらないといった自治会もあります。そういったところを丁寧にもう一回、12月の自治会協議会がありますけれども、自治会長さんだけではなくて、もう少し違った方法でも何かこういう自治会の加入者を増やす。また、脱会者を減らす対策を真剣にちょっと考えていただきたいと思いますが、もう一度町長の考えを聞かせてください。

議長（矢口新平君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 自治会の組織が崩壊するということは、地域が崩壊するということにつながっていくと私は考えておりますので、いろんな県内でもいろんな状況に応じて対応しているところもあるかとは思いますが、いろんな情報を集めながら、この問題に対して、どのように解決していくか検討を重ねてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 池田町の今後の在り方を大きく左右する団体でもあります。ぜひ、自治会に入ることのメリットをもう一回洗い出していただいて、どんなメリットがあるのか、デメリットよりもメリットのほうが優れば、絶対加入していただけますので、そのデメリットを少なくして、メリットを明らかにする。そういったところをぜひ取り組んでいただきたいと思います。また、今後もこの質問については、継続して結果等もお知らせいただければと思います。

以上で終わります。

議長（矢口新平君） 以上で、5番、矢口稔議員の一般質問は終了しました。

松 野 亮 子 君

議長（矢口新平君） 一般質問を続けます。

9番に、1番の松野亮子議員。

松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） 1番、松野亮子です。

議長（矢口新平君） マスクを取ってください。

1番（松野亮子君） 9月定例会での一般質問をさせていただきます。

今日は、持続可能な農業のための町の方針についてということで、質問させていただきます。

1965年に自給率73%でしたが、こちらをピークに日本の食料自給率は下がり続けています。最近では、日本の自給率はカロリーベースで38%と言われております。つまり残りの62%は、海外からの輸入に依存しているということになります。食料の62%を海外からの輸入に頼るといのはとても危険なことだと考えます。万が一、海外からの輸入が何らかの事情でストップした場合に、飢える人が相当出るのではないかとということになります。輸入依存の日本の食料ですが、輸入を可能にする前提が大きく崩れ始めているのではないかと考えます。

海外、特に中国での食料需要の増加やウクライナ紛争、海外での異常気象による作物の不作などの原因により、小麦を含めて食料の価格が上がっています。さらに、円安の進行により、食品の値上がりにさらに拍車がかかっております。円安の影響は、食品の値上がりだけでなく、燃料や化学肥料などの資材の入手にも影響を及ぼしています。日本で作らずに海外から買えばいい、政府はそのように公言こそしておりませんが、食料自給率の向上と口では言うものの、実質的には、日本の農業は切り捨てられてきたと私は考えております。国が本気で自給率を高める政策を取らないのであれば、今後は、海外からの供給がストップすることを念頭において、自治体レベルで何らかの対策を考えておく必要があるのではないかと考えます。

国内で米価が下落していることが大きな問題になっていますが、さらに化学肥料の価格の高騰により、再生産が不可能になることが懸念されています。化学肥料の値上がりについては、国からの補填があるということが既に発表されていますが、その中身は、化学肥料の使用を2割削減した農家に対して、肥料価格の上昇分の7割を国が補填するというものです。

J Aで聞いた話ですと、大北地域での米価の相場は1俵60キロ当たり、だいたい1万2,000円から1万3,000円だそうです。この価格は採算ラインぎりぎり、ほかの人に作業を委託している場合は赤字になるそうです。米価が下落している中で、化学肥料の価格が上がったら、国の支援策があっても、離農者が今後増える可能性は高いのではないかと話しました。

農業が持続可能であるためには、課題はいろいろありますが、作り手を確保することが最重要です。農業従事者の高齢化が進んでいる中、後継者をどうするのか、後継者不足は池田町に限ったことでなく、全国の農村で大きな問題になっていますので、もし、新規就農者を呼ぶことで、その解決を図りたいと考えるのであれば、かなり魅力的な条件を提示しない限り、池田町での新規就農を考える人は多くはないと思います。具体的に考えて、今から動き出さないと手遅れになるのは目に見えています。

現時点では町には遊休農地はないというお話を伺いました。農業従事者の高齢化はどんどん進んでいるため、今は遊休農地がなくても5年後、10年後に増えるのは確実です。遊休農地の利用を今から考えておかないと5年、10年たったときに、美しい池田町の景観が保てなくなるのではないかと懸念しております。農業が持続可能であるためには、まず農業者を増やすことが必須ではないでしょうか。

現時点では、池田町に遊休農地はないとのことですが、今後増えるのは間違いないと思います。5年、10年後にどれぐらいの面積が遊休農地になるのか、なりそうなのかお示しいただけますでしょうか。

議長（矢口新平君） 大澤振興課長。

〔振興課長 大澤 孔君 登壇〕

振興課長（大澤 孔君） それでは、お答えいたします。

遊休農地は、主には管理されておらず、さらに所有者に自ら管理する意向もない農地のことでございますので、一見管理が不十分であることのみをもって遊休農地と判断されるものではございません。

実際には、近年、遊休農地に分類される農地は発生しておりますが、現時点では貸付けにつなげることにより解消されている状況でございます。また遊休農地ではございませんが、条件の悪い農地が借手から返却されるケースが出始めており、次の貸付け先を探す対応が増えてきている状況ですので、今後遊休農地が増加する懸念がございます。

御質問の5年、10年後の遊休農地ですが、このままだと増えていくことは十分考えられますが、その規模につきましては、法定計画である人・農地プランを検討して途中で、早ければ来年度に農業者等に対し、将来を見据えた意向調査を行う予定ですので、その中で見えてくるものと思われま。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） 5年とか10年というのは、あっという間に過ぎてしまう時間だと思います。そのときになって、見渡したら何かやってくれる人が見つからず、荒れた田畑が広がっているというこのようなことはぜひとも避けていただきたいと思いますので、本当になるべく早くからの対策を取っていただけたらと思います。

次の質問ですけれども、遊休農地をどのように活用していくのか、遊休農地が出てきたときに考えるのではなくて、今から検討を重ねていく必要があると思います。10年、20年後を見据えた町内の遊休農地の利用方法についてのビジョンをお示してください。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

農業の10年後先を見据えたときに、現在の耕地の半分以上の耕作者が変わるとの予測が立っております。しかし、その分が全て遊休農地化するというわけではありませんが、担い手の確保は、喫緊の課題であります。また、作物についても、お米の消費量が減少しておりますので、水稻農業からの転換が迫られているところであります。町としましては、水稻に代わる作物を模索しておりますが、地質の問題、担い手の問題等もあり、方向が見いだせない状況であります。今後、将来を見据えて、農業者との懇談や研究会を立ち上げ、持続可能な農業を目指して取り組んでまいります。

以上です。

議長（矢口新平君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） 長野県の伊那のほうの松川町では、遊休農地の活用がきっかけになって有機学校給食に力を入れ始めたということがあります。池田町でもぜひそのような、既に一部お米、有機米の導入とかは始まっておりますけれども、その他の食材についても、有機食材を学校給食に提供するといったことも考えられるのではないかと思いますので、そのようなことも検討課題に入れていただけたらと思います。

あと、ちょっと財政難で苦しんでいる町に対して、これを言うのはちょっとどうかなとも思ったんですけれども、先ほど、冒頭に申し上げた食糧危機というのが、私はやっぱりとても気になっていまして、今、なぜ米が余っているかということ、それは海外から小麦なり何なり、いろんなものが入ってくるのが可能だからお米が余っているんだと私は思います。

万が一、将来、海外からの供給がストップしたときに、本当に食べ物がなくなったら、お

米、今余っているとされているお米で果たして日本人は食べていけるのだろうかということも懸念しております。ぜひ、将来的に財政難が解決したとき、ちょっと分かりませんが、将来的には、万が一の食糧危機のときに町に十分なお米の備蓄があって、それで何とか町民の人が飢えずに済むというような、そのような体制を整えるようなことも考えていただけたらというふうに思います。

新規就農者を増やす施策についてですけれども、若い農業従事者を増やすということを視野に入ると、当然、子育て世帯の新規就農者に池田に来てもらうにはどうしたらいいだろうかということも検討する必要があると思います。子育て世帯に魅力のあるパッケージを移住希望者に提示できるように、移住政策と絡めて考えることについてはどのようにお考えになりますでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） ただいまの御質問ですが、担い手の課題について取り上げてまいりましたが、現実を考えますと、どうしても新規就農者を取り込む以外に方向が見いだせません。御指摘のとおり、若い就農者を受け入れる環境づくりは当町にとって大きな課題となっております。新規就農者を受け入れるには、住まいの確保、お世話をしてくれる農業者の確保や農地の確保などの課題があります。そして何よりも生活を維持していけるだけの収入の確保ができるかとの課題もあります。それらの課題をクリアするために、あらゆる角度から検討し、多くの皆さんから知恵をいただきながら、施策を展開してまいりたいと考えております。議員御提案の御意見についても、念頭におきながら検討してまいります。

以上です。

議長（矢口新平君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） 今、町長がおっしゃった課題は、みんな全てとても重要なことだと思いますけれども、あと池田町を移住先の候補地として考える上で、今、学校給食で月に1回有機米が提供されているということもぜひ広報していただきたいなと思います。食べ物の問題に関心がある移住候補者にとっては、有機米が学校給食に出されているというのは、ポイントが高いと思いますので、ぜひその点を知らせていただけたらと思います。

次の質問です。新規就農者に来ていただいても、彼らの生活が成り立たないようでは、持続可能な農業にはつながりません。作物は作ったものの、売り先に困っている新規就農者は多いというふうに言われております。販路開拓の支援など、町でできないもののでしょうか。

議長（矢口新平君） 大澤課長。

振興課長（大澤 孔君） 町では新規就農希望者に対し、新規就農前の事業計画をつくる際に、作付品目に応じて販売先についても助言をしておりますし、事業開始後でも、相談があれば、こちらで把握している情報を提供させていただいております。

また、町独自の販路として、ふるさと納税の返礼品がございます。令和3年度の実績で申しますと、米や野菜、果物等で返礼品に登録している農家は7軒あり、寄付額は合計約1,860万円ございました。ふるさと納税は販売チャンネルとしては低コストで農家も参入しやすく、返礼品の新規登録に町も力を入れておりますので、引き続き就農者に御案内してまいります。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） いろいろ情報提供などを行っていただいているということで、ただやはり、現実、新規就農者があまり池田町に来ていないということで、先ほど町長がおっしゃったようないろんな課題をクリアしていく必要があると思います。一筋縄ではいかないと思いますけれども、今後の池田町の農業のために、頑張っていいただく必要があるのではないかと思います。

私の一般質問はこれで終わりとさせていただきます。

議長（矢口新平君） 以上で、1番、松野亮子議員の一般質問は終了しました。

倉科栄司君

議長（矢口新平君） 一般質問を続けます。

10番に、11番の倉科栄司議員。

倉科議員。

〔11番 倉科栄司君 登壇〕

11番（倉科栄司君） 11番の倉科栄司です。

9月の議会、一般質問、最後の質問者であります。

一般質問に入る前に、昨年12月、この場で一般質問をさせていただきました。町営墓地

の階段部分に手すりの設置をしてもらいたいという一般質問を行いました。今年の盆前の7月に完成を見たところでございます。理事者の皆さん、そして担当課長、あるいはまた担当の課の皆さんにこの場を借りてお礼を申し上げます。お盆前ということで、お盆に合わせたお墓の掃除とか、それからお盆の迎え盆、送り盆に行ったときに、三、四軒の御家族の方と行き合わせることができました。私は一番上にお墓を持っていますので、やはり水道のあるところから上に町営墓地を永代で借りている方にとっては、やはり階段のところの手すりの設置は大変ありがたかったと、こういう声を直にいただいております。

ただ、やはり上にあるということは、手すりがあっても、やはり年を取ってくるにつれて上り下りが大変きつくなっていくということですので、やはり副町長に現地まで行っていただきまされたけれども、駐車場の設置についても、ぜひ財政が好転した折には、ぜひ実現の方向に向かってお願いしたいということで、特に副町長さんによろしくというふうにお伝えをいただきたいと、こういうふうに言われましたので、この場を借りてお伝えをしておきます。手すりがありはたいんですが、ぜひ駐車場もということでございました。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

今回、2点についてお伺いをしたいと思います。

最初に、行財政改革推進時における職員の人事異動についてお聞きをしたいと思います。

通常、全協とか委員会では答弁の多い副町長ではありますが、一般質問のときにはなかなか補足の説明等でしか、お声を聞くことができませんので、今回は副町長にまず主に質問させていただきたいと思います。

通常、職員の人事異動は、年度当初の4月1日付をもって実施することになっていると思います。それ以外では、職員の健康面やイレギュラーな状況に対しての年度中途での人事異動があると思います。年度当初の人事異動は、かつては4月1日付の人事異動は4月1日に発令をし、3日以内に新しい部署に着任することとされてきました。それが旧年度内に3日ないしは1週間ぐらいの異動準備期間を設け、4月1日から新しい職場で執務をするように変化がされてきました。現在では、各自治体とも3月20日前後に異動の内示を発令するようになってきています。ここ数年は、池田町でも同時期、同様な異動内示が発令されてきています。

そこで、人事異動の素案概要を決定している副町長に、池田町での新規採用を含めた、通常年度当初の人事異動についてどのような流れ、形態、例えば、同一職場に何年ぐらいをめぐりに等をもって実施しているか、まずお伺いをしたいと思います。

議長（矢口新平君） 小田切副町長。

〔副町長 小田切 隆君 登壇〕

副町長（小田切 隆君） それでは、ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

それでは、まず新規採用というところからの流れで御説明申し上げますが、まずは第一に何といても、退職者の数を確定しなければいけないというところから始まります。定年退職者につきましては、管理データによりまして前もって把握しているというところございまして、勧奨退職希望者、この方につきましては6月末までに申し出るということになっております。そうしますと、7月中には次年度採用予定の数が内定しておるということございまして、これを受けまして、夏に職員募集を行いまして、秋には1次及び2次の採用試験を行い、年内にはその可否を通知を出すという流れになっております。

次に、現在在職しております職員の人事異動の流れでございますが、これにつきましては、年度末を想定いたしまして、その係に何年在職したというリストを毎年作成をしております。そのリストによりまして、おおむね3年以上在職した職員を中心に、人事案をつくっております。やはり若いうちになるべく多くの部署を回ったほうが、将来の自分の経験上にも非常に助かるということがございますので、そういった意味合いでおおむね3年というようなことで、私の中では、そういう基準を設けております。

以上です。

議長（矢口新平君） 11番、倉科議員。

〔11番 倉科栄司君 登壇〕

11番（倉科栄司君） 今朝、議場へ来ましたら、答弁書の対応がこの机の上に乗っておりました。副町長からの答弁書を見ましたら、矢口議員の1ページにもあったんですけども、例規集の目次かな、ウィキペディアの目次かなと思うようなことで、本当に短絡的に載っていたんですけども、今、血の通った温かい言葉でつないでいただいて、言葉として承りましたので、ほっとしたところであります。人事異動について、本当に御苦労されているということで、今、流れとしてお聞きをいたしました。

それでは、次の質問にいきたいと思います。

現在、行財政改革が進められている中で、職員定数の見直しが進められ、職員の人数がかなり減員されてきております。ここ数年は、退職者の不補充が実施され、また、職員の健康面での療養休暇あるいは、出産・育児休業等で職場を離れざるを得なくなる局面が生じ、限られた職員での業務執行に影響が出てきて、非常に難しい対応に迫られてくることがあると

思います。正規職員でカバーできない部分は、会計年度任用職員や臨時職員で対応していくことになるかと思いますが、厳しい状況の中でも、行政を回して、人事のやりくりをせざるを得ない副町長に現況と対応をお聞きします。副町長、答弁マスクを取ってお頼み申します。

議長（矢口新平君） 副町長。

副町長（小田切 隆君） それでは、お答えいしたいと思いますが、まずは、一度増員になった部署を経験した職員からしてみますと、これで減員になるという部署の職員につきましては、非常に負担増というものは感じてしまいます。ですから、そうした職員が減る部署の課長には、前もって次年度は減ってしまいますよということを通告しておりまして、残った職員で何とかカバーをしていただきたいという、新しい体制を構築するようには依頼をさせていただきます。

しかしながら、なかなか職員でもカバーし切れないということは実情にありますので、そうした場合におきましては、会計年度任用職員を募集するということになってまいります。ちなみに、本年4月1日の正職員の数でございますが、全部で93名ということになっておりますので、1年前に比べますと8名の減となっております。

そこに加えます、危機管理対策監、1名おりますが、これも県に報告する定員管理上では職員数に含めるということがございますので、この1名を加えますと、正職員ということでは、94名ということが公の数字としてはなっております。このうち、療養休暇、そして育児休暇等で休職している職員が10名おりますので、差引きいたしますと、実質、84名でもって行政を運営しているというのが現実になっております。

それを補う形ということでなりますと、会計年度任用職員がございませけれども、社保加入者、具体的な要件を申し上げますと、週20時間以上勤務したほぼほぼフルタイムに近い職員でございますが、これもほぼ正職員と同じ数であります、83名ということでございまして、そうしたメンバーで運用しているという状況になっております。

行革時が一番苦しいということになってまいりますけれども、やはり、今までは、職員で補えなかった部分、臨時職員でということやってきたわけなんです、今までは、臨時的経費にこれ算入されておりましたので、財務指標上、特に問題はなかったわけなんです、制度改正によりまして、会計年度任用職員の人件費は、正職員と同様に経常経費に算入するというようになっております。特に、行革審で問題になっておりました、経常収支比率、ここにもろに反映されてしまうということがございますので、ちょっとそういった事例もまた違

いますので、穴埋め的にぼんぼんというふう採用するにも、やはり数にはちょっと限度があるのかなというのがこの行革時におけます実情なのかなというところだと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔 11番 倉科栄司君 登壇 〕

11番（倉科栄司君） 今回、行財政改革推進時にということでお尋ねをしているわけでありまして、非常に定数が下がってきているということで、行革審の求めるところに近づいてきていると思うんですけども、それだけに、職員の方の負担が非常に多くなってきていると、こういうふう感じているところであります。

ましてや、例えば、さっき冒頭にも申し上げましたように、体調を崩されたり、あるいは育児休業等で休暇を取られるということになると、本当にもっと絞られた人数でこの行政を回していかないといけないということになると、責任がそこで軽くなるわけではありませので、本当に個人のそれぞれの皆さんの肩にかかってくる負担というか、それは大変なものになるかと思えます。

そういった中で、限られた人員で、行財政を運営し、その中で最大のコストパフォーマンスを図るためには、各課、係の業務量のチェックが必要不可欠だと考えております。現在の各課、係の業務量と人的配置が大きくバランスを欠いているとは思いますが、多少バランスが取れていないと感じる部署があると思うのも事実です。また、新しい事業が導入されれば、人的配置は厚くなります。ただ、事業が順調に滑り出し、軌道に乗ってくると、要領、効率もアップしてきますが、往々にして、担当者の人的配置は事業展開当初のままで推移していくこともあるかと思えます。通常、業務量のチェックは、行政を運営をしていく中で十分図られていることと思えますが、行財政改革が進み、職員定数が減になってきている今こそ、業務量に合ったより適正な人的配置を行い、人事異動を実施することが必要と考えますが、各課、係の業務量のもう一段踏み込んだチェック、見直しを行うことはいかがでしょうか。お考えをお聞きしたいと思います。

議長（矢口新平君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） まず1点でございますけれども、当町につきましては、全職員を対象にメンタルチェックを行っております。これによりまして、今、職員が抱えております心理的負担というものは指標になって出てきておりますので、そこで、業務量の良いか、悪いかというのは、ある程度の目安が立ってまいりますし、また、もう一つ、係ごとというま

とめにはなりますけれども、超過勤務時間の推移というものもまとめてございます。これらのデータを勘案いたしまして、機構改革の折には、業務配分を一部変えさせていただいているということになっております。

やはりここでも、行革の波というものが出てきてまいります。議員おっしゃったとおり、非常に業務量のチェック及び見直しというのは、大事な正論だと思います。ただ、通常時期におきますと、業務の減った部署は職員を減らしまして、その分、業務増となった部署に職員の増員をすればいいわけでありまして、ただ、そういった場合も職員の数としましては、プラスマイナスゼロの世界であります。ただ、やはりこの行革時におきましては、職員全体数を減らしていかなければならないというのが、もう義務づけということになってまいりますので、こうした状況下でまいりますと、職員の数を減らす部署のみとなってしまうというのが、また非常に事業を回すのに非常に難しい時代なのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔 11番 倉科栄司君 登壇 〕

11番（倉科栄司君） なかなか、業務の中身までは全部が把握できかねると思います。町長、この後も出てきますが、職員として40年、それからその後、副町長として4年、任期が終わろうとしているわけでありましてけれども、なかなかやっぱり、的確な把握というのは難しいと思うんですね。ですから、この辺についてもまたこの後出てきますけれども、その辺も踏まえて、お願いをしたいということで、次の質問にいきたいと思います。

各課、係の業務量の見直しを実施するに当たっては、各課の課長、課長補佐から参考意見を聴取することが必要と考えます。ただ、現行の担当する課内の業務量については、人的配置は少ないと報告することはあっても、人的配置に多少でも余裕があるとは、なかなか言えないものと考えるところであります。

そこで、参考意見の聴取方法として、当該課の経験者である課長、課長補佐の意見も参考とすることも必要と考えます。副町長は先ほども申し上げましたが、職員として40年、副町長として間もなく4年目を終わろうとしております。長い行政経験から行政全般の把握は十分できていることとは思いますが、職員時代在籍していない課もあり、また、業務内容の変化、新規事業の創設など、行政のスピードは、かつてない速さで日々変化しております。的確な課の業務量の把握のため、担当者及び前任者の意見を求めて、業務量の把握に努めてほしいと考えますが、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） ただいまのおっしゃっているとおりかと思えます。私も当初予算の予算査定時に、それぞれの課の体制につきましてもヒアリングを行っているところでありますけれども、当事者からしてみますと、どうしても課の体制を守らなくてはいけないという意識がどうしても働いてしまいますので、こちらのほうから、打診をしない限りは、減らしてもいいですよという申出がないというのが実情であります。

非常に経験者から意見を聞くというのは、大変これも良い提案かなと思っておりますし、大変有意義なこととは思っておりますが、これはなかなか有意義だと認めていても、できそうではなかったというのがやっぱりどうしてもお互いに最後、足を引っ張り合ってしまうじゃないかということが懸念されるわけであります。ですから、これからは、その経験者が十二分に腹蔵のない意見を申すことができるような環境づくりというものも目指していきたいなというふうに思っております。

それと、こうした職員数が減り、多忙期におきましては柔軟な職員配備を考えていかななくてはいけないというのは、私、今肝に銘じているところであります。その一つの具体策として出てきておりますのが、これ、短期間の任用という限定的な扱いにはなるわけですが、辞令を出さずに、業務が非常に忙しい部署につきましては、その経験者を配備しまして、支援体制をつくるということを考えております。

一例として挙げてまいりますのが、実際、これ行っておりますけれども、申告相談時には、税務経験者を課税係に増員配備をいたしまして、申告会場におきまして、住民の皆さんに御迷惑をかけないような体制づくりを行っているわけでありまして、また、この9月に入りまして、先ほど矢口議員の質問にも出ておりましたが、マイナンバー取得の推進の強化月間の最終月となっております。この月に、住民課の窓口の職員もこれからは、表に出てまいりますので、申請業務をするということになってまいりますので、どうしてもその間は、住民課の窓口そのものが手薄になってしまうという事態になってまいります。そこで、先ほどと同じように、住民課の経験者を一時的にそうしたタイミングで配備をするということで、全職員でカバーし合える、ワンチームといったようなことで、こうした局面を打開していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔 11番 倉科栄司君 登壇 〕

11番（倉科栄司君） なかなか一つの内と考えるとなかなかこれだけの大人数になると大変だと思います。今、お互いの足を引っ張ることのないようにということで、これが非常に簡単なようで、難しいことだと思うんですけども、やはり一つ大きな自分たちで町を動かしているという、共通認識を十分持っていただいて、お互いの足を引っ張ることなく、カバーをし合うというようなそんなような意味合いを持って、ぜひ、職場づくりをしていただきたいと。それで柔軟な発想を今御披露いただきましたが、これは大変必要だし、重要だと考えます。これからは、どこの自治体でもこういったことは出てくると思いますし、そこら辺も含めて、今後も十分、フォローして異動のほうはお願いをしたいと。また、それから業務量のチェックも常に頭の中に入れておいていただいて、意見は、意見として常に受けていただいて、反映をさせていただければと、こんなように思います。

発表されてしまえば、マスコミで本当に一人一人名前が出るだけでありますけれども、そこまで持っていくに大変な御苦勞をしていると思いますので、ぜひ、よろしくおん願いをしたいと思います。かつて、よく理事者が言ったんですけども、適材適所の人事をしたというような、あれば全くのうそでありまして、本当に、この人にここに行ってもらって、何とか頼むわなということはあるんですけども、実は、適材適所とってごまかしてきたのは現実、半分ぐらいあると思います。そこら辺も含めて、本当に職員が働きやすい環境をつくるということの中で、ぜひ、一つのワンチームで今、ここにありますように、ワンチームで池田町の行政をして、町の町民の皆さんの安心安全の糧となりますような行政をつくっていただきたいと思って、副町長への質問は終わりたいと思います。

引き続き、桜の植栽についてお伺いをしたいと思います。これは町長にお聞きをします。

大型事業の社会資本総合整備交付金事業の展開により、高い利用率を誇る交流センターかえでのオープンをはじめ、道路整備等も進みました。ただ、その事業推進の中で、高瀬中学校グラウンド南とあずみ病院南、旧特別養護老人ホーム高瀬荘の南であります、の桜並木が伐採されました。旧高瀬荘南の桜並木は、入所者の皆さんに季節の移ろいを感じさせるとともに、目の保養を与えてくれました。また、高瀬中学校グラウンド南の桜並木も折々の行事の中で、やはり季節の移ろいを感じさせ、目の保養となってきたところであります。

20年、30年先の時代を見据えて、町内のしかるべき適地、例えば、交流センターかえでの広場等を選定し、桜の木の植栽を望みたいがいかがでしょうか。町長にお聞きをしたいと思います。

議長（矢口新平君） 養町長。

町長（麩 聖章君） それでは、ただいまの御質問のお答えをいたします。

社会資本総合整備事業により、高瀬中のグラウンド南の桜の木が伐採せざるを得ず、誠に残念な気持ちでありますし、多くの皆さんから、御意見、御批判もいただいているところであります。中学校では子孫木を残そうと取り組んでいただきましたが、うまく育たず、結局1本のみ残り、現在、かえでホールの南中央に植栽され、年々成長しております。

御提案の件ですが、当初、検討課題に挙がりましたが、落ち葉の問題で、周辺の皆様の御意見もあり断念した経緯もあります。他の場所も検討いたしましたが、町なかでは、新規に植える場合には、どうしても枯葉の問題があり、難しい現状であります。ということで、御理解いただければと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔11番 倉科栄司君 登壇〕

11番（倉科栄司君） 取りつく島もない答弁というのは今の町長の答弁だと思います。

御意見、御批判をいただいたというのは、批判のほうが多いと思いますよ。桜並木を切ったということは。これは、自動車にとっては、通行が容易になっていいんですけども、池田町には、かなり有名な桜並木があります。矢口稔議員のお父さんが中心になって、管理運営をしてきました鷓山の桜並木です。これは全国紙の週刊誌に載りまして、それから一気に知名度が上がったところでもあります。それからクラフトパーク、旧福祉会館、池田工業高校のグラウンド、黒田精工さんの敷地内の桜、それから総合福祉センター、池田小学校、現在では、非常に多くの方が訪れます堀之内の岡堰のところの桜並木、そうすると、高瀬中学校とあずみ病院があったわけですが、この2か所がなくなってしまったというわけであります。

ただ、長い歴史の中で、落ち葉等の片づけもそこに住んでいる人たちが折り合いをつけて、本当に協力した中でやってきたり、例えば、黒田精工さんは、一時期、桜の満開のときは敷地を開放してくれました。最近ちょっとコロナの影響であんまり聞いていないんですけども、その前には、シルバー人材センターのほうに電話をいただいて、シルバーの皆さんがあの落ち葉等の片づけを全部したり、そういったことで、本当に身を切って町の皆さんに桜を堪能していただくとか、そういったこともやってきておりますので、ぜひ、何とかこの桜の切った分までとは言いませんが、どこかに、この町なかでなくてもいいんですよ。どこかへ麩町長が、当時町長のときに植えた木だよと言われるように、桜切ったのは麩町長ですよと今、言われてしまっているんですよ。あと20年、30年たったときに、桜が咲いたときに、

これ甕町長、事業推進で切ってしまった並木があったけれども、今、こうやっていい桜になったねと言われるような桜を植えてほしいと思いますが、甕町長いかがですか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 社会資本総合整備事業は、私が計画したものではありませんけれども、結果的に事業推進の中で、桜が伐採されたという事実は残っていきたくらうと思います。どこか、大変、池田町、景観という面で脚光を浴びておりますので、そういう桜の名所をもう一つ造るということは、私も望むところでありますので、町内見渡して、できるところがあれば、取り組んでまいりたいというふうには考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔 11番 倉科栄司君 登壇 〕

11番（倉科栄司君） 最初の答弁とは幾らか前に出てきたかなと思います。それで、植えて桜はすぐに咲くもんじゃないんですよ、やっぱりある程度の木になって、見栄えが良くなってくるには、それなりの手間をかけなければいけないし、年数もたたないといけませんよね。ですから、さっきの答弁の中で、お答えがありましたように、高瀬中学校の中では、甕町長のお孫さんが町長やられたということでもありますので、池田町の二人の町長がぜひ、前向きに、将来に向かって桜を植えて、それで町長、1丁目ですので、かえでのところの桜、水やりや落ち葉の片づけボランティアでぜひやっていただければと思います。体のためにもいいと思いますので、ぜひ、そんなことで、幾らかでも、1本でもいいですし、2本でもいいですし、本当に町内を美しい町づくりの推進の一環として、町長のほうで桜の植栽をお願いしたいと思います。再度町長の答弁をお聞きしたいと思います。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 今、御提案でありますけれども、今現在、花桃の木を植えております。これが非常に桜よりも開花時期が長いということで、長野県でも南のほうでは、その花桃を町の象徴としている町もあるようであります。そういう点で、花桃でありますと、その枯れ葉の問題も幾らか少ないというふうには思いますので、花桃の咲く時期になれば、その私の失策も消えていくんじゃないかと、散ってなくなるんじゃないかということも期待しているところであります。

以上です。

議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔 11番 倉科栄司君 登壇 〕

11番（倉科栄司君） 町長から花桃という言葉が出てくることは予想はしなかったんですが、今年4月に行ってきました。阿智村へ。本当に5キロ車で移動するだけで、1時間半から2時間かかりました。非常に人が多かったんですが、非常にすばらしいところです。ただ、あそこになるまでには、やはり長い年月が必要だということです。一朝一夕でできるものではありませんし、また、阿智村は、車がうまく一周できるんですね。どこかでUターンしてまたこっちの道を使うじゃなくて、片側通行で一周できるという、そういう条件的なこともあると思いますので、そこら辺も含めて、今後、いろんな樹木、花桃、桜に限らず、町長の任期中でなくても結構でございますので、ぜひ池田町を美しくするための桜を含めた植栽をお願いして、一般質問を終わります。

議長（矢口新平君） 以上で、11番、倉科栄司議員の一般質問は終了しました。

これで、一般質問の全部を終了します。

散会の宣告

議長（矢口新平君） これで、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 2時44分

令和 4 年 9 月 定例 町 議 会

(第 5 号)

令和4年9月池田町議会定例会

議事日程(第5号)

令和4年9月21日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑
- 日程第 2 認定第1号より第6号まで及び議案第27号について、討論、採決
- 日程第 3 議案第28号について、討論、採決
- 日程第 4 議案第29号より第31号について、討論、採決
- 日程第 5 議案第32号より第36号について、討論、採決
- 日程第 6 請願・陳情書について、討論、採決

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで議事日程に同じ

- 追加日程第 1 議案第37号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 2 議案第38号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 3 議案第39号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 4 同意第2号について、上程、説明、採決
- 追加日程第 5 同意第3号について、上程、説明、採決
- 追加日程第 6 同意第4号について、上程、説明、採決
- 追加日程第 7 発議第6号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 8 発議第7号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 9 総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 追加日程第10 議会運営委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 追加日程第11 議員派遣の件

出席議員(11名)

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 松野亮子君 | 2番 | 大厩美秋君 |
| 3番 | 中山真君 | 4番 | 横澤はま君 |
| 5番 | 矢口稔君 | 6番 | 大出美晴君 |

7番 薄井孝彦君

8番 服部久子君

9番 和澤忠志君

11番 倉科栄司君

12番 矢口新平君

欠席議員(1名)

10番 那須博天君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 麿聖章君 副町長 小田切隆君

教育長 山崎晃君 総務課長 宮澤達君

健康福祉課長 宮本瑞枝君 振興課長 大澤孔君

会計管理者 丸山光一君 学校保育課長 寺嶋秀徳君

生涯学習課長 下條浩久君 総務課長補佐
兼総務係長 井口博貴君

監査委員 吉澤暢章君

事務局職員出席者

事務局長 山岸寛君 事務局書記 矢口富代君

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

議長（矢口新平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑

議長（矢口新平君） 日程 1、各担当委員会に付託した案件についてを議題とします。

これより各委員長の報告を求めます。

報告の順序は、予算決算特別委員長、総務福祉委員長、振興文教委員長の順とします。

最初に、矢口稔予算決算特別委員長。

矢口委員長。

〔予算決算特別委員長 矢口 稔君 登壇〕

予算決算特別委員長（矢口 稔君） おはようございます。

予算決算特別委員会の審査報告について申し上げます。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

開催日時、令和4年9月15日午前9時30分から、開催場所は池田町役場協議会室です。参加者は議員11名であります。協議事項について、令和4年度池田町9月議会定例会の予算、決算に関わる案件について、総合審議を行いました。

まず、審査結果について申し上げます。

認定第1号 令和3年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定であります。これについては、あとほどに述べます提言書を提出することになりました。

認定第2号 令和3年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算認定について、審議結果は認定であります。

認定第3号 令和3年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出の決算の認定について、審

議結果は認定であります。

認定第4号 令和3年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、審議結果は認定であります。

認定第5号 令和3年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審議結果は認定であります。

認定第6号 令和3年度池田町水道事業会計決算の認定について、審議結果は認定であります。

続いて議案であります。

議案第27号 令和3年度池田町下水道事業会計の余剰金処分及び決算の認定について、審議結果は原案可決であります。

議案第32号 令和4年度池田町一般会計補正予算（第4号）について、審議結果は原案可決であります。

議案第33号 令和4年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、審議結果は原案可決であります。

議案第34号 令和4年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、審議結果は原案可決であります。

議案第35号 令和4年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、審議結果は原案可決であります。

議案第36号 令和4年度池田町水道事業会計特別会計補正予算（第1号）について、審議結果は原案可決であります。

続いて、審査の経過について御報告いたします。

認定第1号 令和3年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

出された意見。多世代相談センターの業務量が増えているとの報告があった。係の人員を増やす、係間の連携を密にするなどの検討を町に要望してほしい。

人員減に伴い、課、係の業務量の見直し、適正配置の検討が必要である。

宿直室の雨漏りに危機感を感じた。万が一の職員の安全性やパソコンなどの機材の故障により、町が機能しなくなるなど、早急な対応が必要ではないか。また、庁舎建て替えについても、基金の積立てなど、早急に対応を検討すべきである。

少子化対策として、民間の協力も得て若者用の集合住宅の建設が必要である。

町は行財政改革推進委員会で求めている財政再建のロードマップを至急、示してほしい。

不登校対策、子供の居場所対策、コミュニティスクール対策など、教育の充実を図ってほしい。

ハープステーションの管理費の見直しが必要である。

ハープステーションの管理委託に当たっては、管理目的（ビジョン）を明確に管理者に伝えることが必要である。

町は自治会要望が多くかなえられるよう、予算化などで努めてほしい。

池田町農業振興協議会の答申後も、町の農業ビジョン・施策を討議する委員会を新たな人選で進めてほしい。

連携自立圏事業について、議会として審議検討できる場、体制を設けてほしい。

ごみ対策について、町民トラブルがある。町はごみ対策について指導の説明をしてほしい。提言事項は早急に対応すべきこと及び来年度予算に反映させることの2つに分けて記載して欲しい。

以上の意見を踏まえ、提言書を取りまとめ、後日、町長宛てに提出することになりました。認定第2号から認定第6号、認定第27号、議案第32号から議案第36号について、質疑はなく、ただいまのとおり、それぞれ認定及び原案可決となりました。

以上で報告を終わります。

他の委員に補足の説明があればお願いをいたします。

議長（矢口新平君） 他の委員に補足はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 補足なしと認めます。

審議報告を求めます。

中山眞総務福祉委員長。

中山委員長。

〔総務福祉委員長 中山 眞君 登壇〕

総務福祉委員長（中山 眞君） 令和4年9月池田町議会定例会本委員会に付託された事件は6件であります。

会議規則第77条の規定により総務福祉関係の審査の内容を御報告します。

開催日時令和4年9月12日月曜日、出席者、議員11名、行政側、町長、副町長、教育長ほか、総務福祉に関係する課の課長及び課長補佐、係長、議会事務局長であります。

審議した案件は、認定第1号 令和3年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について、

認定第3号 令和3年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和3年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第32号 令和4年度池田町一般会計補正予算、総務福祉関係です。議案第33号 令和4年度池田町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第34号 令和4年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算について、以上6件であります。

いずれも質疑のみです。

以下に説明を省略し、質疑のあった内容を御報告します。

協議事項1、認定第1号 令和3年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

まず総務課関係。

問、公共施設等整備基金で4億円強の金額の積立てができた。主な原因は何か。

答、ふるさと納税の寄付金が多かったこともあるが、国から地方交付税が多く入ったのが一番の要因である。

問、もっと町民に還元してもよかったのではないか。例えば、自治会要望になかなか応えられない現状があるが、積立てがこれほどできたのなら、自治会要望に伝えてもよかったのではとの意見も出ているが、どう考えるか。

答、自治会要望に直接応えられるわけではないが、基金に積み立てることで、将来の住民の要望に伝えていくことになる。

問、松川地籍での火災にかかわらず、池田町の消防団が対応するケースがあった。本来、松川村の地籍であれば、松川村の消防団が消防活動に当たるか、または池田町の消防団が行った場合、それ相応の負担を松川村にお願いすることも必要だと思うが、どう考えるか。

答、松川地籍で火災が起きた場合、現状では初期消火については池田町の消防団で対応することになっている。大きな火災があると、当然、松川が対応する。費用は、今は頂いていないが、それについては松川村の消防団と協議中である。

問、池田の消防車は池田町しか走れないという規則があると思うが、どうなっているか。

答、個々の市町村間の協定は確かにはないが、長野県では、県内全体を統一して相互応援協定があり、そこでは費用については、出動の市町村が出すということになっている。最近でこそ広域の火災速報がほぼピンポイントに近い形で放送されるが、以前はアバウトだった。山沿いで境界線が曖昧なところは、お互いが出動する。現地に行って、地籍がわかった段階で、違う市町村の消防団が引き上げる。燃え広がるということがあれば、正式にそちらの市町村の分団に申請をすると、協力してもらえということになっている。他市町村に入らな

いということは、確かにマナーとして守るべきことである。費用負担の範囲については今後、隣接する市町村と新たに協定を結ぶべきだと考えている。

問、非常食の消費期限の把握はどのようにされているか、また、消費期限が過ぎたものの有効活用についても教えてほしい。

答、期限があるものについては、小・中学生に防災を考える機会という意味も含め、期限が来る前に配付をして、試食も兼ねてもらっている。数量が減らないよう、同じ程度購入している。期限ができるだけ長く、なるべく安いものを購入するように心がけている。

問、外国人留学生生活支援について、現在、アルプス国際学院の学生はどうなっているのか。

答、現在はゼロと聞いている。

問、自治会要望がまとまった段階で議会に見せてほしい。

答、まとまったら配付する。

問、移住のふるさとCMを活用したPR事業について、今後同じような事業をやるのであれば、移住定住担当係がつくった「いけだにいけば」というYouTube動画があるが、そちらにお金を使ってもらいたいと思うがどうか。

答、昨年の交付金を使ったPRについては、反省の一つとして踏まえながら、今年はYouTubeでの効果を狙って動画を作成している。好評なのであれば、継続していきたい。

問、ふるさと応援基金について、例えば自然を守る基金では、現在、残高約3,000万円から、次年度予算で幾ら使うのか、また、町長のおまかせの5,000万円、来年の決算の段階で、5,000万円のうちの幾らを町長の重点施策でどういう形で使ったかという基金の使い道も、ぜひ示してもらいたいが可能か。

答、活用した寄付金の内訳という欄があり、今回はなしとの記載になっている。例年はここに送り入れた金額を何に使ったかという表示がある。以前は、ソフト事業にほとんど充当していた。例えば、保育園の運営事業や自然の景観を守る等の経常経費となっていたが、これに関して批判があったため、ハード面に充当していくように運用方法をシフトした。そのため、前年度についても充当しておらず、ハード事業はこれまでなかったのでゼロだった。今、遊具設置にふるさと納税で使いたいという案も出しているなので、それが実現された場合は、その年の成果説明に充当先が載ってくることになる。要望として、町長におまかせという用途を町長自身がどういうふうに使いたいのかというのをホームページ上ではっきり示して、集まった額はこういうふうに使ったと明確に示していけば、もっと寄附金が集まるので

はないか。

次に住民課関係。

問、池田町のごみの量が右肩上がりで見えているということだが、今まで野焼きをしていた人たちが、ごみとして出したのも原因かもしれない。コロナ禍でごみが増えたというのもあるが、それ以外にごみが増えたきっかけというのはあるのか。生ごみを乾燥させずにそのままごみに出したり、草刈りした草を燃えるごみとして出すことが問題なのでは。コンポスト容器等の普及や草の堆肥化をもっと積極的に進めるべきではないか。

答、ご指摘通り、水を切らずに、生ごみを出したり、野焼きをやめて草を燃えるごみに出す。また、コロナでテイクアウトを利用するようになった結果、ごみが増えたことが考えられる。ごみワーストの不名誉を挽回するために、生ゴミ処理機の購入補助を積極的にアピールする。そのPR用のポスターを作った。SNSでも発信していく。

要望、テイクアウトの容器も店で回収してる場合があるので、ごみに出さないようにしていく必要がある。また草を土つきで出している場合も見受けられる。池田町は、庭や空き地が近にある人が多いので、草を堆肥化して、家庭のプランターなどで使うことをすすめてはどうか。

次に、問、昨年9月定例会で、町営バスに関するアンケート調査を実施するという話だったが、行われたのか。

答、まだ実施していないので、これから考えたい。

問、昨年の議会で、バス運行の協力金について、安曇野市に協力をお願いするため、新市長に話に行くことも検討するとのことだったが、その後の進捗は。

答、担当者レベルで話したところ、安曇野市からの利用がとても少ないということで、断られてしまった。ハードルは高いと思うが、引き続き検討する。

問、明科線では間違いなく利用があるので、そのデータを提示して、ある程度の協力金を求めるのは当然だと思う。国が公共交通の広域化を進めており、それに対して補助金も出している。補助金をもらうのが難しいのであれば、ぜひ、相互乗り入れの提案をしてはどうか。相互乗り入れによって、大町市や安曇野市からもバスが来るということになれば、池田町の住民もとても助かる。安曇病院に通いたい大町の人もいるのに、バスが宮本で止まっている。また、穂高駅で止まっているバスも、池田町まで延ばす、国が広域化を進めてきているので、進めやすいのではないか。

答、総合的に検討したい。

問、町営バスの利用料が前年比マイナス70万円になっている。路線も軒並みマイナスになっているのが気になる。運行委託料だけでも4,500万円かかっている中で、運行委託業者と定期的な打合せは行っているのか。

答、正式な場での会議はないが、いろいろな機会に、担当者と安曇観光で打合せや話し合いを行っている。

要望、以前にも、随時、打合せをしているという回答をもらっている。安全面での要望に応えることもあると思うが、売上を増やすために、いかに利用者の増加に向けて、工夫をするかというドライバー目線が重要ではないか。そのような打合せ会議も年に何回か行っていただきたい。

要望、町民から停留場の案内アナウンスをしてほしいとの要望があった。暗いとどこか分からないそうなので、改善してほしい。

問、戦没者追悼事業について、追悼式のときに、関係者だけでなく一般町民も含めて戦争体験の話の聞き、町全体として戦争を考えるような追悼の場に、という形にしてもらえないか。

答、コロナ禍の関係で、現在は町から三役、遺族会からも役員しか出席をしていない状況になっている。遺族会の方もかなり高齢になってきているので、コロナ禍が収まってからになるのか、それとも追悼式とはまた別に、戦争体験のお話の講演会を開くという形になるかとは思う。今年度すぐにというのは無理だが、検討させていただく。

健康福祉課関係。

コロナワクチン接種について、5回目も同じ体制で行うのか、改善点についてはどのように考えているか。

答、基本的にはこれまで通り、日時指定で対象者の方に連絡をして、都合が悪い場合は日時の変更をしてもらう。県から運営方法についてお褒めの言葉をいただいているので、基本的には同じ形で行う。今度はおそらく対象者が、初回接種を終えた12歳以上の方が対象になることが見込まれているため、若い方、学生が多くなると予想している。土日や夜の時間帯も検討している。

問、多世代相談センターについて、相談件数が7,442件、平均対応時間52分とあるが、センター長以下係員5名で、このボリュームに対応できるのか。

答、5名でやっているが、1日平均5時間強の時間を面接の時間に割いており、それに加えて、さらに記録をする時間もある。大変ではあるが、多世代相談センターで重要視してい

るのは、相談ケースのアセスメントである、例えば、仕事のことで困ってますとの相談があった場合に、すぐに仕事につなぐのではなくて、どうして困っているのか、過去に何があったのかといったことを話してもらえ関係づくりから始めている。そうすることで、本来その人のベースに障害特性があった、家族の介護をされていて困っているなどの事情が分かるので、アセスメントに力を入れるようにしている。また、係員の間でも、聞き取った情報を朝会等で情報共有する。さらに1人の方を支援していくのに、多世代センターのみで行えることはほとんどないため、他に各支援機関の方たちの統制を取りながら対応している。人的にかなり大変である。

問、3歳児健診で、以前眼科屈折検査をやっていたという話があったが、在宅視能訓練士による眼科検診の中で行われているのか。

答、その中で使われている。90か月健診と保育園の年中児の視力検査もあるので、その3事業の中で、スポットビジョンを使って実施をしている。

問、やすらぎの郷のお風呂の利用者の人数が減ったが、これは料金を上げたためなのか。財政が落ち着いてくれば、入浴施設の料金はある程度下げていく方向も考える必要があるのではないかと。

答、人数が減った要因として、必ずしも金額を上げたからということではなく、コロナの関係で、町外の方の利用を制限したため、利用者自体が全体的に減った。恒常的に利用される方はいるので、そういう方の利用が現状のこの数字だと捉えている。この金額が高いか安いかという点は、施設の更新も含めて、これから費用がかかるので、この程度の額は、他の施設と比べても決して高い金額ではない。

問、介護のサポート事業について、登録者が2名で利用者がゼロだった。今年度からやめたということか、原因は何か。

答、生鮮食品は対象外で、購入した商品の配達は、次の日で使い勝手が悪かった。この買物サポート事業だと翌日配達なため、使いづらいというところが大きな要因と思っている。

問、改善するのは難しいか。

答、そのような意見もあったため、D型サービスが始まっている。D型サービスの利用者は、今年度も増えている。

問、ゴム体操の普及活動について、ゴム体操を通して、地域のコミュニケーションづくりにかなり役に立っているのではないかと。今後も継続していく上で何か考えがあるか。

答、いかに定着していくかという点では、1年に複数回、理学療法士が支援に入っている。

また、リーダーとなる方の魅力ある指導も定着している要因だと思う。今後、継続していくためには、体力測定を行い、継続効果が数字に表せると、顔を合わせるといったコミュニケーションにプラスして効果が生まれると思う。来年度に向けて検討する。

問、集まることで、近所の人々の話題や地域の課題等の会話も生まれる。地域住民の問題は、地域で解決できれば一番いい。そのような取組もできないか。

答、御指摘通りである。近所の問題を地域で解決する自治会も複数あり、そのあたりをうまくシステム化することは、今後の方向性として考えたほうがいいと思う。

次に、会計課関係です。

問、市町村で誤振込みの問題があったが、池田町での防止策はどうなっているか。

答、オンラインシステムでデータ伝送を行っている。最終確認は人の目で正しく送られているか確認。ただ、細かい内容は会計ではチェックできないので、各課で請求書等精査をお願いしている。債権者を検索するときは、同姓同名ということもあり得るので、名前でなく、口座で検索すれば、そういった誤りも防ぐことができる。そういう指導も行いながら、会計課としてはできる限りのチェックは行っている。

以上が、認定第1号の協議内容でした。

次に、認定第3号 令和3年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑はありませんでした。

認定第4号 令和3年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑はありませんでした。

議案第32号 令和4年度池田町一般会計補正予算について。

総務課関係。

問、当直室の雨漏りがひどい。対策をどうするのか。

答、当直室の天井部分にたまっていた水を抜いた。今後、様子を見る必要がある。防水シートは、費用がかかる上、どこが雨漏りしてるのかも、分からないので、屋根をかけた方が安く済むのではと思っている。外壁の工事が延期になっているので、その予算を使えたらと担当としては考えている。

次に、健康福祉課関係。

問、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業で、住民税非課税世帯に確認書を送付したのは1,007世帯で、支給決定が930世帯。77世帯は受け取れなかったということになるが、詳しく説明してほしい。

答、繰越事業で、今年度で一旦締め切った。77世帯のうち、給付済み世帯もあり、残り30世帯ほどが、確認書が返ってこなかった世帯。この確認書の送付対象1,007世帯の中には、他市町村から特別養護老人ホームに入居し、その方の扶養者が他市町村に存在している場合には、今回の給付対象にはならない。77世帯全員が必ずしも給付される資格があるわけではない。結果としては30人ぐらいには給付されていないということになる。

次に、議案第33号 令和4年度池田町国民健康保険特別会計補正予算については、審議はありませんでした。

議案第34号 令和4年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算についても審議はありませんでした。

報告は以上です。

他の議員に補足の説明がありましたらお願いします。

議長（矢口新平君） 他の委員に補足はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 補足なしと認めます。

中山委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

引き続き、審議報告を求めます。

大厩美秋振興文教委員長。

大厩委員長。

〔振興文教委員長 大厩美秋君 登壇〕

振興文教委員長（大厩美秋君） これより、令和4年9月池田町議会定例会予算決算特別委員会における振興文教関係の審査報告をいたします。

日時、令和4年9月13日午前9時30分より、場所、池田町役場協議会室。出席者、議会側、予算決算特別委員11名、議会事務局、行政側、町長、副町長、教育長並びに振興課、学校保育課、生涯学習課の課長及び課長補佐、係長。9月13日に審議した事件は、認定4件、議案4件であります。

以下、説明を省略し、質疑について報告いたします。

なお、言い回しについては簡潔にするため、文章上換えてある場合があります。御了承く

ださい。

協議事項 1、農業委員会、振興課関係について。

認定第 1 号 令和 3 年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

問、中山間地の交付金事業内容は。

答、共同事業と個人で取り組む分とある。共同事業は水路のり面の作業費用と手押しの草刈り機など共同購入している。個人は各自の補助を保全している。

問、地区は町の東側に集中しているが、今後の計画は、

答、対象地区は、算定対象になる地区は、農業振興地域に含まれている場所、斜度のある場所等である。他の場所はできない。計画は今後されるものと思う。

問、ハーブセンター東側の花壇を維持している方から、運営費が厳しいという話を聞くが。

答、ハーブガーデンについては、1,212万円の委託料の中で受託した会社が支出している。

問、委託料1,212万円の活用について、この中で収益はあるのか、水田使用料の今後について透明性が見られない。今後の方向性は。

答、町の利益は、施設の使用料のみが収入である。水田使用料は、行財政改革推進委員会からグレーな部分があると指摘されているので、解消していきたい。既に契約をしている部分もある。指摘されないようにしたい。今後は、観光客に対して花とハーブのコンテンツとともに人が流れることによる経済効果を期待している。現在、この中で苦勞している。

問、ハーブセンター周辺を、一般社団法人を取得した町観光協会が指定管理に入るなどして、抜本的な改革を望むが。

答、農地法の問題は、当初ハードがどのように合うのか、実験園場的な役割があった。日々が経過し、実験園場とは言えなくなっている。農地法の 3 条違反に触れるおそれがある。結果として直接、地権者と契約を行うことになった。一般社団法人の観光協会が農地を借り入れることができるのか、関係機関と協議していきたい。

問、観光客はハーブセンターの西側も東側もない。運営について町の収入として、西側施設使用料360万円と東側施設使用料62万円とで違いがありすぎる。どこが違うのか。

答、契約時点で取決めをしたということ。西側は収益を上げてもらう施設、東側はハーブ園等の管理をしてもらう施設である。以前のデータ等を参考にして、委託料については決めている。今後は指定管理の状況を変えるということであれば、査定をして検討するが、現状は取決めの上で進んでいる。

問、理解はできない。要するに西側建物も老朽化してきている。LED化やレイアウト変

更などをお願いしたい。指定管理料として町の収入になっているものは、基金に繰り入れてほしいが。

答、家賃の考え方はスタートした頃と位置づけが変わっている。振興公社時代には、定款上、収益を半分以上、上げてはいけないことになっていた。当時は大きな金額だった。それが指定管理の家賃について変化が生まれている。一つの商業施設のテナント的な契約でもいいのではないかと考えている。どういった形がいいのか研究材料にしていきたい。家賃の基金化についても財政のほうで協議していきたい。

意見、認識が違うのではないか。東側は町の直営との以前議会での説明があった。指定管理と業務委託の違いが分からない。誰も答えられない。直営なら、業務内容について金額の指定もできる。議会には細かい説明もない。位置づけも明確にすべきでは。1年ごとの契約も可能ではないか。

問、転作作物の内訳について、大豆以下の作物が5年以内に水田に戻さないと交付が受けられないのでは。

答、正式に決まっていないが、水張りだけではなく、水稻を作付しないと対象にならない。施設園芸などの建物や複数年での作物は、産地交付金や経営安定交付金の対象にならないので、令和8年までに、米以外の作物をつくっていくことになる。

問、大豆や小麦もかなりの面積がある。計画的に準備をしながら進めていかななくてはならない。指導と対策について、その点の把握をしっかりとお願いしたいが。

答、国の方はブロックローテーションで作付を回していくのが適当としている。国は厳しく対応をしてくれている。声を上げるとともに対策を考えていかななくてはならない。

問、有機農業の推進について、具体的なイメージは。

答、ハーブセンター東圃場でいろいろな作物を試験的に栽培している。栽培地や合う作物や合わない作物など、一律ではいけないことが感想である。連携できる体制づくりをしていきたい。試験圃場を期待している。

問、今の答弁だと何年かかるのだろうかと思う。有機農法のグループもある。農地がバラバラで効率も悪い。もっと、今、取り組んでいる人たちを大きくすることが必要だと思うが。

答、御指摘のとおりである。懇談して連携を取っていきたい。なかなか連携が取れていない。薬草の講習会を計画している。有機農業性が高いので、何とか連携をしていきたい。

問、有機農法の方々のグループの皆さんと意見交換会を実施しては。

答、私の胸の中にもある。どの時期か、近々に実施していきたい。

問、中之郷地区のサッポロワインの圃場ののり面について、雑草が大きくなりすぎて樹木化しているところもある。町民からの声もあり、美しい町づくりを目指している町長として、町民を巻き込んでの整備を来年度お願いしたいが。

答、サッポロワインさんと協議していきたい。

問、1丁目の道路改良について、今後の計画は。

答、花見地区の変電所交差点まで計画している。国の防災事業を活用して実施していく。

認定第2号 令和3年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑なし。

認定第5号 令和3年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑なし。

認定第6号 令和3年度池田町水道事業会計決算の認定について、質疑なし。

議案第27号 令和3年度池田町水道事業会計の余剰金処分及び決算の認定について、質疑なし。

議案第32号 令和4年度池田町一般会計補正予算（第4号）について。

問、森林譲与税の活用方法について、基金に積むことができなくなったのか。

答、無理に予算を使い切るということではなく、状況を見て、基金積立ても含め、活用していく。国のほうで民有林の活用をという事業であり、地権者等の調整も必要である。危険木を排除しながら処理していく。

議案第35号 令和4年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑なし。

議案第36号 令和4年度池田町水道事業会計補正予算（第1号）について。

問、1丁目と豊町の水道管布設替えの工事内容は。

答、給水管の布設替えについて順次行っているが、現地はさびが多く出るという状況である。来年度実施予定だったが前倒しで行う。

続いて、2、学校保育関係課について。

認定第1号 令和3年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

問、病児保育事業について説明を。

答、北アルプス連携自立圏においては総予算を示しており、病児保育の項目は町の負担金を示している。

問、実績に比べて負担額が大きいと思うが、改善策は。

答、会議の折にも話している。実績がなくても負担金が高いのは事実である。各自治体との考えもあり、議論は平行線をたどっている。来年度からは予算査定から意見を出していくことになっている。意見、しっかりと根拠を示してほしい。

問、病気保育の対象年齢について、対象を広げてほしいが。

答、担当者会議で出していきたい。

問、病児保育の部屋はトイレがなく、ベッドが狭い。環境の改善を。

答、小さい子が利用する場合もあるので、臨機応変に対応していると思う。3部屋を改造している。定員は4名。トイレが隣にあったほうがいいときもある。部会も話を出していきたい。

問、不登校について、教育委員会も対応しているのか。

答、多世代支援センターとも協力をして行っているときもある。

問、保育園バスの園児の乗降確認は。

答、保育士が見回りをしている。運転手も消毒とともに確認をしている。バスの乗降の際も確認をしている。

問、観劇補助金について、全額教育費で負担してほしいが。

答、今後は教育委員会と相談していきたい。音楽鑑賞は北安曇郡全体で動いている。芸術鑑賞については、全体を負担している自治体は確認されていない。補助と併せて実施していく方向である。

問、障害児の保育事業として、対象者が17名あるが、障害児として決めつけるのはどのように考えているのか。

答、加配保育士を配置するための人数である。多様な特性を持ったお子さんに対して、決めつけることはしていない。

問、会染小学校は特別支援学級が5クラス、池田小学校は3クラス、会染はクラスが多いと感じるが。

答、かつて同じような傾向な子供たちはいたはずである。近年で知見が広がり、ケアの方法が出てきた状況である。年齢を重ねるごとに原級に戻れるように対応している。小さいときに見つかったほうがいいのではないかと考えている。

問、教育長の不在時、1月から3月の対応について。

答、緊急を要する関係については、職務代理者もあり、連絡を取って進めてきた。特に大きな問題はなかった。

問、交通指導員について、会染小学校の前にぜひ配置をお願いしたいが。

答、交通安全協会からの推薦をお願いしている。学校との連携が必要であるが、担当の住民課で対応していきたい。

問、保育園の給食について町内産の材料を利用しているとあるが、目標があるのか。

答、保育園は給食費を頂いていない。栄養士が何とかやりくりをしている。安全な食材で子供たちの栄養バランスを整えて実施している。どの程度かは把握していない。

問、無農薬の食材を使用するという事は、保育園のうちからだと取り組みやすいと思うが。

答、給食にする食材については安定性が求められる。有機栽培だけのものを取り組んでいくことは難しいが、検討していきたい。

議案第32号 令和4年度池田町一般会計予算（第4号）について。

県内の市町村でも、給食費の無料化や子育て支援や直接支援を行っているところもある。ぜひ予算を振り分けてほしい。

答、今回は感染防止の視点で予算計上しているので御理解いただきたい。

問、安倍元首相の国葬の町の対応は。

答、行政全般として、国は強制を求めないとしている。役場としても特段することはない。学校の現場でも弔慰を求めることはしない。

3、生涯学習課関係について。

認定第1号 令和3年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について、

問、クラフトパーク上のパンプトラックの状態は。

答、マウンテンバイククラブと話し合いを行い、確認していきたい。

問、交流センターかえででのホール空調切替えの点検費用が121万円と多いが。

答、エアコンの切替え時にフィルターの掃除も行っている金額である。

問、一昨年度は30万8,000円だったが。

答、オープン当初であり、費用はかからなかったが、昨年度は補修が必要になってきた。

問、舞台装置の設備点検費用が昨年度はないが。

答、各年か3年に1度の点検でいいことになっている。

意見、かえで広場のトイレの利用は1日70名とのことだが、実際は少なく感じる。引き続き、維持管理と経費の調査をしていただきたい。

議案第32号 令和4年度池田町一般会計補正予算（第4号）について。

問、安曇野アートラインの看板撤去について。運営協議会での支出になるのではないかと。

答、管内で10基設立した経過がある。たとえ安曇野市にあっても、押野地域の看板は町が負担して修正していくことになっている。運営協議会からお願いされている。

問、美術館の今後の進め方は。

答、アンケートがまとまりつつある。それを受けて議会に説明をする。その後、町民説明会を行い、最終決定をしたい。10月末日までに指定管理者の公募を行っていく方向である。

意見、議会との話の中ではもっと時間をかけて行った方がいい。

要望、保育園の給食について、保育園の給食費の無償化について、現場の給食担当者が苦労しているのではないかと。子供の発達のために何がいいのか。我々も目を向けていかなくてはならない。保育園の給食は残さないなど、子供の発達もある。町も振興文教委員会でも現場の声を聞いてもらいたい。

問、学校のICT教育でタブレットをリースで行っているが、リース料が高いと思われるが。

答、詳しいことは分からないが、GIGAスクール構想で状況が変わってきている。リースの契約についても査定でも話題になっている。買取のほうが安い。予算査定で検討していきたい。

以上、振興文教関係の質疑を申し上げました。

他の委員に補足があればお願いいたします。

議長（矢口新平君） 他の委員に補足はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 補足なしと認めます。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって予算決算特別委員会の報告を終了します。

続いて、総務福祉委員会の報告を求めます。

中山眞総務福祉委員長。

中山委員長。

〔総務福祉委員長 中山 眞君 登壇〕

総務福祉委員長（中山 眞君） 令和4年9月池田町議会定例会総務福祉委員会の審査内容

を御報告します。

日時、令和4年9月12日、予算決算特別委員会終了後、場所、役場協議会室、出席者、議会側、総務福祉委員全員、行政側、町長、副町長、教育長、総務福祉に係る課長及び議会事務局長。

協議事項、議案第28号 池田町議会議員及び池田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について、質疑はありませんでした。

全員の賛成で可決されました。

次に、閉会中の継続調査について、池田町の町づくりと住民福祉の向上について、デマンド交通を含めた、公共交通の在り方について、気候変動に関する調査研究について、以上の3項目を引き続き、閉会中の継続調査とする。

報告は以上です。

他の委員に補足の説明がありましたらお願いします。

議長（矢口新平君） 他の委員に補足ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務福祉委員会の報告を終了します。

続いて、振興文教委員会の報告を求めます。

大厩美秋振興文教委員長。

大厩委員長。

〔振興文教委員長 大厩美秋君 登壇〕

振興文教委員長（大厩美秋君） これより、振興文教委員会審査報告をいたします。

日時、令和4年9月13日、予算決算特別委員会終了後、場所、池田町役場協議会室、出席者、議会側、振興文教委員5名、議会事務局、行政側、町長、副町長、教育長、振興文教委員会に係る各課長。

今定例会において、本委員会に付託された事件は、議案3件、請願2件であります。

以下、説明を省略し、質疑及び審査の結果を報告いたします。

なお、言い回しについては、簡潔にするため文章上変えてある場合もあります。御了承ください。

協議事項 1、議案第29号 池田町創造館条例の制定について。

問、創造館のこれからのビジョンは。

答、あまり利用形態について融通が利かないというケースがあった。民間発想に期待している。

意見、指定管理の考えでいくと、町民の声が届くのか。一気に美術館の一体管理につながるのではないか。

問、一体管理について募集を行うのか。

答、町民説明会の前に議員に説明を行いたい。

意見、美術館との一体管理ありきでの条例制定ではないか。

意見、指定管理という公平性をどこで保つのか。どこまで行っても、この問題は遺恨を残す気がする。条例化は必要。お金がどんどん出ていってしまうことをしっかりと検証していただきたい。

採決の結果、全会一致で可決。

2、議案第30号 池田町公共施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

問、創造館使用料について、協議会とあるが、何を想定しているのか。

答、協議会を外した場合、協議会を行いたい場合に当てはまらなくなる。今後のこともあり、分からない。記載していたほうが良いと思う。

意見、協議によっては高い安いもあると思う。しっかりと精査してほしい。

問、冠婚葬祭は、以前にあったのか。

答、あった。幅広い使い方をしていきたいので、規定には残しておきたい。

問、料金について様々な利用方法があるので、付記として別途考えたほうが良いのでは。

答、制定後、しっかりと設定していきたい。

意見、使用料についてしっかりと精査していただきたい。

採決の結果、全会一致で可決。

3、議案第31号 池田町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、質疑なし。

採決の結果、全会一致で可決。

請願第4号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書について。

参考意見、小学校は数年後に35人学級は国として完結する。中学校はまだ手がつけられていない。長野県は既に独自に35人学級である。文部科学省に提出することは意義があるのではないか。教育費の国庫負担は小泉内閣のときに引き下げられた。一般財源になってしまわないよう危惧している。現場としては大切なことである。

意見、町は30人以上のクラスは11クラスある。30人になれば先生方の負担も少なくなるのでよいと思う。

意見、G7の中でも教育費にかかる割合は低いままなので、賛成する。

採決の結果、全会一致で採択となりました。

意見書の提出、質疑なし。採決の結果、全員一致で可決となりました。

5、請願第5号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書について。

参考意見、僻地は1級から3級までである。小谷や八坂などが該当する。以前は基本給に対して8%加算されていた。現在は半分以下である。北安曇地域では、佐野坂より北への赴任の希望が少ない。池田松川は人気地でもある。教員を適切な場所へ配置するのは重要なことである。

意見、教師になる人が少なくなっているニュースを聞く。ブラック企業とも言われている。もっとへき地へ赴任される先生には手当を支給すべきである。

採決の結果、全会一致で採択。

意見書の提出、質疑なしで、採決の結果、全会一致で可決しました。

続いて、閉会中の継続調査について。

1、交流センター東側商業エリアの活用について。1、里山整備と有害鳥獣対策について。
1、花とハーブの町づくりについて。1、保小中一貫教育について。1、農業政策について。

以上、5項目を引き続き、継続調査とします。

意見、視察により一般質問等でも反映されてきている。

意見、意見書提出に向けて視察を引き続き、行っていければと思う。

以上で、振興文教委員会に付託された事件の報告を終わります。

他の委員に補足があればお願いいたします。

議長（矢口新平君） 他の委員に補足はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって振興文教委員会の報告を終了します。

以上で、各委員会の報告を終了します。

認定第1号より認定第6号まで及び議案第27号について、討論、採
決

議長（矢口新平君） 日程2、認定第1号より6号まで及び議案第27号を各議案ごとに討論、
採決を行います。

認定第1号 令和3年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

認定第1号を起立により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

議長（矢口新平君） 起立全員であります。

したがって、この原案は原案のとおり認定されました。

認定第2号 令和3年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を
行います。

まず、この件に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

認定第2号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第3号 令和3年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

認定第3号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第4号 令和3年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

認定第4号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第5号 令和3年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

認定第5号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第6号 令和3年度池田町水道事業会計決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

認定第6号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

議案第27号 令和3年度池田町下水道事業会計の余剰金処分及び決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第27号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第28号について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程3、議案第28号 池田町議会議員及び池田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第28号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第29号より議案第31号について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程4、議案第29号より第31号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第29号 池田町創造館条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

9番、和澤忠志議員

9番（和澤忠志君） 議案第29号に反対討論をいたします。

この条例は、創造館を指定管理に指定できる内容であり、町民の大事な財産である創造館を指定管理に出してもよいかは町民の合意が必要だと考えます。

今現在、町民の合意がないままの条例制定については、時期尚早だと判断いたしますので、この条例の制定には反対いたします。

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対する賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 反対討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第29号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第30号 池田町公共施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第30号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第31号 池田町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第31号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手多数であります。

したがってこの議案は原案の通り可決されました。

議案第32号より議案第36号について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程5、議案第32号より第36号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第32号 令和4年度池田町一般会計補正予算（第4号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第32号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第33号 令和4年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第33号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第34号 令和4年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第34号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第35号 令和4年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第35号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第36号 令和4年度池田町水道事業会計補正予算(第1号)について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長(矢口新平君) 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長(矢口新平君) これをもって討論を終了します。

議案第36号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢口新平君) 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

請願・陳情書について、討論、採決

議長(矢口新平君) 日程6、請願・陳情書について討論採決を行います。

請願第4号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書について討論を行います。

まず、この請願に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長(矢口新平君) 次に、請願に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長(矢口新平君) これをもって討論を終了します。

請願第4号を挙手により採決します。

この請願に対する振興文教委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢口新平君) 挙手全員であります。

したがって、本請願は採択と決定しました。

請願第5号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書について討論を行います。

まず、この請願に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この請願に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

請願第5号を挙手により採決します。

この請願に対する振興文教委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、本請願は採択と決定しました。

この際、暫時休憩とします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時45分

議長（矢口新平君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程の追加

議長（矢口新平君） お諮りします。

追加案件として議案3件、同意3件、発議2件が提出されました。

これを日程に追加して、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議案第37号について、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（矢口新平君） 追加日程1、議案第37号 令和3年度公共土木施設災害復旧事業第1号町道300号線道路災害復旧工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

提出者から提出理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第37号 令和3年度公共土木施設災害復旧事業第1号町道300号線道路災害復旧工事変更請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

現在、実施中の町道300号線道路災害復旧工事について、鉄筋挿入工の数量変更やかご枠工の延長を変更等に伴う契約変更で、変更後の契約金額は、1億4,953万4,000円であります。契約の相手方は、池田町大字会染7845-7、有限会社設備工業、代表取締役金森勝成氏であります。仮契約は9月15日付で締結しており、本議会の議決後、本契約とみなす予定であります。

以上、提案理由の御説明を申し上げます。御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

議長（矢口新平君） これをもって提案理由の説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対する賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第37号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第38号について、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（矢口新平君） 追加日程2、議案第38号 令和4年度池田町小学校電子黒板設置事業契約の締結についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

麩町長。

〔町長 麩 聖章君 登壇〕

町長（麩 聖章君） 議案第38号 令和4年度池田町小学校電子黒板設置事業契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、動産購入契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

本契約は、池田小学校及び会染小学校で使用する75型電子黒板を22台購入するもので、契約方法としては指名競争入札を実施し、契約金額は1,694万円であります。

契約の相手方は、松本市石芝4-2-52、株式会社マルマツ、代表取締役大久保哲氏であります。仮契約が9月15日付で締結しており、本議会の議決後本契約とみなす予定であります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

議長（矢口新平君） これをもって提案理由の説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第38号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第39号について、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（矢口新平君） 追加日程3、議案第39号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例及び池田町執行機関の附属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第39号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例及び池田町執行機関の附属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、両条例に、農業振興協議会委員を新たに追加するために改正するものであります。

農業振興協議会につきましては、担い手や作付品目等の課題を中心に、町の農業振興等について審議いただくものであります。人数は10人以内、任期は必要と認める期間です。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長（矢口新平君） これをもって提案理由の説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第39号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

同意第2号について、上程、説明、採決

議長（矢口新平君） 追加日程4、同意第2号 池田町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（麿 聖章君） 同意第2号 池田町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

本同意は令和4年3月31日付で1名欠員となっております池田町教育委員会委員に新しく小林崇浩氏を任命するに当たり、同意をお願いするものであります。

小林氏は昭和49年7月21日生まれの48歳、住所は池田町大字中鷓2650番地、職業は町内で歯科技工士をされている方であります。松本歯科大学衛生学院歯科技工士科を卒業後、歯科技工士の資格を取得され、28年間、歯科技工士のお仕事を続けておられます。

また、昨年は高瀬中学校のPTA会長を務められており、保護者の代表として様々な活動に御参加いただき、教育行政に対しても積極的に御協力をいただきました。また、長年、消防団活動にも御尽力いただき、ラッパ長として2期4年間、うち1期2年間は大北クラッパ長をお務めいただきました。地域活動、またボランティア活動を通して地域に大いに貢献されてまいっております。

人格識見とも優れている方でありますので、今回、新たに池田町教育委員会委員の同意をお願い申し上げる次第であります。

なお任期は本日令和4年9月21日から令和6年10月11日までの前教育委員の残任期間となります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御同意賜りますようお願いいたします。

議長（矢口新平君） これをもって提案理由の説明を終了します。

お諮りします。

本件は人事案件であるため質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

同意第2号を挙手により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

同意第3号について、上程、説明、採決

議長（矢口新平君） 追加日程5、同意第3号 池田町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 同意第3号 池田町農業委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会委員につきましては、農業委員会等に関する法律第8条の第1項の規定に基づき、農業に関する識見を有し、農地等の利用最適化推進等の職務を適切に行うことができる者のうちから、町長が議会の同意を得て任命することとなっております。

今回は、今年4月の農業委員の辞任に伴う欠員の補充の提案であります。

任命したい者は村山武氏、住所は大字会染3553番地、滝沢で、昭和27年9月25日生まれの農業者です。任期は令和4年10月1日から令和7年3月31日までであります。

以上、提案理由の説明といたします。御同意を賜りますようお願いいたします。

議長（矢口新平君） これをもって提案理由の説明を終了します。

お諮りします。

本件は人事案件であるため質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

同意第3号を挙手により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

小田切副町長の退席を求めます。

〔副町長 小田切 隆君 退席〕

同意第4号について、上程、説明、採決

議長（矢口新平君） 追加日程6、同意第4号 池田町副町長の選任についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 同意第4号 池田町副町長の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

副町長の選任につきましては、地方自治法第162条の規定により議会の同意をいただくことになっております。

このたび副町長、小田切隆氏が、令和4年9月30日をもって任期満了となるため、再任しようとするものであります。任期は令和4年10月1日から4年間であります。

小田切氏は昭和34年10月12日生まれで、現在62歳であります。最終学歴は県立豊科高校で、昭和53年4月池田町役場に入庁され、平成22年からは管理職として会計課長、住民課長、福祉課長、企画政策課長を歴任し、現在に至っております。豊富な経験と人望があり、今後の町づくりをする上で適任者と考えますので、御提案申し上げる次第であります。

以上、提案理由の説明といたします。御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（矢口新平君） これをもって提案理由の説明を終了します。

お諮りします。

本件は人事案件であるため、質疑、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

同意第4号を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者 起立〕

議長（矢口新平君） 起立少数でございます。

議長（矢口新平君） したがって、同意第4号は同意しないことに決定しました。

小田切副町長の復席を許可します。

〔副町長 小田切 隆君 復席〕

議長（矢口新平君） 小田切隆氏に申し上げます。

ただいまの池田町副町長の選任については、これに同意しないことに決定いたしました。

発議第6号について、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（矢口新平君） 追加日程7、発議第6号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

2番、大厩美秋議員。

大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） 発議第6号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書について。

「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書を別紙のとおり提出します。

提出者、池田町議会議員、大厩美秋。

賛成者、池田町議会議員、横澤はま。同じく、大出美晴。同じく、矢口稔。同じく、服部久子。

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、総務大臣様、文部科学大臣様宛て。

「さらなる少人数推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書。

説明を省略し、記以下を読み上げます。

1、どの子にも行き届いた教育をするため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること、また、複式学級の学級定員を引き下げること。

2、教育の機会均等とその水準の維持向上のために、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年9月21日、長野県池田町議会、議長名。

議長（矢口新平君） 賛成者において、補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 補足なしと認めます。

これをもって説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

発議第6号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第7号について、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（矢口新平君） 追加日程8、発議第7号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

2番、大厩美秋議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

2 番（大厩美秋君） 発議第 7 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書について。

へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書を別紙のとおり提出いたします。

提出者、池田町議会議員、大厩美秋。

賛成者、池田町議会議員、横澤はま。同じく、大出美晴、同じく矢口稔。同じく、服部久子。

長野県知事様。県議会議長様宛て。

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書。

説明を省略し、記以下を読み上げます。

1、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給率を、へき地における教育の機会均等と教育水準の向上を図るため、都市部との格差いわゆる相対的へき地性が一層拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の水準に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和 4 年 9 月 21 日、長野県池田町議会、議長名。

議長（矢口新平君） 賛成者において補足の説明がありますか。

〔 「なし」 の声あり 〕

議長（矢口新平君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔 「なし」 の声あり 〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔 「なし」 の声あり 〕

議長（矢口新平君） この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

発議第7号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

福祉総務委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議長（矢口新平君） 追加日程9、福祉総務委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件についてを議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち、池田町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

総務福祉委員会について、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、総務福祉委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

続いて、お諮りします。

振興文教委員会について、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、振興文教委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

日程の追加

議長（矢口新平君） お諮りします。

議会運営委員会より、閉会中の所掌事務の調査の申出書が提出されました。

これ日程に追加し、議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題にすることに決定しました。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（矢口新平君） 追加日程10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について、議題とします。

議会運営委員会から池田町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

議長（矢口新平君） お諮りします。

議員派遣の件について日程に追加し、議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議員派遣の件

議長（矢口新平君） 追加日程11、議員派遣の件について議題とします。

この件については、池田町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配付した資料のとおりです。

現時点では派遣の予定がありませんが、次期定例会までに急を要する場合は、池田町議会会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しますので申し添えます。

町長あいさつ

議長（矢口新平君） 甕町長より発言を求められていますので、これを許可します。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 9月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

9月5日から本日までの17日間にわたる長い会期の定例議会、大変御苦労さまでございました。提案いたしましたそれぞれの案件につきまして、慎重に御審議をいただき、一部を除き、原案どおり認定及び御決定いただき、誠にありがとうございました。

本定例会の審議の中でいただきました御意見や御指摘は、今後の行政執行の中で生かしていくよう努力してまいります。

令和4年度の事業執行も上半期が終了し、下半期の執行となります。計画された行政事務事業に職員一丸となって取り組んでまいります。

このたびの台風14号は、最大最強と言われ、各地に大きな被害をもたらしました。亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

定例会が終わりますと、総合計画後期見直し、また新年度予算算定に入っております。

財政状況を見極めながら、安定した財政が見込めるような計画策定に取り組んでまいります。

朝夕はだいぶ涼しくなってきました。体調管理も難しい季節ではありますが、議員各位にはくれぐれも健康に留意され、健康で御活躍されることを御祈念申し上げます。

定例会の閉会に当たり一言申し上げます、御礼のごあいさつといたします。

誠にありがとうございました。

閉議の宣告

議長（矢口新平君） 以上をもちまして、本日の日程と、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

議長あいさつ

議長（矢口新平君） 閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は、9月5日より本日までの17日間にわたり、令和3年度一般会計並びに各特別会計決算の認定、令和4年度各会計の補正予算等の重要案件を慎重かつ熱心に御審議いただき、議員並びに理事者関係職員の御協力によりまして、順調な議会運営ができましたこと、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（矢口新平君） 以上をもちまして、令和4年9月池田町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後 零時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年9月21日

議 長 矢 口 新 平

署 名 議 員 横 澤 は ま

署 名 議 員 和 澤 忠 志